

平成30年度

国の施策及び予算に対する
東京都の提案要求

平成29年6月



東京都

このたび、平成30年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめました。

大臣及び各省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

平成29年6月

東京都

目次

事 項 名		頁
平成30年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）		1
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会に係る要望事項について		2
1 地方分権改革		3
1 分権型社会の実現	《一部》(最重点5)	4
2 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全		11
1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全		12
3 行財政改革		17
1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進	(最重点5)	18
2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保		19
3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し		20
4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等		22
5 財政上の不合理な措置の是正		24
6 地方税収納金整理資金制度の創設		26
7 地方法人課税の分割基準の適正化		27
8 社会保障・税番号制度について		29
9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置		31
10 自動車関係税の充実確保		32
11 固定資産税制の改革		34
12 自治体情報セキュリティクラウドの推進について		36
13 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【新規】	(最重点2)	37
14 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化【新規】	(最重点5)	39
4 災害対策		41
1 首都直下地震対策の具体的な推進	(最重点1)	42
2 帰宅困難者対策の推進	(最重点1)	44
3 緊急地震速報の改善		46
4 災害医療体制の充実		48
5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立		50
6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方		53
7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化		54
8 国土強靱化の推進	(最重点1)	55
5 都市整備		57
(1) 都市づくり・防災		
1 建築物の耐震化の推進	(最重点1)	58
2 木造住宅密集地域の整備促進	(最重点1)	63
3 総合的な治水対策の推進	《一部》(最重点1, 3)	68
4 高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進	(最重点1)	90
5 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	(最重点1)	92
6 大規模水害対策の推進		93
7 ライフライン施設の耐震化などの推進		95
8 羽田空港の液状化対策の推進		96
9 長周期地震動対策の推進		97
10 ハッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等		98
11 下水道事業に対する交付制度の拡充		101
12 水の有効利用の促進		110
13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備	(最重点4)	112
14 不法係留船対策の推進	(最重点1, 3)	113
15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	(最重点3)	115
16 市街地の開発に係る諸事業の推進	《一部》(最重点1, 3)	116
17 大都市圏における地籍調査の推進		121
18 既存住宅ストックの活用促進	(最重点1)	122
19 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	(最重点1)	125
20 都営住宅ストックの有効活用【新規】		129
21 大都市補正の適用地区拡大		132
22 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正		133

事 項 名		頁
23	公共事業推進のための行政代執行法の改正	135
24	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	136
25	東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり	138
26	首都移転の白紙撤回	140
27	ヘリサインの整備推進	141
28	鉄道施設の耐震化の推進	143
29	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	145
30	私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	147
31	浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実	150
32	防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正	154
(2)道路・鉄道		
33	外かく環状道路の早期完成 (最重点3)	156
34	高速道路網の整備推進及び有効活用等 《一部》(最重点1, 3)	158
35	国道等の整備推進 《一部》(最重点3, 4)	163
36	道路・橋梁事業の推進 《一部》(最重点1, 3, 4)	166
37	鉄道駅のバリアフリー化の推進 (最重点2, 4)	183
38	都市鉄道ネットワーク等の強化	185
39	BRT整備推進のための制度の創設・拡充 (最重点3)	187
40	都市高速鉄道整備の充実・強化	189
41	連続立体交差事業の推進 (最重点3)	194
42	踏切対策推進のための制度の創設・拡充	196
43	交通結節点における施設整備助成の拡充	197
44	I T Sを活用した高度な交通対策の一層の推進	198
45	無電柱化事業の推進 《一部》(最重点1, 3)	199
(3)基地対策・空港・港湾		
46	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 《一部》(最重点3, 4)	203
47	首都圏新空港の調査検討の推進	209
48	米軍基地対策の推進	211
49	小笠原諸島への航空路開設の推進	217
50	物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進 (最重点3)	219
51	大型クルーズ客船ふ頭の整備推進 (最重点3)	222
52	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	223
53	震災にも強い東京港の機能強化 (最重点1)	224
54	民有港湾施設の適切な維持管理の推進	225
55	島しょ港湾等の整備促進	226
56	東京港の新海面処分場の財源確保	227
57	島しょ港湾等の防災対策の推進 (最重点1)	228
6 環境・エネルギー		229
1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 (最重点3)	230
2	水素社会の実現に向けた着実な取組 (最重点3)	234
3	気候変動対策の推進 《一部》(最重点3, 4)	237
4	ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進	250
5	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	251
6	公園整備事業等の推進 (最重点1)	253
7	都市再生推進のための国有財産の活用	257
8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	260
9	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	261
10	道路環境対策の推進 (最重点3, 4)	266
11	微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	268
12	市街地土壤汚染対策の推進	270
13	廃棄物・リサイクル対策の拡充	272
14	森林循環促進に向けた施策の拡充	275
15	東京湾の水質改善対策の促進	277
16	食品ロス削減施策の推進 (最重点3)	278
7 福祉・保健・医療		281
1	少子社会対策の推進 (最重点2)	282

事 項 名		頁
	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	287
	3 高齢社会対策の推進	《一部》(最重点2) 293
	4 医療保険制度の改革等	307
	5 障害者施策の推進	311
	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	325
	7 保健医療施策の推進	《一部》(最重点2) 329
	8 ウイルス肝炎対策の強化	355
	9 新興・再興感染症対策の充実	357
	10 健康危機管理体制の充実	360
	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備	366
	12 乳児用液体ミルクに関する規定整備	(最重点1) 368
8	生活・産業	369
	1 国際金融都市・東京の実現【新規】	(最重点3) 370
	2 経済連携協定（EPA）に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実	371
	3 地方消費生活行政の財源確保	373
	4 文化政策の推進	374
	5 MICE推進施策の抜本的な強化	(最重点3) 376
	6 統合型リゾート（IR）に必要な法整備等の確実な実施	378
	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充	(最重点3) 380
	8 ベンチャー企業の支援の拡充	382
	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	383
	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	(最重点3) 385
	11 ウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス）の緊急防除	387
	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	(最重点2) 388
	13 非正規労働者に対する支援の強化	391
	14 障害者の就業支援策の一層の充実	(最重点2) 395
	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	397
	16 情報通信網の整備促進	399
	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	400
	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	(最重点2) 401
	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	(最重点3, 4) 402
	20 安全・安心な旅行業務の推進	405
	21 国内の水道事業体への支援【新規】	407
	22 企業による保育施設設置への支援【新規】	408
9	スポーツ・青少年・教育	409
	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	(最重点2, 3, 4) 410
	2 スポーツ振興事業の推進	413
	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充	426
	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	430
	5 私立学校助成の拡充	432
	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	434
	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定	436
	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	438
	9 いじめ問題等に対する取組の充実	439
	10 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化、不登校特例校の拡充等	441
	11 学校における働き方改革の実現【新規】	(最重点2) 443
	12 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】	444
10	治安対策	447
	1 首都東京を守るテロ対応力の強化	《一部》(最重点1, 4) 448
	2 サイバー攻撃対策の強化	(最重点1, 4) 452
	3 総合的な治安対策の充実・強化	《一部》(最重点1, 2, 3) 454
	4 再犯防止のための対策の充実【新規】	468
	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】	469
参 考	1 省庁別提案要求事項一覧	471
	2 所管局別提案要求事項一覧	477
	3 提案要求先省庁所管課一覧	483

平成30年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）

最 重 点 事 項

1	「セーフ シティ」の実現～もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京～ ○ 無電柱化事業の推進、臨港道路等の無電柱化 ○ 木造住宅密集地域の整備促進、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 ○ 乳児用液体ミルクに関する規定整備 ○ 総合的な治安対策の充実・強化 ○ 島しょ港湾等の防災対策の推進 など
2	「ダイバーシティ」の実現～誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京～ ○ 子供・子育て支援における施策の充実、待機児童解消に向けた支援の充実 ○ 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進 ○ 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【新規】、学校における働き方改革の実現【新規】 ○ 障害者の就業支援策の一層の充実 ○ 鉄道駅のバリアフリー化の推進 ○ 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し ○ 受動喫煙防止対策の推進 など
3	「スマート シティ」の実現～世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～ ○ 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施、LED照明等の高効率照明の普及促進 ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大、水素社会の実現に向けた着実な取組 ○ 食品ロス削減施策の推進 ○ 国際金融都市・東京の実現【新規】 ○ 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 ○ 外国人旅行者の受入環境整備の拡充 ○ 外かく環状道路の早期完成、羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 ○ 市街地の開発に係る諸事業の推進 ○ 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進 ○ 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善 など
4	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功 ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援 ○ 首都東京を守るテロ対応力の強化、サイバー攻撃対策の強化 など
5	地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進 ○ 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進 ○ 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進 ○ 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化【新規】

	重点事項	うち最重点事項	うち新規重点事項
平成30年度前期提案要求（H29.6）	148	54	10
平成29年度前期提案要求（H28.6）	138	43	7

※最重点事項は、重点事項のうち、特別に知事が国に強く働きかける事項

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会に係る要望事項について

1 東京2020大会に向けた国と都の連携について

東京2020大会に向けて、国と開催都市である都とのより密接な連携に資するため、平成26年1月31日、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会」（平成27年7月24日に会議名称を変更）を開催し、大会の成功のため財政支援を含めた国の協力を要請した。

これを踏まえ、より具体的な検討を行うため、平成26年3月27日に幹事会を設置し、現在、9項目26施策について、平成30年度予算における確実な措置等に向け、都と関係府省庁との間で具体的な協議を進めている。

2 要望事項(9項目26施策)【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会 第7回 幹事会(平成29年4月26日開催)】

項目 番号	施 策
1	競技会場の整備等
	競技会場の整備
	安定的な大会運営
	競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
	競技会場周辺の防災対策の強化
2	輸送手段の整備
	三環状道路の整備及び利用しやすい料金体系の構築
	会場周辺道路・公共交通機関の整備
	拠点駅周辺の基盤整備
	羽田空港の機能強化
	大型クルーズ客船ふ頭の整備
3	交通機関や公共空間のバリアフリー化
	鉄道のバリアフリー化
	道路のバリアフリー化
4	テロ対策など治安対策等の強化
	治安の維持向上
	首都東京を守るテロ対応力の強化
	防災・危機管理体制の強化
5	外国人旅行者の受入体制の整備
	快適な滞在環境の整備
6	大会開催都市にふさわしい環境の整備
	大会開催に向けた緑化の推進
	大会開催に向けた環境施策の推進
7	スポーツ・教育・文化の振興
	スポーツ施設の整備等
	オリンピック・パラリンピック教育の推進
	文化プログラムの推進
8	日本の技術力の発信と成長機会の獲得
	水素エネルギー利活用の推進
	大会を契機とした経済活性化
9	パラリンピック競技大会に向けた競技会場の整備等
	競技会場の整備及び安定的な大会運営
	障害者スポーツの振興
	鉄道のバリアフリー化(再掲)
	道路のバリアフリー化(再掲)

※ これらの要望事項は、東京2020大会に向けて完了を目指す事業だけでなく、取組を加速させていく事業を含めて整理している。

1

地方分権改革

1 分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 総務局・財務局・主税局)

- (1) 「新しい東京」の実現に向けて改革を推し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲するとともに、地方税財源の充実・強化を図ること。

<現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成26年度に導入された「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税收比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

<具体的要求内容>

- (1) 「新しい東京」の実現に向けて、東京が抱える課題の解決や東京の更なる成長創出に資する施策を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定すること。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方自治体からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無に限らず、既存事務との一体的処理による効率性、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視すること。

なお、提案件数が減少傾向にあることから明らかなように、本制度には問題点があることを踏まえて、地方自治体がより活用しやすいものとなるよう、制度の見直しを図っていくこと。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲すること。また、国と地方の
税収比率と歳出比率の乖離^{かい}を解消するために、地方税財源を充実・強化すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

参 考

○三次にわたる一括法の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方が果たすべき役割が更に高まることは明らかであり、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた上で、役割と権限に見合った財源を確保していく必要がある。

しかし、歳出の比率が国4：地方6である一方、国民が負担する租税収入の比率は国6：地方4と逆転した状況となっている。

本来目指すべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実強化を図るべきである。

また、地方交付税の持つ財源保障機能や財源調整機能をより適切に発揮させていくことも重要であり、地方交付税の法定率を引き上げるとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、国から地方への税源移譲を推進すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。

- (3) 地方の実態を踏まえた適正な財政需要に基づき、必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

3 地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

<現状・課題>

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

4 国直轄事業負担金の更なる改革

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局・財務局・建設局・港湾局)

- (1) 計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
- (2) 地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

<現状・課題>

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
- (2) 地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアースの資源調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。

国は、平成25年度より、新たな海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価としてとりまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥の資源調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

尖閣諸島もまた、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を図ろうとした。都がこの基本方針を打ち出した後、これに賛同する約10万4千の方々から14億円を超える寄附金が寄せられた。

同年9月、都は洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

その後、島々は国の所有となった。その活用は国において行われるべきもので

あることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるように、平成25年3月、尖閣諸島活用基金を設置した。

国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ② 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ③ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。
特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

（２）南鳥島近海のレアアース開発等の推進

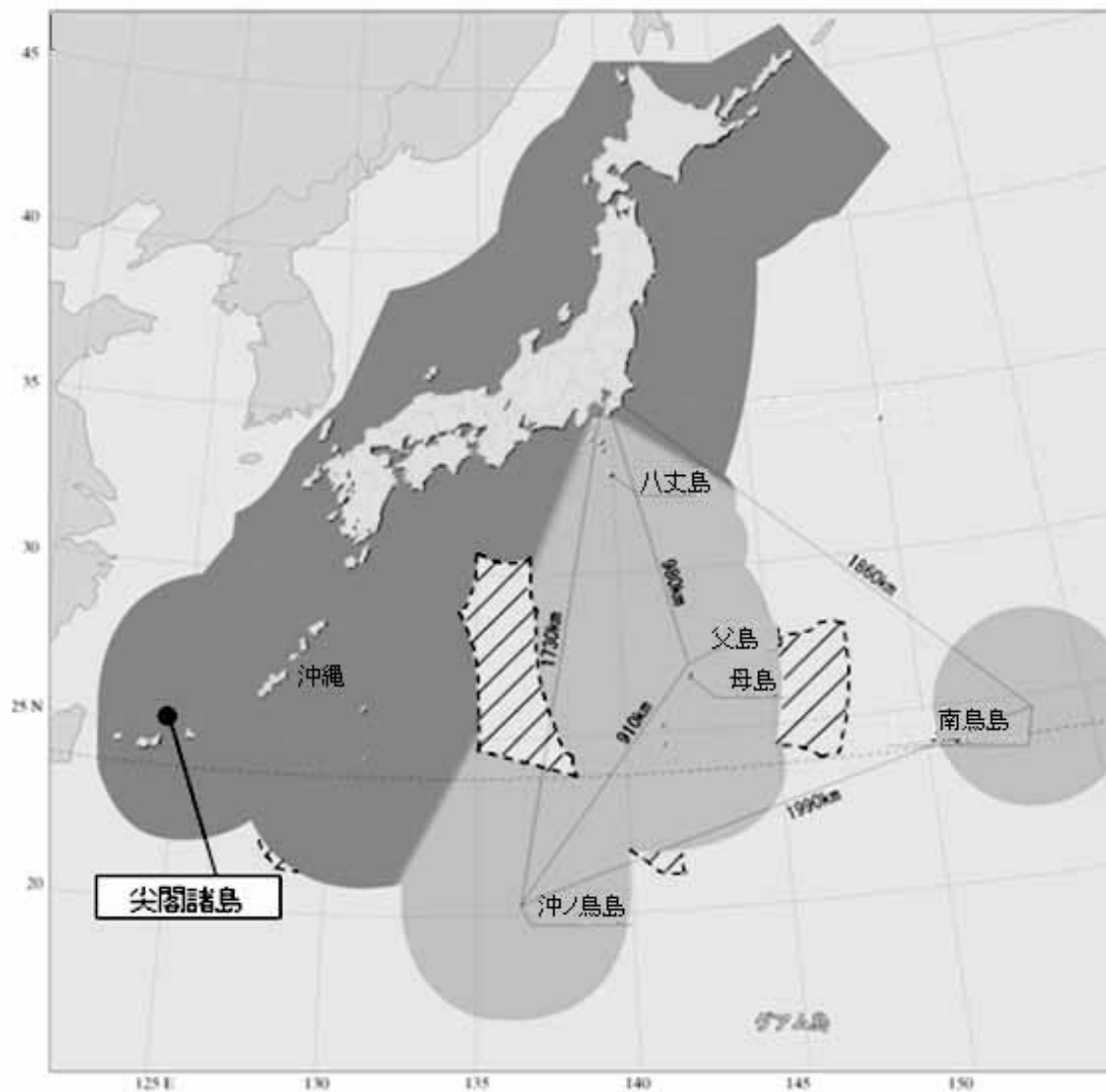
- ① 南鳥島近海のレアアース泥の資源量等調査を、経済産業省や文部科学省等の関係省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアースの開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

（３）尖閣諸島の戦略的活用の実施

- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。
- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

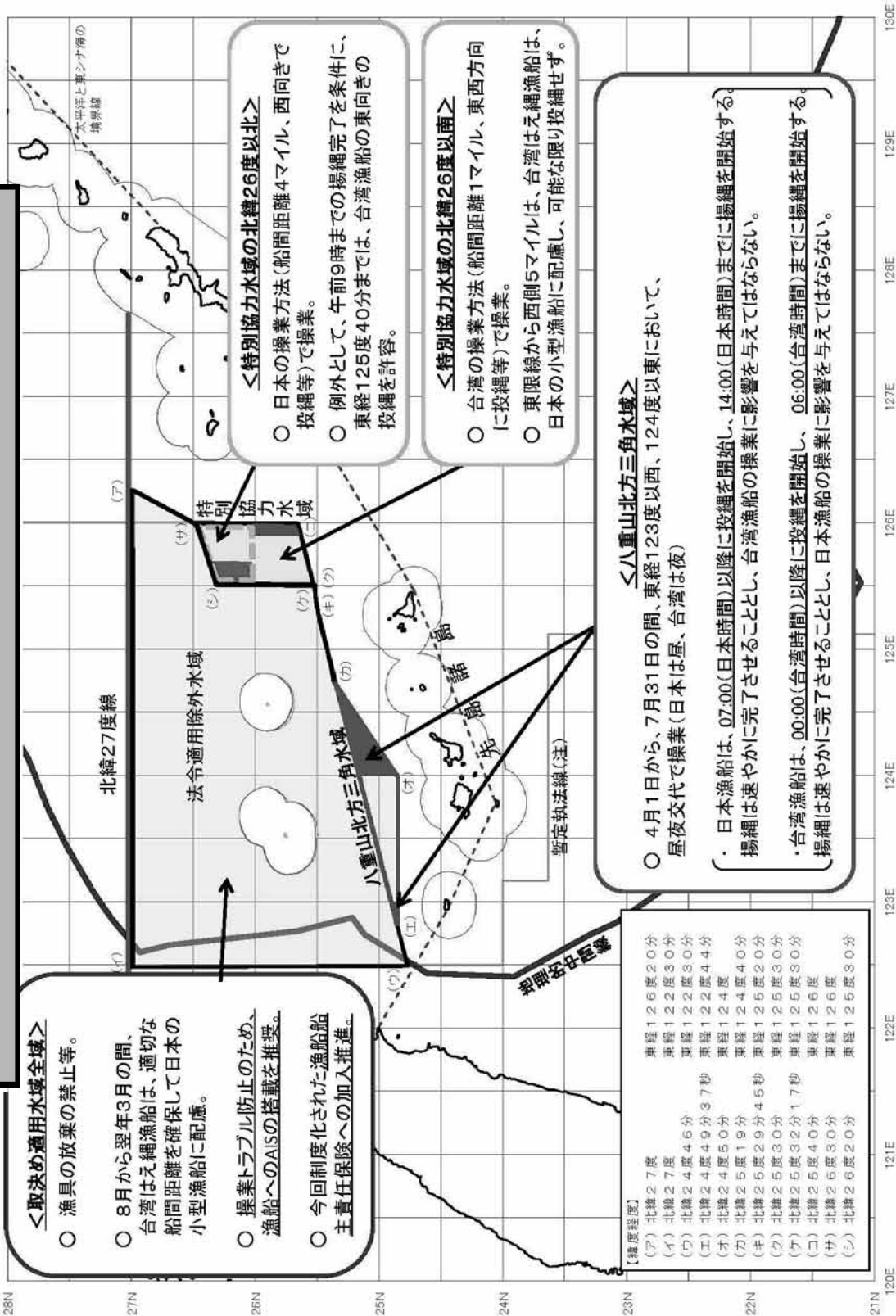
参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- 〰 日本延長大陸棚（平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分）

日台民間漁業取決め関係水域



(注)台湾が自らの専管の水域であるとして一方時に引いたラインであって、我が国が認めたものではない。

- 「法令適用除外水域」とは、日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域
- 「特別協力水域」とは、法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域

3

行財政改革

3
行
財
政
改
革

1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築 に向けた改革の推進

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

<現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとされている。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとされている。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものである。今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

２ 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げの場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成２８年度税制改正では、成長志向の法人税改革の一環として、法人実効税率が２９．７４パーセントまで引き下げられることとなったが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げの場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されておらず不合理な制度となっている。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
14年度	301億円	157億円
15年度	244億円	127億円
16年度	290億円	151億円
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度見込	158億円	87億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52％、19年度以降…55％

4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、消費税率引上げの意義を踏まえ、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てるとされた。この社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われている。

そのため、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義は希薄化することとなる。

加えて、消費税率10%への引上げが再延期されたことから、引上げまでの間、社会保障の充実等に充てるべき財源が失われてしまう。国は、税率の引上げを再延期しても、可能な限りの社会保障の充実を実施するとしているが、その費用については、地方に負担を転嫁することなく、国の責任で財源を措置することが必要不可欠である。

また、引上げと同時に導入される軽減税率制度による減収分についても、財源が確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになる。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責

任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。また、社会保障の充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

あわせて、その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にそのあり方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
地方自治体に対する財源措置に当たっては、全ての地方自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

5 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、または②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、東京都は②による譲与制限を受けている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 21年度より、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方揮発油譲与税	45	41	44	42	40
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7
そ の 他	0	31	306	-	0
合 計	45	73	351	42	41

※ 27年度までは決算ベース、28年度及び29年度は当初予算ベース。

6 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

7 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するように、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
減収額	2,113	1,060	885	930	1,038	1,297	1,405	1,779	2,044	1,856

(注)平成28年度は補正後予算ベース、平成29年度は当初予算ベース。
平成20年度より、法人事業税の一部が国税化されている。

8 社会保障・税番号制度について

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 総務局・生活文化局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの構築・改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、新たな費用負担が生じている。これらに加え、情報連携の開始以降も、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、制度の運用においては、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公

益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

＜具体的要求内容＞

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの構築・改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う 地方自治体への財源措置

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う、本来国が負担すべき地方自治体の税収減分について、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

ふるさと納税制度は、納税の大切さ、ふるさとの大切さの再認識、自治意識の進化に役立つという意義から、都道府県・市区町村に対する寄附について、国税である所得税と地方税である個人住民税から控除される制度として、平成20年度に創設された。

平成27年度税制改正において、控除限度額の引上げと控除申請の簡素化の仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例）が創設された。この特例が適用される場合には、本来、国税である所得税から控除すべき税額が、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除され、税収減については地方交付税により補填することとされた。しかし、地方交付税の不交付団体は減収補填が受けられないため、本来、国が負担すべき税収減が、地方自治体へ転嫁されている。

<具体的要求内容>

「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う、本来国が負担すべき地方自治体の税収減分について、全ての地方自治体に財源を措置すること。

10 自動車関係税の充実確保

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 主税局・財務局)

(1) 車体課税を見直す場合には、社会的コストを発生させている自動車の所有者に対して一定の負担を求める見地から、現在の税収規模を維持すること。

(2) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時である平成31年10月に廃止することとされたが、その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入により一部が補填されるものの、十分な代替財源が確保されていない。

さらに、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされている。

自動車の使用は、道路施設の利用、交通行政サービスの享受、環境負荷の発生等を伴うものである。とりわけ、道路施設については新たな建設だけではなく、維持・更新の必要性が増している。

このため、地方自治体がそれらの対応に要する社会的コストについては、自動車の所有者に一定の負担を求める車体課税として、安定的に確保することが不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すべきである。

<具体的要求内容>

(1) 車体課税を見直す場合には、社会的コストを発生させている自動車の所有者に対して一定の負担を求める見地から、現在の税収規模を維持すること。

(2) 燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

参 考

【「平成２９年度与党税制改正大綱」（平成２８年１２月８日）より抜粋】

第一 ５ 車体課税の見直し

平成３１年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

【自動車関係税の都における収入額】

（単位：億円）

税 目	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
自動車税	１，０８７	１，０６８	１，０５６	１，０４６	１，０４５
自動車 取得税	１９０	９２	１３８	１３９	１３６
軽油引取税	４２０	４１２	４０９	４０５	４０３
地方揮発油 譲与税	２２	２１	２２	２１	２０

（注）平成２８年度は地方揮発油譲与税を除いて補正後予算、地方揮発油譲与税は当初予算

（注）平成２９年度は当初予算

（注）軽油引取税について法定目的税として収入した額は除く

1 1 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。

(2) 家屋、とりわけ大規模な事業用建築物の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

<現状・課題>

土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、全国的には負担水準の均衡化は相当程度進展してきているが、地価の状況については、都市部では上昇を続ける反面、地方圏では下落しているなど、自治体ごとに異なっている。

また、家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途が複合的で大規模な事業用建築物を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。このような建物は他の大都市でも建築されていることなどから、こうした課題は、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

都は、これらの課題を解決するため、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法の確立に向けて「固定資産評価に関する検討会」を設置した。当該検討会の検討結果を踏まえ、都として新たな評価方法について、国に提言を行ったところである。

<具体的要求内容>

(1) 土地の税負担の在り方を検討する際には以下のとおり適切に対応すること。

① 負担調整措置や各種特例などについて検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。

② 商業地等の税負担を緩和するため、商業地等の条例減額制度を継続すること。また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、住宅用地等の条例減額制度を継続すること。

(2) 家屋、とりわけ大規模な事業用建築物の評価について、都の提言内容を活用し、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

(1) 土地に係る税負担の在り方

【「平成27年度与党税制改正大綱」（平成26年12月30日）より抜粋】

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅳ 固定資産税

今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、商業地等の負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じ、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要となると考えられる。（中略）

これらを踏まえ、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

【「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成26年12月19日）より抜粋】

第二 平成27年度地方税制改正等への対応

4 固定資産税のあり方

(1) 固定資産税に関する負担調整措置等

制度改正による急激な税負担の増加には配慮する必要があるが、住宅用地特例や、商業地等の課税標準の上限（評価額の70%）のあり方等を含め、市町村の重要な基幹税源である固定資産税の充実を図るための議論を進めていくことが重要である。

【「平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成28年11月18日）より抜粋】

第二 平成29年度地方税制改正等への対応

3 固定資産税のあり方

(2) 土地に係る負担調整措置

商業地等については、今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じる。このため、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要である。

(2) 大規模な事業用建築物の評価

【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成29年4月24日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であるとする。

1 2 自治体情報セキュリティクラウドの推進について

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都ではこれまでも東京都サイバーセキュリティポリシーに基づき、関係組織と緊密な情報共有を行いながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。また、区市町村においても同様にそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じているところであり、現状では、都道府県が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。しかし、今回の国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、運用を開始したところである。

国は、自治体情報セキュリティクラウドの構築に当たり、その負担の一部について財源措置を行ったが、財政措置の対象は、構築に対する経費に限定されている。

また、セキュリティ対策については、社会情勢やIT技術の進歩等に伴い、脅威も変化していくため、自治体情報セキュリティクラウドの構築後も新たな脅威に対応するための機能追加を含めシステムの維持管理やリプレース等の多大な後年度負担が発生するものである。については、これらのシステム経費に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を早急に措置することが不可欠である。あわせて、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

1 3 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

公務員の働き方改革を加速させるため、弾力的なフレックスタイム制など、民間企業に導入可能な諸制度を、地方公務員にも導入できるようにすること。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。例えば、労働基準法では、始業、終業の時刻を労働者の決定に委ねるフレックスタイム制や一年を単位とした変形労働時間制が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

今後、「働き方改革」をさらに加速していくためには、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの100パーセントの力を引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、一年単位の変形労働時間制や弾力的なフレックスタイム制など、民間企業に導入可能な諸制度について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 弾力的なフレックスタイム制等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の三 (抜粋)

使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、… (略) …労働させることができる。

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。 (略)

1 4 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた 精緻化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 地方消費税の清算基準について、制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化を図ること。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的とした不合理な見直しは行わないこと。

<現状・課題>

地方消費税は、製造、卸売等に係る各取引段階において、税務署を通じて、その所在する都道府県に一旦払い込まれるが、税の最終負担者は消費者であり、税収はその最終消費地である都道府県に帰属されるべきであることから、各都道府県の消費に相当する額に応じて税収を配分するための基準として、清算基準が設けられている。

清算基準については、地方消費税の創設以来、消費指標として、商業統計調査等の「統計」を基本とし、それにより把握できない部分については、消費代替指標として、「人口」と「従業者数」が用いられているが、平成29年度税制改正においては、統計調査の更新に合わせて、人口の比率を高める見直しが行われた。

さらに、平成29年度与党税制改正大綱においては、平成30年度税制改正に向け、清算基準について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討することが明記されており、全国知事会からは、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、人口を重視すべきとの提言が出されている。

統計により把握できない部分を補うために用いられる指標にすぎない人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが、こうした見直しは、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに大きく逆行するものである。

<具体的要求内容>

- (1) 清算基準について、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的として、消費代替指標である人口の比率を引き上げるなど、不合理な見直しは行わないこと。

参 考

【平成 2 9 年度税制改正の概要】

指標		改正前		改正後		
		対象統計	割合	対象統計	割合	(参考) 都シェア※
消費指標	小売年間販売額	(平成19年) 商業統計調査	75%	(平成26年) 商業統計調査	75%	12.47%
	サービス業対 個人事業収入額	経済センサス 活動調査		経済センサス 活動調査		16.98%
消費代替指標	人口	国勢調査	15%	国勢調査	<u>17.5%</u>	10.63%
	従業者数	経済センサス 基礎調査	10%	経済センサス 基礎調査	<u>7.5%</u>	15.63%
清算基準に基づく 都シェア※		14.01%		13.81%		

※小数点第三位以下の数値を四捨五入したものを表示している。

【平成 2 9 年度税制改正に伴う都税収入影響額】

▲ 9 2 億円（平成 2 9 年度当初予算ベース）

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を実施するなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。平成26年3月には、同法に基づく緊急対策区域・首都中枢機能維持基盤整備等地区が指定され、前者には東京都の全区市町村が、後者には東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区が含まれることとなった。

また、同じく3月には、同法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成27年3月には、今後10年間で達成すべき減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めることを内容とする基本計画の変更がなされた。この変更に伴い、具体的な目標と、目標達成に係る所管省庁が明確となったが、依然として当該目標達成に向けて事業を具体的に実施する主体が明確になっていない。さらに、この法では、緊急対策区域に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画（以下「地方計画」という。）を作成することができるとされているが、現時点では地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

平成28年熊本地震の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送及びり災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。首都直下地震に関しても、これらの課題解決に向けた具体的な取組が求められている。

また、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点と成り得る地域を対象に、既存の庁舎、設備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など

首都圏内の拠点を活用すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3, 500 万住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画において「政府が講ずべき措置」として掲げられている対策に限らず、国が責任を持って防災力の更なる強化のための施策を着実に実施していくこと。
- (2) 首都直下地震対策特別措置法で定められている地方計画、首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画などの中に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を実施すること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 帰宅困難者対策の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）では、帰宅困難者は約517万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月より「東京都帰宅困難者対策条例」を施行したところであるが、対策はまだ道半ばである。

特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者または管理者などに対し、利用者の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる

場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。

(3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。

① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。

② 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。

③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。

④ 一時滞在施設の確保を図ることを目的に実施される災害時拠点強^{じん}靱化緊急促進事業において、その対象区域を政令指定都市若しくは特別区の主要駅の周辺又は中核市、特例市、若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺とする区域に限定しているが、この要件を緩和し、全ての市の中心駅の周辺を事業対象区域とすること。

⑤ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

(4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。

(5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（平成 29 年 1 月現在）

【施設数】874 所（国等 21、都立 199、区市町村 232、民間 422）

【受入人数】約 30 万人※

（国等 約 0.8 万人、都立 約 7 万人、区市町村 約 8.8 万人、民間 約 13.7 万人）

※92 万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者）に対し、約 32.6%

3 緊急地震速報の改善

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震については切迫性が高く、政府の地震調査委員会によれば、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセント程度と推定されている。

また、平成25年12月に中央防災会議が発表した首都直下地震の被害想定では、死者最大約2万3千人、経済的被害約95兆円と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にP波とS波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね30km以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成26年度に打ち出し、技術的・設備的改良を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

<具体的要求内容>

気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされている。

新しい観測技術の導入や新たな観測網データの取り込みなどにより、今後緊急地震速報の精度向上と時間短縮が期待される。しかし、時間的猶予の少ない首都直下地震については、被害軽減に向け都内に対しより迅速で正確な速報発表を行うため、国において下記の施策を強化・推進すること。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

参 考

(1) 緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の2種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度 4 以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度 3 以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード 3.5 以上と推定されたとき等に発表する。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成 19 年 10 月 1 日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第 11 条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後気象業務法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成 19 年 12 月 1 日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、NHK に放送の義務がそれぞれ規定された。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

4 災害医療体制の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援の在り方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

<現状・課題>

都はこれまで、災害対策基本法に規定する東京都地域防災計画に基づき災害拠点病院として80病院を指定するとともに、救命救急センター等25病院に東京DMATを整備し、1000人を超える隊員の養成を行い、震災のみならず、都市型災害等の大規模災害に対応できる体制整備を進めてきた。

また、医療救護活動の統括、調整を行う「東京都災害医療コーディネーター」を選任するなど、都独自の体制を整備するほか、東日本大震災における教訓を踏まえ設置した「東京都災害医療協議会」の検討結果に基づき、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、全ての病院の役割分担を明確にするなど、地域ごとの連携体制の整備を進めている。

一方、国においては、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告を踏まえ、平成24年3月21日付けで「災害時における医療体制の充実強化について」(厚生労働省医政局長通知)を発出して衛星通信回線の確保や業務継続計画(BCP)の作成、医療関係団体との協定などを示したが、整備に必要な具体的な方法や新たな財政支援策が明示されていない。

また、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告では、被災地外から参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保、関係機関の連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援など、災害医療体制の整備における国の役割や責任も明らかになっていない。

特に、DMATについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京DMAT活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるDMAT活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置することとし、都に対しては都内3か所の候補地にSCUを設置するよう求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)及び陸上自衛隊立川駐屯地の3か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した患者搬送、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、国の通知を受け、都は広域災害救急医療情報システム（E M I S）への全病院登録を進めている。災害時に医療機関が被災状況等の入力迅速に行うためには、入力内容や操作等に関する研修を行う必要があるが、国は都道府県担当者に対する研修しか実施していない。

<具体的要求内容>

- （１）災害拠点病院における災害時用の通信回線やライフラインを維持するための施設整備に加え、一般医療機関が医療提供体制を確保できるよう、防災マニュアルや事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に対して財政支援を行うこと。
- （２）災害医療体制の充実に向け、全国からDMA Tなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について国の役割と責任を明確化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、熱傷をはじめ災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実に努めること。
- （３）広域的に被災地支援を行うDMA T活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底して、広域的に被災地支援を行うDMA T隊員の安全性を十分に確保すること。
- （４）東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置運営できるように、内閣府と調整すること。
- （５）東日本大震災を踏まえ、国が主体となって、災害時における船舶の活用や診療記録の統一などについて検討すること。
- （６）医療機関などが災害時に迅速で確実な情報の入力ができるよう、E M I S研修に必要な財政支援を行うこと。

5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われた。

石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油備蓄法を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図っている。

また、都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院用の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置している。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

なお、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、国は、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」を整備することとしているが、都民生活への影響を抑えるためには、住民拠点SSに対して石油製品が確実に供給されることが重要となる。

<具体的要求内容>

- 大規模災害発生時には、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- 都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行い、都民生活への影響を極力抑えること。
- あわせて、都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

2 医療機関に対する電力不足対策への支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力確保についての具体的支援策を講じること。

<現状・課題>

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、平成23年度から平成25年度にかけて病院及び診療所を対象とした自家発電設備の整備に係る補助を実施したが、本来的には、国の責任において、自家発電設備整備補助など診療機能の維持に必要な電力を確保するための具体的かつ実効性のある支援策を講じるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- (2) 災害拠点病院のほか、自家発電装置の設置や増設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設すること。また、全ての医療機関の自家発電装置等の燃料については、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。

3 水道事業に供する石油燃料の安定的な供給に向けた支援

(提案要求先 経済産業省)

(都所管局 水道局)

水道事業に供する石油燃料の安定的な供給に向けた措置を講じること。

<現状・課題>

東日本大震災時の被災による製油所の稼働停止、被災地への最優先配備等の影響により、石油燃料の供給が著しく不足した。

また、運搬手段となるタンクローリー車も被災による在庫減及び被災地への重点投入に伴い、調達に支障が生じた。

当局においても、震災直後、計画停電時に稼働させた自家発電設備及び局有車等の事業用車両に供給する石油燃料の確保が著しく困難となった。

また、将来的に首都直下型地震が起きた際にも、同様に都内において燃料確保が困難となり、水道水の供給及び応急復旧・給水に支障が生じることが想定される。

平成24年11月に、石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正が施行され、災害時の石油供給体制等が強化され、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の中で、「被災後の供給量には限界が生じることを前提に供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。」とされたが、水道事業体に対する供給が不明確である。

<具体的要求内容>

震災や計画停電等により石油燃料の供給がひっ迫した場合において、都民生活及び首都機能の維持に必要な水道事業体への安定的な供給に向けた措置を講じること。

6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 福祉保健局)

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

<現状・課題>

被災者生活再建支援制度については、平成19年11月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、用途を限定した上で実費額を支給する方式から、用途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが図られた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点を踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が10分の8、地方が10分の2となったものの、現行制度では、国、地方とも2分の1となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上ることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

<具体的要求内容>

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

7 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化

(提案要求先 消防庁)
(都所管局 東京消防庁)

- (1) 災害発生時の消防体制の強化に向けた財政支援及び拠点整備を実施すること。
- (2) N B C 災害や多数傷病者発生時における対応強化のための支援を行うこと。
- (3) 新興・再興感染症対策の強化に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、大会会場を含む都内全域における万全な消防特別警戒体制の確立による安全・安心な大会開催環境の確保と、大会を契機として今後さらに発展する首都東京における災害発生時の消防体制を充実強化していく必要がある。

また、世界の注目を集める一方でテロの標的となりうるオリンピック・パラリンピックの開催に際し、N B C 災害及び多数傷病者発生事案等に対する救助救急体制をさらに強化する必要がある。

加えて、近年の国際化の進展や大会開催に向け外国人来訪者が増加を続けていることから、感染症対策の強化が喫緊の課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 消防特別警戒体制の確立に必要な車両・資器材、後方支援体制等の整備に向けた支援を行うこと。
- (2) 遠隔型化学物質検知装置等の高度なN B C 災害対策資器材及び多数の傷病者を収容できる特殊救急車等の配置を行うこと。
- (3) 消防特別警戒等においても活用できる感染症強化型特殊救急車等の配置を行うこと。

8 国土強靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強靱化地域計画に位置付けられた強靱化の取組に対して、具体的な財政措置を実施すること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組にかかる財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援として、29の関係府省庁の交付金・補助金等の交付の判断に当たって、一定程度配慮している。しかし、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等确实かつ具体的な財政措置を実施することが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を実施すること。

5

都市整備

1 建築物の耐震化の推進

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業等の適用期限を平成37年度まで延長すること。
- (2) 耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合の交付対象限度額の割増しを行うこと。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、平成25年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する耐震対策緊急促進事業等について、現在、平成30年度末までに補強設計に着手したものとされている耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、建物所有者や地方公共団体が、耐震化に向けて着実に取り組めるよう、東京都耐震改修促進計画で定める耐震化の目標年次で

ある平成 37 年度まで延長すること。

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大 9 割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額を実態に合った限度額に割り増すこと。
- (3) 平成 26 年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成 28 年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から 2 年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額（改修工事費の 2.5 % を限度とする。）の減額措置が講じられた。

平成 29 年度の税制改正において、当該措置については、平成 28 年度末までとしていたところを 3 年間延長し、平成 31 年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 29 年度までとしている戸当たり 30 万円を加算する耐震改修への助成制度を、継続して実施すること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、国が定めた目標である平成 32 年度住宅の耐震化率 95%を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5%であり十分ではない。

＜具体的要求内容＞

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成２８年度の補正予算において、地方公共団体が住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに位置付けた緊急耐震重点区域において戸別訪問する場合に、耐震改修への助成を戸当たり３０万円（国費１５万円）加算する制度が創設された。しかし、本制度は、平成２９年度末までに着手した事業に限るとされており、今後とも住宅の耐震化を進め、国が定めた目標である平成３２年度までに耐震化率９５％を達成していくため、少なくとも平成３２年度まで継続して実施すること。

参 考

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要。
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進。
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用。
- ・平成１９年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、平成３１年度末までに耐震化率９０％かつ特に倒壊の危険性が高い建築物（ I_s 値が０．３未満相当の建築物）の解消、平成３７年度末までに耐震化率１００％の達成が目標。

○住宅・建築物安全ストック形成事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

*耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対しては、耐震対策緊急促進事業による補助の上乗せ等を措置（耐震診断は平成３０年度末までに着手したもの、補強設計及び耐震改修は平成３０年度末までに補強設計に着手したものが対象。）

- 耐震診断（補助限度額１，０３０円／ m^2 ～３，６００円／ m^2 ）
- 耐震改修・建替え・除却（補助限度額５０，３００円／ m^2 ）

○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

■ 現行（東京都の場合）

緊促※ 1/15	社会資本総合交付金 1/3	地方自治体 (都 1/3 及び区市町村 1/6)	自己負担 1/10
-------------	------------------	-----------------------------	--------------

■ 提案

緊促※	社会資本総合交付金	地方自治体	自己負担
-----	-----------	-------	------

※緊促：耐震対策緊急促進事業

○要望する特に倒壊の危険性の高い建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度東京都実施）

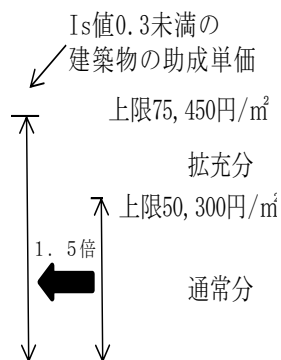
通常の建築物の場合

⇒建築物：50,300円/㎡、マンション：49,300円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合

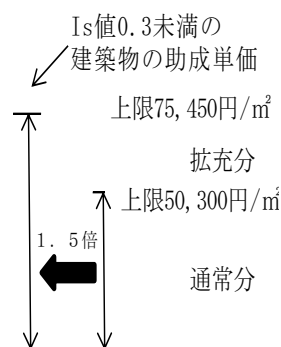
⇒建築物：75,450円/㎡、マンション：73,950円/㎡

■ 現行（東京都の場合）



都 11/15		区市町村 1/6	所有者 1/10
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10

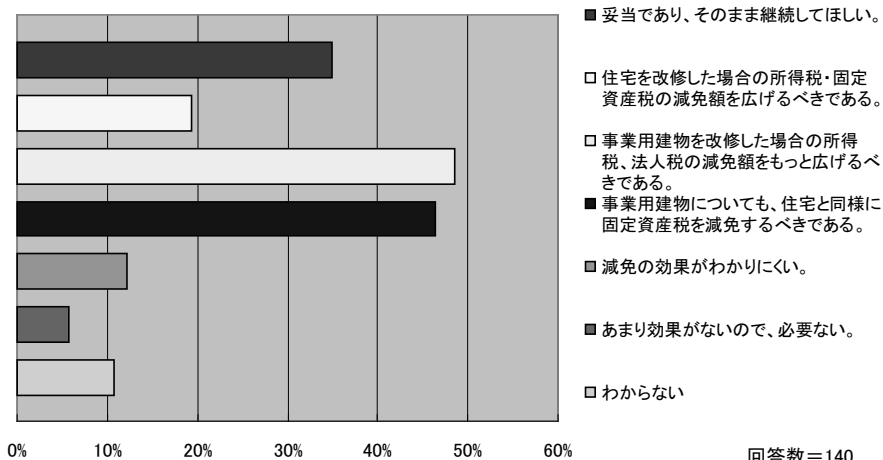
■ 提案



国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10

○税制上の優遇措置に係るアンケート結果

「平成19年8月 モデル路線沿道建物所有者アンケート」



住宅の耐震化促進

【住宅・建築物安全ストック形成事業の概要】

	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる。（物件ごとに変更することはできない。） ①耐震改修工事費 × 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0% について、国費で 1 / 2（交付限度額 41.1 万円 / 戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合 20 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合 30 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合 50 万円 300 万円以上 の場合 70 万円 各金額について、国費で 1 / 2 を補助 ①、②ともに、緊急耐震重点区域においては、戸当たり 30 万円（国費 15 万円）を加算することができ、その場合は、①の交付限度額は 56.1 万円 / 戸）となる。

2 木造住宅密集地域の整備促進

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約30万棟にも及ぶとされている。また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約13,000ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約66%、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域（整備地域）の不燃領域率は約62%にとどまるなど、未だ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
 - ① 「特定整備路線」を始めとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手をさらに促進するため、補助採択要件を不燃化率一律70%未満とするのでは

なく、都の延焼遮断帯形成基準※に基づき、道路幅員に応じた柔軟な採択要件にすること。

(例)

- ・幅員20mの場合、不燃化率60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

- (2) 震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

○ 災害に強い都市構造の確保

1 延焼遮断帯の整備

- ・特定整備路線

放射32号線、補助26号線、補助29号線など

- ・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27m以上	—
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得1／3、整備1／2

【防災上、整備が必要な公園】都立篠崎公園、都立和田堀公園ほか

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和や活用しやすい制度の創設に取り組むこと。

特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、既存事業の要件緩和や活用しやすい制度の創設を行うこと。

- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
(3) 密集事業や新防火規制に係る税制上の優遇措置を講じること。
(4) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の限度額を引き上げること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており約13,000ha存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域(整備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、未だ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、平成27年度には「防災都市づくり推進計画」を改定し、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行え

る幅員 6 m以上の道路や、避難に有効な 4 m以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めていく。また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

（１）木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、細街路の拡幅、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等への必要な財源の確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げること。また、無電柱化の促進などにも必要な財源を確保すること。
- ・都が実施している「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」で指定する不燃化特区内において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建から戸建への建替えの助成を認めること。
- ・都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員 4 m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
- ・一時避難場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件、都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件を緩和すること、又は、活用しやすい制度の創設を行うこと。

（２）都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の要件（100 m²）を緩和すること。

（３）耐火性の高い建物への建替えや主要生活道路の整備を促進するため、密集事業施行区域や東京都建築安全条例に基づいて新たな防火規制を行う区域について、登録免許税などの税制上の優遇措置を講じること。

（４）木造住宅密集地域において、高齢者世帯の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資限度額の引上げを図ること。

参 考

○ 地域の防災性の向上

1 既存事業の要件緩和や活用しやすい制度の創設

- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率

地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2

（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）

市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度 1 0 0 m²の緩和

- ・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 1 0 0 m²のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
- ・個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた、再開発事業にはない防災街区整備事業の独自の仕組み

3 税制上の優遇措置

【新たな防火規制】（平成 1 5 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・延べ面積が 5 0 0 m²を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やそのほかの特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資限度額（高齢者向け返済特例制度）の引上げ

- ・高齢者向け返済特例制度

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 6 0 歳以上）
融資限度額	1, 0 0 0 万円かつ(財)高齢者住宅財団が保証する限度額※の範囲内 ※更地評価額の 6 0 % 又は 1, 0 0 0 万円のいずれか低い額 （マンションの場合、土地・建物評価額の 4 0 %）
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、人々の希望と活力の大前提である安全・安心を確保するための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して重点的に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。

参 考

国土交通省平成29年度予算の動向について

(国土交通省：予算概要平成29年1月20日資料より)

○平成29年度の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

(単位：億円)

項 目	29年度	28年度	対前年度比
国土交通省予算(国費)	57,946	57,767	1.00

※この他に、東日本大震災復興交付金等が、復興庁予算等に計上されている。

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

(単位：億円)

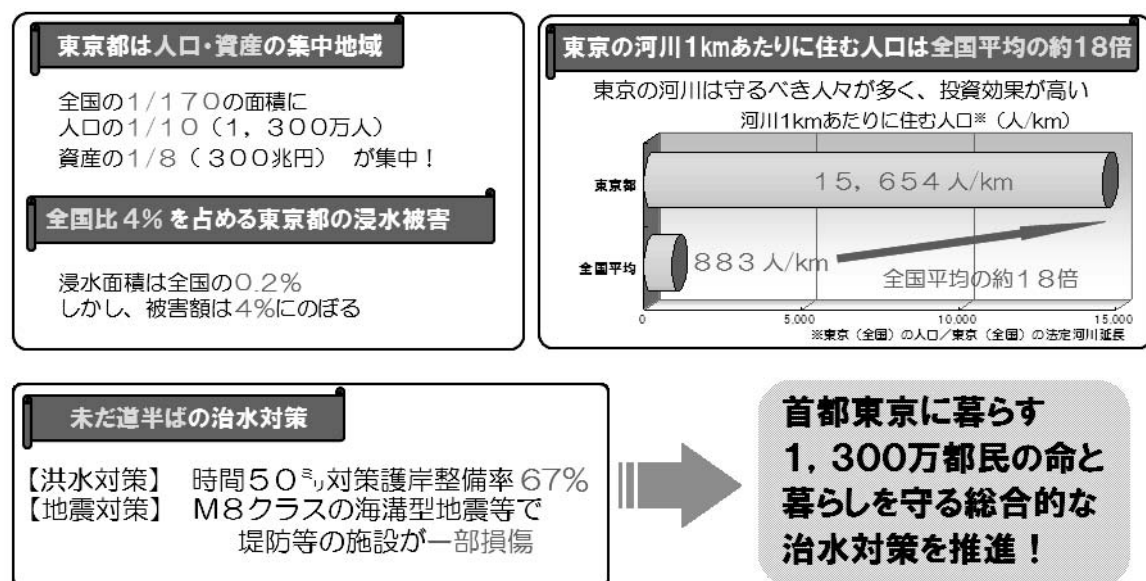
項 目	29年度	28年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算(国費)	8,436	8,523	0.99

※この他に、社会資本整備総合交付金等がある。

東京都における治水事業の動向について

○安全・安心・元気な「セーフ シティ」の実現に向けて、地震・津波・高潮対策や都市型水害対策などの取組をより一層推進していく。

○東京都における治水対策の必要性



2 都市型水害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまで、時間50ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、近年、時間50ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため、平成24年11月に、これまでの時間50ミリから、区部で時間最大75ミリ、多摩部で時間最大65ミリに目標整備水準を引き上げ、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本とし、それを超える降雨には道路や公園など用地買収の必要のない公共空間を活用した新たな調節池等により対応する「整備方針」を策定した。この方針に基づき、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、平成28年度から整備を進めている環状七号線地下広域調節池などに加えて、平成29年度からは新たに境川木曽東調節池と谷沢川分水路等の整備に着手する。

また、内水氾濫対策として、時間50ミリの降雨に対応する下水道施設を整備するとともに、大規模地下街や甚大な被害が発生している地区については、時間75ミリまで整備水準をレベルアップした施設整備を進めている。さらに、東京アメッシュの精度を向上させるなど、ソフト対策も推進している。

今後とも、頻発する集中豪雨への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に開催するためにも、都市型水害対策の推進が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

(2) 時間50ミリ対策を着実に進めるとともに、新たな目標整備水準の達成に向け、護岸整備と次の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

- ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
- ・ 善福寺川和田堀公園調節池
- ・ 石神井川城北中央公園調節池
- ・ 野川大沢調節池 ※規模拡大
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曽東調節池
- ・ 谷沢川分水路

(3) 東京都豪雨対策基本方針に基づき実施している以下の対策地区などにおいて下水道管きよの整備を推進し効果を早期に発現していくため、財源を確保し必要額を確実に配分すること。

【75ミリ施設整備】

○地下街対策地区

- ・ 東京駅丸の内口
- ・ 新橋・汐留駅
- ・ 銀座駅
- ・ 上野・浅草駅

○市街地対策地区

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚

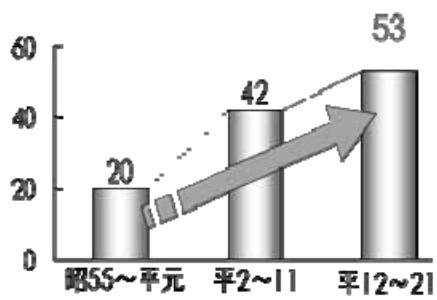
【50ミリ拡充施設整備】

- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 杉並区荻窪
- ・ 文京区大塚
- ・ 文京区千駄木

参 考

【治水事業】

【近年多発する集中豪雨】



時間 50mm以上を上回る豪雨回数



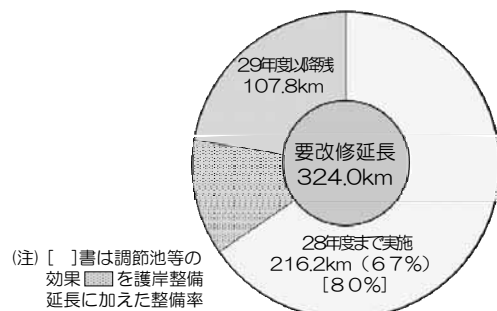
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【護岸の整備状況】



護岸整備率(H29年3月末見込み)



整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池の整備状況】

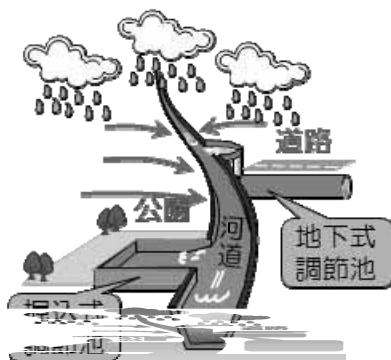


白子川地下調節池(整備中)

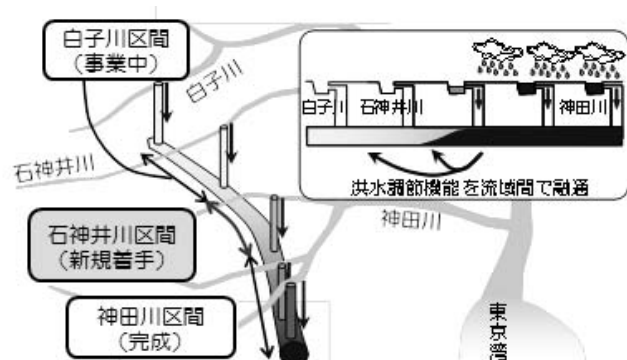


境川金森調節池イメージ

【レベルアップに対応する調節池イメージ】



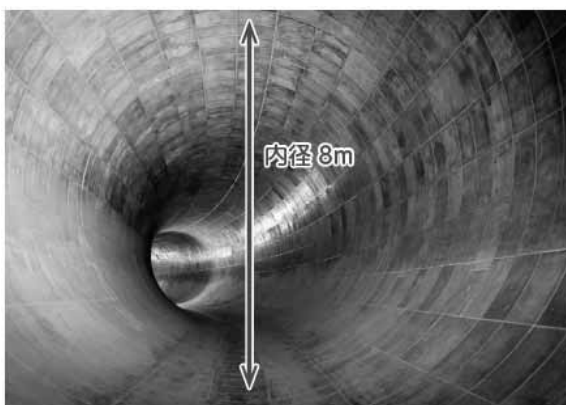
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



完成した管きょ(貯留管)
《第二溜池幹線》



雨水ポンプ所(建設中)
《千住関屋ポンプ所》



完成した雨水調整池
《南元町雨水調整池》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

東日本大震災を踏まえて東京都防災会議が示した最大想定津波に対しては、現行の堤防高で対応が可能である。

しかし、東部低地帯の河川では、水門や堤防等の耐震性能の調査を行った結果、マグニチュード8.2の海溝型地震など想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、満潮時に最大想定津波が重なった場合、浸水による被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、平成24年12月に策定した「整備計画」に基づき、約86キロメートルの堤防の耐震化と22施設の水門等の耐震・耐水対策を進めている。これまでに、堤防約40キロメートルと水門など17施設の耐震工事に着手しており、平成29年度は、新たに隅田川など堤防約10キロメートルと新川排水機場など4施設の耐震工事に着手する。

人々に安心感を与え東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催に備えるためにも、2020年までに全ての水門、排水機場等と水門外側の堤防において対策を完了させるなど、地震・津波に伴う水害対策への取組を早急に推進していく。

一方、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に、水門・排水機場等の全箇所と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、東京2020大会までに整備を確実に完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、土砂災害危険箇所の基礎調査及び砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業について必要な財源の確保及び制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には、土砂災害のおそれがある箇所が約15,000か所あると想定しており、平成20年の八王子市初沢地区における土石流、平成28年の板橋区西台一丁目のがけ崩れなど、台風や局地的な集中豪雨により毎年のように土砂災害が発生している。さらに、平成25年には伊豆大島において、24時間雨量824ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

都では、砂防施設の整備等のハード対策を実施してきているものの、全ての危険箇所での対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策を着実に進めるとともに、警戒避難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

このため、都では土砂災害防止法に基づく基礎調査を2年前倒しし、平成29年度までに完了させ、区域指定を平成31年までに完了させることとした。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源については、平成27年度から地方交付税交付金により填補されることとなったが、東京都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う固定資産税の評価が減額されることへの対策など、支援措置の充実を求める意見があがっている。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家が被害を受ける危険性があるため、火山砂防等の対策が急務となっている。また、火山ガスにより山腹が荒廃している地域では、土砂の大量発生により満砂状態の砂防堰堤^{えん}が多く見受けられる。

<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害のおそれのある箇所の基礎調査について、地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど、必要な財源を確保すること。

- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が改築又は移転する場合の財政措置を創設すること。
- (4) 地区防災計画で定められた一時避難所を保全する土砂災害対策を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域において、区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成などを行う際の財政上の支援措置を講じること。また、住宅の補強に対しては、支援措置の一層の充実を図ること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の減額を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置の充実を図ること。
- (7) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制を確立するために、市町村による土砂災害ハザードマップ作成等に対し、交付対象事業の採択要件を緩和すること。
- (8) 火山ガスの発生等で植生が育たない三宅島等の特殊な地域においては、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害危険箇所の分布状況】

○土砂災害のおそれがある箇所は、
約 15,000 か所あると想定



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜平成29年3月末見込み＞

全体計画（想定）	指定済み箇所数
15,000 か所	土砂災害警戒区域 10,676 か所
	土砂災害特別警戒区域 8,123 か所

【整備状況】

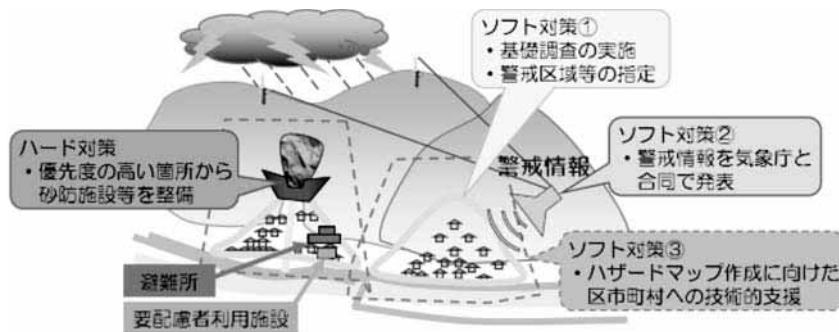
＜平成29年3月末見込み＞

区 分		全体計画 A	整備状況 B	整備率 B／A
砂防事業	堰堤	377基	235基	62%
	流路	85.2km	78.2km	92%
地すべり対策事業		17地区	12地区	71%
急傾斜地崩壊対策事業		95地区	50地区	53%

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1／3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、緑化の推進や人々が水辺に親しめる空間としての整備など、河川空間の魅力向上に努めてきた。

さらに、平成28年度に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」において、隅田川の浅草、両国等のエリアで恒常的なにぎわい創出に関する施策を掲げた。

また、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、一定のルールの下、営業活動を行う事業者等による占用を可能とする規制緩和を行ったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを開始するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進していくこととしている。

今後、首都東京の更なる魅力向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、世界の人々を手厚く「おもてなし」するため、道路や公園などの施策と幅広く連携しながら、舟運拠点や、オープンカフェ等の河川敷地の民間活用を支援するインフラ、回遊性向上に資するインフラ等の整備を進めるなど、河川空間を活用した恒常的なにぎわいづくりに取り組んでいく必要がある。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することで都市環境を改善するなど、水辺空間の緑化を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラスの連続化

整備前



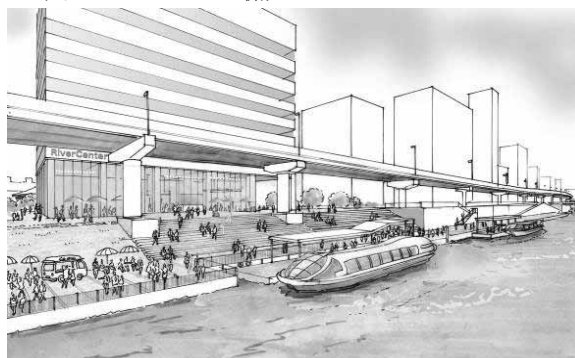
整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○舟運拠点の整備イメージ



【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後



6 水質浄化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源の確保及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川、日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生がみられるとともに、こうした悪臭の発生等が舟運の活性化を阻害する要因の一つともなっている。このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての事前の底質調査の結果、隅田川においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

また、河川と連続した公有水面（外濠）では、平常時に流れがほとんどない閉鎖性水域であるため水質が悪化しており、河川と同様に水質浄化の取組が必要である。また、法定河川のような利用の適正化に関する制度もない。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しており、河川や公有水面の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民だけでなく海外からの来訪者等も水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 公有水面についても、法定河川と同様に利用の適正化のための制度を整備すること。

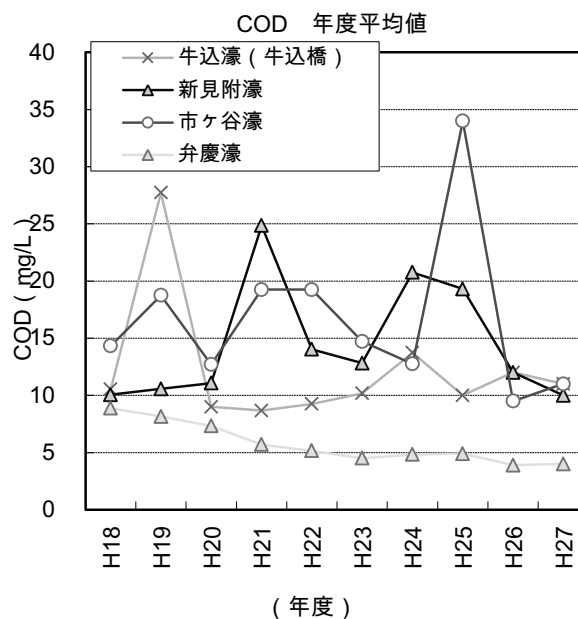
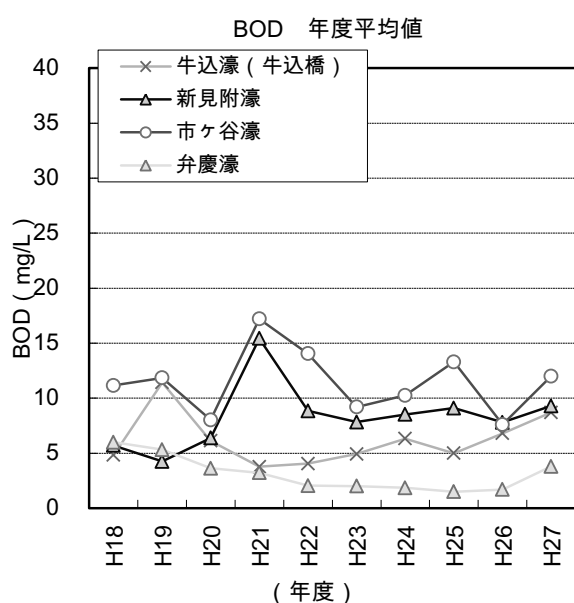
参 考

【しゅんせつの実施状況】（平成29年3月末見込み）

河川名	しゅんせつ目標土量 (平成28年度～32年度)	しゅんせつ実施土量 (平成28年度)
隅田川	310.8千m ³	78.3千m ³
新河岸川	49.0千m ³	6.8千m ³
日本橋川	17.8千m ³	6.0千m ³
外濠	46.3千m ³	0千m ³

【公有水面（外濠）の水質の状況】

弁慶濠以外の濠では、環境保全のための最低限の基準であるCOD 8mg/L以下を満たしていない。外濠からの流入が下流を流れる神田川や日本橋川の水質悪化の一因となっている。



※BODは河川E類型における基準（環境保全のための最低限の基準）を準用

※CODは湖沼C類型における基準（環境保全のための最低限の基準）を準用

7 流域貯留浸透事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、流域貯留浸透施設の整備について必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

しかし、流域貯留浸透事業の採択要件では、地方自治体等が設置する300立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされており、小規模な貯留浸透機能を持つ施設については、財政支援の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。

参 考

【整備状況】

<平成29年3月末見込み>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設 (S58～)	95か所

8 海岸保全事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧及び季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。都においても、伊豆・小笠原諸島における台風や冬季の風浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕により海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

【海岸施設の状況】



老朽化による施設の破損状況（左）御蔵島・御蔵海岸、（右）三宅島・阿古海岸



海岸侵食による汀線（海岸線）の後退（大島）

9 河川管理施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に高齢化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。
- (2) 堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 河川管理施設の点検事業費

【平成29年度 予算（当初）】

(単位：百万円)

区 分	事業費
河川管理施設の点検	288
堤防・護岸等点検	85
地下調節池・分水路点検（土木躯体）	7
地下調節池設備保守点検	51
水門・排水機場設備保守点検	145

(2) 河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検



堤防点検



護岸点検

○地下調節池・分水路の点検



土木躯体点検



設備点検

○水門・排水機場の点検



水門点検



排水機場点検

10 河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成28年3月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定し、地下調節池・分水路を対象として、予防保全型管理を導入することとした。

一方、現時点での河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付対象は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られており、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、こうした地下調節池や分水路等の治水上重要な施設の予防保全型管理を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

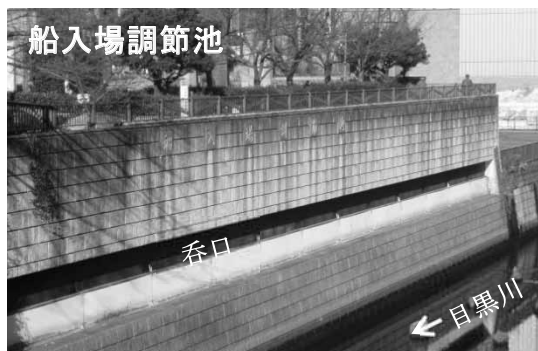
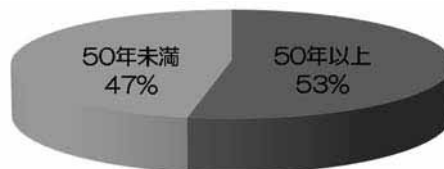
地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

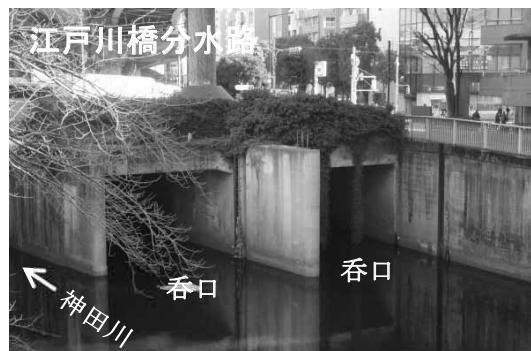
(1) 都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

約30年後、地下調節池・分水路
(全17施設)のうち、約50%が完成から
50年を経過する見込み

【約30年後の状況(平成57年度)】



目黒区 1990年完成



文京区 1977年完成

(2) 各施設の補修工事着手時期

(「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より)

施 設 名	平成27～31年度	平成32～36年度
お茶の水分水路	○	
江戸川橋分水路		○
水道橋分水路		○
飛鳥山分水路	○	
高田馬場分水路	○	
三沢川分水路	○	
荏原調節池	○	
上高田調節池	○	
妙正寺川第二調節池	○	
船入場調節池		○
落合調節池		○
神田川・環状七号線地下調節池		○
霞川調節池		○
黒目橋調節池		○
比丘尼橋下流調節池		○
仙川小金井分水路		
入間川分水路		

※計画で対象としている上記17施設に加え、新しい施設が建設された場合は、計画の見直しの際に随時取り込んでいき、健全度調査の上必要があれば対策を実施していく。

4 高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防（スーパー堤防）事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

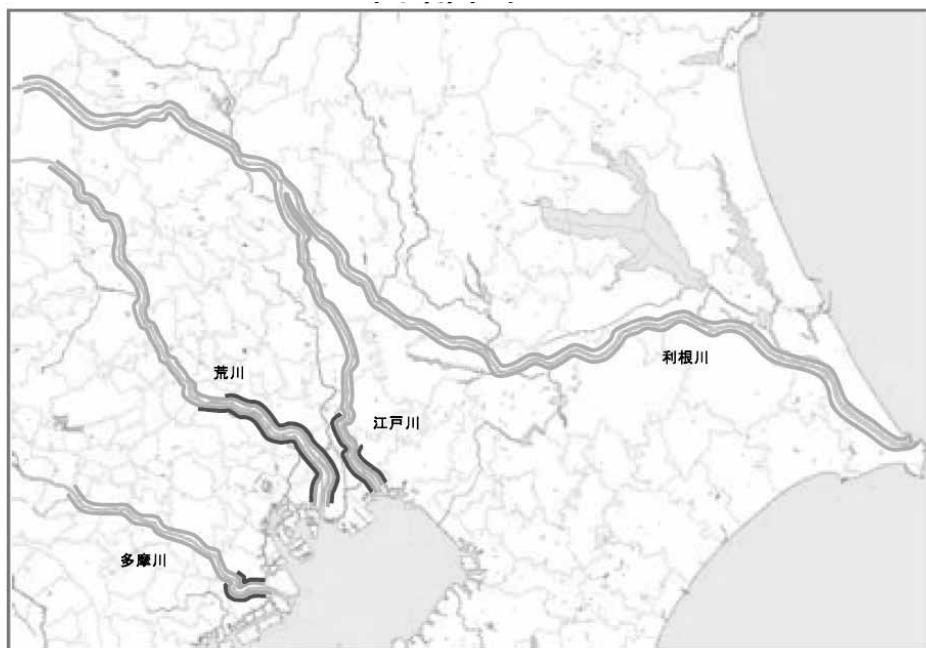
平成29年度予算では、北小岩一丁目地区（江戸川）及び篠崎公園地区が整備されるが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

<具体的要求内容>

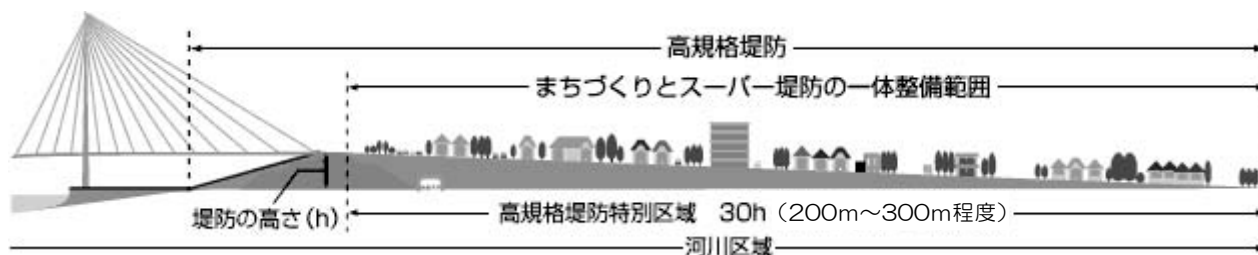
- （1）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- （2）高規格堤防事業の実施に当たっては、共同事業者に必要な説明責任を果たすとともに、コスト縮減に努めること。
- （3）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考



高規格堤防（スーパー堤防）事業対象河川図（首都圏）

※出典：平成24年度予算決定概要



高規格堤防（スーパー堤防）断面図（イメージ）

【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 （高規格堤防事業含む）	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 （新直轄方式）	3 / 4	1 / 4
	一般国道（直轄国道）	2 / 3	1 / 3

5 東京港の地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までに整備を完了させるよう、必要な財源を確実に確保すること。

<現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約 300 万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

また、2020 年には東京 2020 大会も開催され、首都東京の防災力を早急に向上させる必要がある。

このため、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤等の海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に推し進めていかなければならない。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、防潮堤や水門の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤については、東京 2020 大会までに整備を確実に完了させるよう、必要な財源を確保すること。

6 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川、利根川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成18年6月、中央防災会議に「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、平成22年4月に報告書がまとめられた。

その報告書の想定によれば、荒川及び利根川などの大河川が氾濫すると、首都圏で最大530km²が浸水し、約230万人に影響が出るとされている。

都内においても、近年の地球温暖化などにより大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は報告書を受け、平成24年9月に「首都圏大規模水害対策大綱」を取りまとめ、平成25年11月に「首都圏大規模水害対策協議会」、平成28年6月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げて具体的な対策の検討を始めた。

また、平成27年5月には「荒川下流タイムライン（試行案）」の運用を開始している。

しかし、これらの取組においては、特に広域避難が必要な場合などの体制や活動について定めていない。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。水害対策は喫緊の課題であり、こうした対策への取組を速やかに進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、大規模水害時の避難計画の策定等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。
また、検討に当たっては、地方自治体の意見を十分取り入れること。
- (4) 大河川の氾濫を防止する治水施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。

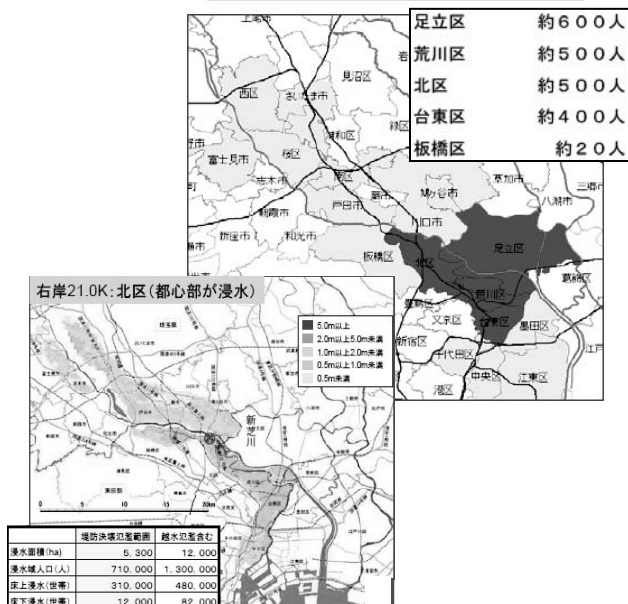
(5) 荒川や利根川などの大河川が氾濫した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水する恐れがあるため、早期の排水に向け体制の充実を図ること。

参 考

平成24年9月公表 内閣府「首都圏大規模水害対策大綱」参考資料
平成20年9月8日中央防災会議発表「荒川の氾濫時の浸水想定」

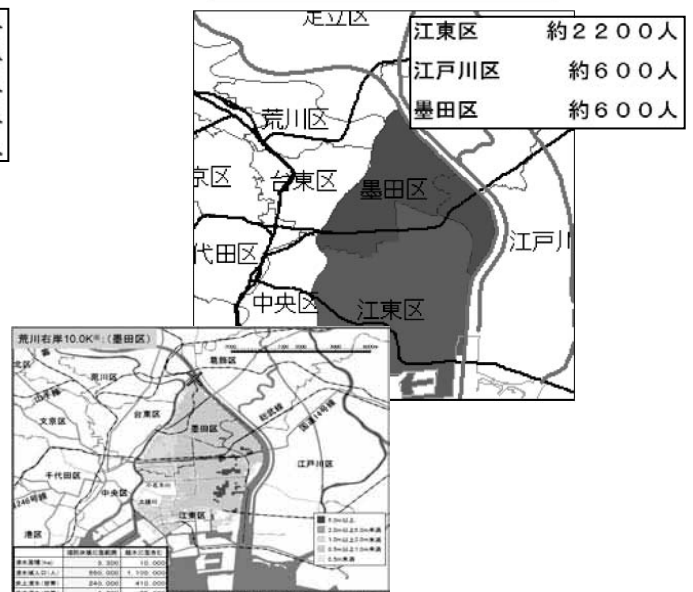
右岸21キロ地点が決壊した場合
・被害状況

死者数:約2,000人



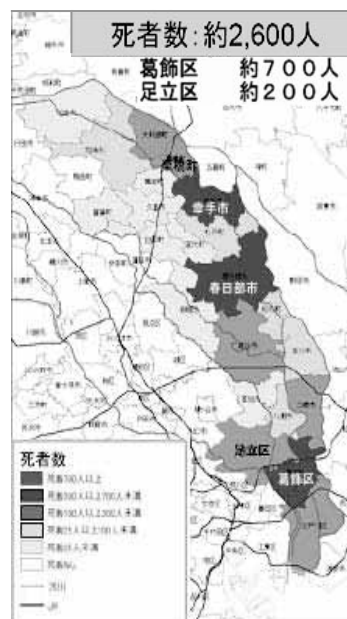
右岸10キロ地点が決壊した場合
・被害状況

死者数:約3,500人



平成20年3月25日中央防災会議発表「利根川の洪水はん濫時の被害想定」

右岸136キロ地点が決壊した場合
・被害状況



7 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

都では現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。国においても、国道における無電柱化を進めているが、いずれの事業についても整備は完了していない。

また、都は平成24年4月に、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する被害想定を公表し、同年11月には、被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、地域防災計画を修正した。同計画では、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95パーセント以上回復させることを目標としており、その達成のためにも施設や設備の耐震化などをさらに推進していく必要がある。

一方、平成25年11月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、平成26年3月に策定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」が掲げられており、平成27年3月の改訂では、設定された減災目標を達成するための具体的な目標等が設定されるなど、国としての主体的かつ計画的な対策の推進が求められる。

<具体的要求内容>

首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、無電柱化やガスなどの埋設管の耐震化を促進すること。緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

参 考

	被害想定結果【東京湾北部地震冬18時・風速8m/s・支障率(%)・都全体】 (H24.4「首都直下地震等による東京の被害想定」)	復旧目標【95%以上】 (東京都地域防災計画震災編)
電力	17.6	7日
ガス	26.8	60日
通信	7.6	14日

8 羽田空港の液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・総務局)

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

<現状・課題>

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、平成23年3月に発生した東日本大震災において液状化の被害はなかったが、震災時において、当面、通常時の50%の輸送能力を確保するために必要な施設の耐震対策として、C滑走路などについて液状化対策が進められてきたところであり、早急に完了させる必要がある。

さらに、羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であることから、震災時において、輸送能力の低下を最小化するため、A滑走路など空港施設の耐震化を進める必要がある。

<具体的要求内容>

震災時の緊急物資の輸送拠点等としての機能を確保し、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保等を図り、通常時の50%の輸送能力を確保するため、羽田空港のC滑走路等の液状化対策を遅滞することなく早期に完了させること。

さらに、震災時において、輸送能力の低下を最小化するために必要なA滑走路など空港施設の液状化対策を推進すること。

9 長周期地震動対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、更なる長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、都内の超高層建築物において、大きな揺れが長い間、観測された。

国土交通省は、平成28年6月に「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を公表した。

内閣府においては、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討が進められており、国土交通省ではこれら調査研究の結果を踏まえて、建築物に対応した検証用地震動の作成等、必要な対策を行っていく予定としている。

いつ発生するか分からない巨大地震への備えを万全にしていくためにも、建物所有者等による長周期地震動対策を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による具体的な長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

10 ハッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・水道局)

- (1) ハッ場ダム建設事業については、工期を遵守し、ダムの効果を早期に発現させるとともに、事業の完了まで、徹底したコスト縮減に取り組むこと。
- (2) ハッ場ダムの地元関係住民のための生活再建事業を着実に実施するとともに、水特事業や基金事業に対する財政支援措置を充実すること。
- (3) 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備基本方針」、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」及び「荒川水系河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路を一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

<現状・課題>

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、ハッ場ダム等の利水・治水対策の促進に努めている。これらの施設整備は、多大な費用を要する事業であり、水没地域の生活再建策の調整など多くの課題を抱え、事業期間の長期化も大きな課題となっていることから、早期の完成が強く求められている。

ハッ場ダムは、利根川上流の全流域面積の約4分の1を占める吾妻川流域において、初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば、他の既設ダムとあいまって、洪水被害の危険性を大きく低減させることができる重要な施設である。

また、昨年、利根川水系では、記録的な少雪、早期の雪解け及び5月からの少雨によりダムの貯水量が大幅に低下し、過去最長の取水制限が実施されるなど、都の水源は渇水に対していまだ脆弱な状況にあることから、ハッ場ダム等の早期完成が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) ハッ場ダムは、利水・治水の両面から必要不可欠な施設である。工期を遵守し、ダムの効果を早期に発現させるとともに、事業の完了まで、徹底した

コスト縮減を行うこと。

- (2) 地元で生活再建を目指している人々がこれ以上将来の不安や生活上の不便を来すことのないよう、生活再建事業を着実に実施するとともに、水源地域対策を充実強化するため、水源地域対策特別措置法による地域整備事業に対する財政支援の拡充、利根川・荒川水源地域対策基金事業に対する国費の投入を図ること。
- (3) 首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、渇水に対する安全度を向上させる霞ヶ浦導水事業は早期に工事を再開し、治水に対する安全性を向上させる思川開発事業については、一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

また、利根川・荒川の水を首都東京に安定導水する上で不可欠な利根導水路大規模地震対策事業については、計画工期内に工事を完成させるため、必要な予算の確保を図ること。

参 考

(1) 水源施設の早期完成

【利根川における最近の渇水状況】 注) () は自主節水

年 度	制限期間	日数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
H2	7/3～9/5	6 5	2 0	1 0
H6	7/15～9/19	6 7	3 0	1 5
H7(冬)	H8/1/12～3/27	7 6	1 0	(5)
H8	8/13～9/25	4 4	3 0	1 5
H8(冬)	H9/2/1～3/25	5 3	1 0	—
H13	8/10～27	1 8	1 0	(5)
H24	9/11～10/3	2 3	1 0	—
H25	7/24～9/18	5 7	1 0	—
H28	6/16～9/2	7 9	1 0	(5)

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万 m ³ /日)
八ッ場ダム	H31	43※
霞ヶ浦導水	H35	12

※埼玉合口二期事業の冬水手当（5万 m³/日）を除く。

【都関連導水施設の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根導水路大規模地震対策事業	H33

(2) 水源地域対策の充実強化

【都関連施設の水源地域整備計画の進捗】

施 設	H27 年度末進捗率 (%)
ハッ場ダム	75

【国の財政支援の現状】

事業	財政支援
水源地域対策特別措置法事業	対象
水源地域対策基金事業	対象外

【水源地域対策特別措置法 地域整備事業に対する国の財政支援対象事業の国費率の^{かさ}高
上げ】

地域整備事業	事業数
国の財政支援対象事業	24 事業
国の財政支援 ^{かさ} 高上げ対象事業	7 事業

(3) コスト縮減の充実

【都関連水源施設整備の残事業費】

単位：億円

施 設	総事業費 () 内は都負担 ^(*)			工期
		～H27	H28～	
ハッ場ダム	5,320 (734)	4,013 (579)	1,307 (155)	H31 まで
霞ヶ浦導水	1,900 (66)	1,508 (57)	403 (9)	H35 まで

(*) 都負担額は国庫補助を除いたもの

1 1 下水道事業に対する交付制度の拡充

1 管きょの老朽化対策への支援

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

管きょの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、改築・更新に係る新たな交付金制度を創設すること。

<現状・課題>

平成28年度末における都の下水道普及率は99.5パーセントであり、下水道事業の重点は普及促進から老朽化対策を主体とした改築・更新にシフトしてきている。

しかし、現在通常採択として認められている主要な管きょの範囲は、下水道法施行令第24の2第2項で、主に大都市では口径3,500mm以上となっており、老朽化対策への財政支援が不足している。また、口径にかかわらず50年経過管を交付対象としている「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、今年度までの時限措置となっている。

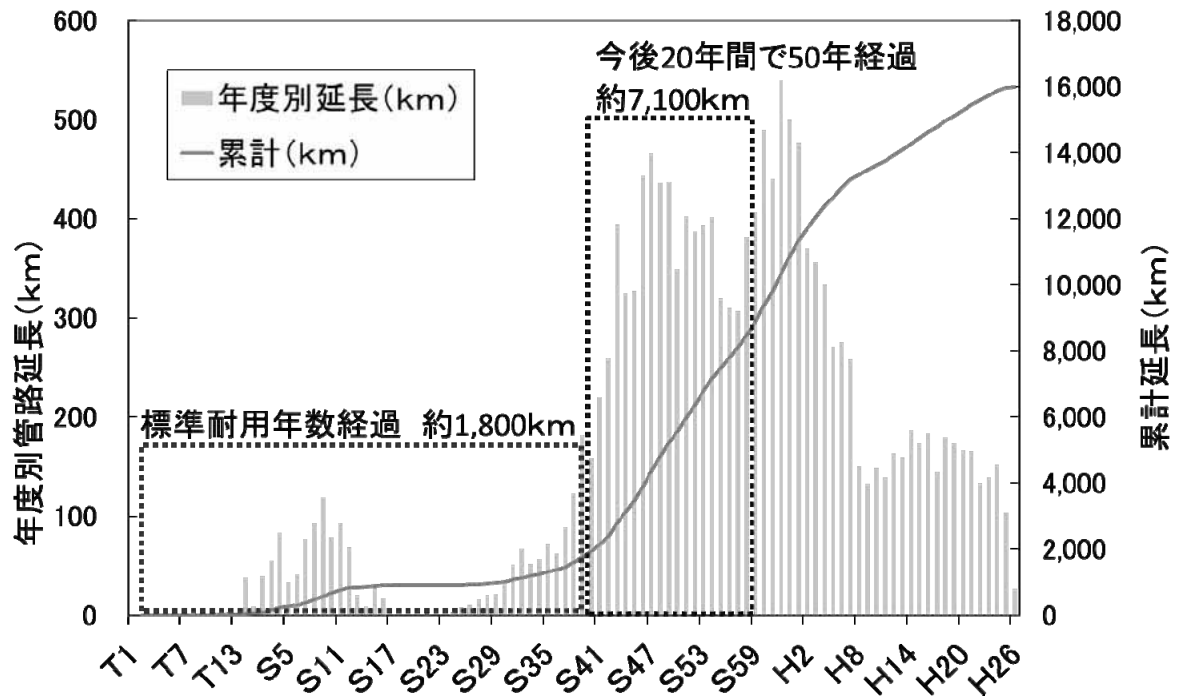
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に開催するためにも、競技会場や観光地周辺エリアの老朽化対策が急務となっており、適切に交付対象範囲の見直し等を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

今後、下水道管きょの老朽化が急速に進行する状況においても、都民の安全・安心で快適な生活が確保されるよう、これまで「下水道老朽管の緊急改築推進事業」を活用し対策を講じてきたが、第一期再構築エリアの約4割のみの完了にとどまっている。50年経過管は既に約1,800kmに達し、今後20年間で約8,900kmに増加していく中で恒久的な制度として、改築・更新に係る新たな交付金制度の創設を行い、下水道管きょの老朽化対策を支援すること。

参 考

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管きょ（年代別建設状況）】



【再構築エリアと平均経過年数】



※ () は、平成 27 年度末における
下水道管の平均経過年数

2 合流式下水道の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、
水処理施設同様の高い国費率を設定し、支援すること。

<現状・課題>

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約80パーセントが合流式下水道で整備されている。ところが合流式下水道では、大雨が降ると雨水吐口から雨水で希釈された汚水の一部やごみが川や海に流出し、公共用水域の水質汚濁の一因となっている。このため合流式下水道の改善は、緑と水辺の調和した美しい景観の形成を進める東京都において重要な課題となっている。

また、下水道法施行令の改正に伴い、平成35年度までに、雨天時放流水質をBOD40mg/L以下にすることが求められている。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市としてふさわしい水環境の更なる改善が求められている。

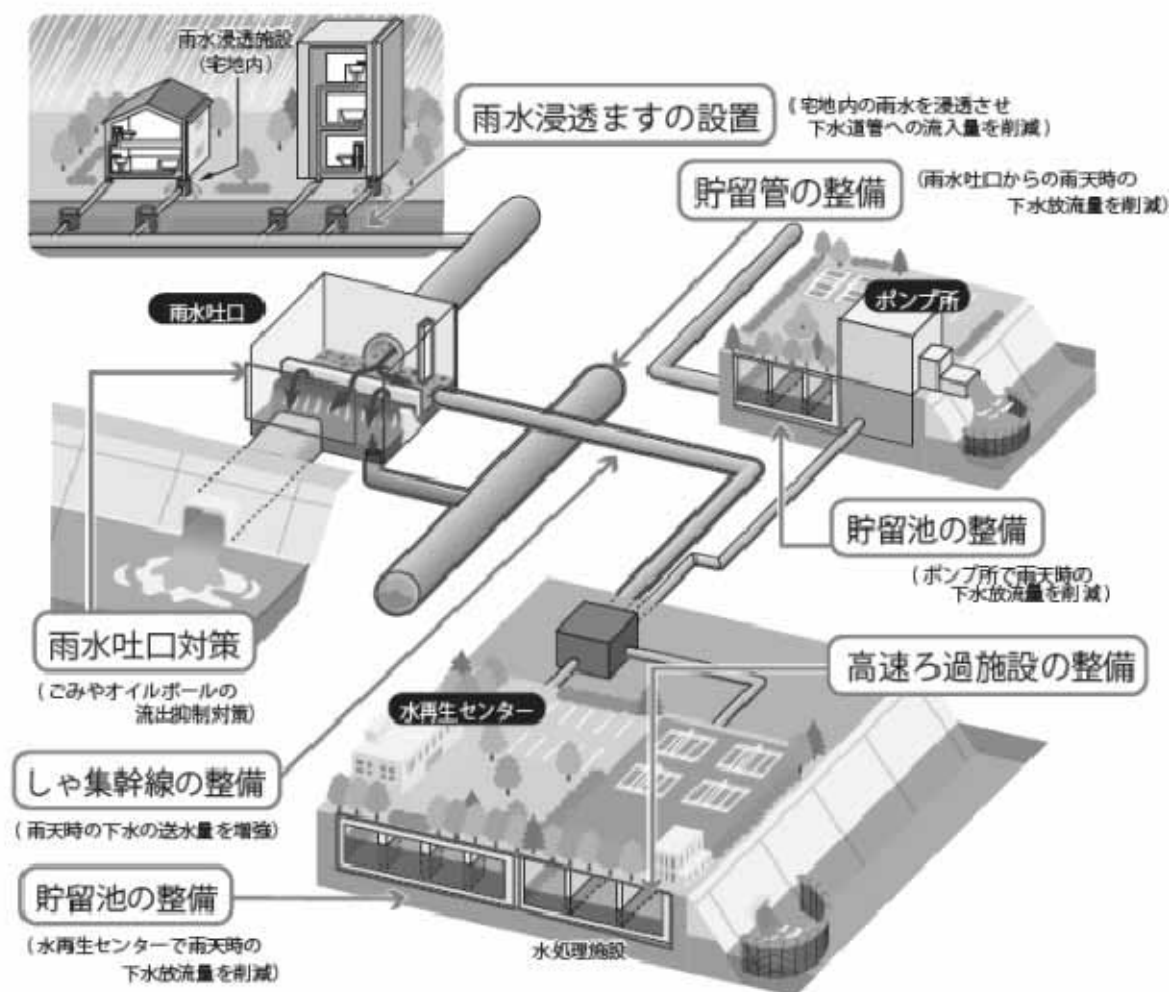
<具体的要求内容>

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善事業については、水処理施設同様の高い国費率を設定し、支援すること。

【雨天時の雨水吐口】



【合流式下水道の改善のイメージ】



3 下水道施設における震災対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都直下地震の発生が危惧される中、想定を超える大規模地震に対し、首都機能を維持していくためには、発災時における公衆衛生や生活環境等への甚大な影響の回避、下水道が必ず確保すべき機能の保持が急務となっている。

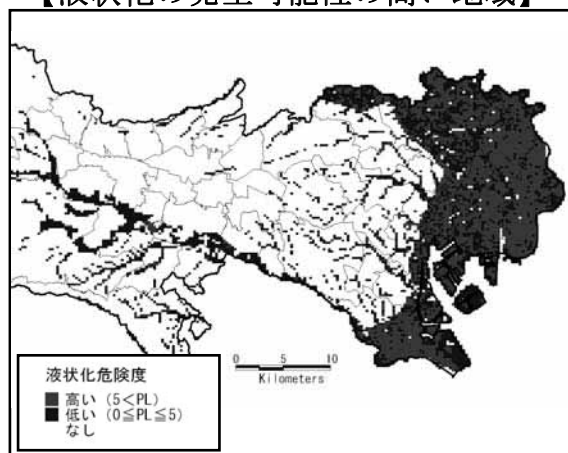
現在、都では首都直下地震などの地震や津波に対して、下水道機能や都民の避難時の安全性を確保するため、下水道管、水再生センター及びポンプ所の耐震化を実施している。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に開催するためにも、下水道施設の震災対策を着実に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

地震や津波に対して下水道機能を確保するための震災対策事業を着実に推進するため、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

【液状化の発生可能性の高い地域】



(出典:平成 24 年度首都直下地震による東京の被害想定報告書)

【液状化の発生状況（東日本大震災）】



新浦安

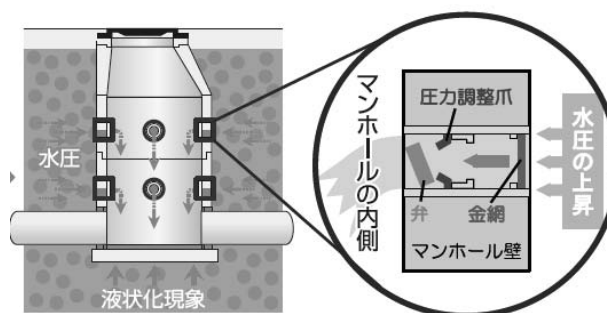
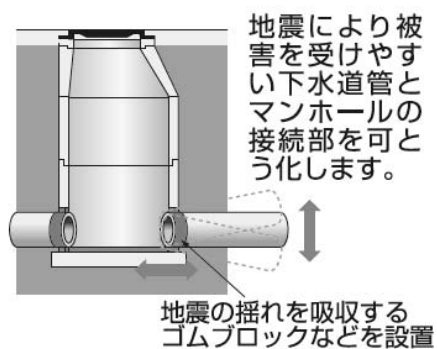


新木場

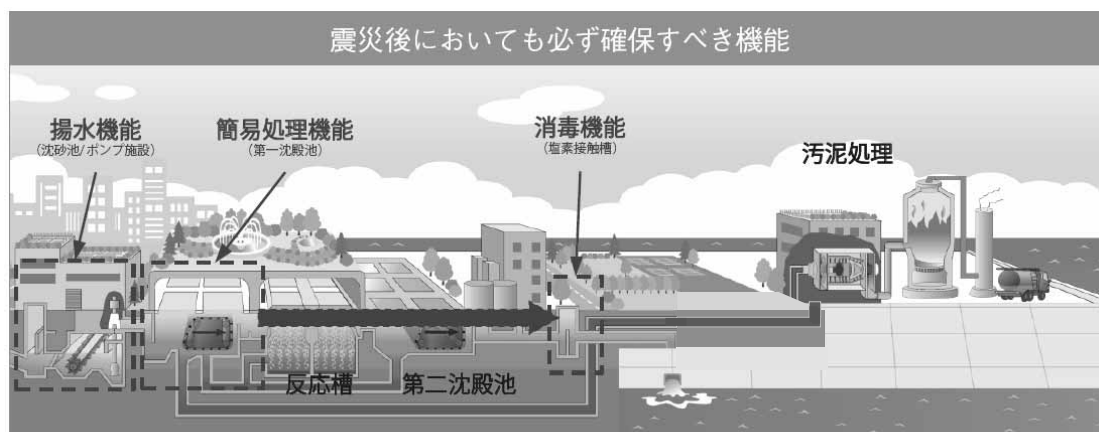
【下水道管の震災対策】

○下水道管とマンホールの接続部の耐震化

○マンホールの浮上抑制対策



【下水道施設の震災対策】



4 確実な財源の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

消費税率の引上げに伴い増加する事業費や労務単価等の見直しに伴う所要経費に対する財源を確保すること。

<現状・課題>

東京都の下水道は、高度経済成長期以降に整備した膨大な下水道施設が今後一斉に更新時期を迎えようとしている。また、近年多発している局地的集中豪雨や今後発生することが危惧される首都直下地震などに対応するため、災害に強い下水道の構築が急務となっている。このように、下水道施設の再構築、浸水対策及び震災対策などを推進していくためには、多額の事業費が必要となる。

一方で、平成26年4月から消費税率が8パーセントとなり、今後は更に10パーセントにまで引き上げられる予定である。

また、労務単価等の大幅な見直しにより、平成25年度以降、事業実施に当たっての所要経費が大幅に増加しており、平成29年度以降においても影響を受けることとなる。そのため、交付金対象事業においても、適切な交付金の配分が受けられない場合、事業の着実な執行に支障を来すこととなる。

<具体的要求内容>

消費税率の引上げに伴い増加する事業費や労務単価等の大幅な見直しに伴う所要経費について、国において適切な財源を確実に確保すること。

5 下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

平成27年5月の下水道法改正において、下水道汚泥の燃料・肥料としての再生利用が努力義務化された。国土交通省生産性革命本部においても、平成28年11月に「下水道イノベーション～“日本産資源”創出戦略～」が国土交通省生産性革命プロジェクトとして採択され、下水道汚泥の徹底的な活用によりエネルギーを創出すること等が掲げられている。

東京都下水道局は、都内における電力使用量の1パーセント強を占める都内最大級の消費者である。今後も浸水対策や合流式下水道の改善など下水道サービスの向上を図るためには、エネルギー使用量の拡大や温室効果ガスの増加が見込まれる。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、計画停電、夏季の電気使用制限、電気や燃料の料金の急激な値上げなどに直面し、エネルギーの安定確保が困難となり、下水道事業及び経営は大きな影響を受けた。

下水道事業の遂行には、これからもエネルギー対策の着実な推進と温室効果ガスの発生抑制が不可欠であるため、平成26年6月に下水道事業におけるエネルギー基本計画「スマートプラン2014」、平成29年3月には、下水道事業から排出される温室効果ガスの一段高い削減目標を設定した「アースプラン2017」を策定した。

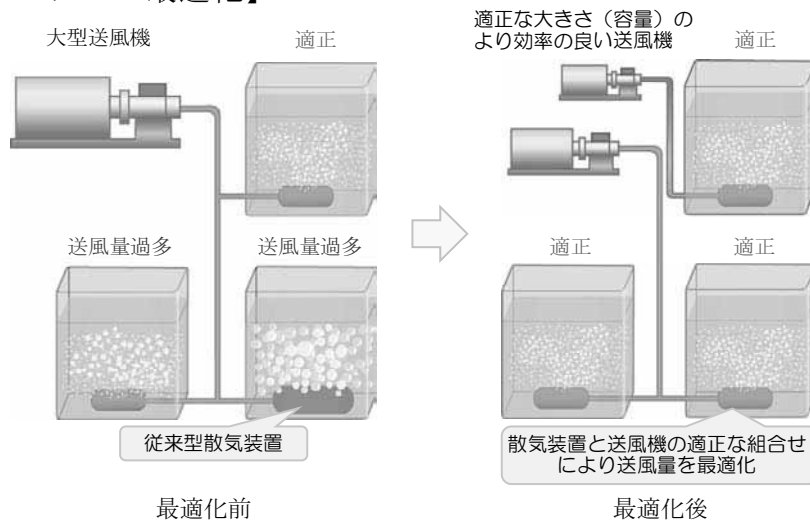
下水道汚泥のエネルギー化を推進するとともに、これらの計画に位置付けた再生可能エネルギー活用の拡大や、省エネルギーの更なる推進を効果的に進めるとともに、非常時でも下水道機能を維持するために必要なエネルギーを確保し危機管理対応の強化などを図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

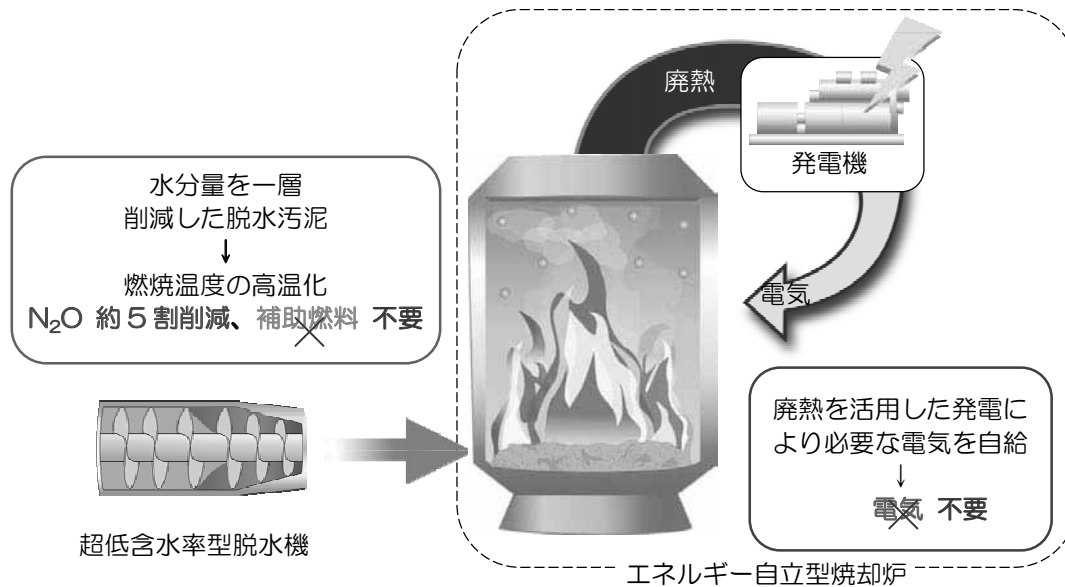
引き続き、下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

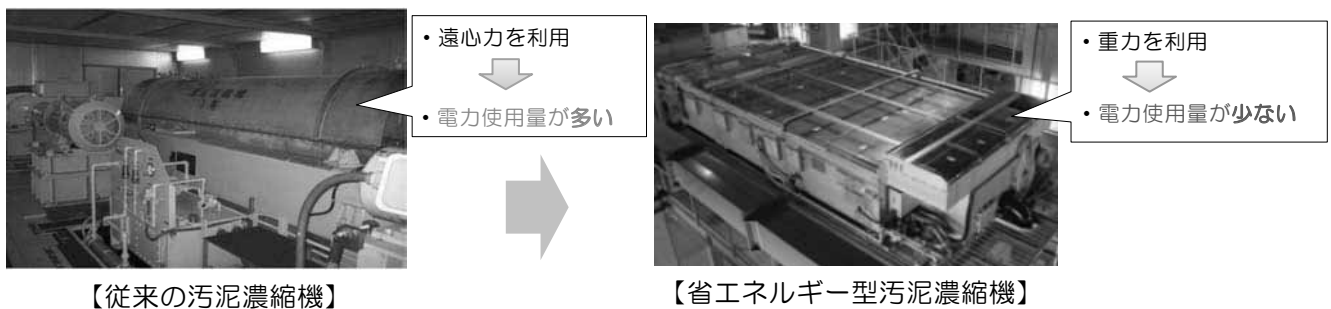
【ばっ気システムの最適化】



【エネルギー自立型焼却システムの導入】



【省エネルギー型汚泥濃縮機の導入】



1 2 水の有効利用の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

<現状・課題>

限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水[※]や雨水の利用を推進していく必要がある。国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

<具体的要求内容>

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下のことを要求する。

- (1) 污水处理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。
- (2) 雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参 考

○ 国の施策の現状

- ・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がいまだ不十分
- ・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 (限度として基準容積率の 1.25 倍)
-------------	---------------------------------------

(参考) 過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

＜19年度末で廃止＞ 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14/100
＜20年9月末で廃止＞ 融資制度 (日本政策投資銀行)	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業（例：個別・地区循環方式の導入） 融資比率40%

(参考) 都の現状

○ 都における雑用水利用に関する指導（水の有効利用促進要綱）

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積 3 万㎡以上又は 雑用水量 100 ㎥/日以上 (住居、倉庫及び駐輪駐車車の数量は除く)
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積 1 万㎡以上
工業用水道 利用方式	工業用水	
雨水利用方式	雨水	

○ 都における雑用水利用施設の現状（平成27年度末）

雑用水利用方式	件 数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	798	129,314 ㎥/日
工業用水道利用方式	356	17,766 ㎥/日
雨水利用方式	1,565	—

1 3 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・港湾局)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けて、競技会場等となる都立公園及び海上公園での施設整備等に対し、財政的及び政策的な支援を行うこと。

<現状・課題>

東京 2020 大会では、「史上最高・世界一のオリンピック・パラリンピック」の実現に向けて取り組み、競技会場等の着実な整備を行い、開催都市としての責務を果たす必要がある。

とりわけ、都立公園及び海上公園は、競技会場としての整備が求められているほか、練習会場やライブサイト等による利活用も予定されている。

大会開催時に向けた公園の整備・改修とともに、大会終了後の仮設競技施設撤去に伴う公園の再整備及び改修に対し、財政的及び政策的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 競技会場等となる都立公園及び海上公園の再整備や改修に係る補助制度の創設を行うとともに、十分な財源を確保すること。
- (2) 都立公園等に設置する仮設物等について、交付金等の対象となるよう、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 交付金等による再整備が行われた競技会場等について、大会後の撤去・改修が可能となるよう、処分制限を緩和すること。
- (4) 競技会場等の整備が借受国有地内で行われる場合、利用変更手続の簡素化を行うこと。

1 4 不法係留船対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約300隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心に縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許取得者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

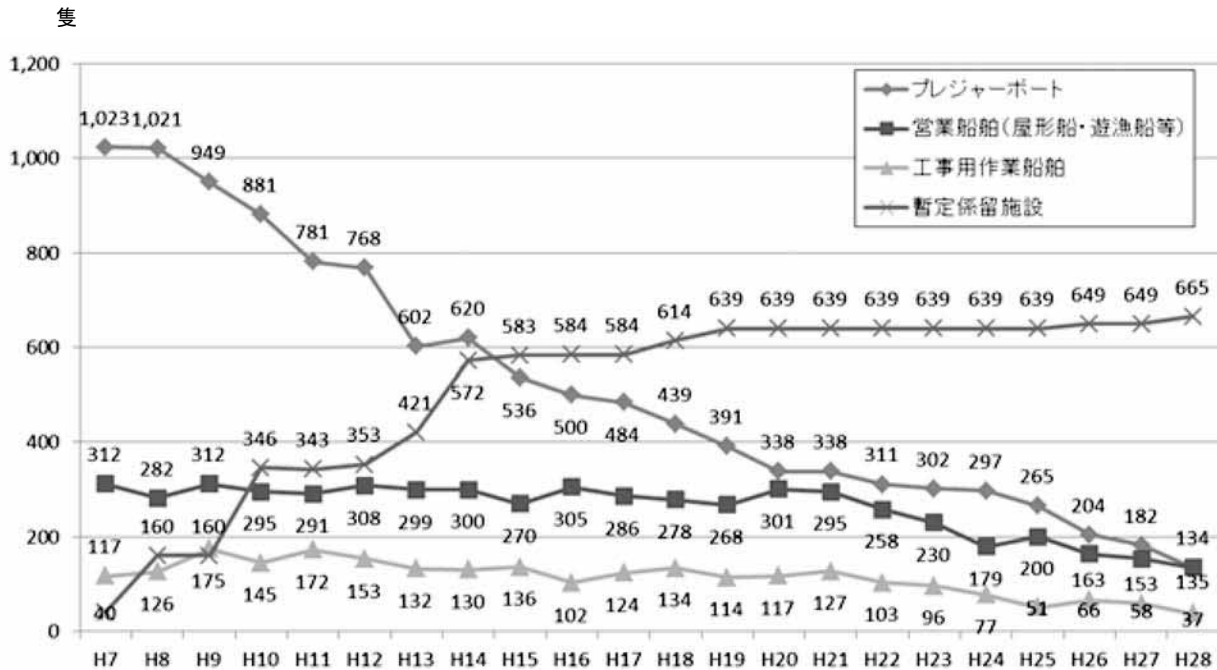
このため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時における水辺景観向上を図るためにも、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

<具体的要求内容>

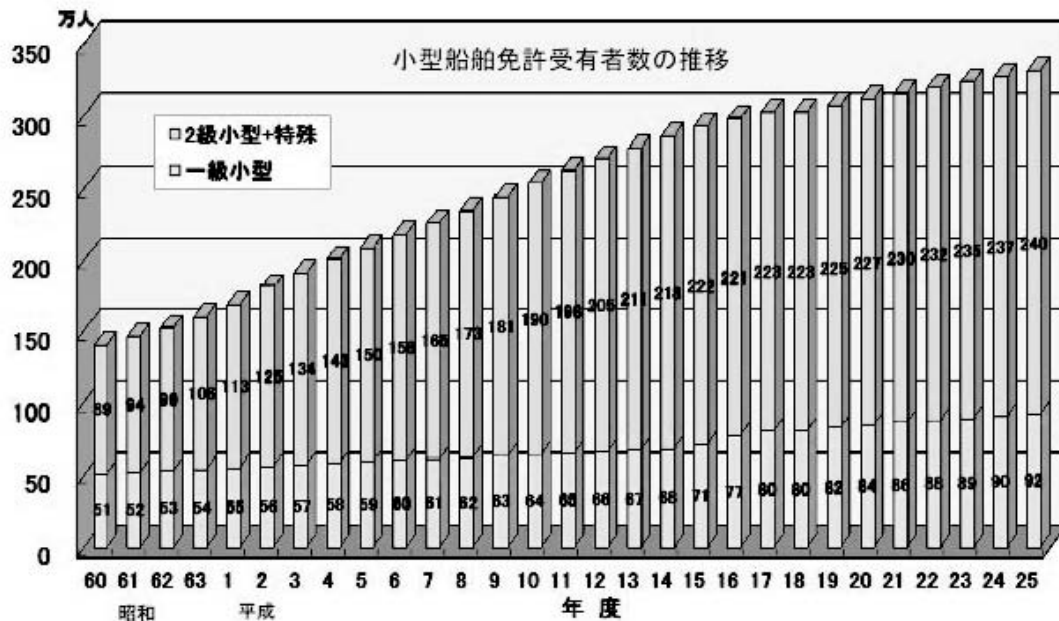
不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

都内河川の不法係留船の推移



小型船舶操縦士免許取得者の推移 全国



新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！

保管場所の義務付けの効果

小型艇の陸上保管の促進

保管業への民間参入の促進

河川管理者の施設整備の負担減

不法係留船の縮減とモラル向上

1 5 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

(提案要求先 内閣官房・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。さらに平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。平成29年3月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に32のプロジェクトを提案しており、国・都・民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、権利者の生活再建対策のため、第二種市街地再開発事業と同様に、地区外転出者に対する租税の軽減を行うなど、税制等財政面の更なる支援拡充を行うこと。また、市街地再開発事業の保留床取得について、全ての取得者に対して税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 6 市街地の開発に係る諸事業の推進

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

土地区画整理事業は、未整備な市街地または市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の53地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、最盛期を迎えるターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備や、面整備の機会を捉えた無電柱化の推進など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区及び瑞江駅西部地区、足立区施行の佐野六木地区、日野市施行の西平山地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、羽田空港跡地地区、中野三丁目、共同施行の南町田駅周辺地区や大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区のほか、今後、都市再生機構施行を予定している品川駅街区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は平成 29 年度交付金対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	8 (2)	0 (0)	8 (2)
区市町	5 (2)	19 (16)	24 (18)
都市再生機構	4 (2)	1 (0)	5 (2)
組合	0 (0)	9 (0)	9 (0)
個人	3 (1)	4 (1)	7 (2)
計	20 (7)	33 (17)	53 (24)

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

2 市街地再開発事業の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 都市整備局）

- （１）都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- （２）第一種市街地再開発事業の地区外転出者に対する租税の軽減措置をすること。
- （３）大街区化の推進に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

- （１）市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、東京都内では 39 地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も行われている。これらの地区は、近年高騰し、高止まりしている建設工事費の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。日本橋二丁目地区、西品川一丁目地区、国分寺駅北口地区などで事業が最盛期を迎え、また、渋谷駅周辺や虎ノ門地区周辺などにおいて、複数の市街地再開発事業が工事に着手しており、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

- （２）都市再開発法による第二種市街地再開発事業では、転出者に対して租税の控除が認められているが、同法に基づく第一種市街地再開発事業では、認められていない。

手続等は異なるが、地区内の建築物を撤去し施設建築物を建築することは

両事業共通であり、第一種市街地再開発事業でも、居住選択の自由に対して、同様の租税の控除が図られるべきである。

- (3) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

また、不動産市況の悪化、建設工事費の高騰等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。

- (2) 第一種市街地再開発事業においても、権利者の生活再建対策のため、地区外転出者に対して、第二種市街地再開発事業の施行に伴い地区外に転出する者に対する租税（所得税、法人税等）の特例を適用するなど税制の改善を図ること。

- (3) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。

3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

現在、都内では5地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

< 具体的要求内容 >

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率 3 分の 1 を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の 2 分の 1 に引き上げること。

4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

< 現状・課題 >

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 30 万棟にも及ぶとされ、都内に約 13,000ha 存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。

このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では 8 地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- （1）一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

1 7 大都市圏における地籍調査の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。

<現状・課題>

地籍調査の効果は多方面に及び、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化などが挙げられる。

平成27年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で51%であるが、都は全国平均を大きく下回る22.5%である。

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、DID（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいるところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地籍調査の成果が迅速な災害復旧に貢献するものとして改めて認識された。今後、地籍調査の重要性が増大していくので、地籍調査の一層の推進のため、国の積極的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

地籍調査は2、3年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

細街路や密集市街地など土地の権利関係が錯綜している都市部において、地籍調査は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるので、国においては、区市町村の要望どおりの適正な予算額を確保すること。

1 8 既存住宅ストックの活用促進

1 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

既存住宅流通を促進する施策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅はその品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。既存住宅の取得に係る税制優遇についても、維持管理状況に関わらず建築年数で一律に対象外となるなど新築が優遇されており、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

東京都では、平成29年3月に改定した住宅マスタープランにおいて、目標の1つに「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」を掲げ、既存ストックの有効活用を図っていくこととしている。

既存住宅について、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、税制の面からの支援も必要である。

また、空き家の発生を抑制する観点からも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが有効である。

<具体的要求内容>

- (1) 新たな評価指針に基づく建物評価手法については、内容が複雑で価格査定実務を行う宅地建物取引業者等にとって活用しづらいものとなっているため、簡便で統一的なものとするとともに、金融機関等にも広く普及を図ること。
- (2) 既存住宅について、流通活性化を図る観点から取得に関する税制優遇を幅広く見直して、優遇措置の充実を図ること。
- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を行う住宅に対し、税制優遇を拡充するなど住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

2 空き家対策の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

地域の状況を踏まえた空き家の利活用等を促進するため、法改正により更なる空き家施策の拡充を図ること。

<現状・課題>

平成25年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約820万戸、東京都で約82万戸となっており、全住宅ストックの1割を超える状況となっている。

空き家は、適切な管理がなされなければ、老朽化し地域の居住環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されることから、利活用を含む空き家の包括的な施策の推進が重要となっている。

東京都では、平成29年3月に改定した住宅マスタープランにおいて、目標の1つに「活力ある持続可能な住宅市街地の実現」を掲げ、空き家対策の推進による地域の活性化を図っていくこととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、区市町村が地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等を進めているところであり、さらに実効的な取組を推進していく必要がある。

(1) 即時執行について

特措法の制定後、自治体は特措法に基づき、助言又は指導、勧告及び命令の手続を経て、代執行による措置を講じることができるようになった。一方で、都内のいくつかの自治体においては、特措法施行前から空き家等に関する条例を制定して取り組んでいる。中には、特措法に規定されていない即時執行（災害等により、人の生命、身体又は財産に危険が差し迫る状態の空き家等に対して、所有者の同意を得ずに必要な最小限度の措置を講ずること）についても規定している自治体もある。しかし、条例に基づく即時執行の規定は特措法における代執行の規定との整合性が整理されておらず、法的根拠が明確でない中での条例を根拠とした執行は、訴訟等に発展するおそれがある。このため、即時執行について特措法に規定し、位置付けを明確にする必要がある。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

当該特例では、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、子ども世帯との同居を選択する人もいる。また、老人福祉施設等を利用する際は、被相続人の意思によらず、自治体の指導により当該施設に住民票を異動する場合もあり、そうした際には特例の対象から除外されることとなる。この特例措置は、相続人が使う見込みのない放置された古い空き家や、その取壊し等後

の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、居住の実態の有無により取り扱いが異なることについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村が特措法に基づき、緊急に危険回避をする際は、所有者の同意を得ずに行政措置を講じることが可能となるように法改正を行うこと。
- (2) 租税特別措置法を改正し、居住の実態に関わらず相続により生じた、使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（当該譲渡の対価の総額が1億円を超えないものとする。）であれば、特例措置の対象とすること。

参 考

(1) 代執行

特措法において、区市町村長は「特定空家等」の所有者等に対し、必要な措置を助言・指導、勧告及び命令することができる。その措置が履行されないときに、行政代執行法に基づき、本来所有者等が履行すべき措置を代執行することができる。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

平成28年度税制改正により導入された制度。

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が1億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

<適用期間>

H28.4.1～H31.12.31に譲渡すること

<対象となる家屋についての主な要件>

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②S56.5.31以前に建築された建物（区分所有建築物を除く）。
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

19 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

東京においてマンションは、約177万戸あり、総世帯数の約4分の1が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションは、市街地の構成要素として、まちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連しているなど、地域のまちづくりやコミュニティ形成にとって重要な存在となっている。

その一方で、経年とともに、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が確実に進行しており、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥り、スラム化すれば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがある。

こうした事態を引き起こさないためにも、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開し、適正な管理と円滑な再生を促進していく必要がある。都は、これらの課題認識を踏まえ、平成28年3月に「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定し、マンション施策を総合的・計画的に推進することとした。

国においては、法令や標準管理規約等の整備、マニュアル・ガイドブックの作成、補助、融資、税制等による支援等、様々な取組が行われているが、本計画の推進に当たっては、なお不十分な面があり、更なる法整備や支援策の拡充等が必要である。

<具体的要求内容>

〔マンションの管理水準の向上〕

- (1) 優良な管理が行われているマンションや、災害時における避難者の一時受入れなど、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、税制、金融等の優遇措置を講じるなど、管理水準の向上を促進するための仕組みを設けること。

〔既存マンション取引時における管理情報の開示促進等〕

- (2) 宅地建物取引業法で規定する重要事項説明の前の段階でも、既存マンションの購入予定者が管理組合の財務・管理に関する情報の開示を受けられるよう、マンション標準管理規約などの関係規定等を整備すること。

また、優良な管理が行われているマンションが市場で評価されるよう、価格査定における維持管理に関する査定条件の充実等の措置を図ること。

〔改修によるマンション再生の促進〕

- (3) 改修・改築に伴う共用部分の専有部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。
- (4) 改修によるマンション再生に対する補助制度（優良建築物等整備事業の既存ストック再生型）の継続や拡充を図るとともに、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置も継続すること。

〔耐震性不足マンションの早期解消〕

- (5) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担が、より軽減されるように、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。
- (6) 耐震性が特に低いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件（5分の4の特別多数決議）を緩和するとともに、区分所有者が自己の居室を転貸していた場合、建替え決議の成立をもって借家契約の解約を可能とする措置を講じること。

〔既存不適格等により建替えが困難なマンションの再生の円滑化〕

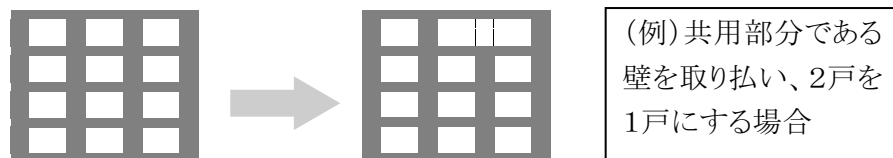
- (7) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。また、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続きで行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置も講じること。
- (8) マンション敷地売却制度は、耐震性が不足するマンションのみが対象とされているが、既存不適格等で建替えが困難なマンションについても適用の対象とするとともに、買受人が耐震性不足のマンションを改修し、継続して活用することが出来るよう既存マンションの除却を要件としないなど、適用要件の緩和も併せて措置すること。
- (9) 敷地に借地権等が設定されるマンションの土地所有権は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律において権利変換の対象とならず、法による権利調整ができないことから、建替えの円滑化を図るため、権利変換ができる仕組みの整備を図ること。

〔団地型マンションの再生の円滑化〕

- (10) 団地型マンションは、権利者が多く、権利形態や管理方式も様々であり、団地内の建物の一括での建替えが難しい場合も多いことから、その再生を進めるため、段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備・充実を図るとともに、団地一括建替え決議に係る棟別要件を緩和すること。

参 考

(3) 改修・改築に伴う共用部分の専有部分化などを特別多数決議で実施できる制度の導入



現行法上、上記のような場合は、共用部分の処分に当たり、共用者全員の同意が必要となる。今後、人口減少とともに想定される住宅需要の低下等に対応するため、ワンルームマンションなど狭小住戸のファミリー世帯向けへの更新や、住宅以外の用途への部分的なリノベーションなどについて、特別多数決議により可能となるようにすべきである。

(5) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主要要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率：23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の23.0%について、国費で1 / 2を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国	地方自治体	自己負担
1/3	1/3	1/3

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

国	地方	自己負担
11.5%	11.5%	77%

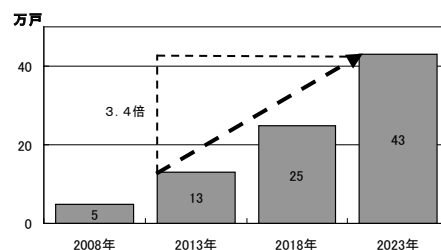
※現行の自己負担割合 77% を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

(6) ～ (9)

【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築40年以上の戸数の推移】

(単位：件)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
東京都	3	2	4	3	3	2	2	5	5	3	5	2	3	42
全国 (東京都分を含む)。	4	5	8	14	9	6	4	5	6	5	10	3	5	84



注) 構造計算書偽装物件を除く。

(10) 団地再生を円滑化する仕組みの創設

団地型マンションは、権利者が多数であることに加え、権利形態や管理方式が様々であり、団地内の建物の一括建替えが困難な場合もあるなど、その再生に当たっては、単棟型のマンションにはない課題を解決していく必要がある。

このため、段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備・充実を図るとともに、団地一括建替え決議に係る棟別要件を緩和していただきたい。

区分所有法の建替え決議の議決要件

単棟型【第62条】	区分所有者及び議決権の各4／5以上
団地(一括) 【第70条】	団地全体：区分所有者及び団地内建物の敷地の持分割合の各4／5以上 各団地内建物：区分所有者及び議決権の各2／3以上
団地(部分) 【第69条】	団地全体：土地の持分割合の3／4以上（ただし、建替えにより特別の影響を受ける棟についてはその棟単独で3／4以上） 建替え棟：区分所有者及び議決権の各4／5以上による建替え決議（又は全員同意）

20 都営住宅ストックの有効活用

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

東京都における都営住宅ストックの有効活用が着実に図られるよう事業推進に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

平成29年3月に東京都住宅マスタープランを改定し、目標の1つに「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を掲げ、都営住宅では、その中心的な役割を果たすため、適切に維持更新しながら、既存ストックを有効活用していくこととしている。

このため、東京都では、昭和40年代以前に建設された都営住宅の建替えを進め、エレベーターの設置や玄関、室内の段差解消など、バリアフリー化された良質な公的住宅ストックへの更新を図っている。

また、建替えに当たっては、敷地の有効利用により生み出された用地を活用し、道路、公園の整備による住環境や防災性の向上、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進などに取り組んでいる。

今後は、建替規模を現在の年間3,800戸から最大で4,000戸程度に拡大を図る中で、高齢者を含め、誰もが住みやすい都営住宅への更新を加速していくことが不可欠である。

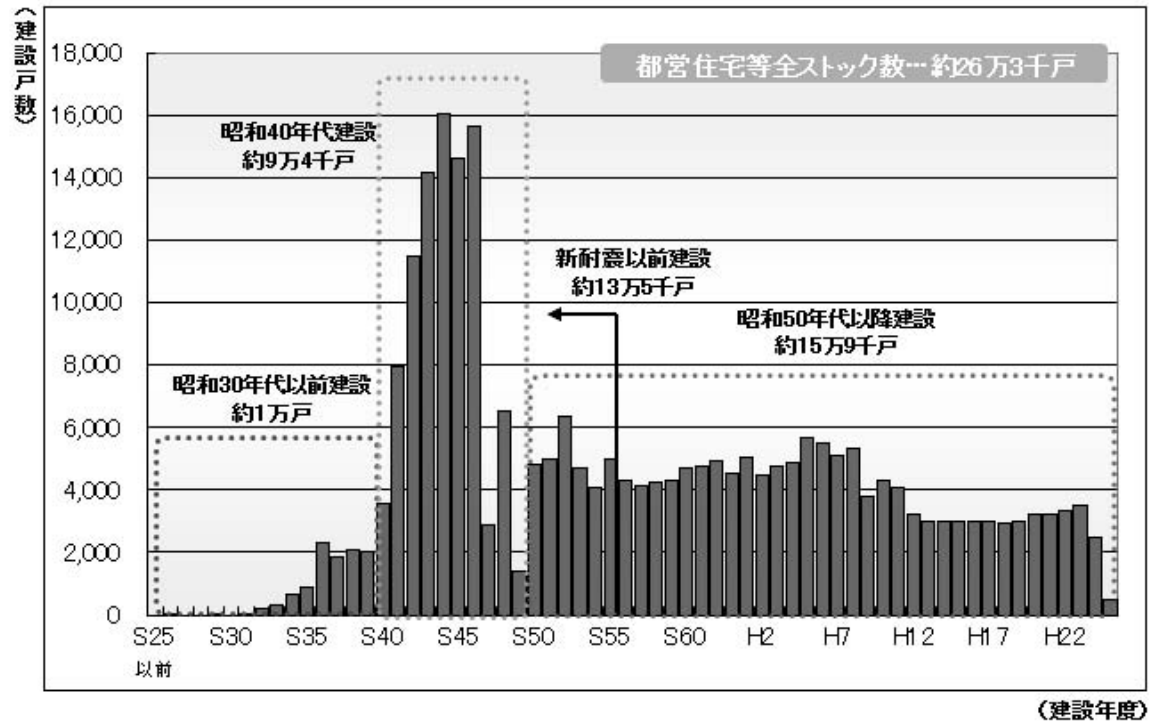
さらに、ストックの長寿命化に向けて、耐久性の向上等を図る修繕事業を計画的に実施していくことや、都営住宅の耐震化の推進、環境負荷への取組としての共用部等の照明器具のLED化も併せて進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

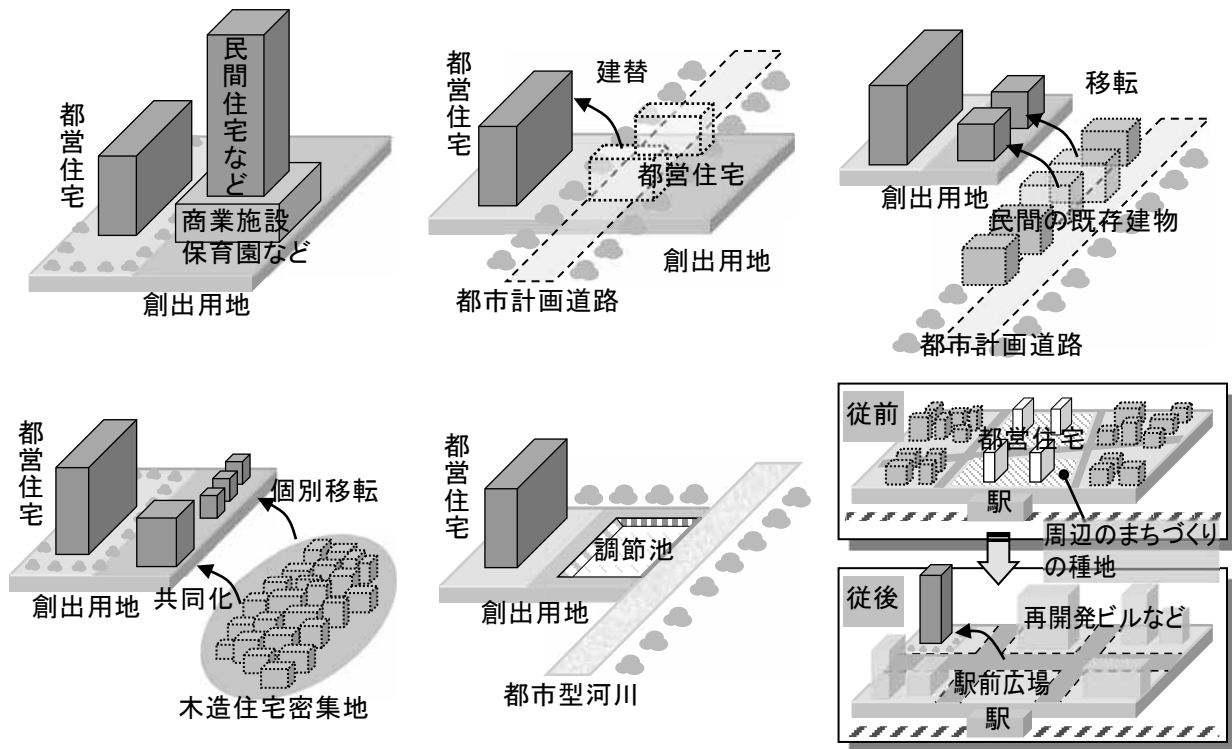
東京都における都営住宅の建物及びその敷地のストックの有効活用が着実に実施されるよう、都営住宅の建替事業、長寿命化に向けた耐久性の向上等を図る修繕及び環境配慮の取組等の推進に必要な財源を確保すること。

参 考

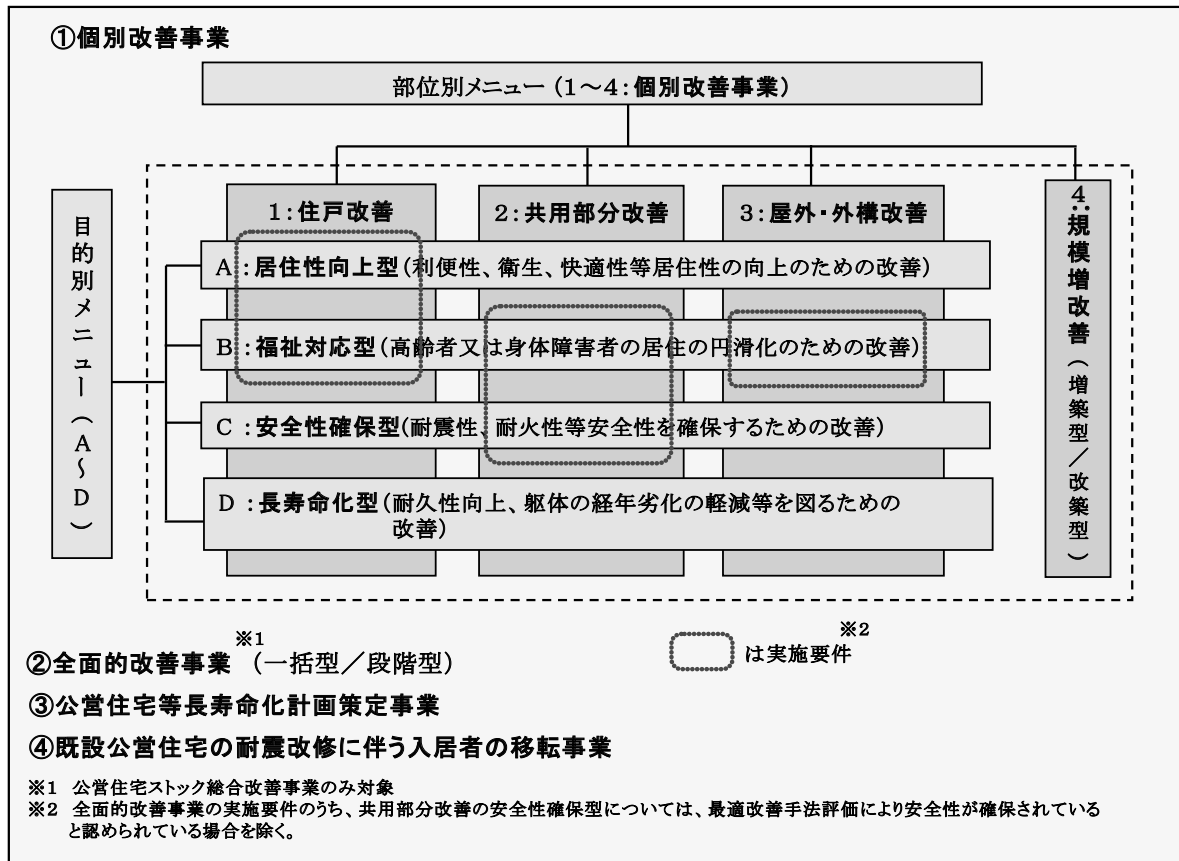
都営住宅等の建設年度別ストックの状況(2016年<平成28年>3月31日現在)



都営住宅の用地を活用したまちづくりのイメージ



公営住宅等ストック総合改善事業の事業メニュー概念図



公営住宅等ストック総合改善事業の対象項目の例示

	1：住戸改善	2：共用部分改善	3：屋外・外構改善
A：居住性向上	- 間取りの改修 - 給湯設備の設置 - 電気容量のアップ - 外壁・最上階の天井等の断熱 - 開口部のアルミサッシ化 等	- 給水方式の変更 - 断熱化対応 - 地上デジタル放送対応（当該建物に起因する電波障害対策の既設共聴アンテナ等の改修も含む）	- 雨水貯留施設の設置 - 地上デジタル放送対応（当該建物に起因する電波障害対策の既設共聴アンテナ等の改修も含む） - 集会所の整備・増改築 - 等 - 児童遊園の整備 - 排水処理施設の整備 - 等
B：福祉対応	- 住戸内部の段差解消 - 浴室、便所等への手摺の設置 - 浴槽、便器の高齢者対応 - 高齢者対応建具 - 流し台、洗面台更新 - グループホームへの改良 等	- 廊下、階段の手摺設置 - 中層EVの設置・機能向上 - 段差の解消 - 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 等	- 屋外階段の手摺の設置 - 屋外通路等の幅員確保 - スロープの設置 - 電線の地中化 等
C：安全性確保	- 台所壁の不燃化 - 避難経路の確保 - 住宅用防災警報器等の設置 - アスベストの除去等 - ビッキングが困難な構造の玄関扉の錠、補助錠の設置、破壊が困難なガラスへの取替、防犯上有効な箇所への面格子等の防犯建物部品の設置 等	- 耐震改修 - 外壁落下防止改修 - バルコニーの手摺のアルミ化 - 防火区画 - 避難設備の設置 - アスベストの除去等 - EVかご内の防犯カメラ設置 - 地震時管制運転装置等の設置 等	- 屋外消火栓設置 - 避難経路となる屋外通路等の整備 - 屋外通路等の照明設備の照度確保 - ガス管の耐震性・耐食性向上 - 防犯上有効な塀、柵、垣、植栽の設置 等
D：長寿命化	- 浴室の防水性向上に資する工事 - 内壁の断熱性向上・耐久性向上に資する工事 - 配管の耐久性向上に資する工事 等	- 躯体・屋上・外壁・配管の耐久性向上 - 避難施設の耐久性向上 等	配管の耐久性・耐食性向上に資する工事 等

2 1 大都市補正の適用地区拡大

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区全体を大都市補正（共通仮設費・現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

<現状・課題>

国土交通省では、不調・不落対策として、平成21年度から3大都市（東京23区、横浜市、川崎市、大阪市、名古屋市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事及び道路維持工事を対象に、大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）を導入している。

平成22年度には札幌市や仙台市、さいたま市など18市が大都市補正の適用地区となり、平成23年度には更に相模原市、平成24年度には八王子市や静岡市など4市も追加され、適用地区は順次拡大している。

平成27年度には「都市計画区域内の多摩地区」※¹（26市2町）についても適用される市街地補正（大都市補正よりも補正値を低減）が導入されたものの、これらの地区は、大都市補正の適用地区に指定された市※²と人口密度を比較しても同等以上であることなどから、大都市補正の適用地区に指定されるべきであると考ええる。

※1 都市計画区域内の多摩地区の人口密度（括弧内はDID地区内の人口密度）

5,039人/km²（8,483人/km²）

※2 既適用地区の人口密度

北九州市 2,002人/km²（5,572人/km²）、仙台市 1,334人/km²（6,913人/km²）、
新潟市 1,118人/km²（5,639人/km²）、相模原市 2,182人/km²（9,183人/km²）、
八王子市 3,113人/km²（8,311人/km²）、川口市 8,979人/km²（10,124人/km²）、
草加市 8,893人/km²（9,624人/km²）、静岡市 507人/km²（6,011人/km²）など

・大都市補正は適用地区に指定された市のDID地区で適用

・数値は平成22年国勢調査による

<具体的要求内容>

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区（武蔵野市や三鷹市、町田市、日の出町など26市2町）を地区全体として大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

注）入札時に応札者がいない場合を「不調」、応札価格が予定価格を超える場合を「不落」という。

２２ 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正

公共用地取得に係る譲渡所得の特別控除の通算適用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

公共用地取得が２か年以上にわたる場合には、譲渡所得の特別控除を通算して適用すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市としての着実な準備や、高度防災都市の実現に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

公共事業に伴い、土地等の資産を譲渡した場合、譲渡所得に対する課税については、同一事業について最初に譲渡した年についてのみ 5, 0 0 0 万円の特別控除が認められている。

しかしながら、複数の借地人に土地を貸している土地所有者においては、公共事業に協力する意思がありながら、借地人などの生活再建上の事情により、用地を複数年にわたって分割し、譲渡することを余儀なくされる場合がある。

この場合、最初の年の譲渡所得が 5, 0 0 0 万円に満たなければ特別控除を有効に利用することができず、公共事業協力者に対して不公平感を生じさせることとなる。

<具体的要求内容>

特段の事情があるものに限り、税務当局に事前協議を行うこととし、事前協議を経たものについては、公共用地取得に係る譲渡所得の特別控除の通算適用ができるよう租税特別措置法を改正すること。

例) 同一の土地所有者で、複数の借地権者やアパート等があり、同時期に用地取得ができない場合など。

参 考

同一路線の事業における「代替資産の特例」と「特別控除の特例」の適用関係

〔 現 行 〕

1 年目

⇒ 「代替資産の特例」か「特別控除の特例」のいずれかを選択できる。

2 年目以降

⇒ 「代替資産の特例」を適用できる。



〔 改 正 要 望 〕

1 年目

⇒ 「代替資産の特例」か「特別控除の特例」のいずれかを選択できる。

2 年目以降

⇒ 「代替資産の特例」か「特別控除の特例」のいずれかを選択できる。

※「代替資産の特例」とは

⇒土地等の譲渡が行われ補償金を取得した場合において、その補償金で
代わりの資産を取得したときは、課税の繰延べ（課税上譲渡がなかつ
たものとする。）を受けることができる、というもの。

２３ 公共事業推進のための行政代執行法の改正

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 財務局・建設局)

公共事業の早期実現を図るため、行政代執行を円滑に行うことができるよう、必要な法令整備及び制度創設等を行うこと。

<現状・課題>

平成１４年度の土地収用法の改正により、収用手続上の問題については一定程度解消されたものの、収用手続の最終局面で実施する行政代執行における問題が依然残っており、公共事業の実現に障害となっている。

<具体的要求内容>

- (１) 住居不明者に対する書類送達を民法の公示送達に代え、都道府県知事による公示送達制度を設けること。
- (２) 多数当事者に対する戒告書等の書類送達に代表者送達制度を設けること。
- (３) 代執行庁等が占有者を排除できるよう法令を整備すること。
- (４) 代執行庁が撤去した物件を一定期間保管後に処分できるような制度を設けること。
- (５) 代執行庁が徴収できる費用として、戒告書の発送から撤去物件の保管・処分まで一連の費用を法令に明文化すること。

2 4 公共事業と農地保全を両立するための制度改正

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・産業労働局)

- (1) 農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、1年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は2年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため、関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。

- (2) 公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

25 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。
- (2) 首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

<現状・課題>

平成22年に策定された地域主権戦略大綱や、平成23年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受け、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限については、平成24年4月に特別区を除き、全ての市町村へ権限が移譲され、区市町村が景観行政団体となる際に必要とされる都との協議において、同意を要しないこととする方針が示された。

用途地域は、市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける基本的な都市計画である。東京は、区部と多摩部にわたり、歴史的にも市街地が連担していることから、区部の決定権限が都に留保されたとしても、多摩部の権限が移譲され、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都が今日まで取り組んできた、一体的な都市づくりの継続が困難となる。

また、区市町村が景観行政団体となる際には、都がこれまで行ってきた、一行政区域を越える広域的な景観形成への取組を引き継ぐことを前提として、都は協議・同意に応じてきており、その同意が不要となることによって、首都にふさわしい風格ある景観や、複数の区市町村にまたがる河川、崖線及び丘陵地などについて一体的な景観形成が困難となるおそれがある。

その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力、ひいては日本全体の国際競争力の維持・向上に支障を来すことにもなりかねない。

<具体的要求内容>

用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の

見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。

首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

2 6 首都移転の白紙撤回

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局)

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

<現状・課題>

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、その後の社会経済情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は約1,000兆円にも及んでおり、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

もはや東京一極集中のデメリットは、広域交通基盤の強化などにより十分に解決可能な課題となっている。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、さらに発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港の機能強化・更なる国際化などを推進し、首都圏の経済を盛り上げる具体的施策を講じていかなければならない。

<具体的要求内容>

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

27 ヘリサインの整備推進

(提案要求先 内閣府・消防庁・文部科学省・国土交通省)
(都所管局 総務局・東京消防庁)

- (1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、区市町村、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。
- (2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

<現状・課題>

【現状】

平成29年4月1日現在において、都内で1,680施設にヘリサインが整備されている。(内訳については下の表のとおり。)

	区市町村 施設	都(関係) 施設	東京消防庁 施設	警視庁 施設	国 施設	民間 施設	計
平成29年 4月1日	923	514	69	42	56	76	1,680

東日本大震災では、津波被害や道路の寸断などにより、地上からの災害活動が困難を極める中、機動性のあるヘリコプターでの上空からの災害活動が効果を発揮した(消防ヘリ41機が東日本大震災で災害活動に当たり、906名の救助、592名の救急を行った。また、自衛隊ヘリ217機、警察ヘリ566機(延べ数)も災害活動に当たった。)

東京都首都直下地震等対処要領では、各地域の被害特性に応じて実効性のある初動対応を行うため、救出救助や医療搬送などにヘリコプターを活用することとしている。

また、総務省消防庁のアクションプランでは、首都直下地震発生時に他道府県から緊急消防援助隊(消防)や広域緊急援助隊(警察)、自衛隊などの応援ヘリコプター部隊が多数飛来し、被害状況の把握、消火活動、救出活動、ケガ人等の救急搬送、物資の輸送などを行うことになっている。

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（総務省消防庁）		
指揮支援隊（情報収集ヘリ）	消火ヘリ	救助・救急・輸送ヘリ
京都市消防局・神戸市消防局 【増援部隊】 札幌市消防局・福岡市消防局 広島市消防局・北九州市消防局	仙台市消防局 岩手県・福島県・ 石川県・長野県・ 岐阜県・三重県 奈良県・和歌山県	大阪市消防局・神戸市消防局 岡山市消防局・福岡市消防局 青森県・宮城県・兵庫県・鳥取県・島根 県・広島県・山口県・香川県・高知県・ 長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県

このように、首都直下地震発生時には、東京都だけでなく、他道府県からの応援ヘリコプター部隊も数多く活動するため、都内地理に不案内であっても上空から一目で現在地を把握できるヘリサインの整備を推進することは大変有効である。

【課題】

ヘリサインの整備状況を見ると、特別区1，220か所、多摩地区（島しょ含む）460か所、他県1か所で、地域により整備数に格差が生まれている。

ヘリサインが少ない地域では、航空部隊による施設の特定制が遅れるなど、円滑な災害対応に支障を来すおそれがある。こうした状況を改善し、広域的な受援体制を強化するためには、区市町村や民間への働きかけや、国による積極的な取組を一層推進することで、計画的にヘリサインの整備を推進していく必要がある。

また、河川や高速道路、鉄道などは、航空部隊が飛行する際のランドマークとなることから、既に整備されているヘリサインやその他の目的地へのアクセスを更に容易にするためにも、こうした地点にアクセスポイントとなるヘリサインを整備することが非常に重要である。

< 具体的要求内容 >

- （１）ヘリサインの整備に当たっては、国が主導的な役割を担い、区市町村、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。
- （２）国施設（特に国管理の一級河川など）についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

2 8 鉄道施設の耐震化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、引き続き、必要な支援措置を講じること。
- (2) ロッキング橋脚による鉄道橋の安全対策が適切に行われるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能は麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成18年度から、乗降客が1日1万人以上の高架駅などにおける耐震補強に対し、協調して補助を実施している。

平成29年度が補助事業の完了年次となることから、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、補助制度の継続、必要な財源の確保など、引き続き、事業者の取組を促進するための支援措置を講じる必要がある。

また、平成28年4月の熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が落橋する甚大な被害が発生した。この橋脚は、道路橋のみならず、鉄道橋にも用いられており、都内には約40箇所あり、その多くが緊急輸送道路をはじめとする主要な道路と交差している。

昨年6月の社会資本整備審議会道路分科会の報告では、この橋脚を用いた橋梁は、単独では自立できないことから、地震の揺れによる支障部等の部分的な破壊が落橋等の致命的な被害につながるおそれがあることが指摘されている。

このため、鉄道施設の安全性の確保はもとより、緊急輸送道路をはじめとする交差道路への影響回避などの観点から、鉄道事業者によるロッキング橋脚の安全対策が適切に行われるよう、取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、補助制度の継続、必要な財源の確保など、引き続き、必要な支援措置を講じること。
- (2) ロッキング橋脚を有する鉄道橋の安全対策の必要性を明らかにした上で、「既存鉄道構造物の耐震補強に関する指針」に耐震補強の対象とする鉄道施設に位置付ける等、鉄道事業者による安全対策を促進するための適切な措置を講じること。

参 考

[都内における鉄道施設の耐震化実績(せん断先行型)](平成28年3月末時点)

- ◆民鉄※ おおむね9割完了
- ◆JR 東日本・JR 東海 耐震対策完了
- ◆東京メトロ・都営地下鉄 耐震対策完了
- ※小田急、京王、京急、京成、西武、東急、東武、東京モノ、北総、J R貨物、
埼玉高速鉄道、つくばE X、多摩モノ、ゆりかもめ、りんかい高速

29 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 福祉保健局)

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

<現状・課題>

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、それぞれの制度について、更に拡充する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

医療施設耐震化臨時特例交付金については、病床過剰地域においては、病床を10パーセント以上削減することが要件とされている。また、平成26年度着工案件までが補助対象となっていることから、新たに着工する医療機関は対象とならない。

医療施設近代化施設整備事業については、へき地、救急等の政策的医療を実施していない場合は、病床を20パーセント以上削減する必要がある、政策的医療を実施している場合も、病床過剰地域においては、病床を10パーセント以上削減する必要があるなど、医療機関が活用しにくい状況である。

耐震対策緊急促進事業については、平成25年度から、階数3以上延べ床面積5,000㎡以上の大規模な建物を有する病院への補助が創設されたが、耐震診断は平成27年度末まで、耐震改修は平成30年度末までに耐震化のための計画策定に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成26年度着工案件をもって終了し、平成27年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
- (2) 医療施設耐震化臨時特例交付金については、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じるとともに、病床数の削減義務を見直すこと。
- (3) 医療施設近代化施設整備事業について、耐震化のための建替え等を行う場合には、病床数の削減義務を見直すこと。
- (4) 耐震対策緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。

- (5) 社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

30 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

<現状・課題>

平成28年に改正された国の基本方針は、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成32年度までに95%以上にすることを目標としており、都内の私立学校についても速やかに耐震化を推進する必要がある。

都では、各種学校及び学校法人立以外の幼稚園についても補助対象とし、校舎等の改築部分や木造の校舎等についても補助対象に加えている。さらに、平成20年度の補正予算で耐震診断に係る補助率を、平成21年度からは地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率を、それぞれ3分の2から5分の4まで引き上げるなど、制度の拡充に努めている。

現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成20年度に3分の1から2分の1にかさ上げしたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の学校が設置している非木造の校舎等の工事のみとなっている。国の基本方針を達成するためには、助成制度を更に拡充し、早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化に関しては、各私立学校設置者が着実に非構造部材の耐震化を進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

<具体的要求内容>

私立学校の耐震化を促進するため、以下のとおり取り組むこと。

- (1) 非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助予算を十分に確保すること。
- (2) 以下の助成制度の拡充等を図ること。
 - ① 地震による倒壊等の危険性がある施設に係る補助率を2分の1に引き上げるとともに、危険性の高い施設の補助率も更に引き上げること。
 - ② 私立高等学校・中学校・小学校の木造の校舎等に係る耐震補強工事についても補助対象とすること。
 - ③ 私立各種学校及び学校法人立以外の私立幼稚園の非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参 考

○ 都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）

・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐 震 診 断 5 分の 4 以内

耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

(ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内)

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

非 構 造 部 材 2 分の 1 以内。ただし、国庫補助対象事業は 3 分の 1 以内

29 年度予算 7,145,781 千円

〈参考〉28 年度予算 8,170,164 千円

27 年度予算 8,730,129 千円

○ 国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

(ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

(ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

- ・専修学校防災機能強化緊急特別推進事業

学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕 3分の1又は2分の1以内

3 1 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実

(提案要求先 総務省・厚生労働省)
(都所管局 水道局)

- (1) 浄水場更新事業及び浄水施設の覆蓋化等の必要な機能向上を対象とする新たな制度の創設や採択基準の緩和など、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 水道施設の耐震性強化等を推進するため、採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図り、必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 水源開発の促進等のため、採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図り、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

都の浄水場は、高度経済成長期の水道需要の急増に対応するため、短期間かつ集中的に整備・拡張したものが多く、施設能力全体の約7割に当たる施設がこの時期に建設されている。これらの施設は、建設からおおむね半世紀を経て老朽化が進んでおり、平成30年代以降、一斉に耐用年数の60年が経過する。

これら多くの浄水場の更新に当たっては、更新時に能力を低下させることなく安定給水を確保するため代替浄水施設を先行整備して計画的に行うことが必要である。

また、近年、国民の生活を脅かす火山噴火やテロ行為等のリスクも高まってきており、特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向け、世界中の耳目が東京に集まる中、基幹ライフラインは、テロをはじめとした様々な危機に対して、万全を期す必要がある。このような危機に対して、水面が屋外に開放されている浄水場では、抜本的な予防対策が課題となっている。基幹施設である浄水場が停止する事態となれば、その影響は甚大となるため、浄水場の更新に併せ、浄水施設（池状構造物）の覆蓋化を講じていく必要がある。

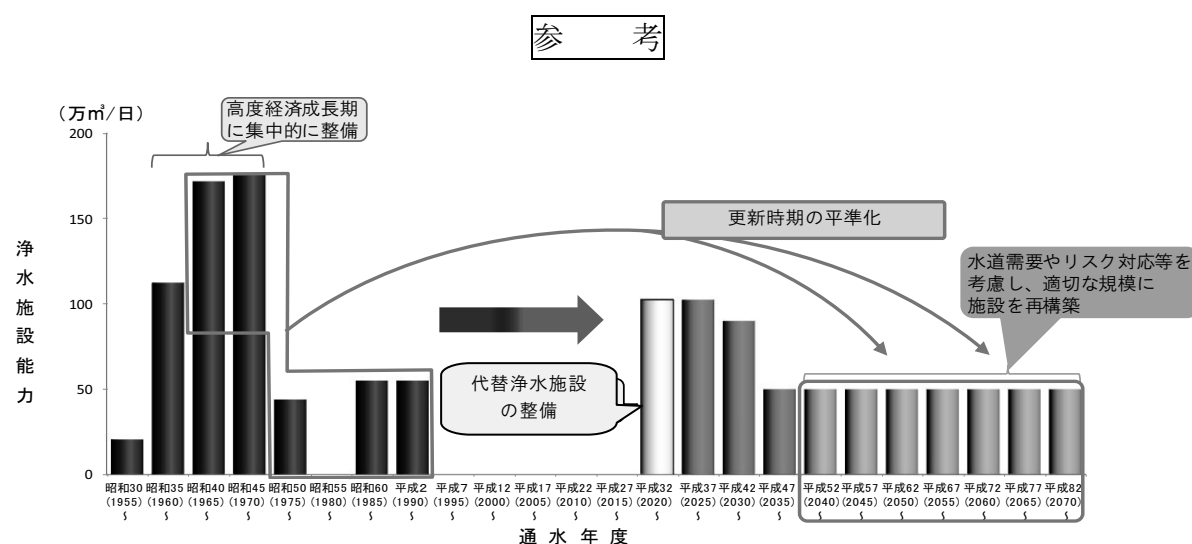
しかし、これらの事業には、巨額な整備費用を要するものの料金収入の増加は見込めず、切迫性が指摘される首都直下地震に備えた耐震化事業等と相まって、水道事業を取り巻く財政事情は厳しい状況にある。

また、現在、緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業が生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業とされるが、今後、水道施設の耐震性強化等を推進していくには、採択基準や交付率などの措置が不十分である。

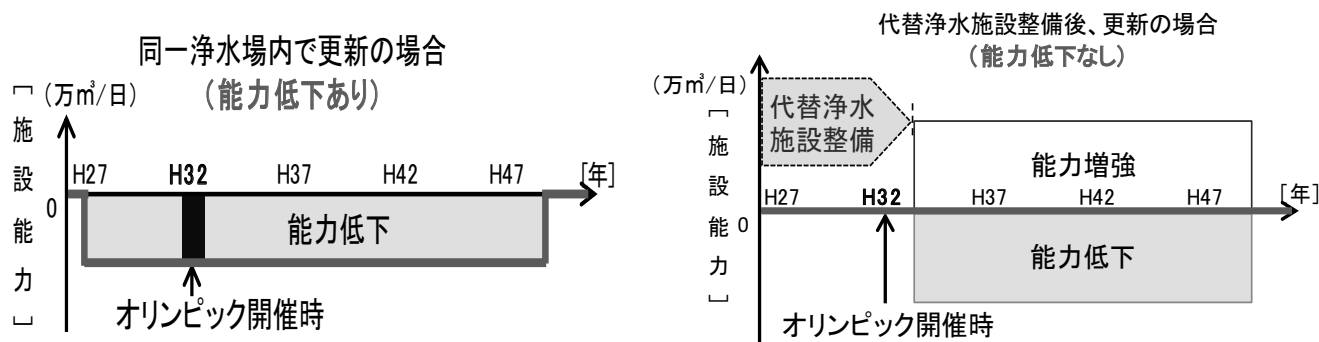
さらに、新規水源開発の促進、水道施設の再構築等に係る費用は多額であり、今後ともこれらの事業を計画的に推進していくには、採択基準や補助及び交付率等の措置が不十分である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 東京 2020 大会開催期間中を含め、将来にわたり首都東京の安定給水に支障を来さず、着実に実施することが不可欠であるため、浄水場更新事業及び浄水施設の覆蓋化等の機能向上を対象とする新たな制度の創設や採択基準の緩和など、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 水道施設における耐震性強化等を推進するため、採択基準を緩和し、交付枠を拡大するとともに、交付率を大幅に引き上げること。
- (3) 新規水源開発の促進及び水道諸施設の整備等に要する費用が多額であるため、採択基準を緩和し、補助及び交付枠を拡大するとともに、補助及び交付率を大幅に引き上げること。



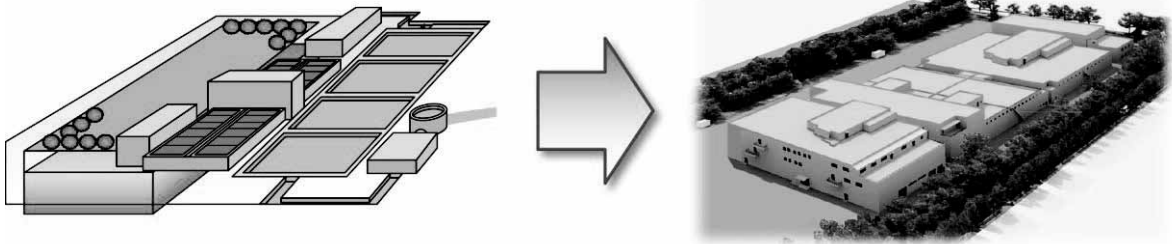
【大規模浄水場更新（代替浄水施設整備の必要性）】



【大規模浄水場更新（代替浄水施設等整備）の工程】

	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
境浄水場	代替浄水施設等工事									
三郷浄水場	代替浄水施設等工事									

【覆蓋化イメージ図】



水道施設の耐震性強化等

【交付率】

(単位 百万円)

事業名	交付率	29 年度※ ¹			要件
		国	都		
		交付枠	交付額	交付基本額	
緊急時給水拠点確保等事業 (配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁)	1/4	32,900	0	0	地震等による水道施設の被害等のおそれが今後特にあること等
水道管路耐震化等推進事業 (導水管、送水管、配水管、石綿セメント管、铸铁管、塩化ビニル管等の更新)	1/2 ～ 1/4				・災害復旧事業を行った導水管、送水管及び厚生労働大臣が必要と認める区間の耐震化整備事業であること。 ・地震による水道施設の被害等のおそれがあること。 ・給水人口が5 万人未満 ・給水人口が5 万人以上で家庭用10m ³ の水道料金が、給水人口5 万人以上の水道事業者の平均料金※ ² よりも高いもの等

※1 29年度予算と28年度補正予算の合計

※2 家庭用10m³の平均料金
(平成28年4月1日現在)

全国平均	1,540.0円
都平均	1,071.0円

新規水源開発の促進及び水道諸施設の整備等

ア 国庫補助（都分）

（単位 百万円）

補 助 事 業 名	補助率	28年度 補助額	28年度補助 基本額	採択基準上 の基本額	差引増減
水道水源開発施設整備事業	1 / 3	1, 048	3, 145	3, 145	0

イ 建設改良事業費に占める国庫補助額（都分）

（単位 百万円、％）

区 分	事 業 費	補 助 額	割 合
平成25年度	75, 035	406	0. 5
平成26年度	81, 375	404	0. 5
平成27年度	86, 991	520	0. 6
平成28年度（予算）	104, 893	1, 162	1. 1
平成29年度（予算）	123, 259	1, 797	1. 5

3 2 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

重要無線通信である防災行政無線の電波伝搬障害対策に係る建築主（原因者）の費用負担について電波法に明記すること。

<現状・課題>

防災行政無線は、災害発生時にN T T回線などが使用できなくなった場合でも、都民の生命や財産を守るために情報の収集や伝達を区市町村や防災機関と相互に行う極めて重要な情報連絡網であり、災害時には不可欠なものである。

近年、高層ビルの建設に伴い、防災行政無線の電波伝搬障害が発生する事案が毎年のように発生している。しかし、電波法では、その電波伝搬障害対策について、建築主と無線局免許人の協議に任されているのみであり、費用負担について明確にはされていない。都においては、電波伝搬障害対策の費用負担について建築主と協議しているが、協議が難航している。

<具体的要求内容>

電波法で重要無線通信の伝搬障害防止区域に指定された区域における防災行政無線については、その公共性と重要性を考慮し、高層ビル等の建築主（原因者）に対して、電波伝搬障害対策の費用負担を義務づけることを電波法に明記すること。

参 考

電波法

（重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限）

第 102 条の 6 前条第 1 項及び第 2 項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から 2 年間は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行い又はその請負人に行わせてはならない。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第 102 条の 3 第 2 項（同条第 6 項及び第 102 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第 1 項及び第 2 項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

- 二 当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信を行う無線局の免許人との間に次条第1項の規定による協議が調ったとき。
- 三 その他総務省令で定める場合

(重要無線通信の障害防止のための協議)

第102条の7 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

3 3 外かく環状道路の早期完成

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路であるため、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、青梅街道インターチェンジの一体整備に向け、都が受託する用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間の開通時期を見据え、必要な調査を実施するとともに、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の場などを活用して積極的に検討を進め、早期に計画を具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長を^{けん}牽引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞緩和によるヒト・モノのスムーズな流れの確保、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルートの確保など、様々な効果が期待されており、早期整備が必要である。

外環（千葉区間）については、今年度の開通が予定されており、東京の東部地域において、物流の効率化や地域の安全性向上が期待される。

外環（関越道～東名高速）については、本年2月、東名ジャンクションからシ

ールドマシンが発進し、本線とランプをつなぐ地中拡幅部についても、設計等の工事に向けた準備が進められるなど、事業が本格化している。

また、外環（東名高速～湾岸道路）については、首都圏三環状道路のいわば総仕上げの区間であり、羽田空港や京浜港へのアクセスを強化するなど、環状道路としての機能を最大限に発揮させるために不可欠な路線である。計画の具体化に向け、国は「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」を設立し、現在、検討の進め方について関係者間で議論を行っているところである。この協議会の場などにおいて検討を進め、早期に計画を具体化する必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路であるため、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネル工事や本線とランプをつなぐ地中拡幅工事等について、安全を最優先に整備を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、青梅街道インターチェンジの一体整備に向け、都が受託する用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO 東日本・中日本による東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、情報の共有化を図りながら進めること。

- （２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に^{またが}跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。さらに、アクセス道路整備についても積極的に支援を行うこと。

- （３）東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間の開通時期を見据え、計画の検討に必要な調査を実施するとともに、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の場などを活用して積極的に検討を進め、計画を早期に具体化すること。

その際、計画の具体化に当たっては、地元自治体の意向を十分に踏まえるなど、透明性、客観性の高い計画策定プロセスとすること。

3 4 高速道路網の整備推進及び有効活用等

1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

交通渋滞解消や環境改善、防災機能向上、観光・企業活動の活性化等、高いストック効果を発現する首都圏の高速道路ネットワークの充実を図ること。さらに、これに必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

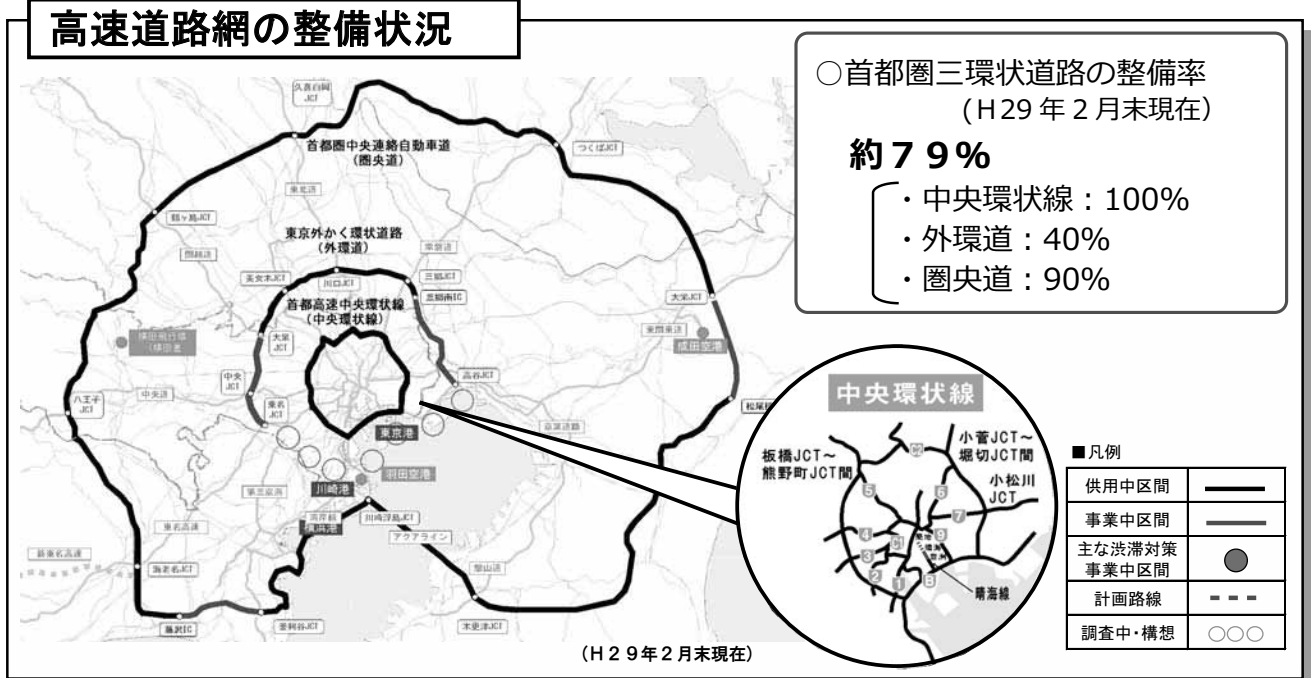
三環状道路をはじめとする首都圏の高速道路は、交通渋滞の解消、環境改善、地震による被災時の緊急輸送、災害や事故による非常時の迂(う)回機能確保、更には、観光・企業活動の活性化等、非常に高いストック効果の発現が期待される。

平成27年3月に首都高速中央環状線が全線開通し、三環状道路の最初のリングが完成するとともに、平成29年2月には茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの6つの高速道路が圏央道で結ばれた。このように、三環状道路の整備は着々と進んでいるが、引き続き、首都圏における高速道路ネットワークの充実を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏三環状道路のうち、東京外かく環状道路及び首都圏中央連絡自動車道を早期かつ確実に整備推進すること。さらに、これに必要な財源を確保すること。
- (2) 環状線本来の機能を発現させるため、中央環状線の既に通している区間(板橋 JCT～熊野町 JCT 間、堀切 JCT～小菅 JCT 間、小松川 JCT 等)の改良により交通渋滞解消に寄与する事業等を推進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 都市高速道路晴海線のⅠ期区間(有明～晴海)のうち、事業中である豊洲から晴海までの区間の整備に必要な財源を確保すること。
また、Ⅱ期区間(晴海～築地)について、早期に事業者を決定し、事業化を図ること。
- (4) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。
- (5) 国民生活の安全・安心の確保に向けて、道路整備を着実に推進し、国際競争力や地域の経済・産業の強化を図るため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(財特法)」に定める国の負担又は補助の割合を平成30年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう拡充・見直しも含め必要な措置を講じること。

高速道路網の整備状況



2 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むとともに、既存の高速道路の渋滞対策やスマートインターチェンジの整備等を推進すること。とりわけ、中央道調布付近の渋滞対策については、ラグビーワールドカップ2019開催に向けて、更なる対策を実施すること。

<現状・課題>

移動の効率性が極めて高く、環境にもやさしい首都圏を目指し、高速道路網を最大限活用できる料金体系を実現することが必要不可欠である。

この首都圏の高速道路料金については、平成27年9月に国から示された具体方針(案)に基づき、平成28年4月から新たな料金体系が導入され、料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られるとともに、利用者の急激な負担増への配慮として、激変緩和措置も講じられた。今後も、首都圏三環状道路のネットワーク機能を最大限発揮させるよう、交通状況などの

検証を行い、地方の意見を踏まえた上で、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組む必要がある。

一方、我が国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約10kmと、欧米諸国の約2倍もの長さがあり、利便性が低く、高速道路が有効活用されていない。

そのため、ETC車両に限定し、従来のインターチェンジに比べてコンパクトに整備することが可能なスマートインターチェンジの設置により、整備費用や管理コストを削減する。また、アクセス改善による利便性向上を図ることで、地域生活の充実や経済の活性化などが実現すると考えられる。これらのことから、整備推進が期待されている。

また、中央自動車道の調布付近や小仏トンネル付近等については、恒常的に交通渋滞が発生し定時性を損ねており、特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019開催時には、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されることから、早期の渋滞対策実施が強く望まれている。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏の高速道路料金については、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け、新たな料金体系導入による交通状況の変化や債務の償還計画への影響などについて検証するとともに、会社間の乗継ぎに伴うターミナルチャージの重複徴収の解消や旧料金圏の継ぎ目に位置する本線料金所の撤去などについても積極的に取り組むこと。

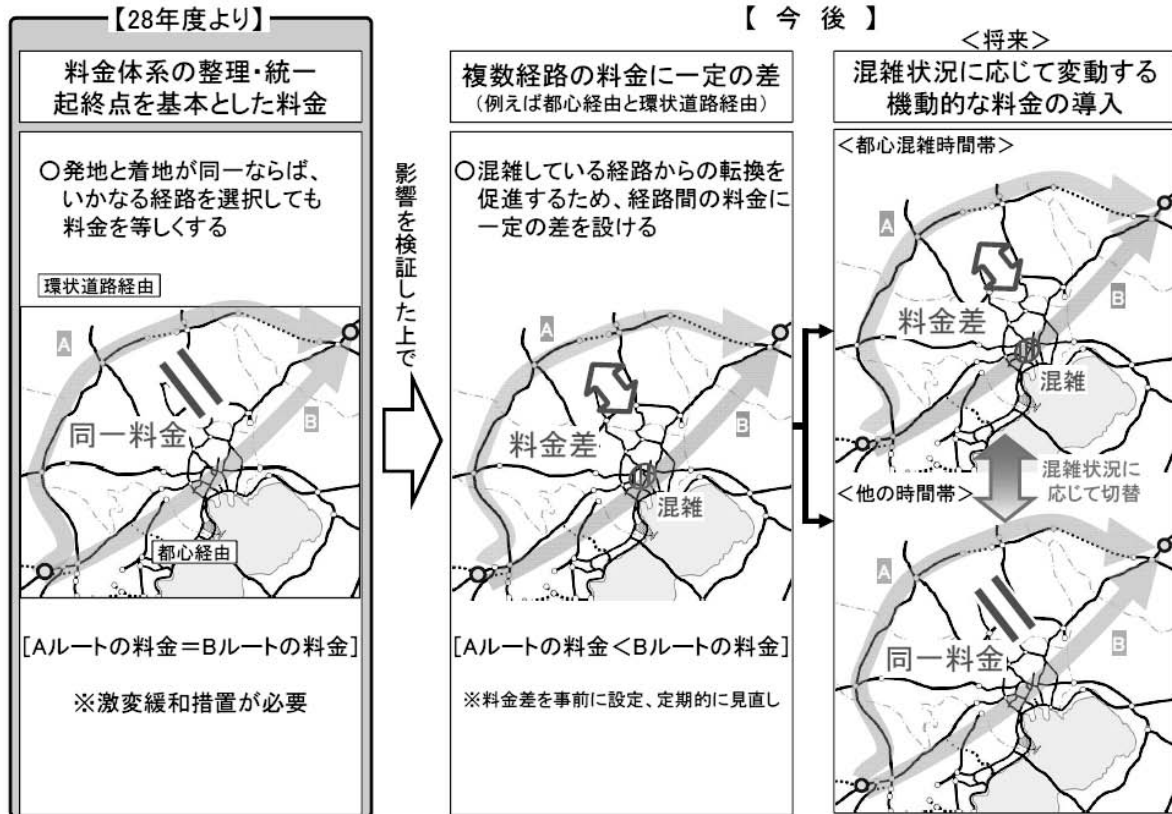
また、ビッグデータを活用し、混雑状況に応じた料金施策を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

- (2) 首都圏における既存の高速道路の利便性向上や交通の円滑化、一般道路の渋滞緩和及び地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの整備推進、ITSの推進等に取り組むこと。
- (3) 中央自動車道の調布付近や小仏トンネル付近の渋滞対策について、一日も早く完成させること。調布付近については、平成27年12月に調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が設置され、その効果が確認されたところであるが、ラグビーワールドカップ2019開催に向けて、更なる対策を実施すること。

参 考

(1) 首都圏の高速道路料金体系

段階的な見直しのイメージ



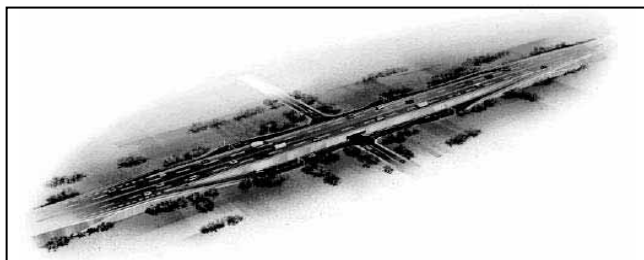
(2) スマートインターチェンジの整備推進

従来型 IC



料金所ブースを1か所に
集約するため、広い
敷地が必要になる。

スマート IC (ETC 専用 IC) 概念図



料金所ブースを集約し
なくてもよいことから、
少ない用地で済み、
建設コストの縮減が可能。

3 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした高速道路構造物の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策についても取組を進めること。

<現状・課題>

首都圏における高速道路構造物は、災害時に首都圏の機能を維持するとともに日本の東西交通の分断を防ぎ、救援・復旧活動を支える重要な社会資本である。

開通から50年が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路構造物は、平成24年の中央道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

このため、平成25年12月に首都高速道路株式会社が、平成26年1月には東日本及び中日本高速道路会社が大規模更新等に関する計画等を示した。また、平成26年6月には、高速道路会社の料金徴収期間を延長する法律が施行され、老朽化対策の財源確保の見通しがついたところである。

首都高速道路については、大規模更新等の着手に向けて、手続を進めているが、東日本及び中日本高速道路株式会社等が管理する高速道路については、いまだ代表的な区間や内容しか示されていない。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控えていることから、高速道路利用者の安全安心を確保していくため、大規模更新等の詳細な実施内容を早期に示した上で、高速道路会社が取組を実施していくよう、国が責任を持って指導していく必要がある。

また、高速道路での逆走は、死亡事故等の重大な事故につながる可能性が高く、逆走車両のみならず、正しく走行している車両も巻き込まれる極めて危険な行為であり、撲滅に向けた取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都高速道路構造物の老朽化対策については、大規模更新として、1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）に引き続き、1号羽田線（高速大師橋）、3号渋谷線（池尻～三軒茶屋）について取り組むとともに、都心環状線の築地川区間や日本橋区間の都市再生に関する検討を進め、着手すること。

また、東日本及び中日本高速道路株式会社が管理する高速道路構造物についても、早期に全体の実施内容を示し、老朽化対策の取組を進めること。

- (2) 老朽化対策の実施に当たっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えた上で、取組を進めること。
- (3) 高速道路での逆走に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取組を推進すること。

3 5 国道等の整備推進

1 国道の整備推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道357号(東京港トンネル、多摩川トンネル、その他の未整備区間)について整備推進を図ること。
- (2) 国道15号(品川駅周辺)の整備について、上空活用の方針をとりまとめ、早期事業化を図ること。
- (3) 国道16号(松原地区、町田立体)について早期完成に向け整備推進を図ること。
- (4) 国道20号(八王子南バイパス、日野バイパス(延伸))について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道(国道6号など)について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道357号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線である。このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。また、国道357号等は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担っている。

国土交通省の平成29年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成22年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国道357号のうち、東京港トンネルの山側(東行き)については、シールトトンネルが貫通したが、引続き必要な予算を確保し山側(東行き)トンネルの早期開通に向け、整備を推進すること。

また、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化

に向け、整備を推進し早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等も見据え、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

(2) 国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤であり、上空活用の方針をとりまとめ、早期事業化を図りまちづくりと一体的な整備に向け、積極的に取り組むこと。

(3) 国道16号松原地区については、事業進捗率が約9割となっており、必要な予算を確保し、早期完成に向け、整備を推進すること。

また、国道16号町田立体については、本線部が平成28年4月に開通した。引き続き早期完成に向け、ランプなど整備を推進すること。

(4) 圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道20号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

特に、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

また、新規に事業化された区間についても、整備推進を図ること。

(5) 国道6号、国道14号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

2 臨港道路の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場へのアクセス確保に向け、臨港道路南北線の整備推進を図ること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤内側及び外側地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

また、東京 2020 大会では、臨海部に多くの競技会場が集中することから、会場へのアクセス確保や港湾物流への影響を回避するため、2020 年までに臨港道路南北線を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

臨港道路南北線の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

また、東京 2020 大会会場へのアクセスを確保する上でも重要な役割を担っている。

このため、2020 年までに臨港道路南北線の整備推進を図ること。

3 6 道路・橋梁事業の推進

1 道路・橋梁整備の推進

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

東京の道路整備の着実な推進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に措置するとともに関係法令の改正等を行うこと。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,350万人が生活し、総生産額が全国の約2割にあたる93.1兆円に上るなど、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。しかし、都市計画道路の整備率は、約60パーセントといまだ道半ばであり、混雑時旅行速度が区部においては、全国平均約35km/hの半分程度で、非常に低い水準にあり、慢性的な交通渋滞が生じている。このことが、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招くなど、東京の最大の弱点となっている。

一方、東日本大震災では、救援活動や救援物資輸送を支えるなど、改めて道路ネットワークの重要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、都では首都直下地震の発生が懸念される中、高度防災都市の実現に向け、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,900ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）を平成32年度までに全線整備することとなっている。

また、都県境の道路は災害時の救援活動や緊急物資輸送など首都機能堅持のためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

<具体的要求内容>

首都東京の道路整備は、生産性の向上により我が国の経済を活性化させ、国際競争力を強化するとともに、災害時に、首都の中核機能を堅持するなど大きなストック効果を発現するため、極めて重要である。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担っている。このため、国は、補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に措置すること。加えて、特定整備路線を国の重点施策に位置付けるとともに、都県境の道路整備について首都機能堅持の重要性に鑑み、国が財政面や制度面での特別な支援を行う仕組みを構築すること。

また、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」において定

めている、国の補助の割合の特例措置を平成30年度以降も延長するなど、道路整備の着実な推進が図れるよう、必要な措置を講ずること。さらに、固定資産税情報を道路事業など、まちづくりの推進に適切に活用していくために関係法令の改正など必要な措置を講ずること。

東京の主な道路事業

① 区部の放射・環状道路整備

環状2号線、環状3号線、環状5の1号線
放射7号線、放射25号線、放射35・36号線、
(仮称)等々力大橋〔放射3号線〕など

② 多摩の南北・東西道路整備など

府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道、南多摩尾根幹線など

③ 交通の円滑化や耐荷力向上を図る橋梁整備

若潮橋、関戸橋、松枝橋など

④ 連続立体交差事業

京王京王線、西武新宿線など

⑤ 道路整備による多摩山間、島しょ地域の防災力強化

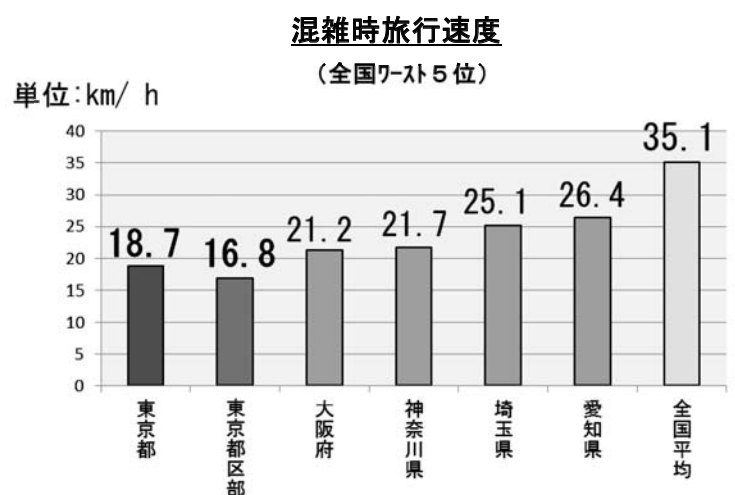
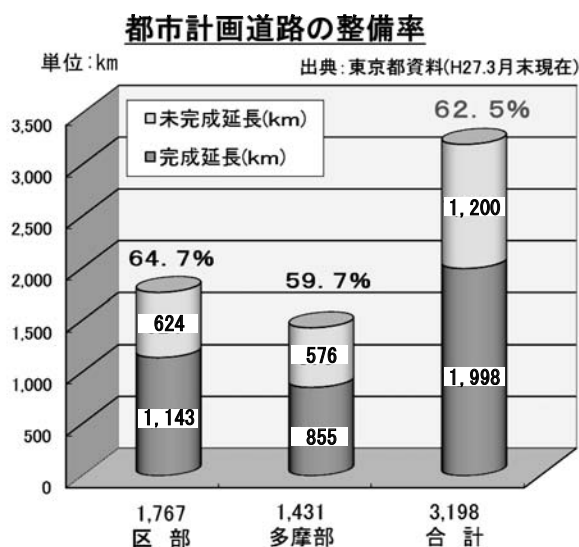
多摩川南岸道路、秋川南岸道路、(仮称)梅ヶ谷トンネルなど

⑥ 「木密地域不燃化10年プロジェクト」特定整備路線

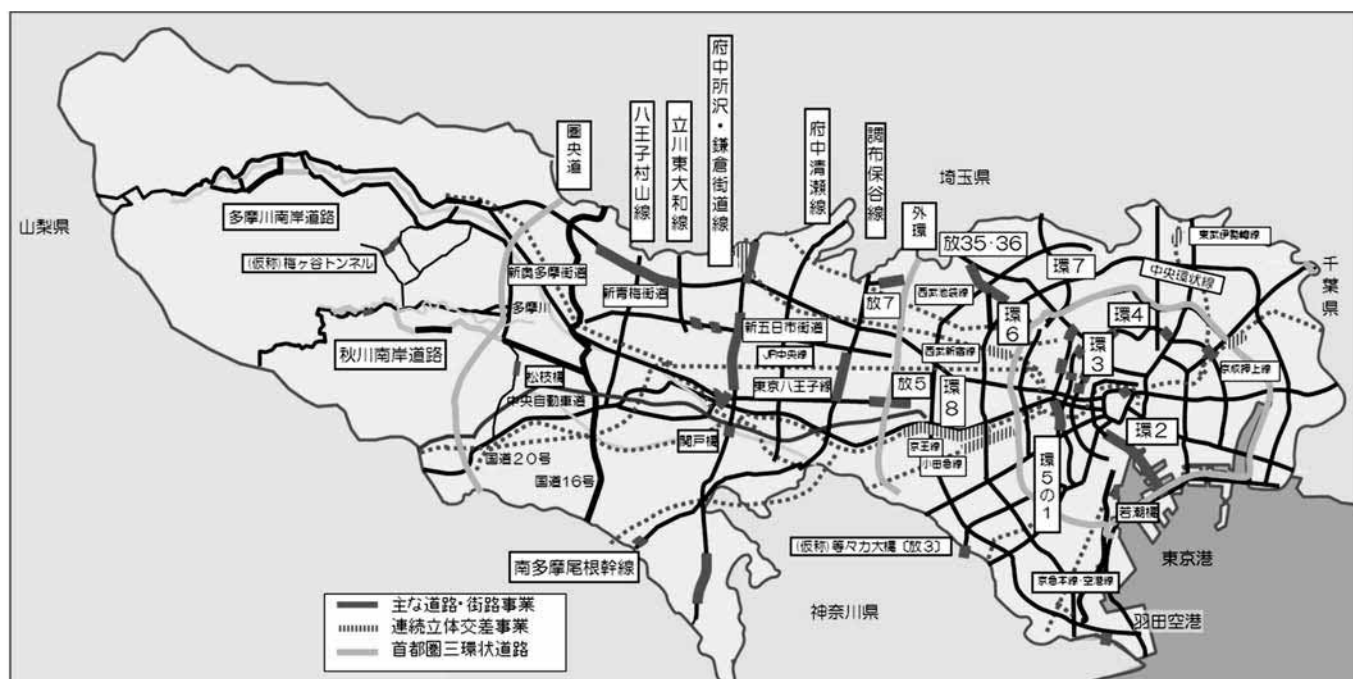
放射32号線、補助26号線、補助29号線など

参 考

(1) 東京の道路交通



(2) 東京の主な道路事業



2 街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向け、美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

<現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

東京 2020 大会においては、マラソンコースをはじめ、これまで創出してきた連続する豊かな道路の緑が、世界中の人々から注目される。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

東京 2020 大会に向け、都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な剪定等、一層、街路樹の維持管理の充実を図ること。

参 考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



3 道路施設の予防保全型管理

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

橋梁、トンネルの多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、高齢化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎えることになる。

このため、橋梁の長寿命化修繕計画、及びトンネルの予防保全計画に基づく対策を実施することにより、これまでの対症療法型管理から予防保全型管理へ転換し、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保することにより、将来世代にこれらの社会資本を良好な状態で継承していく必要がある。

都は、平成21年3月に「橋梁の管理に関する中長期計画」、平成27年11月に「トンネル予防保全計画」を策定し予防保全型管理の取組を推進しており、今後、他の道路施設においても、予防保全型管理を導入していく予定である。

また、区市町村においても、橋梁等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保すること。
- (2) 区市町村において、橋梁等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源、及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保すること。

参 考

1 橋梁の長寿命化修繕計画策定状況（平成29年4月1日現在）

（1）策定済み

	自治体名
1 都	東京都
22区	北区、葛飾区、品川区、大田区、江東区、墨田区、中央区、板橋区、千代田区、江戸川区、目黒区、文京区、世田谷区、足立区、豊島区、港区、渋谷区、杉並区、中野区、練馬区、新宿区、荒川区
23市	町田市、国分寺市、立川市、武蔵野市、青梅市、多摩市、調布市、狛江市、稲城市、東久留米市、あきる野市、八王子市、小平市、羽村市、西東京市、東村山市、清瀬市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵村山市、東大和市、小金井市
2 町	奥多摩町、日の出町
3 村	檜原村、神津島村、小笠原村

（2）平成29年度策定予定

	自治体名
1 区	台東区
3 市	府中市、昭島市、国立市

2 平成29年度の予算

（1）都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁の長寿命化	12,801	3,445（1,885.25）
トンネルの予防保全	733	—

補助率 0.55 又は 0.50

（2）区市の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁の長寿命化 （工事・計画策定）	1,206.5	1,206.5（672.033）

補助率 0.55～0.69

3 実施計画（東京都）

- ・橋梁の長寿命化については、平成36年度末までに約160橋に着手する。
- ・トンネルの予防保全型管理の取組については、平成36年度末までに、26トンネルに着手する。

4 道路災害防除事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置など多様な斜面对策を現道の拡幅や代替ルート整備と併せて効果的に推進し、総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策等の道路災害防除に必要な財源を確保すること。

参 考

道路災害防除事業

1 平成29年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5, 0 7 2	8 7 8 (4 7 3)

道路災害防除事業に対する補助率 0. 5 0 又は0. 5 5 (小笠原0. 6 0)

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	平成27年度	平成28年度
道路災害防除事業 (国費)	6 2 3 (3 3 6)	2 9 4 (1 6 0)

3 対策事例

道路斜面对策



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防護網工

5 歩道整備・歩道改善事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

歩行者の安全を確保するため、歩道整備及び歩道改善の実施に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

歩道は、歩行者の安全を確保するとともに、植栽などによる良好な都市環境の形成など多くの役割を果たしており、その整備は大変重要であるが、都道における幅員2メートル以上の歩道の整備率は約63パーセントと不十分である。

<具体的要求内容>

少子高齢社会の到来に対応した安全で快適な歩行空間の形成を目指し、車いすがすれ違うことが可能な有効幅員2メートル以上、段差の解消や勾配の改善などを行ったバリアフリーに対応した歩道の整備を推進するため、歩道整備及び現道内で進めている歩道改善の実施に必要な財源を確保すること。

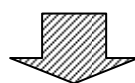
参 考

1 都道における歩道の整備状況

歩道の整備状況

(平成29年4月1日現在)

	整備対象 道路延長	整備済延長	うち幅員2m以上	未整備延長
区部	894km	797km	731km	97km
		89.1%	81.8%	10.9%
多摩地域	990km	704km	455km	286km
		71.1%	46.0%	28.9%
計	1,884km	1501km	1186km	383km
		79.7%	63.0%	20.3%



幅員 2 m以上の歩道の整備を促進するために
必要な財源を確保すること

2 平成29年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
歩道整備事業等	9, 5 7 8	2, 1 0 0 (1, 1 5 5)

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
歩道整備事業等 (国費)	1, 2 7 2 (7 0 0)	1, 0 7 1 (5 8 9)

【整備事例】中野区中央（特433大久保通り）



歩道整備前



歩道整備後

6 交差点改良事業の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、交差点改良に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

現在、東京都内では、いまだ慢性的な交通渋滞が各所で残っており、渋滞を緩和し円滑な道路交通を確保することは、喫緊の課題である。

渋滞の大半は交差点で発生しており、特に右折車線のない交差点において、右折車が後続車の進行を妨げることによる、交差点部の通過時間の増大が、大きな要因の一つとなっている。

交差点直前の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等の設置を行う交差点改良事業を実施し、右折待ち車両による渋滞を緩和するとともに、交差点付近の歩道を整備して歩行者、自転車の交通安全対策を図ることが求められている。

<具体的要求内容>

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、右折レーン設置をはじめとした交差点改良の実施に必要な財源を確保すること。

参 考

1 交差点改良事業の整備状況

(平成29年4月1日現在)

	計画箇所数	完成箇所数 (一部完成※含む)
交差点改良事業 (第3次交差点すいすいプラン)	76	22

※2次プランによる継続箇所を含む。

2 平成29年度 都の予算(当初)

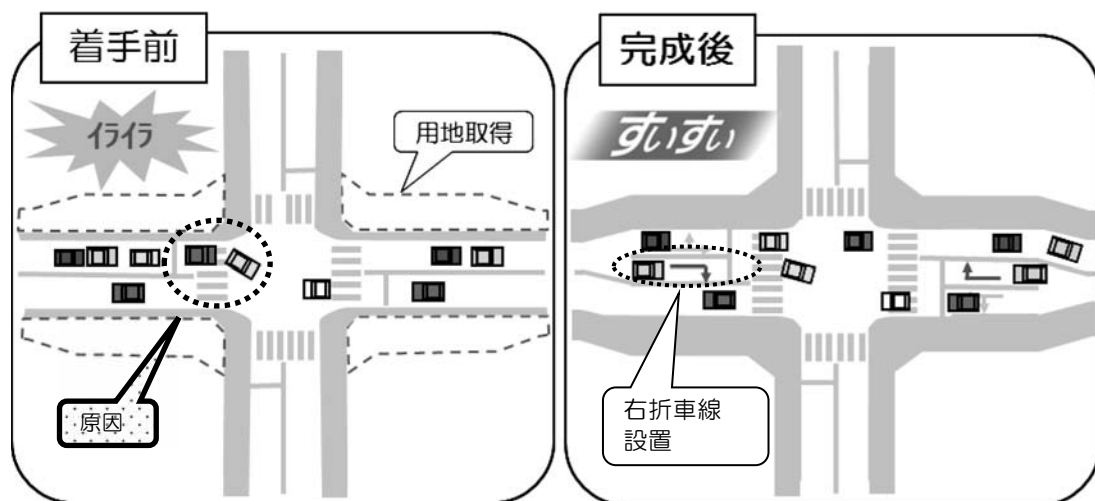
(単位:百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
交差点改良事業	5,024	800(440)

3 都への当初内示額

(単位:百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
交差点改良事業 (国費)	612(336)	557(306)



交通渋滞の緩和を図るとともに、交差点付近の歩道も併せて整備し、安全確保に努めています。

7 観光施策に資する道路の景観整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

観光施策に資する道路の景観整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

江戸期に培われた歴史的観光資源や、高度に発展した国際都市に残る豊かな自然など、東京を訪れる人が多様な魅力を感じられるような風格ある観光都市への取組が進んでいるが、そうした拠点を結ぶ道路の景観整備は約5割にとどまっており、継続して取り組んでいくことが必要である。

<具体的要求内容>

皇居周辺や六本木などの国際観光都市東京の核となる地域において、地域特性を反映し、美しくうるおいのある良好な都市景観を創出する道路整備を推進するため、道路の景観整備に必要な財源を確保すること。

参 考

1 観光施策に資する道路の景観整備事業の整備状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	計画施設延長	完成施設延長	整備率
観光施策に資する 道路の景観整備事業	78.4 km	42.0 km	54%

2 平成29年度 都の予算(当初)

(単位:百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
道路の景観整備事業	846	100(55)

3 都への当初内示額

(単位:百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
道路の景観整備事業 (国費)	90 (49.5)	40 (22)

【整備実施例】



中央区銀座（外堀通り）



台東区東上野（浅草通り）

8 臨海部道路網の整備

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場へのアクセス確保に向け、臨港道路南北線接続道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤内側及び外側地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

また、東京 2020 大会では、臨海部に多くの競技会場が集中することから、会場へのアクセス確保や港湾物流への影響を回避するため、2020 年までに臨港道路南北線接続道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

臨港道路南北線接続道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

また、東京 2020 大会会場へのアクセスを確保する上でも重要な役割を担っている。

このため、2020 年までに臨港道路南北線接続道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

9 道路施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

道路の本格的なメンテナンス体制を構築するため、トンネルや橋など道路施設の点検を着実に実施するのに必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

高度経済成長期に集中的に整備された道路ストックは、今後急速に高齢化することから、本格的なメンテナンス体制の構築が求められている。

道路法においては、道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施等が規定され、国が定める統一的な基準により、5年に一度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務化された。

点検の義務化に伴い、比較的財政基盤の弱い区市町村が道路施設の点検を着実に実施していくために、必要な財源の確保や技術力の向上等が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられたトンネル、橋などの道路施設や、街路灯、道路標識などの道路附属物の点検に必要な財源を確保すること。
- (2) 特に、鉄道や高速道路を跨ぐ橋の点検については、作業時間や物理的な制約を受け、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、補助率の引き上げなど更なる交付金の充実を図ること。
- (3) 道路施設の定期点検における近接目視について、効率的かつ経済的に行える新たな点検手法、技術の開発を行うこと。
- (4) 職員の点検技術の向上を図るため、国が実施している道路維持管理研修等の更なる強化や点検員の資格制度の確立など、技術的な支援を拡充すること。

参 考

（１）道路施設の点検事業費

平成２９年度 予算（当初） ※都分、区市町村分を含む。 （単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
道路施設等の点検・調査	2, 1 8 6	4 3 5 （2 4 4）
橋梁の点検	1, 1 5 6	2 1 6 （1 2 1）
舗装の調査	3 8 3	1 6 3 （9 1）
その他道路施設の点検・調査	6 4 7	5 6 （3 2）

（２）道路施設の点検事例

○橋梁の点検



橋梁点検車による定期点検



詳細健全度調査

○舗装の調査



路面下空洞調査



路面性状調査

○その他施設（トンネル・擁壁等）の点検



トンネル点検



擁壁点検

3 7 鉄道駅のバリアフリー化の推進

1 ホームドア等の整備促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

- (1) ホームドア等の整備に必要な財源を確保すること。
- (2) ホームドア等の整備を促進するため、コスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。

<現状・課題>

ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するため、ホームドア整備を促進する必要がある。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向け、多くの観客が訪れる競技会場周辺の駅や空港アクセス駅等について、ホームドア整備を促進していく必要がある。

ホームドアの整備に当たっては、車両扉の位置の異なる列車への対応やホーム幅の縮小、停車時間の増大による輸送力の低下、更には膨大な投資費用などの課題があり、整備は進んでいない現状にある。

都では、鉄道事業者のホームドア整備を促進するため、設置費用に対する補助を実施している。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会の開催も見据え、ホームドア等の整備を促進するため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 異なる扉位置の車両への対応やコスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。

2 エレベーター等の整備促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、エレベーター等の設置を促進する必要がある。

これまでに、都内の約 9 割の駅でホームから出入口まで段差なく移動できる経

路が1ルート確保されているが、複数の出入口が離れた位置にある駅や乗換えに段差のある移動を伴う駅等においてエレベーターの設置を促進し、駅における利用者の移動環境を更に高めていく必要がある。

また、東京2020大会の開催に向け、多くの観客が訪れる競技会場周辺の駅や空港アクセス駅等において、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の標準基準（17人乗り程度）以上を満たすエレベーターの設置を促進していく必要がある。

都では、駅利用者の移動等の円滑化を促進するため、駅におけるエレベーター等の設置費用に対する補助を実施している。

<具体的要求内容>

東京2020大会の開催も見据え、1ルート未整備駅の解消はもとより、複数の出入口が離れた位置にある駅や、競技会場周辺駅や空港アクセス駅等におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備促進を図るため、事業者の積極的な取組を促すとともに、整備に必要な財源を確保すること。

3 トイレ環境の整備

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 都市整備局・交通局）

競技会場周辺等の主要駅や空港アクセス駅などにおいて、トイレ環境の充実に係る財源を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

<現状・課題>

国は、障害者対応型便所の設置等に要する経費について、補助を実施している。

また、都は東京2020大会を見据え、訪日外国人旅行者や高齢者のニーズに対応した鉄道駅トイレの利便性や快適性を向上させるため、平成29年度に和式トイレの洋式化に係る補助制度を創設した。

<具体的要求内容>

競技会場周辺等の主要駅や空港アクセス駅などにおいて、障害者対応型便所（多機能トイレ）の整備などトイレ環境の充実に係る財源を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

3 8 都市鉄道ネットワーク等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会諮問第198号に対する答申に基づく路線の整備を促進すること。
- (2) JR中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。

<現状・課題>

東京圏における今後の都市鉄道の在り方について、平成28年4月に交通政策審議会諮問第198号に対する答申が公表された。この答申では、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 交通政策審議会諮問第198号に対する答申路線の整備促進

交通政策審議会諮問第198号に対する答申に基づく路線の整備に向けて、国の方針を明確にするとともに、財源の確保等必要な措置をとること。

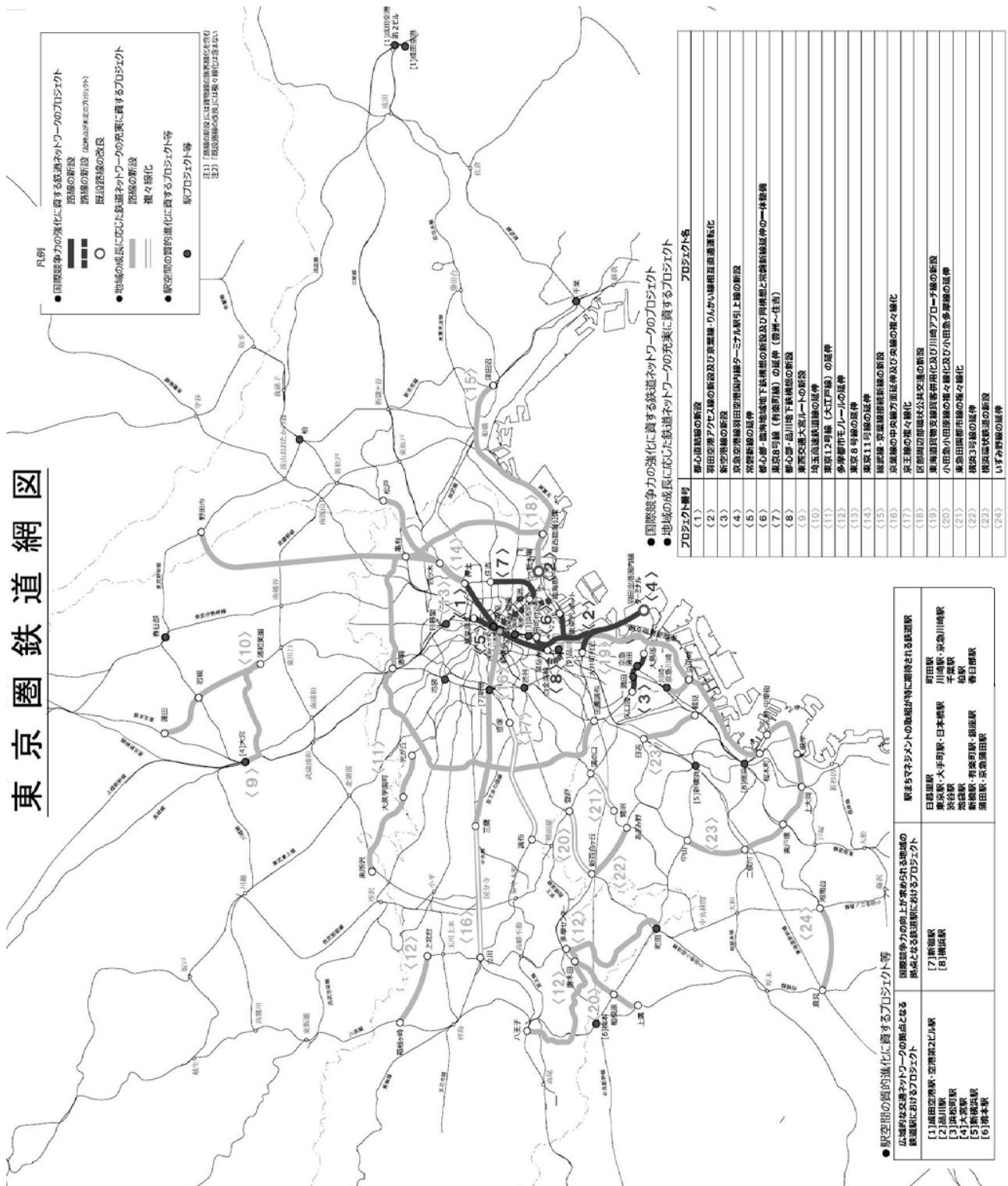
- (2) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

JR中央線複々線化等、整備効果が見込まれるものの、事業性に課題がある路線について、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど必要な措置をとること。

参 考

(1) 交通政策審議会諮問第198号に対する答申路線の整備促進

東京圈鐵道網圖



39 BRT整備推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) BRTの整備を推進するための枠組とそれに合わせた補助制度の創設を行うこと。
- (2) BRTの導入に関して、連節車両の購入、インフラ整備および自動走行技術等の新技術導入に伴うコスト増に対して、各補助制度の拡充や創設を行うこと。

<現状・課題>

BRTは、地下鉄やLRTなどと比較して、短期間に低コストで大量の旅客の効率的な輸送が可能であり、今後、鉄道やバス等と共に公共交通の一翼を担う。

都で進めている都心と臨海副都心を結ぶBRTは、平成28年4月に運行事業者とともに事業計画を策定し、実施を図る段階にある。事業化を進める中で、停留施設の法的位置付け（道路占用物か道路付属物か）や、車両調達のための支援など、事業推進のための枠組みが明確になっていない。

これまでに、平成29年度政府予算において、都市局所管の国際競争拠点都市整備事業に、BRTの整備（停留所、走行空間等）が支援対象に追加され、また、縦握り棒の色彩については、「ノンステップバス認定要領」の弾力的な運用を図っている。

今後、他の地域への展開を図るためにも、BRT事業を推進するため、制度的な枠組ならびにこれに伴う支援制度の創設が望まれる。

事業化に向けては、燃料電池・連節車両の購入、内閣府SIPによる自動運転技術や加減速制御技術等の新技術の導入に伴い、車両のコストの増加が予想されている。また、車両基地は、連節車両に対応するため、より大規模な面積や整備用三軸リフトが必要となり、コストアップの要因になっている。このため、これらについても補助制度の拡充や創設が望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 連節車両購入費への補助の拡充、燃料電池バスへの補助枠の拡大（買換え時も含む）（地域公共交通確保維持改善事業、地域交通グリーン化事業）
- (2) 内閣府SIPによる新技術導入に係る費用の増分に関する補助の創設
- (3) 車両基地の整備費への補助の創設（土地、設備）
※土地については、賃借料の1/2
- (4) 行政手続の簡素化による導入期間の短縮
- (5) バリアフリーや乗降時間の短縮を図るための「ノンステップバス認定要領」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の弾力的な運用
- (6) 正着のための新型縁石の設置に関するガイドラインの制定

(7) 上記も含めて、B R T事業推進のための包括的な制度の創設

参 考

【B R Tに関する既存の補助制度】

《事業者向け》

- ・地域公共交通確保維持改善事業 (国土交通省総合政策局)
主な補助対象：連節車両、停留施設、IC カード、バスロケーションシステムなど
補助率 : 国 1/3
- ・地域交通グリーン化事業 (国土交通省自動車局)
主な補助対象：燃料電池バス、充電施設など
補助率 : 国 1/3 (都上限 3000 万円)
- ・社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) (国土交通省都市局)
主な補助対象：PTPS など
補助率 : 国 1/3

＊車庫・営業所・整備場に関する補助なし

《自治体向け》

- ・社会資本整備総合交付金 (基幹事業) (国土交通省都市局)
主な補助対象：ターミナル、停留施設など
補助率 : 国 5.5/10 、1/3 等
- ・国際競争拠点都市整備事業 (国土交通省都市局)
主な補助対象：B R Tの整備 (停留所、走行空間等)
補助率 : 国 1/2

4 0 都市高速鉄道整備の充実・強化

1 地下高速鉄道事業の補助金の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局)

大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保すること。

<現状・課題>

交通局では、日本の成長をけん引する国際交流拠点として開発が進められている品川駅周辺地域に位置し、今後周辺の開発により大幅な利用者の増加が見込まれる浅草線泉岳寺駅について、周辺のまちづくりと連携し、ホームやコンコースの拡張などの駅施設の大規模改良を行い、駅の安全で円滑な利用とともに、混雑に起因する列車の遅延等の防止を図ることとしている。

また、大江戸線勝どき駅の大規模改良や新宿線及び浅草線へのホームドアの整備、乗換駅等へのエレベーター整備等のバリアフリー化の推進など、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、必要な施策を着実に進めていくためには、地下高速鉄道整備事業費補助制度による大規模改良工事等に必要な財源の継続的な確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

地下高速鉄道整備事業費補助制度について、大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保すること。

参 考

○地下高速鉄道整備事業費補助

【大規模改良工事 国庫補助金】

(単位：千円)

年 度	大規模改良補助金
2 5	746, 116
2 6	355, 476
2 7	499, 662
2 8	788, 053
2 9 (予算)	1, 379, 534

※ 交通局の収入年度区分による。

【大規模改良工事 補助対象事業（平成29年4月現在）】

- ・ 大江戸線勝どき駅の大規模改良
ホームの増設やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。
- ・ 新宿線へのホームドアの整備
平成31年度までに全21駅にホームドアを整備する。
- ・ 浅草線へのホームドアの整備
東京2020大会に向けて、泉岳寺駅、三田駅、大門駅、新橋駅の4駅について先行的に整備する。
- ・ 乗換駅等へのエレベーター整備
他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等へのエレベーター整備を行う。

2 地下高速鉄道事業の企業債に係る財政負担の緩和

(提案要求先 総務省)
(都所管局 交通局)

政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

<現状・課題>

平成28年度末の建設改良に係る政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の残高のうち、年利4%以上の高利率のものは、約182億円であり、今後の利子負担額は、約30億円となるなど大きな財政負担となっている。

平成24年度まで政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度があったが、都については、財政力指数や資本費の条件等から対象外となっていた。このため、この制度を復活させるとともに、条件を緩和することを求める。

なお、平成19年度に年利7%以上について、繰上償還が認められた。

<具体的要求内容>

高金利の未償還企業債が大きな財政負担となっているため、政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

参 考

【平成28年度の企業債の発行条件と償還期限等】

(年利：%)

区 分	年 利	償 還 方 法
政 府 資 金	0. 0 1	10年元利均等償還（据置なし） 財政融資資金 ※1
機 構 資 金	0. 0 1	10年元利均等償還（据置なし）※1、※2
民間(公募)	0. 2 1	10年満期一括償還 平成29年3月発行

※1 政府資金及び機構資金の年利は、平成29年3月のもの（平成28年度の発行実績はない。）

※2 機構資金とは、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）の資金である。

【都市高速鉄道事業債の元利償還金と期末残高の推移】（単位：百万円）

年 度	元金償還金	支 払 利 子	元利償還金計	期 末 残 高
2 5	32,783	10,248	43,031	477,501
2 6	41,193	9,446	50,639	441,308
2 7	46,573	8,508	55,081	399,735
2 8	31,126	7,545	38,671	373,609
2 9（予算）	51,415	6,644	58,059	327,194

※ 特例債を含む。

3 エコレールラインプロジェクト事業等の推進

(提案要求先 国土交通省、環境省)
(都所管局 交通局)

エコレールラインプロジェクト事業等に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東日本大震災や原子力発電所における事故の発生以降、社会全体で環境負荷を低減させるための取組が進められている。鉄軌道事業もその例外ではなく、国においては、省電力化や低炭素化を推進するための設備等を導入する事業者に対して、費用の一部を補助するエコレールラインプロジェクト事業をはじめとした様々な事業を実施してきた。

交通局では、電力回生システムの採用、環境負荷の低減に配慮した省エネルギー車両の導入、駅・車両等の照明のLED化など、鉄軌道事業における省電力化や低炭素化に取り組んでいるが、こうした取組は、省電力化や低炭素化の技術の普及を促すものであり、今後も着実に推進するためには、エコレールラインプロジェクト事業等による財源の確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

エコレールラインプロジェクト事業等に必要な財源を継続的に確保すること。

参 考

○エコレールラインプロジェクト事業

【国庫補助金の収入実績】

(単位：千円)

年 度	補助金	補助対象事業
2 8	13,226	地下鉄駅照明のLED化

4 1 連続立体交差事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源の確保を図ること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源の確保を図ること。
- (3) 長期にわたり継続的な執行を要する連続立体交差事業において安定的に財源を確保できるよう制度の改善を図ること。
- (4) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

東京都内には、約1,050か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の15パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15パーセントを超えて利用している。

<具体的要求内容>

- (1) 平成29年4月現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）などの4路線5か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行のJR埼京線（十条駅付近）、京浜急行本線（品川駅～北品川駅付近）などの4路線5か所及び区施行の東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保すること。
- (3) 抜本的な踏切対策としての連続立体交差事業を継続的に推進するため、安

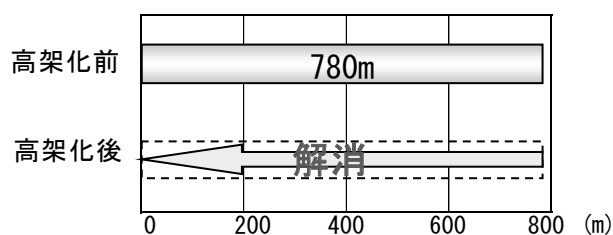
(4) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

連続立体交差事業 箇所図



京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の自動車平均走行速度が向上



状態	平均速度 (km/h)
高架化前	19.6
高架化後	24.7

約3割向上

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、さらに道路交通の円滑化が図られている。

4 2 踏切対策推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

早期に実施可能な踏切対策を一層推進すること。

<現状・課題>

東京都では、平成16年6月に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、踏切対策を推進してきた。

しかし、未だ東京都内に残されている約1,050か所の踏切では、交通渋滞や踏切事故等の様々な問題が発生しており、こうした踏切における問題を解消する必要がある。東京都では、現在、連続立体交差事業などの抜本的な対策を積極的に推進している。

一方で、立体化には多くの時間を要するため、早期に実施可能な対策として、踏切システムの改善や踏切道の拡幅など、地域の状況に応じた対策を促進しており、今後も引き続き、こうした対策を一層推進することが課題となっている。

<具体的要求内容>

踏切対策を総合的かつ計画的に推進するためには、早期に実施可能な対策を一層推進する必要がある。

- (1) 踏切における安全性を確保しつつ、交通処理能力を拡大する観点から、鉄道事業者による踏切システムの改善や高度化を図る事業について、道路交通円滑化を推進するための必要な措置を講じること。
- (2) 踏切における安全性を向上させるため、鉄道事業者による踏切保安設備の整備を促進するための財源の確保など必要な措置を講じること。
- (3) 鉄道交差部における交通の円滑化及び安全性の確保の観点から踏切道の拡幅、歩道橋・地下道の設置及び地方道（区市町村道）における道路立体化を促進するための必要な措置を講じること。

4 3 交通結節点における施設整備助成の拡充

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

交通施設整備への必要な財源の確保や、国費率の拡大など、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、これまでも、都内各地において、自由通路や駅前広場等の基盤整備を進め、駅周辺の移動を円滑化するとともに、交通結節点としての機能を強化している。

国においては、平成28年度から、都市・地域交通戦略推進事業の拡充が図られ、案内サインの改善や乗換ルートのバリアフリー化推進なども交付対象とされたところである。

これらの基盤整備に当たっては、社会資本整備総合交付金制度等を活用していることから、財源の確保のみならず、事業の更なる推進に向け、国費率の拡大などが必要である。

<具体的要求内容>

地域の拠点となる鉄道駅等の交通結節点において、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、使いやすさ・暮らしやすさなどの向上を図り、都市の再生を着実に推進するため、自由通路、駅前広場などの交通施設整備への必要な財源の確保や、国費率の拡大など、必要な措置を講じること。

4 4 I T S を活用した高度な交通対策の一層の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・警視庁)

官民が保有する情報資産の有効活用を図るため、道路交通情報の共有化を推進し、相互に連携利用が行える体制を構築すること。

<現状・課題>

都は、安全・快適かつ環境にやさしい交通社会の実現を目指した交通対策の一環として、I T S（高度道路交通システム）を活用した各種の取組（最適な信号制御を実施する「需要予測信号制御」や交通需要の分散を狙った「交通情報板設置」など）を鋭意推進している。

現在、官民で様々な I T S に関する取組が進められているが、道路・交通に関する情報は、交通渋滞の緩和のみならず、交通事故の削減にも資するものとなりうる。

このような観点からも、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、高度な交通対策を推進していくため、道路・交通に関する様々な情報を更に効率的かつ効果的に活用していくことが必要である。

そのため、官民の枠組みを超えた情報等の連携・共有を早期に実現させるため、国がリーダーシップを取り、仕組みづくりを推進する必要がある。

<具体的要求内容>

官民が個別に収集し保有する道路交通情報の共有化を推進し、相互に連携利用が行える体制を構築すること。

4 5 無電柱化事業の推進

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

無電柱化事業は、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減するなど、東京の防災力を高め、都民が安心・安全に暮らせる「セーフ シティ」を実現していくために重要である。

また、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出を図る上でも重要な事業である。

都は、センター・コア・エリア内のほか、防災上、重要な位置付けにある緊急輸送道路や主要駅周辺で重点的に無電柱化を進めている。

その結果、都道の地中化率は40パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れている。

無電柱化を進めるためには、事業者間の競争やイノベーションを促し、コスト削減を図るとともに、都民に対して無電柱化の意義や効果を積極的にPRすることが重要である。

国では、「無電柱化の推進に関する法律」が昨年12月に施行されたが、都としても、この法律の趣旨を踏まえ、区市町村と連携した総合的・計画的な無電柱化の推進、都道における電柱新設の禁止などを盛り込んだ条例を制定し、無電柱化に積極的に取り組んでいく。

また、国道や都道といった幹線道路に比べ、区市町村道のような狭隘道路^{あい}における無電柱化は、あまり進展していない。さらに、災害時に円滑な消火・救援活動や避難等の機能に支障が生じるおそれがある木造住宅密集地域においても、無電柱化に取り組む必要がある。そのため、都では「防災都市づくり推進計画(改定)」(平成28年3月)を改定した中で、延焼遮断帯に囲まれた市街地について、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路を「防災生活道路」として位置付け、無電柱化を促進している。

今後、都道の無電柱化を加速させるとともに、面的な無電柱化を推進するため、防災生活道路を含む区市町村道での無電柱化を一層促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフ シティ」を実現するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)

開催に向けて、都内全域で無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保を図り、制度の拡充を行うこと。

- (2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」において定めている、国の補助割合の特例期限の延長および、補助率の引き上げを図り、無電柱化の着実な推進を図れるよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 東京 2020 大会開催に向けて、国道においても、おおむね首都高速中央環状線の内側のエリアであるセンター・コア・エリア内の無電柱化を完了させるとともに、防災の視点を重視し、センター・コア・エリア外の無電柱化を推進すること。
- (4) 区市町村道等の無電柱化を促進させるため、更なるコスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発を推進するとともに、地上機器を民地等に設置するための仕組みを構築すること。
- (5) 電線管理者の費用負担減を図るための財政的支援制度を拡充すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1, 2 8 8 km	7 3 0 km	5 7 %
うちセンター・コア・ エリア	5 0 6 km	9 4 %	9 6 %
多 摩	1, 0 4 0 km	1 8 3 km	1 8 %
計	2, 3 2 8 km	9 1 3 km	3 9 %

2 平成 29 年度 都の予算 (当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費 (国費)
無電柱化整備事業	1 8, 4 6 8	7, 0 3 3 (3, 8 6 8)

※ 事業費は、既設道路における整備にかかるもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
無電柱化整備事業 (国費)	7,051(3,878)	3,827(2,104)

【整備事例】 日野市高幡（川崎街道）
(整備前)



(整備後)



2 臨港道路等の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

震災時の電柱倒壊に伴う交通遮断等を防ぎ、円滑な緊急物資輸送など防災力の強化を図るため、臨港道路等の無電柱化を進める必要がある。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、臨海部に競技会場が集中しており、大会開催に伴い、臨海部の良好な景観を形成するとともに、来訪者のための快適な歩行空間を確保する必要がある。

<具体的要求内容>

東京 2020 大会開催までに、競技会場周辺等における臨港道路等の無電柱化が完了するよう、必要な財源の確保を行うこと。

4 6 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

(1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

国が提案した飛行経路の見直しについては、2020年までの実現に向け、施設整備や環境対策を着実に進めるとともに、引き続き地元への丁寧な情報提供と、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組むこと。

(2) 夜間駐機場や国際線・国内線乗継ぎ経路の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。

(3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。

(4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入れ体制の強化を図ること。

(5) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを超えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。こうした努力が実を結び、平成22年10月にD滑走路と国際線旅客ターミナルの供用が開始され、本格的な国際空港となった。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要である。一方、おおむね2020年代前半には、首都圏空港の航空需要全体は、現在の空港処理能力の限界に達する見込みであるため、空港容量の更なる拡大と国際線の増枠を進め、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都県市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

国は、平成 27 年度に延べ 9 5 日間にわたるオープンハウス型の説明会を開催し、昨年 7 月の協議会において、関係自治体からの要望や住民意見等も踏まえた、環境影響等に配慮した方策を示した。引き続き、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組むことが必要である。

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されている。平成 28 年 4 月に発着枠の拡大など受入れ体制の強化が図られ、一定の改善は見られたが、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、ビジネス航空の更なる受入れ体制の強化が必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) -① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

国が提案した飛行経路の見直しについては、2020 年までの実現に向け、施設整備や環境対策を着実に進めるとともに、引き続き地元への丁寧な情報提供と、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組むこと。騒音影響の軽減に当たっては、低騒音機の導入促進を図るとともに、特に騒音影響の大きい地域における学校・病院等の防音工事助成制度について、運用の弾力化と助成対象の拡大に取り組むこと。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

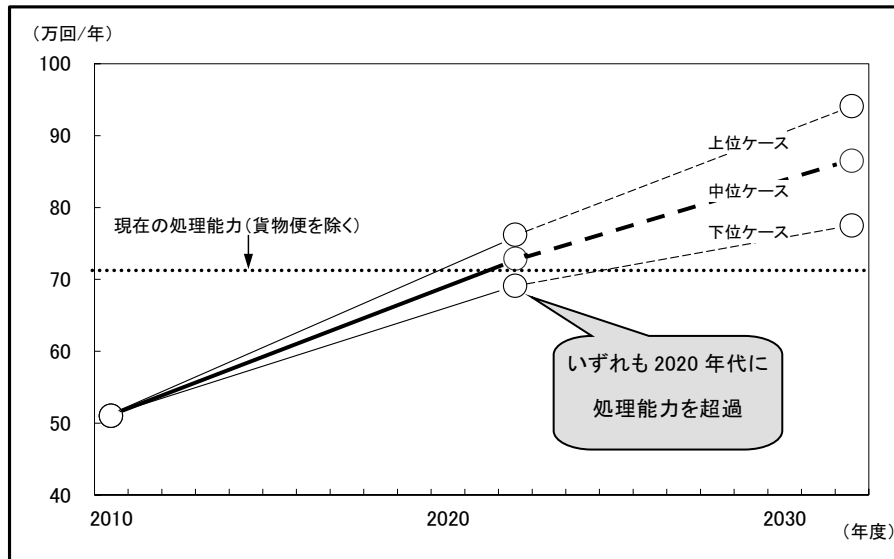
- (1) -② 長期的な航空需要の増加に対応するため、東京 2020 大会開催以降の方策など、更なる機能強化についても検討を進めること。

なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

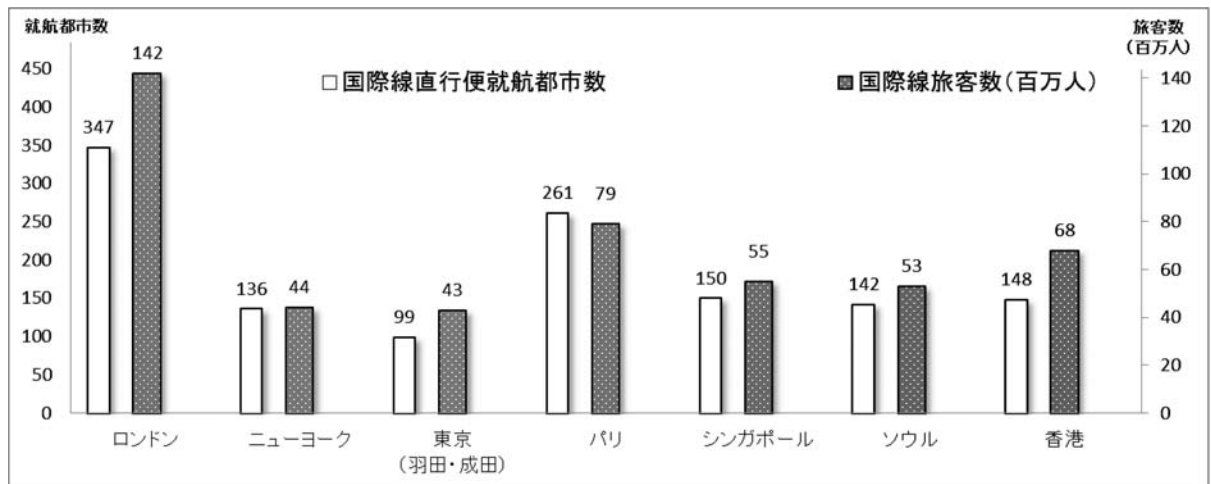
- (2) 夜間駐機場の拡充や国際線・国内線地区を結ぶトンネル（際内トンネル）の整備など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 24 時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、駐機スポットの増設などによる一層のビジネス航空受入れ体制の強化を図ること。
- (5) -① 降雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (5) -② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 首都圏空港の航空需要予測



(1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2015 年、就航都市数：2016 年 10 月時点) 出典：国交省資料から作成

(3) 再拡張事業

- ・平成 19 年 3 月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始
- ・事業費 総額約 7,300 億円(うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施)

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分にいかすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、国道357号東京港トンネルなど、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道357号多摩川トンネルについても平成27年度に事業着手した。

今後、国は関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成26年度、都は国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成27年度から、民間が主体となり、国・都県市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道357号（東京港トンネル、多摩川トンネル）などの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第198号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、関越道から東名高速までの整備に引き続き、湾岸道路までの計画を早期に具体化すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に掲げた2020年のまちづくり概成を目指し、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の護岸整備を早急に進めること。
- (3) 跡地売却に際しては、公共的な施設整備に資するよう、特段の配慮をすること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成22年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第1ゾーン及び第2ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成23年には、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成26年には、大田区を含む9区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成28年4月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第1ゾーンは大田区が中心となり土地区画整理事業の事業化に向けた検討が進められ、平成28年2月に都市計画が決定され、平成28年10月に事業認可を取得し、現在、工事に着手している。建物整備については、平成29年5月に産業交流施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定した。第2ゾーンは国が平成28年6月に宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成30年1月の工事着手に向け、設計を進めている。

多摩川護岸は、第1ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、国が平成29年3月に多摩川水系河川整備計画を変更した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

<具体的要求内容>

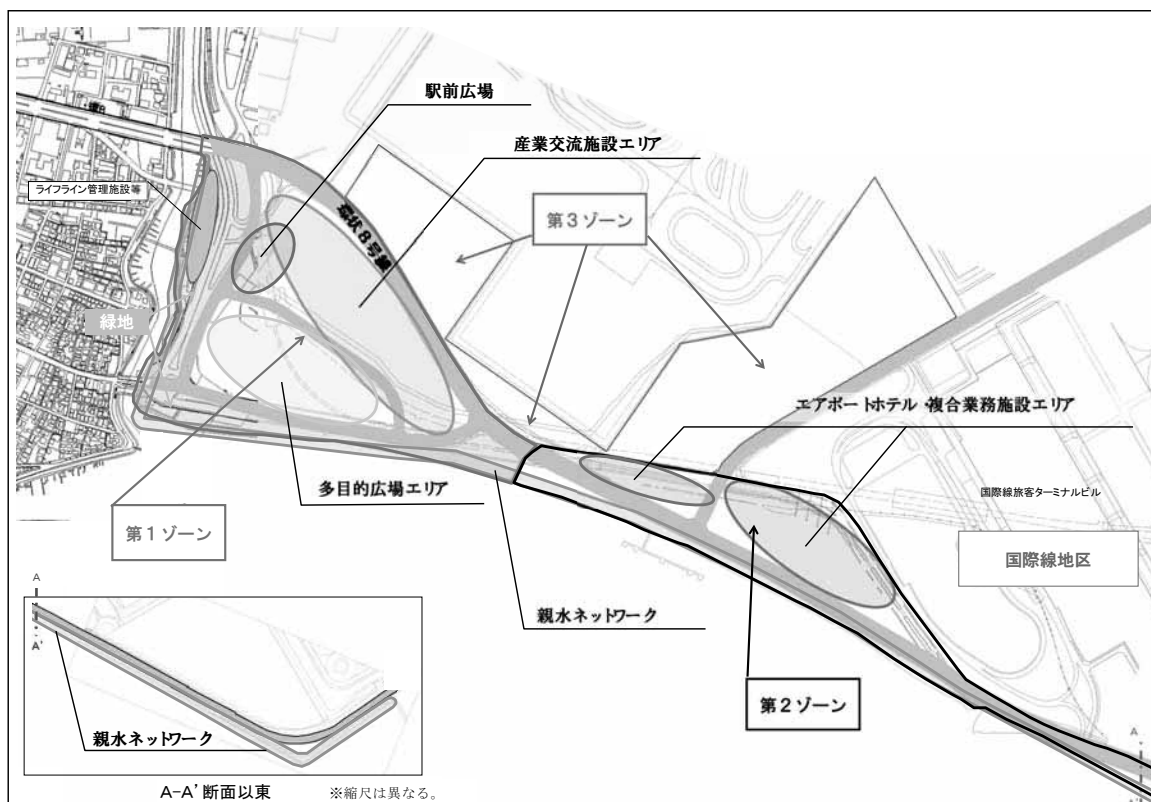
- (1) -① 「推進計画」に掲げた2020年のまちづくり概成を目指して、第2ゾーンの開発や、都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うこと。
- (1) -② 第2ゾーンにおける環状8号線切替工事を着実に進めること。
- (1) -③ 第2ゾーンの整備に当たっては、「推進計画」に基づき、国際線地

区との補完的・一体的な土地利用を図るとともに、親水性や景観に配慮しつつ、第1ゾーンや水際線との連続性、船着き場との円滑なアクセス等を確保すること。

- (1) -④ 土地利用の具体化や護岸の検討に当たっては、「推進計画」に基づき、多摩川沿いには長い水際線をいかした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークの形成について具体的な整備計画を検討すること。
- (1) -⑤ 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーンの多摩川護岸について、早期に整備に着手するとともに、第2ゾーンの多摩川護岸についても着実に整備を進めること。
- (3) 跡地売却に際しては、公共的な施設整備に資するよう、協議を進める等、特段の配慮をすること。

参 考

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（平成22年10月）における土地利用



- (2) 平成23年に、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域がアジアヘッドクォーター特区に位置付けられた。国有地処分にあたっての国への提案事項である処分条件の緩和（①随意契約、②減額譲渡）については平成24年秋協議において、第1ゾーンの開発計画策定段階で、別途調整を行うこととされた。

4 7 首都圏新空港の調査検討の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

首都圏新空港構想の具体化に向け、調査検討を推進すること。

<現状・課題>

首都圏の空港では、羽田空港、成田空港の容量の拡大が進められてきており、平成26年度には、最終形の74.7万回の年間発着枠が実現した。

一方、首都圏空港の更なる機能強化の検討においては、航空需要が2020年代前半には空港処理能力の限界に達し、その後も増加傾向にあると見込まれていることから、これに対応していく必要がある。

<具体的要求内容>

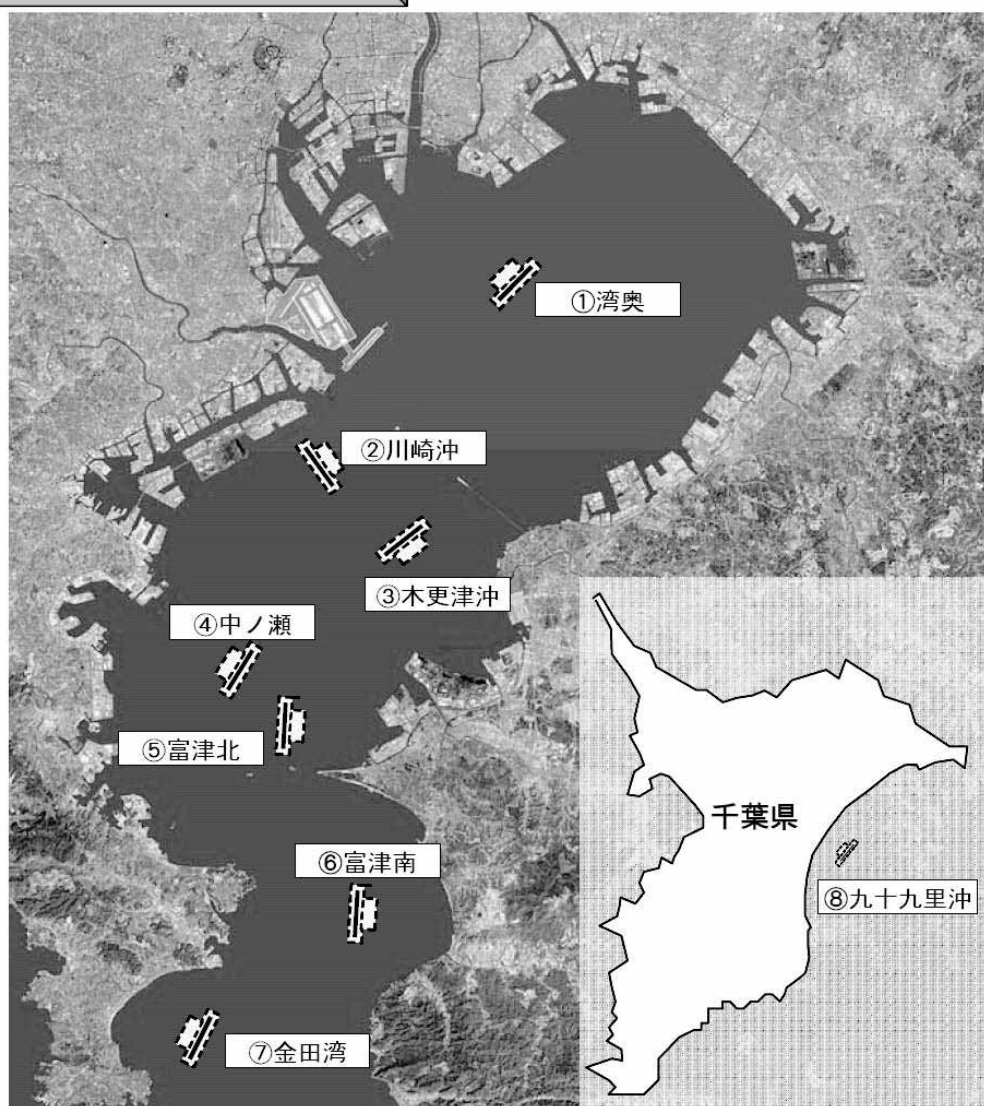
今後とも増加傾向にある首都圏の航空需要に対応していくため、首都圏新空港構想の具体化に向け、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえ、関係自治体とも十分に連携して調査検討を推進すること。

参 考

国土交通省航空政策審議会 航空分科会答申（平成19年6月）

「首都圏第三空港については、これまで実施されてきた検討において、東京湾における空域の確保や空港アクセスを始めとする様々な課題が明らかになってきたが、首都圏における旺盛な航空需要等に鑑みると、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえつつ、長期的な視野に立って引き続き検討を行うことが望ましい。」

各候補地位置(8候補地)



37

4 8 米軍基地対策の推進

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在7カ所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならない、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。
また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参 考

○ 都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】

平成 29 年 3 月 1 日現在

施 設 名	所 在 地	用 途	面積(m ²)
赤坂プレス・センター	港区	事務所（事務所、ヘリポート等）	26,937
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町	飛行場（滑走路約 3,350 ｍ×約 60 ｍ、住宅、学校、事務所等）	7,200,263
府中通信施設	府中市	通信（事務所、通信施設）	16,661
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他（ゴルフ場、レクリエーション施設等）	1,957,190
大和田通信所	清瀬市 （埼玉県新座市）	通信（通信施設）	247,056 ※1,196,146
硫黄島通信所	小笠原村	通信（訓練施設）	6,630,688
ニューサンノー米軍センター	港区	その他（宿泊施設）	7,243

※埼玉県域も含む基地全体の面積



2 横田基地の軍民共用化の推進

(提案要求先 内閣官房・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測されており、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われている。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う多くの来訪者への対応やその後の航空需要も見据え、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 横田基地の軍民共用化については、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う多くの来訪者への対応やその後の航空需要も見据え、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現すること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
- 12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置（これまでに12回開催）
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・再編実施のための日米のロードマップ」※公表
・都が首都大学東京と連携し「軍民共用具体化検討委員会」設置
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
- 10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催（これまで8回開催）
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
- 6月 国土交通省の交通政策審議会航空分科会が、共用化に向けた取組を積極的に推進する必要があると答申
- 9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
- 11月 高村外務大臣がゲイツ米国国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
- 11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
- 12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米国務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
- 7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
- 10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
- 10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
- 10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議

※再編実施のための日米のロードマップ（平成18年5月）＜抜粋＞

- ・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する
- ・この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる
- ・両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う

3 横田空域及び管制業務の返還

(提案要求先 外務省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

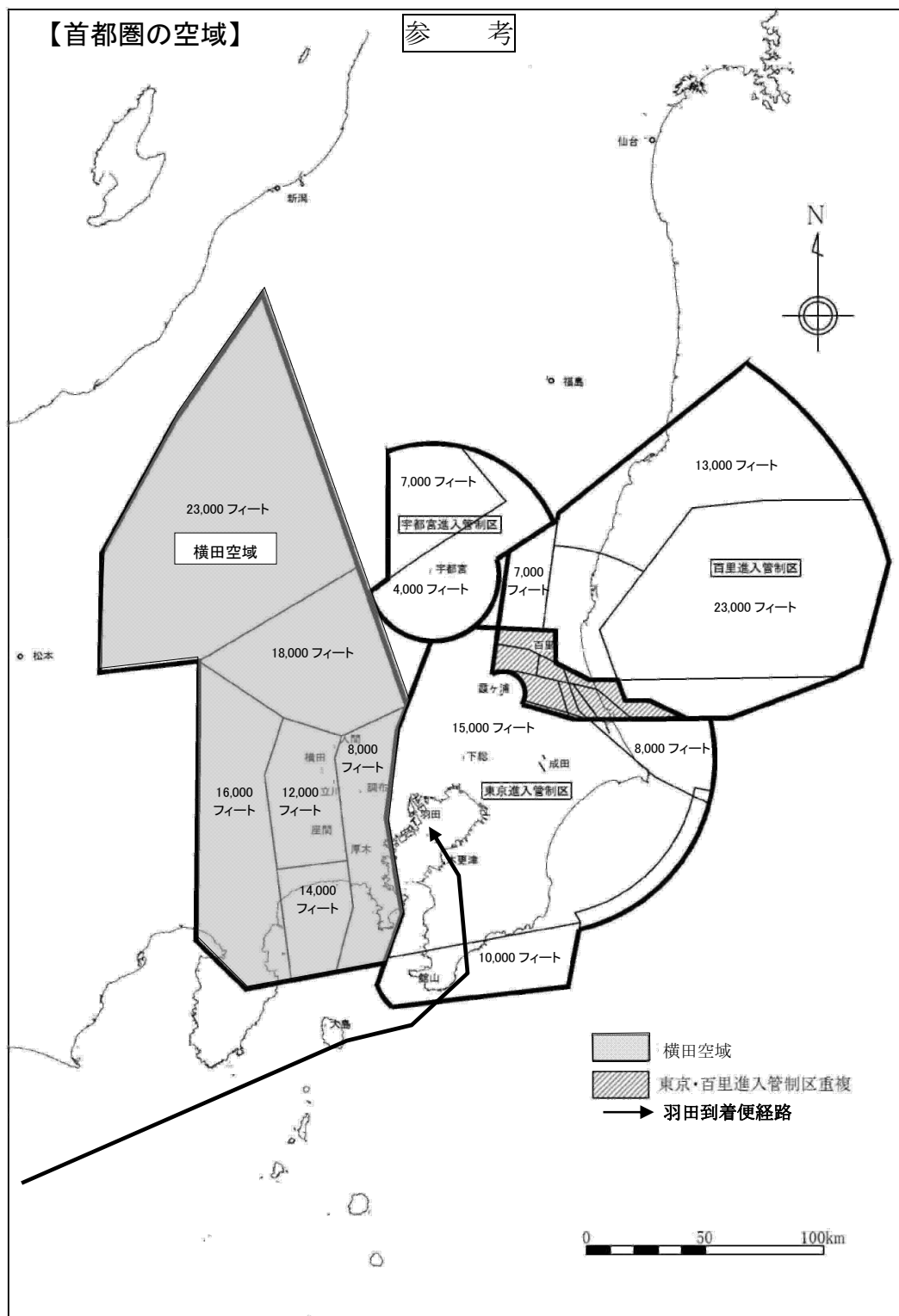
例えば、西日本方面から羽田に到着する定期便は、横田空域を避け、房総半島（館山など）まで大きく迂回したルートを通るなど、飛行時間の増大や消費燃料、CO2排出量の増加といった様々な影響が出ている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成22年5月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。



4 9 小笠原諸島への航空路開設の推進

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設の推進に特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,500人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、小笠原村の産業振興並びに村民の生活安定向上の観点から大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、自然環境との調和などの課題について検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、さらに同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置したところである。

こうした経緯や、平成26年12月に策定した小笠原諸島振興開発計画において、航空路に関して「関係者間の円滑な合意形成を図るため、PIの実施に向けた調査等を引き続き実施する。調査に当たっては、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、様々な課題があることから、関係者との調整等に慎重な配慮を行いながら、引き続き課題の整理、検討を進めていく。」と定めた趣旨を踏まえ、都では、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上するとともに、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設の推進に特段の配慮を講じること。

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・平成 3 年 1 1 月 国の「第 6 次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・平成 6 年 3 月 平成 6 年第 1 回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7 年 2 月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8 年 1 2 月 国の「第 7 次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・平成 1 0 年 5 月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成 1 3 年 1 1 月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・平成 1 7 年 1 2 月 平成 1 7 年第 4 回都議会定例会において、
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期
実現に関する決議」
- ・平成 1 8 年 1 1 月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・平成 2 0 年 2 月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成 2 0 年 1 0 月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路 P I 評
価委員会」を設置
- ・平成 2 1 年 6 月 小笠原航空路 P I 実施計画書を策定

5 0 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備を推進すること。
- (2) 中央防波堤外側地区の開発に伴う交通需要に対応する臨港道路南北線について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに供用できるよう整備を推進すること。
- (3) 物流機能の強化に資する外貿コンテナふ頭、内貿ユニットロードふ頭等の整備スケジュールに合わせ、必要な財源を確保すること。
- (4) 東京港の第一航路沖に指定されている緊急確保航路内において、一部に必要な水深が確保されていない箇所があるため、国による適切な対応を行うこと。

<現状・課題>

東京港では、施設能力を大幅に上回る外貿コンテナ貨物を取り扱っており、交通混雑等による外部不経済が発生する要因ともなっている。これまで、早朝ゲートオープンの実施や車両待機場の整備等、短期的かつ即効性のある取組を行い一定の成果を上げているが、今後も貨物量の増加が見込まれるため、東京港における抜本的な施設能力の向上が重要である。このため、事業中の中央防波堤外側コンテナふ頭を早期に完成させるとともに、既存コンテナふ頭の再編整備を進める必要がある。

また、新規コンテナふ頭の供用など中央防波堤地区の開発に伴い増加する港湾物流等の交通量に対応するため、臨港道路南北線の整備推進が必要である。

この臨港道路南北線は、中央防波堤地区に整備される東京 2020 大会の会場へのアクセス道路としても極めて重要であり、大会開催までに供用を開始することが不可欠である。

さらに、内貿ふ頭では、船舶の大型化と R O R O 船による貨物輸送量の増大が進んでいることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

これらに加え、船舶の大型化等に対応して、東京港港外における安全な航行の確保が必要となっている。

<具体的要求内容>

(1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 2 及び Y 3 バース）の整備を推進すること。

(2) 臨港道路南北線の整備推進

中央防波堤外側地区の開発に伴う交通需要に対応する臨港道路南北線について、東京 2020 大会開催までに供用できるよう整備を推進すること。

(3) 必要な財源の確保

① 物流機能強化に資する外貿コンテナふ頭、内貿ユニットロードふ頭等の整備スケジュールにあわせて、埠頭整備資金貸付金も含めて、必要な財源を確保すること。

② 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

(4) 港外における安全な航行の確保

東京港の第一航路沖に指定されている緊急確保航路内において、一部に必要な水深が確保されていない箇所があるため、国による適切な対応を行うこと。

(5) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（５）港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

5 1 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

大型クルーズ客船の今後の東京港への寄港需要の増加が見込まれるため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に間に合うよう、

- (1) 大型クルーズ客船ふ頭整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 大型クルーズ客船ふ頭のターミナルビル整備への補助制度を創設すること。

<現状・課題>

世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進み、過去 20 年間で 4 倍に増加している。また、アジア域内においては、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことにより、クルーズ市場の成長が見込まれ、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まることが予想される。

一方、東京港は、羽田空港や東京駅等に近接し、国内外への交通アクセスが充実しており、周辺に豊富な観光地を有している。また、東京 2020 大会が開催されることなどから、東京港に入港を希望するクルーズ船社が多く、首都東京として、大会開催までに、新たな大型クルーズ客船ふ頭を整備していくことが必要である。

<具体的要求内容>

大型クルーズ客船の今後の東京港への寄港需要の増加が見込まれるため、東京 2020 大会の開催に間に合うよう、

- (1) 大型クルーズ客船ふ頭整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 大型クルーズ客船ふ頭のターミナルビル整備への補助制度を創設すること。

５２ 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市にふさわしい魅力的な水辺空間にするため、

- (１) 東京港の水質を改善する海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (２) 運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。
- (３) 海上公園の改良に必要な財源の確保及び対象施設の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京港では、海辺や運河等の水辺を活かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

今後は、東京 2020 大会で様々な競技が開催される「東京ベイゾーン」を、大会開催都市にふさわしい魅力的な水辺空間にするため、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進するとともに、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていく必要がある。また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海と陸との一体性を確保し、印象的な空間整備を推進する既存の海上公園の改良を総合的に進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (１) 自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (２) 運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業に対する財源を確保すること。
- (３) 更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の改良に必要な財源の確保及び対象施設の拡充を図ること。

5 3 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭の耐震強化岸壁について整備推進を図ること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は3バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、東京港第8次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の輸送に対応する耐震強化岸壁の整備についても更に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁を既存ふ頭と併せて拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭(Y2及び3バース)について整備推進を図ること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭(S3バース)などの耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

5 4 民有港湾施設の適切な維持管理の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

民有港湾施設の維持管理等に関する制度の改善及びその施設の耐震化推進のためのインセンティブについて十分な取組を行うとともに、制度の運用に当たっては、現場実情に配慮した措置とすること。

<現状・課題>

大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設（以下「対象施設」という。）の維持管理報告徴収等の制度が平成26年6月1日に施行され、港湾管理者が対象施設を管理する民間事業者等からその維持管理状況を報告させ、立入調査権を有する旨規定された。

しかし、対象施設を管理する民間事業者等を特定するための制度がないために、港湾管理者が報告徴収を求める前提となる情報を入手することが困難なものになっている。

加えて、対象施設の範囲が過大になると、民間事業者等の負担が大きくなるが、省令で一律に施設種別によって対象施設が指定されたため、実際には、緊急時の航路を確保するという立法の趣旨から必要のない施設までもが報告徴収の対象となるなど、個々の港湾の実情に即していない。

さらに、港湾施設を保有する民間事業者に対する耐震化の支援策には、無利子貸付と税制特例が創設されたものの、インセンティブとしては十分ではない。

<具体的要求内容>

- (1) 対象施設の維持管理報告徴収等の制度については次の点について改善すること。
 - ① 対象施設の設置者及び管理者を特定することを可能とするために、その設置者等に対して港湾管理者への必要事項の届出を義務付ける制度を創設すること。
 - ② 対象施設の範囲については、省令で列挙した施設のうちから、港湾の実情に合わせて非常災害時の航路確保のため必要な範囲を港湾管理者が指定できるようにすること。
- (2) 民有港湾施設の施設管理者に対し、円滑な耐震化が可能となるよう、補助制度等の十分な財政措置を、国の責任で行うこと。

５５ 島しょ港湾等の整備促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

島民の生活や産業を支えるとともに、観光や賑わいづくりの拠点となるよう、島しょの港湾・漁港整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

島しょの港湾等は、島と本土を結ぶ人や物の結節点であるばかりでなく、漁業、観光など島の基幹産業の振興や地域の賑わいの拠点としても非常に重要な機能を果たしている。

しかし、伊豆・小笠原諸島は、我が国でも特に厳しい気象・海象条件下にあり、定期船は大島を除くと就航率が未だ低い水準にある。また、島しょを訪れる観光客は減少傾向にあり、島が自立的に発展していくためには、島の玄関口となる「みなと」を観光や賑わいづくりの拠点として再生し、島全体の活性化につなげていく「みなとまちづくり」を進めていかなければならない。

さらに、東京の離島は、我が国の領海、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境保全等、国家的にも重要な役割を担っており、近年その重要性が増している。

このため、これまで以上に島しょの港湾・漁港の整備を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (１) 島民生活や産業を支えるために不可欠な、港湾・漁港の岸壁、防波堤等、補助対象となる基幹的施設については、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (２) 交付金により整備中の施設は、未だ就航率の低い港の防波堤や岸壁等、生活に密接に関連するものが多く、地元の要望も大きい。このため、事業が中断されることなく確実に実施できるよう、必要な財源を十分確保すること。

5 6 東京港の新海面処分場の財源確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の新海面処分場整備の財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、廃棄物等を適正に最終処分し、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えていくため、東京港内に新海面処分場を整備している。

新海面処分場の廃棄物埋立護岸は、AからGの7ブロックに分割し、廃棄物等の埋立処分計画等を基に段階的に整備を進めることとしている。護岸整備のほか、新海面処分場をできるだけ長期間使用するため、廃棄物等の減量・資源化はもとより、海底地盤を掘下げる深掘による延命化対策も推進している。

平成21年度からDブロックの護岸整備を進めており、平成30年度以降もDブロックの整備を計画的かつ着実に進める必要がある。

<具体的要求内容>

東京港の新海面処分場整備による廃棄物等の適正な最終処分を行うことは、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えるなど、大きなストック効果を発現する。

廃棄物等の適正な最終処分を行うため、新海面処分場の護岸整備及び延命化対策の計画的な推進に必要な財源を確保すること。

また、護岸の整備に当たっては、複数年にわたり連続して施工する工事もあることから、国庫債務負担においても必要な財源を確保すること。

５７ 島しょ港湾等の防災対策の推進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省)

(都所管局 港湾局)

地震・津波や火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、伊豆諸島の各港に短時間で大規模な津波の来襲が想定されており、港湾施設利用者等が迅速に避難できる施設の整備が急務となっている。また、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高潮などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備も進めていかなければならない。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (１) 津波避難施設や被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後とも整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (２) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (３) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高潮などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備に必要な財源を確保すること。

6

環境・エネルギー

1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

(提案要求先 内閣官房・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局・水道局)

- (1) 固定価格買取制度による再生可能エネルギー導入拡大を促進すること。
- (2) 大規模な再生可能エネルギーの広域的利用拡大を推進すること。
- (3) 再生可能エネルギーの更なる普及拡大に必要な制度・基盤を整備すること。
- (4) 島しょ地域における電力系統への接続可能量の拡大のために必要な措置を行うこと。
- (5) 波力発電など海洋エネルギーの開発・利用に必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。

<現状・課題>

本格的な低炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策だけでなく、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組の強化が不可欠である。

平成24年7月から再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度が施行され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、制度開始以降、連系可能容量の制約などを理由として接続申込への回答を保留される事例や、連系工事費用の内訳が示されないまま負担が求められる事例が見られている。さらに、一般送配電事業者管内における電力系統への接続制約を発表するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。

系統への接続制約などの問題が長引くと、高まりを見せていた再生可能エネルギー普及拡大の機運が一気に勢いを失うことになりかねない。

国は電力広域的運営推進機関の設立などに取り組んでいるが、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するためには、より一層の方策を講じていく必要がある。

また、固定価格買取制度施行に伴い、再生可能エネルギーによる発電が普及拡

大する一方、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

＜具体的要求内容＞

（１）固定価格買取制度による再生可能エネルギー導入拡大の促進

① 再生可能エネルギーの導入を促進する制度の構築

固定価格買取制度の在り方を検討するに当たっては、透明性・妥当性を担保の上、導入までに時間を要する風力発電、地熱発電及びバイオマス発電の導入促進などの観点も踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大が一層促進されるよう、必要な措置を講じること。

② 入札制度の導入における参入機会の確保

「再エネ特措法等の一部を改正する法律（平成２９年４月施行）」により、買取価格の低減を目的に入札制度が導入されたが、応募者が資金力のある事業者に偏ることがないように、地産地消型の発電設備や小規模発電設備等、地域特性や事業規模に配慮し、事業者の参入機会の確保に必要な措置等を講じること。

③ 新たな出力制御システムの運用に係る情報開示の徹底等

平成２７年１月の省令等改正により、新たな出力制御システムが導入されたが、太陽光発電・風力発電の出力制御は、一般送配電事業者が火力発電の出力制御や水力発電の揚水運転等の回避措置を講じてもおお必要な場合に限り認められるものである。このため、一般送配電事業者が恣意的な出力制御を行わないよう、出力制御ルールの整備やその運用について、公平性・透明性を確保し、第三者が分析・監視等を行うとともに、出力制御時の発電所の運転情報等の情報公開を適切に行うこと。

また、再生可能エネルギーの接続可能量については、今後の状況変化に応じ、評価・検証を進めること。

④ 適切な調達区分に基づく買取価格の設定及び見直し時における周知期間の確保

買取価格は、設備認定により得られた最新のコストデータを基に、きめ細かく見直すこと。特に導入が拡大している非住宅用太陽光発電については、設備容量によって設置コストが大きく異なることがデータで示されており、設備容量に応じた新たな調達区分を設定すること。買取価格等を改定する場合は、その周知期間を十分に確保すること。

⑤ 送電系統への優先接続の担保

送電系統への優先接続及び優先給電を着実に実施するため、再生可能エネルギー供給事業者が負担する送電系統への接続費用について、その算定根拠を明確にさせること。

また、一般送配電事業者が発電事業者等からの要望に応じて適切に系統情報を提示するよう指導監督を徹底するとともに、平成２７年４月に設立された電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の独立性・中立性を確立し、優先接続の実効性を担保すること。

なお、発電設備の設置に当たり上位系統の送配電設備の増強を要する場

合の原因者への特定負担について、社会的インフラを整備するという観点も踏まえ、特定の者に過度の負担を強いることのないようにすること。

(2) 大規模な再生可能エネルギーの広域的利用拡大の推進

次の①から④までの内容を早急に検討・実施するとともに、検討・運用状況について十分な情報開示を行い、透明性を確保すること。

広域機関の独立性・中立性を確立し、適切な連系線等の設備形成、系統運用を担保すること。

① 系統設備の整備促進

再生可能エネルギーを最大限導入するため、系統設備の整備・増強を進めること。

② 送電系統の一体運用の着実な実現

風力など大規模発電設備の設置ポテンシャルが高い、東北地方等の電力の広域融通を可能とするため、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用による系統の一体運用など、送電系統の運用方法の改善を着実に実現すること。

③ 系統運用技術の活用

水力や蓄電池など調整電源の一層の活用、太陽光や風力など自然変動電源の変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術により、接続可能量の拡大を図ること。

④ 風力や地熱発電所設置に係る環境アセスメントの迅速化

風力や地熱発電所設置に係るコスト負担を軽減し、事業の予見可能性を高めるため、環境アセスメントに係る手続の迅速化が不可欠である。国及び地方自治体による配慮書手続の合理化などについては、平成25年6月に出された規制改革実施計画に基づき一定の改善が図られてきたが、環境影響調査の前倒し・並行実施の促進や国及び地方自治体による合同審査を実施するなど、更なる迅速化に向けた取組を進めること。

(3) 再生可能エネルギーの更なる普及拡大に必要な制度・基盤整備

① 税制優遇措置の強化

太陽光発電や風力発電等の更なる拡大のため、太陽光発電システム等に係るグリーン投資減税期間の更なる延長等、税制優遇措置を強化すること。

② 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築すること。

(4) 島しょ地域における電力系統への接続可能量の拡大

電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている島しょ地域において、接続可能量拡大に向けた技術検討や実証を促進するために必要な支援策を講じること。

(5) 波力発電など海洋エネルギーの開発・利用に必要な措置

波力発電など新たな海洋エネルギー技術の開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

また、海洋エネルギーによる電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

2 水素社会の実現に向けた着実な取組

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・交通局・水道局・都市整備局)

(1) 「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に基づき、具体的な取組を着実に推進すること。

(2) 水素を利用する意義や水素の安全性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

(3) 燃料電池自動車や定置用燃料電池等の普及促進及び水素ステーションの早期整備のため、複数年度にまたがる継続的な財政支援を行うとともに、支援対象についても拡大を図ること。

また、更なる低炭素社会の実現や系統電力の負荷軽減に向けて、まちづくりにおける水素エネルギー活用のためのインフラ整備等に必要な財政支援を行うこと。

(4) 燃料電池バスの普及のため、購入等に対する財政支援を継続的に行うこと。

特に、平成29年度「地域交通グリーン化事業」において引き下げた燃料電池バス車両及び燃料電池タクシー車両導入への補助割合について、速やかに従前の水準（2分の1）に戻すこと。

また、バス専用水素ステーションの整備を促進するため、複数年度にまたがる継続的な財政支援を行うこと。

さらに、車庫内等における水素ステーション整備についても、財政支援を行うこと。

(5) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」等に基づき、必要な措置を着実に推進すること。

また、技術開発の動向も踏まえ、必要な規制緩和を検討すること。

(6) 水素業務に従事する人材の育成及び確保に向けて、保安監督者の資格取得機会拡大及び実務経験を積む機会確保等、国として支援策等を講じること。

(7) CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。

また、東京2020大会開催時における福島県産CO₂フリー水素の活用に向けて、国として支援策を講じること。

(8) 選手村地区において実施する水素の利活用について、施設整備に向けた補助制度の拡充を実施すること。

<現状・課題>

近年の地球温暖化等の問題が深刻化する中、利用の段階で水しか排出しない水素エネルギーは、低炭素な次世代エネルギーとして注目されている。

また、水素関連製品は我が国の高い技術力の結晶であり、水素エネルギーの普及による経済波及効果は大きい。さらに、燃料電池自動車や燃料電池バスなどは災害時の非常用電源としての利用も期待されている。

国の成長戦略にも位置付けられている水素エネルギーを本格的に利活用する社会を早期に実現することは、資源小国である我が国にとって極めて重要である。

平成29年3月には燃料電池バスが営業運行を開始した。

これを機に、官民一体となって水素エネルギーの普及拡大を図ることが求められている。

東京2020大会は、日本と東京の変革の好機であり、これを契機に水素の普及拡大を図ることで、我が国の高い技術を世界にアピールする絶好の機会ともなる。

また、選手村における水素導入は、環境先進都市の実現に向け、一般の住宅地における水素利用のモデルを構築するとともに、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては様々な課題があり、国民の理解促進、コスト低減や購入費用の負担軽減、規制緩和、低炭素な水素の供給等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 水素社会の実現に向け、「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成28年3月改定）」で示された目標の確実な達成に必要な具体的な取組を着実に実施すること。
- (2) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の安全性等に関する、更なる普及啓発を図ること。
- (3) 燃料電池自動車や定置用燃料電池、外部給電機器等の普及及び水素ステーションの整備のため、東京2020大会を契機として、水素社会への移行を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、支援対象を、既存の水素ステーションへの充填設備増設・増強、及び障壁の設置や、燃料電池業務・産業用車両用水素ステーションなどにも拡大すること。

また、更なる低炭素社会の実現や系統電力の負荷軽減に向けて、水素を地域のエネルギー源の一つとして取り込み、まちづくりにおける水素エネルギー活用のためのインフラ整備等に必要な財政支援を行うこと。

国の予算措置は単年度にとどまり基金創設もされていないため、事業者が長期的な視点を持って事業展開していくに当たり、支障が生じている。このため、複数年度にまたがる継続的な財政支援を行うこと。

- (4) 燃料電池バスの購入等に対する財政支援を継続的に行うこと。平成29年度「地域交通グリーン化事業」において引き下げた燃料電池バス車両及び燃

料電池タクシー車両導入への補助割合について、速やかに従前の水準（２分の１）に戻すこと。

また、燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大すること。

燃料電池バスの普及に向けては、バス専用の水素ステーションの設置が重要であることから、事業者への複数年度にまたがる継続的な財政支援を行うとともに、バス事業者が車庫内等に水素ステーションを整備する場合についても、整備費用等の財政支援を行うこと。

さらに、民間事業者に対して燃料電池トラックや燃料電池船など新たな水素活用分野の実証開発等への支援及び早期普及の働きかけを行うこと。

- （５）国は、「規制改革実施計画（平成２７年６月３０日閣議決定）」等に基づく規制緩和を進めているが、公道と水素充填設備との保安距離規制に関しては、民間事業者において進められているディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置の検討や、水素ステーションに使用する機器の技術開発等の最新動向を踏まえて、例示基準への追加や、技術基準解説書への追加などを進めること。水素ステーションの整備促進に向けた散水基準の見直しや、使用可能な材質の拡大、適切な保安検査方法の整備等については、安全性の確保を前提として、早期に規制緩和を実現すること。

また、水素ステーションの定期点検に係る事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮に向けて、適切な保安検査方法の整備を進めること。

さらに、今後、様々な用途で水素エネルギーの利活用を促進するためにも、技術開発の動向も踏まえ、必要な規制緩和を検討すること。

- （６）水素ステーション等において水素業務に従事する人材の育成及び確保に向けて、保安監督者の資格取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

また、中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として支援策等を講じること。

- （７）低炭素社会の構築には、水素の安定的な供給とともに、再生可能エネルギーを活用した水素エネルギーの普及が重要である。ＣＯ₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

また、東京 2020 大会開催時における選手村等での福島県産ＣＯ₂フリー水素の活用に向けて、国として支援策を講じること。

加えて、水素の「製造」だけでなく、水素輸送車への燃料電池の活用など、「輸送」における低炭素化のための技術開発等への支援も行うこと。

- （８）選手村地区における、定置用燃料電池の設置等や、段階的な整備に対する補助制度を拡充すること。

3 気候変動対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 総務省・経済産業省・環境省・国土交通省・厚生労働省)
(都所管局 環境局)

- (1) 規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築すること。施策構築に当たっては、CO₂ 排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。
- (2) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

<現状・課題>

国は温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で26%削減する目標を決定した。この目標の達成に向けては、我が国の優れた環境技術を十二分に活用し、低炭素社会への転換を先導していくことが必要である。

気候変動対策の推進は、家庭や事業所のエネルギーコストの低減、新たな省エネ製品や技術開発の促進など、日本経済の活力創出につながる。中央環境審議会できとりまとめられた「長期低炭素ビジョン」では、主要な施策の方向性として、カーボンプライシングによる市場の活力の最大限の活用や環境情報の整備・開示、規制的手法の導入などが示されている。こうした提言を踏まえ、長期的・安定的投資により、低炭素型の持続可能な社会に転換し、次世代に良好な環境を引き継ぐためにも、実効性ある対策を早急に講じる必要がある。

需要家側の省エネ対策の更なる徹底とエネルギー利用のあり方の見直しを図るとともに、既存火力発電については、更なる高効率化と低炭素化を図る必要がある。このためにも、電力需要家と火力発電所を対象とするCO₂ 排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）の導入は必要かつ重要な施策である。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

<具体的要求内容>

(1)

ア パリ協定実施に向けた詳細ルール構築

COP21で採択されたパリ協定の実施に向けて、自らの強い意思表示

と具体的行動を礎に、日本の外交力を発揮し、実効性のある詳細ルールの構築に向けて先導的な役割を果たすこと。

イ 低炭素社会実現のための規制的措施を含む総合的な施策の早期構築

火力発電所を対象としたCO₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措施の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

ウ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

国内排出量取引制度の創設に当たっては、以下の点を実現し、実効性の高い制度とすること。

- ① 原単位規制ではなく、総量削減義務を導入すること。
- ② 高効率でかつ低炭素な火力発電所の稼動を推進するため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体を実施する制度の二制度を創設し、国と地方がともに積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施している報告書制度など、先行する地方自治体の制度との整合を図ること。
- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するよう省エネルギー法及び地球温暖化対策推進法を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

エ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促し、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用のあり方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。

なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（30

0～750ルクス)に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。

② 外気取り入れによる空調設備の無駄な稼動を防ぐため、室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準の緩和について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。

③ 扉を開け放したまま冷暖房を行っている店舗営業など、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。

④ 省エネ法に、ピークシフト行動を評価する仕組みが設けられているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 地球温暖化対策の実現に向けた普及啓発活動の強化

実効性のある地球温暖化対策を実現するためには、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。地球温暖化対策に対する意識を高めるため、広く国民及び事業者に対して情報発信するなど、地球温暖化対策計画に記載した取組について効果的かつ着実に実施すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

エネルギー供給事業者から自治体へのデータ提供について法的に義務付けるなど、各自治体が確実に温室効果ガス排出量算定に必要なデータ提供を受けられるようにすること。

(2) 「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がその地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

2 LED照明等の高効率照明の普及促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)

(都所管局 環境局)

(1) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

(2) LED照明の普及を加速化させることにより省エネへの参加意識を醸成し、更なる省エネ行動の促進を図ること。

(3) 既設蛍光灯器具へ直管型LEDランプを取り付ける際の安全性を確保する基準を設けること。

<現状・課題>

国は、ＬＥＤ照明等の高効率照明が、２０２０年までにフローで１００％、２０３０年までにストックで１００％普及することを目標として取組を進めている。

身近でありながら、照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球２００万個をＬＥＤ電球に置き換えると、１年間で、都庁舎の電力消費量の約５年分に相当する１億８千万ｋＷｈの削減が可能である。照明のＬＥＤ化という費用対効果の高い身近な取組をピンポイントでＰＲし、具体的な効果を実感してもらうことで、省エネルギーに対する意識改革を進め、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

<具体的要求内容>

(１) 普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成２６年４月）及び地球温暖化対策計画（平成２８年５月）で掲げるＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、ＬＥＤ照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

(２) ＬＥＤ照明の普及による更なる省エネ行動の促進

ＬＥＤ照明化の効果等についての普及啓発を実施することにより、その導入を加速化させるとともに、ＬＥＤ照明の導入を通じて省エネへの参加意識を醸成し、更なる省エネ行動の促進を図ること。

(３) 直管型ＬＥＤランプの安全性の確保

直管型ＬＥＤランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型ＬＥＤランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型ＬＥＤランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型ＬＥＤランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

3 建築物の低炭素化の促進

(提案要求先 文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省・厚生労働省)
(都所管局 環境局)

- (1) エネルギー消費性能が建築物の基本的性能に位置付けられたが、建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 新築建築物のエネルギー消費性能基準を定期的に引き上げること。
- (3) 新築建築物への再生可能エネルギー導入義務化を検討すること。
- (4) エネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (5) 低炭素な既存建築物の普及促進策を講じること。
- (6) テナントビルの低炭素化を推進させるため、平成28年に国が作成したガイドを活用し、グリーンリースの普及拡大を図ること。
- (7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の低炭素化を推進すること。

<現状・課題>

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年7月8日公布。以下「建築物省エネ法」という。）において、平成29年4月から一定規模以上の非住宅用途の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始された。

これにより、建築物の基本的性能としてエネルギー消費性能が位置づけられ、建築基準法と連動することから建築物のエネルギー消費性能の向上に向けた底上げ効果が一定程度期待できる。

一方、建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能にも大きく影響を受ける。そのため、建築主等が講ずべき措置として、外皮性能の向上に係る措置を位置付け、建築物の外皮性能を把握できるようにするとともに、

外皮性能の向上が持つ意義や効果について明確な認識を持てるようにすることが重要である。

また、E Uでは既に、エネルギーの性能表示を指令し、多くの国が制度義務化しており、東京都でも省エネルギー性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けているが、国においても「建築物省エネ法」に基づき、新たに住宅用途も対象に含めた建築物の省エネルギー性能の表示制度が位置付けられ、平成28年4月から適合義務化に先駆けて施行している。しかしながら、この第三者認証の仕組みも有する表示制度は任意の表示制度となっており、低炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が建築物の基本的性能に位置付けられたが、建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても建築物の基本的性能に位置付けること。

「建築物省エネ法」により、平成29年4月から新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能にも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。

- (2) 新築建築物の省エネルギー基準について

- ① 省エネルギー基準を今後も定期的に見直すとともに、引き上げていくこと。
- ② 複合用途の建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途毎の内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

- ③ 建築物の省エネルギー性能を判断するため、「建築物省エネ法」では、一次エネルギー消費量により行っているところである。建築物のエネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。

(3) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入義務化を検討すること。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度や低炭素建築物の認定制度が開始されたが、平成42年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。

新築建築物における再生可能エネルギーの導入については、各種必要設備等設置後の余剰スペースへの導入を検討するにとどまり、導入には消極的になっている。再生可能エネルギーの普及・導入のためには、義務化に向けた取組を進めていくべきである。

(4) エネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。建築物の取引において、建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる建築物に表示が行われていることが不可欠である。本制度の表示についても「建築物省エネ法」の中で義務付けること。

(5)

ア 既存建築物の省エネルギーの進展を促す評価指標の拡大に当たっての検討

経済産業省における業務部門のベンチマーク制度対象業種拡大に当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

イ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

低炭素な建築物の普及促進を図るため、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加すること。

さらに、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

(6) グリーンリースの普及拡大を図ること。

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

(7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の低炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の低炭素化を図ること。

4 自動車からの温室効果ガス排出量削減対策の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 自動車からのCO₂排出総量を削減するため、次世代自動車等CO₂排出量の少ない自動車へのシフトを促す税制や各種優遇制度の充実を図ること。
- (2) 事業者等のエコドライブを評価できる仕組みの構築に努めること。
- (3) 特に重量の重い乗用車について、自動車メーカーが率先して更なる燃費向上を進めるインセンティブが働く燃費基準を導入すること。
- (4) 自動車の燃費の評価に当たっては、カーエアコン等の電装品も含めた自動車総体として評価すること。
- (5) 車両総重量3.5トン超の重量車について、次期燃費基準を早期に設定すること。
- (6) 重量車や小型貨物自動車について、ハイブリッド車の車種の拡大や燃費の更なる向上を、自動車メーカーに働きかけること。
- (7) 自動車から公共交通機関への転換を促進するため地域の特性に応じた取組への助成を行うとともに、物流におけるモーダルシフトの推進策を講じること。
- (8) 自動車メーカーによる不正行為の抑止と再発防止に向けて、自動車型式指定制度を適正かつ厳格に運用すること。

<現状・課題>

- (1) 自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約15%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要である。

国においては平成42年における電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の新車販売に占める割合を20～30%、ハイブリッド自動車の新車販売に占める割合を30～40%にするという目標を掲げているが、平

成 27 年度時点では、電気自動車が 0.27%、プラグインハイブリッド自動車が 0.34%、ハイブリッド自動車が 22.2%にとどまっており、更なる普及支援策が必要である。

- (2) 東京都は平成 24 年度から、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」を実施し、個々の自動車の燃費管理やトラック運転手へのエコドライブの意識付け等が、自動車からの CO₂ 排出量削減に大きな効果があることが判明している。こうした事業者によるエコドライブの取組が更に広まるよう、取組を支援する仕組みが必要である。
- (3) 我が国では、昭和 54 年にガソリン乗用車の燃費基準値が初めて策定され、またその後の基準強化等により、自動車の燃費は大幅に向上した。しかしながら、我が国の燃費基準は重量が重い車ほど基準が緩くなるよう階段状に設定されていることから、車両にオプション装備を追加することで重量を増し、より重い重量区分へ移行することで、絶対燃費が悪化するにもかかわらず、燃費基準値を満足する可能性が増え、エコカー減税等の優遇措置の対象となるケースが発生している。これは、車両の軽量化を進め自動車からの CO₂ 排出総量を減らしていこうという企業努力を弱めることとなる。また、乗用車の平成 32 年度燃費基準から採用された企業別平均燃費基準方式（CAFE 方式）では、車両の重量区分毎の燃費目標値を各自動車メーカーの出荷台数実績で加重調和平均したものを CAFE 基準値としているが、この方式を用いると、小型・軽量車に比べ燃費の劣る重量の重い車を多く扱う自動車メーカーの CAFE 基準値は、小型・軽量車を多く扱うメーカーに比べ甘いものとなり、やはり自動車の小型・軽量化を進めるインセンティブが働きにくくなっている。

そのため、自動車からの CO₂ 排出総量を削減するため、車両の軽量化を促すことなどを目的とし、特に重量の重い自動車の燃費を向上させる燃費基準を導入することが必要である。

- (4) 現行の制度における燃費の測定・評価は、カーエアコンやカーナビなどの自動車に標準装備となっている電装品を稼働させず、自動車本体を対象に行われている。実効性のある燃費評価のためには、電装品等の影響を含めた自動車総体の燃費評価が必要である。
- (5) 現在、車両総重量 3.5 トン超のトラック・バスについては、平成 27 年度以降の燃費基準が設定されていないが、重量車のハイブリッド化を促すためには、次期基準の設定が必要である。
- (6) 重量車や小型貨物自動車からの CO₂ 排出量削減のためには、ハイブリッド車の普及や燃費の向上が必要である。そのため、自動車メーカーが、これらハイブリッド車の車種の拡大や燃費の向上に取組むよう働きかける必要がある。
- (7) 鉄道等へのモーダルシフトについては、大手の貨物運送事業者（大口貨物）による取組は進んでいるが、中小事業者等にとっても取り組みやすい施設整備等への支援や仕組みづくりを行い、引き続きモーダルシフト推進のための取組が必要である。

- (8) 平成28年度、国内自動車メーカーが、本来の燃費値よりも良い値とするために、燃費・排出ガス試験において設定する走行抵抗値を法令で定めた試験方法と異なる不正な方法で算出し、国に提供していたことが発覚した。

これは、我が国の燃費基準等の信頼性の根幹を揺るがす事態であり、自動車環境行政及び自動車業界の国際的な信頼失墜につながりかねない。

<具体的要求内容>

- (1) 次世代自動車等（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）、CO₂排出量の少ない自動車へシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、CO₂排出量がより少ない自動車ほど優遇される税制の構築を進めるとともに、導入補助制度の拡充や充電施設等インフラ整備、道路利用料金の割引などの優遇措置を講じること。

- (2) 国は、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入や、エコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

- (3) 乗用車起源のCO₂排出総量を削減するため、乗用車の平成32年度燃費基準に示された平均燃費規制において、車両重量化の抑制や重量がかさむ車両の一層の燃費改善を促すよう、車両の重量区分毎の燃費目標値を、各自動車メーカーの出荷台数実績で加重調和平均したものをCAFE基準値とするのではなく、全社共通の燃費基準値を設定すること。

それにより難しい場合は、車両の重量区分毎ではなく、米国でも採用されている車両の大きさ（フットプリント、軸距と輪距の積）に応じた燃費目標値を定め、また燃費目標値を階段状に設定するのではなく、米国と同様にフットプリントと燃費目標値が直線的に変化する方法に改めること。

- (4) カーエアコンやカーナビなどの自動車に標準装備となっている電装品を稼働させないで燃費の測定、評価を行う現行の制度を改め、自動車本体だけでなく、電装品等の影響を含めて燃費を向上させる評価制度とすること。

- (5) 車両総重量3.5トン超のトラック・バスについて、平成27年度以降の燃費基準を早期に設定すること。

- (6) トラック・バスなどの重量車や、事業者が多く使用するバンやワンボックスタイプなどの小型貨物自動車について、ハイブリッド車の車種の拡大や実燃費が更に向上されるよう、自動車メーカーに対して働きかけること。

- (7) 自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

また、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフトを推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効的な施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

- (8) 走行抵抗値をはじめ、自動車の指定審査時にメーカーから提供される基礎情報を厳正に審査することなど、認証制度を適正かつ厳格に運用すると

ともに、自動車メーカーにして抜き打ち検査を実施するなど、不正行為防止の実効性を担保すること。

また、不正行為を行った自動車メーカーに対して、罰則の厳格な適用を行うこと。

5 自転車シェアリングの普及促進

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

(1) 自転車シェアリングの普及促進に向けて、安全性を確保しつつ、さらなる利便性の向上を図るための措置を関係省庁との連携により講じるとともに、初期整備等への財政支援を一層拡充すること。

(2) 公共的な交通手段としての定着を図るため、交通事業者の積極的な協力を促すための機運醸成や働きかけを行うこと。

<現状・課題>

自転車シェアリングは、自動車から自転車への転換による環境負荷の低減や、放置自転車対策など、多様な効果が期待できる。

東京都は自転車シェアリングの普及促進に向けて、これまで、専用駐輪施設（サイクルポート）用地の確保に係る調整（都道や公開空地等）や財政面など、各区の取組を多角的に支援してきた。平成28年2月から、利用者の利便性向上の観点から、先駆的に取り組む4区（江東、千代田、港、中央）と連携し、区境を越えた広域相互利用を開始し、新たに事業を開始した新宿区、文京区とも連携するなど、周辺エリアへの展開を図っている。

自転車シェアリングが、公共的な交通手段としてより有効に機能するためには、公共交通機関に近接した場所や観光地など、需要の高い場所へサイクルポートを拡充するとともに、公共交通機関との連携が必要である。その際、ヘルメット着用や交通マナーの遵守等に向け、安全面での対策も進めていくことが重要である。

<具体的要求内容>

(1) 安全性を確保しつつ、自転車シェアリング事業の更なる利便性の向上を図るため、事業採算性にも配慮しながら、国道（道路占用）をはじめとした国の施設にサイクルポートを設置できるよう、関係省庁との連携により、積極的に取り組むこと。また、都市再生特別措置法の改正により都市再生整備計画区域内における都市公園にはサイクルポートの設置が可能となったが、引き続き都市公園全般に設置が可能となるよう関係省庁との連携に

より規制緩和を図ること。さらに、初期整備等への財政支援を一層拡充すること。

- (2) 自転車活用推進法の成立を踏まえ、自転車シェアリングの公共的な交通手段としての定着を図るため、公共交通機関との連携やサイクルポート用地の提供など交通事業者の積極的な協力を促すための機運醸成や働きかけを行うこと。

6 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) コージェネレーションシステム（C G S）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 集合住宅におけるエネルギー利用の効率化・高度化を進める上で有効なMEMSに対する制度的、財政的な促進策を講じること。
- (3) 家庭における蓄電池システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (4) 老朽化した火力発電所のリプレースの早期実現などにより低炭素かつ高効率な電源の安定的な確保を図ること。
- (5) 消費者の電力選択の喚起及び消費者保護のため、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うとともに、電気事業者の適切な情報発信等に必要な措置を講じること。

<現状・課題>

気候変動問題に適切に対処しながら経済成長も両立するスマートエネルギー都市の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、東日本大震災後の電力不足への対応の経験から、これまで需要の増加に応じ供給力の確保に力点を置いてきた考え方を改めるとともに、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、老朽化した火力発電所のリプレースや太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の低炭素かつ高効率な電源の普及拡大などにより、エネルギーの低炭素化と首都東

京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、デマンドレスポンスやピーク時間帯の電力需要を抑えるなど、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

また、平成28年4月からの電力小売全面自由化を踏まえ、消費者の電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うべきである。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（C G S）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の低炭素化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。

(2) スマートマンション化の促進

都内住宅ストックの約7割を占める集合住宅において、建物全体のエネルギー管理等を行う「スマートマンション化」は、家庭のエネルギー利用の効率化・最適化を更に進める上で有効である。

国は、スマートエネルギー都市の実現に向けて、集合住宅のエネルギー管理システム（MEMS）に対する制度的、財政的な促進策を講じること。

(3) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、エネルギーの自家消費拡大にも有効である。

国は、家庭用蓄電システムの導入促進に向けて継続的な支援策を講じること。

(4) 老朽化した火力発電所のリプレースの早期実現などによる低炭素かつ高効率な電源の安定的な確保

東京電力ホールディングス（株）グループの火力発電所の約4割が運転開始から35年を経過している現状を踏まえ、老朽火力発電所のリプレースを早期に実現するなどにより、低炭素かつ高効率な電源を安定的に確保すること。

(5) 消費者の電力選択に資する情報発信

電力小売全面自由化を踏まえ多様なビジネスモデルが創出される中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みについて、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、消費者から電源構成や費用内訳に関わる情報を求められた場合に情報公開が適切に行われるよう、電気事業者に必要な措置を講じること。

4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進

(提案要求先 内閣官房・環境省・国土交通省)
(都所管局 環境局)

- (1) 民間事業者や自治体が実施するヒートアイランド対策を支援すること。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向け、関係府省庁、組織委員会及び都との連携により、実効性ある暑さ対策の具体化を図ること。あわせて、国等所管施設における暑熱対応を推進すること。

<現状・課題>

- (1) 東京都においては、緑の分布などの被覆状態や排熱量が地域によって異なることから、都内全域で画一的な対策を講じていくのではなく、区市町村や公共物管理者による地域・地点特性に応じた施策展開、民間事業者や住民など身近な主体によるまちづくりを進めていくことが重要である。
- (2) 真夏に開催される東京 2020 大会に向けては、暑さ対策という観点に立った取組の一層の強化が必要となっている。こうした観点から、国では、「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、関係府省庁、組織委員会、都が構成員となって、暑さ対策に係る検討を行っており、競技会場等における暑さ対策や多様な情報発信等を推進することとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 民間事業者や自治体が保水性舗装、遮熱性舗装、街路樹整備、屋上・壁面・敷地内などの緑化、高反射率塗料、保水性建材などの対策を実施する場合に十分な財政措置を講じること。
- (2) 「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」において、関係府省庁、組織委員会及び都との連携により、実効性ある暑さ対策の具体化を図ること。
あわせて、東京 2020 大会に向け、国や独立行政法人等が所有するスポーツ施設等において暑熱対策を講じること。

5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税のため転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失がさらに進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。
- (4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定など締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置

を講じること。

(5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

- ① 都独自の保全緑地
- ② 区市町村独自の保全緑地
- ③ 都自然環境保全地域特別地区
- ④ 都立自然公園特別地域
- ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
- ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
- ⑦ 区市町村指定の保存樹林

(6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

6 公園整備事業等の推進

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、外国人利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

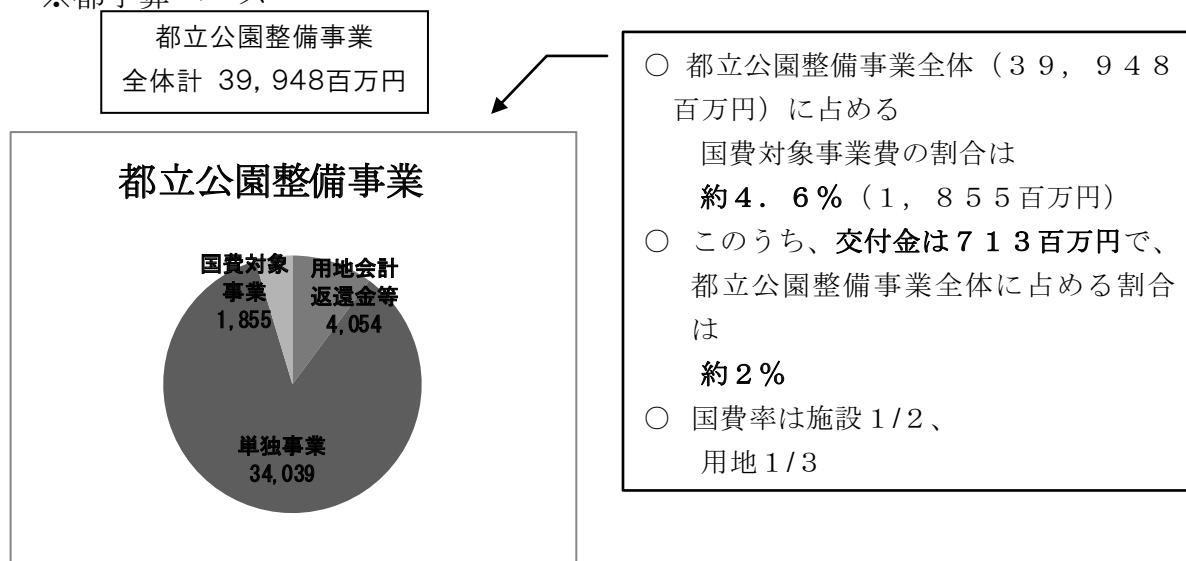
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（平成28年4月現在）	公園整備済面積 （平成28年4月現在）
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,956	2,017
	その他公園	7,312	3,817
都市公園以外の公園		—	1,932
計		11,268	7,766
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.3㎡/人		8.4(㎡/人)	5.7(㎡/人)

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成23年12月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【平成29年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



（単位：百万円）

(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（平成29年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23 区	16	86.36
多摩・島しょ	29	198.34
東京都全体	45	284.70

(3) 用地買収費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第 3 1 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法 5 6 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 6 0 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

国は、広域避難地（避難場所）への避難人員を、一人当たり 2 平方メートルで算定するとしているが、都立公園を核とする避難場所で、一人当たりの有効面積が 2 平方メートルに及ばないものが多く、防災公園の拡張整備や機能向上のための施設改修が必要である。

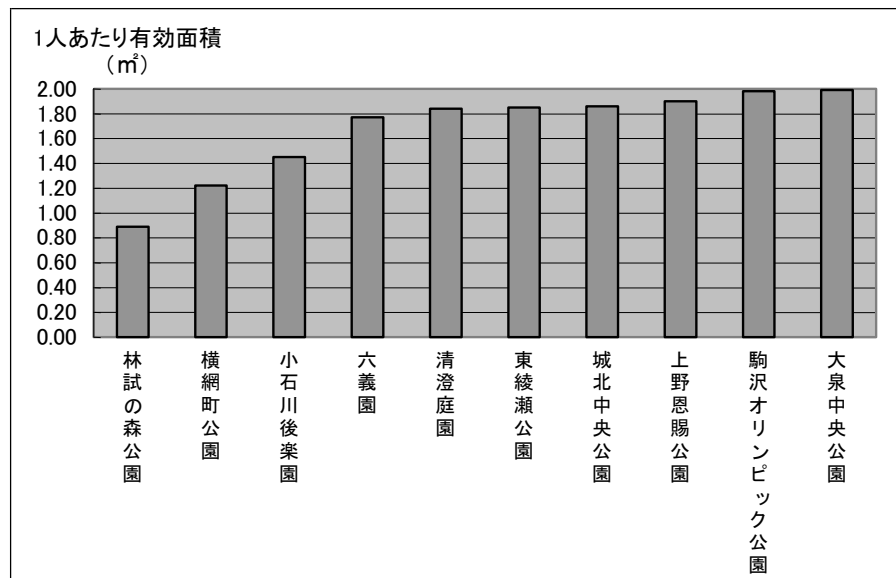
<具体的要求内容>

- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を増額すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確保すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げること。

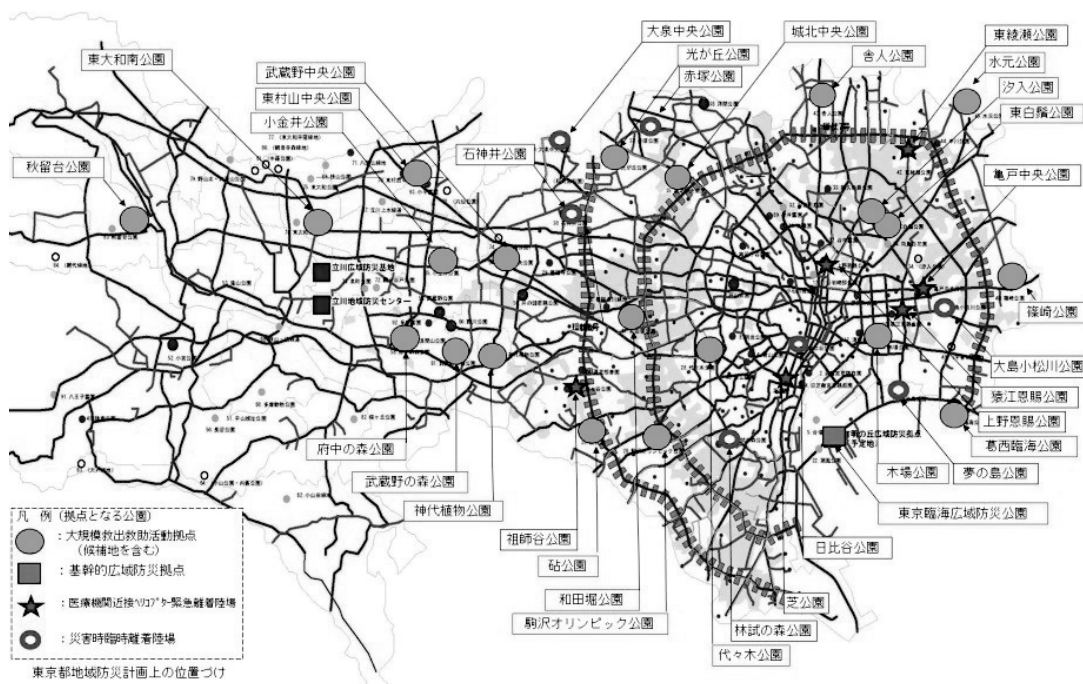
参 考

(1) 防災公園の整備促進

【避難場所に指定された都立公園で有効面積が 2 m²/人未満の公園(H25.6)】



【東京都の防災公園整備】



(2) 用地買収費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 3 1 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法 5 6 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 6 0 条第 2 項

※ 1/2 とすることを要求

7 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 内閣官房・財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成22年6月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全又は新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付け又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全又は新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立林試の森公園及び都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償貸付又は譲与すること。

<現状・課題>

(1) 都立林試の森公園（都市計画目黒公園）について

都立林試の森公園は、林業試験場本場が筑波研究学園都市へ移転したことに伴い、その跡地を、約12.1ヘクタールの都市公園として開園したもので、敷地の約半分は、都が国有地を無償で借り受けている。当該公園は、目黒区と品川区にまたがり、東京都震災対策条例に基づき、震災時の避難場所に指定されている。国は、広域避難地（避難場所）への避難人員を、一人当たり2平方メートルで算定するとしているが、都立林試の森公園の一人当たり避難有効面積は0.89平方メートルと極めて低い状況にある。

都民の生命と財産を守るため、当該公園に隣接する国有地に公園区域を拡張し、避難場所機能を拡充することが急務である。

(2) 都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約1.8ヘクタール）として公開している。平成13年10月に開園し、年間約20万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舍敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立林試の森公園及び都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償貸付又は譲与すること。

参 考

○ 国有地の無償貸付制度の概要

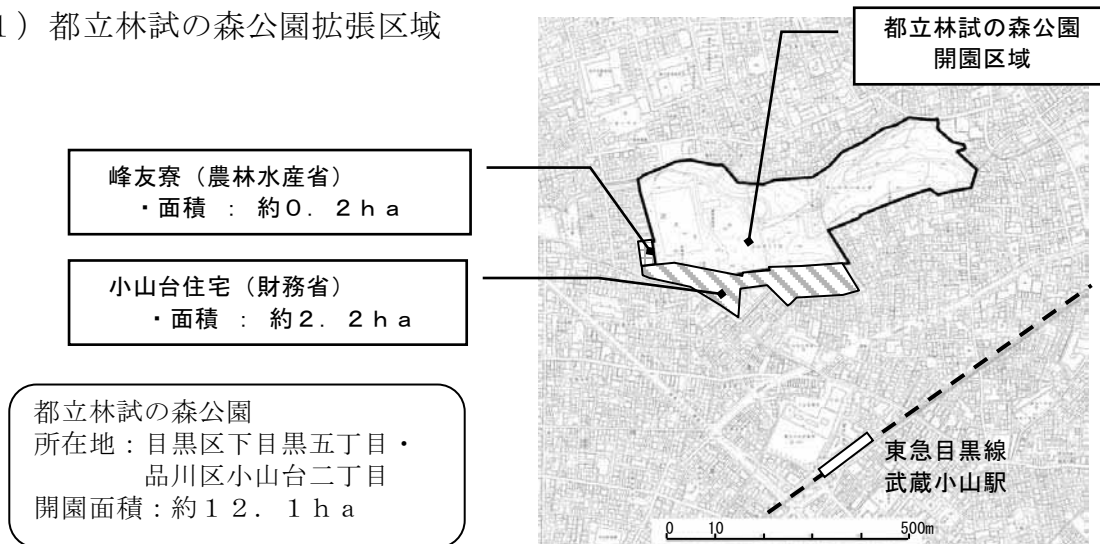
《法令上の優遇措置》

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

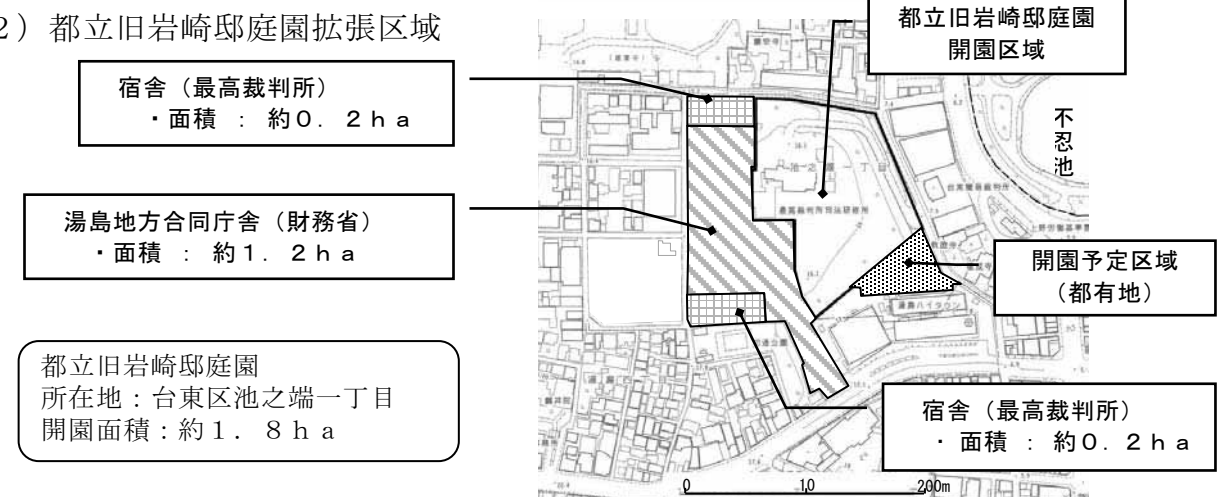
《運用》

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払い するものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・ 国が移転経費を要した財産
--	--

(1) 都立林試の森公園拡張区域



(2) 都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H20.6.12）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示されたが、平成21年11月の事業仕分けにより宿舎については凍結となった。その後「国家公務員宿舎の削減計画」（H23.12.1）/「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて（H24.11.26）」により峰友寮、小山台住宅については廃止することが示されているが、具体的な時期が示されていない。湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示されているが、具体的な時期が示されていない。

8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来に渡って保全していくため、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産推薦地 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。
- (5) 国は、適正な保全管理を図っていくために地元関係機関と連携した推進体制の確立を図るとともに、その拠点となる希少種の保護増殖や新たな外来種の侵入拡散を防止する施設などを含んだ小笠原世界遺産センター運営に地元及び関係団体の意向を反映しながら取り組むこと。

9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 自動車からの排出ガス対策

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 新車時の環境性能が使用過程でも維持されていることや、実際の走行時においても同等の排出ガス低減性能を保っていることを、調査及び監視すること。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及び規制値の新設などを行うこと。
- (2) 燃料蒸発ガス低減対策について、給油所側及び自動車側の双方において実効性のある対策となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 国はこれまで新車の排出ガス規制を順次強化し、自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の低減に努めてきた。

しかしながら、平成23年度に都が発見したディーゼル重量車の「排出ガス低減性能の無効化」の問題や、平成27年度にドイツ製ディーゼル乗用車の「不正ソフト」の使用の問題が生じるなど、ディーゼル自動車を中心として実走行時の排出ガスの実態は不明な部分が多く、その把握と対策が急務となっている。

これを受け、国は、平成27年10月に「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」を設置し、現行の台上試験のみによる検査方法の可否を検討した上で、路上走行排出ガス試験の追加等、検査方法の見直しを行い、平成29年度早期に「路上走行検査方法」や「保護制御ガイドライン」の最終取りまとめを行う予定である。

自動車からの排出ガスを確実に低減していくためには排出ガス低減性能の不正や経年劣化等による排出ガス濃度の増大等を生じさせないよう現行規制の強化や検査方法の見直しが必要である。

- (2) 燃料蒸発ガスはPM2.5や光化学オキシダントの原因物質となりえるものであるが、平成26年度の全国の環境基準達成率はPM2.5が35.1%、光化学オキシダントが0.1%、また平成27年度の東京都における環境基準達成率はPM2.5が65.9%、光化学オキシダントが0%と厳しい状況である。

このような状況を踏まえて、国は、燃料蒸発ガス対策について、中央環境

審議会の次期答申事項として検討を進め、平成29年3月の中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会において、業界の自主的取組により給油所側での対策（StageⅡの導入）を促進するとともに、自動車側での法的規制を強化（キャニスターの大型化）するという方向性が提示された。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、自動車からの大気中への排出ガスについて、基準値及び規定の有無にかかわらず、使用中の自動車が続く新車時の規制値を保っていることや、実際の走行時においても同等の排出ガス低減性能を保っていることを調査及び監視すること。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入を早期に行うとともに、不正ソフト等を用いて故意に走行時の排出ガス低減性能の無効化を行った者に対する罰則規定を設けること。
- (2) 国は、給油所側における燃料蒸発ガス低減対策について、業界による自主的取組が実効性のあるものとなるよう、StageⅡの更なる普及促進策を実施するに当たり、業界には中小規模事業者が多いことを踏まえ、事業者が自主的取組を円滑に実施できるよう、必要な支援策を講じること。また、都内に多く設置されている懸垂式の給油所において、早期にStageⅡに対応する給油機が実用化されるよう、メーカーに開発を促すなど必要な措置を講じること。

自動車側における燃料蒸発ガス低減対策の推進に際し、国際基準調和の観点から平成32年度より順次規制を導入するとしているが、早期に大気環境の改善を図る観点から、可能な限り速やかにこれを導入すること。

2 局地汚染対策

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 自動車NO_x・PM法の更なる改正により、実効性のある流入車対策を実施すること。
- (2) 局地汚染対策の着実な推進と充実を図ること。

<現状・課題>

- (1) 自動車NO_x・PM法では、対策地域内での基準不適合車の登録、所有を禁止しているものの、対策地域外からの基準不適合車の流入については規制対象外であるため、排ガス対策として実効性のあるものとなっていない。
- (2) 幹線道路沿道に、二酸化窒素（NO₂）の環境基準を未だ達成できていない箇所がある。

<具体的要求内容>

- (1) 自動車NO_x・PM法の更なる改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度をより実効性かつ即効性ある措置にすること。
- (2) 窒素酸化物（NO_x）による幹線道路沿道の局地的な高濃度汚染の解消を促進するために、国の責任において、抜本的な対策を講じること。
- (3) 国が自ら物品納入や工事等において、規制適合車の利用促進及び対策地域内で車検更新できない旧式な車両の利用抑止に率先的に取り組んでいくため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆる「グリーン購入法」。）に基づく基本方針において、かかる車両を使用しないことを判断の基準として明記するとともに、荷主等に対する意識喚起及び取組の促進を図ること。

3 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 福祉保健局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成21年9月に、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質（PM_{2.5}）などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

4 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)
(都所管局 福祉保健局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで18歳未満だったものを平成20年8月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた18歳以上の患者は平成29年2月末時点で約8万人となっている。

都は、制度創設時に関係者が拠出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源拠出が困難なことなどから、18歳以上の患者への新規認定を平成26年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成30年度から自己負担を導入したうえで、引き続き都の応分の負担による助成を実施することとした。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れた

ことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、責任をもって講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 0 道路環境対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策や夏の暑さ対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、夏の暑さ対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、新型遮音壁及び緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保すること。
- (2) 夏の暑さ対策としての遮熱性舗装・保水性舗装に必要な財源を確保すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」において定めている、国の補助の割合の特例措置を平成30年度以降も延長するなど、道路環境対策の着実な推進が図れるよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。
- (6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国道においても、路面清掃や街路樹^{せん}剪定など、維持管理を充実させるとともに、「アスリート・観客にやさしい道づくりに向けた提言（平成28年10月）」の実現のため、より一層、遮熱性舗装・保水性舗装や緑陰の形成などの夏の暑さ対策を図ること。

参 考

(1) 沿道環境対策事業

平成29年度 都の予算（当初）

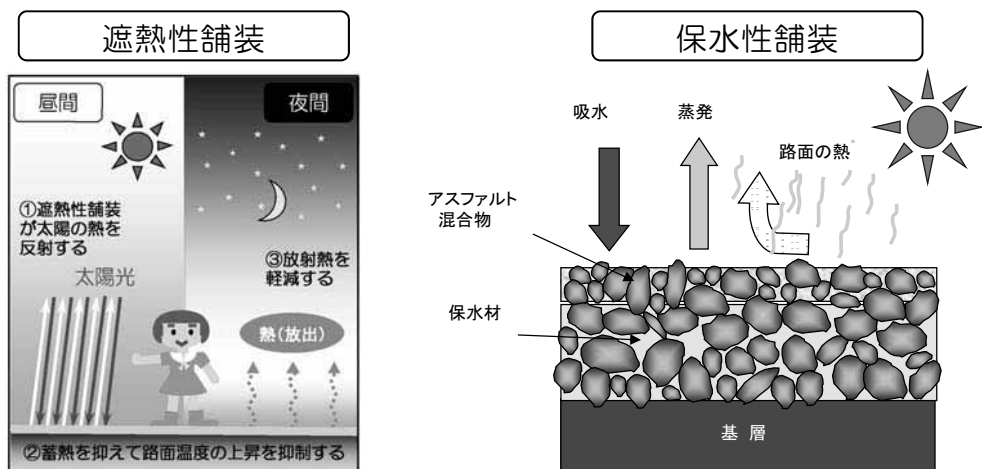
（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	14,567	1,138（626）
低騒音舗装	8,969	113（62）
遮熱性舗装・保水性舗装	5,345	825（454）
防音工事助成	53	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（110）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	54	19

都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

(2) 路面温度上昇を抑制する環境対策型舗装



- ・ 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装。
- ・ 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。
- ・ 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装。
- ・ この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。



1 1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減してきているが、なお環境基準と比較して高い状況にあり、O_xのそれは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、また、広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの原因物質対策の効果検証を踏まえながら、それに基づき総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響などに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

- （2）VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることから、その排出削減に向けた対策等を引き続き強力に推進すること。

① 平成18年4月より進めてきた大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せたVOC排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② PM_{2.5}とO_x生成能の高いVOCをそれぞれ明らかにする調査や植物起源VOCの排出量の実態把握を進めること等により、VOC排出削減によるPM_{2.5}とO_xの低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

- ③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。
 - ④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低VOC資材の開発・普及を促進すること。
 - ⑤ VOC排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、VOC対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からのVOC対策の普及を図ること。
また、公共調達においても、グリーン購入法による低VOC塗装製品の対象品目の拡大及び印刷のVOC対策の配慮事項の拡大を図ること。
 - ⑥ 日常生活に伴うVOCの排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、VOC使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。
また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たってVOCの少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。
 - ⑦ 低VOC塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。
また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、標準仕様の改定に向けて現場での試験塗装を実施すること。
さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、低VOC塗料等建築資材に関する内容の充実を図ること。
 - ⑧ 現在VOC自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等のVOCの排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。
 - ⑨ 燃料蒸発ガス低減対策について、給油所側及び自動車側の双方において実効性のある対策となるよう、必要な措置を講じること。
 - ⑩ 大規模なVOC取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。
- (3) O_xの濃度は、NO_xとVOCとのバランスに依存し、NO_xの濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによるNO_xの削減量に見合ったVOC削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。
- (4) 全国的に環境基準の達成率が低いPM_{2.5}について、以下の施策を講じること。
- ① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出されるPM_{2.5}の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。
 - ② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からのPM_{2.5}排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。

1 2 市街地土壤汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 土壤汚染対策法関係政省令の改正や基準の見直し時には、平成28年3月24日に提出した「土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」をはじめとして、実務に従事する地方公共団体の意見を踏まえて検討すること。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壤汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 法に基づく調査・対策において、簡易で迅速な分析法の導入を図ること。
- (4) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。

<現状・課題>

中小企業の狭あいな土地における土壤汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壤汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念がある。

また、公共事業（工事）等における土壤汚染対策に係る費用負担の問題が顕在化している。

これらの課題解決のため、国においても法制度の見直しや助成制度の整備等が必要である。

平成28年3月24日に提出した「土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」については、4月現在国会で審議されている「土壤汚染対策法の一部を改正する法案」に一部反映されたところであるが、今後制定される関係政省令についても上記意見を反映するとともに、実際に法を運用している自治体に対して、現行法の問題点や改善策等に係る意見を聴き、これらの意見を踏まえて作業を進めることが必要である。

なお、前回（平成22年4月）の法改正の際には、「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」の平成21年10月15日の公布を受けて、土壤汚染調査や対策の具体的な方法を規定した「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」等が公布された日は、改正法施行日の1か月前の平成22年2月26日であった。

このため、法対象事業者にとって、十分な周知期間が与えられたとはいえず、

事業者及び事業者指導を行う地方公共団体に混乱が生じた。現在、環境省は土壤汚染対策法の改正や基準類の見直し検討作業を行っているが、法及び関係政省令や基準類の改正を行う場合は、十分な周知期間を確保し、事業者に混乱を招かないための配慮が必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 土壤環境基準の改正を踏まえて土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定基準の見直しを行う際や、今後予定されている土壤汚染対策法関係政省令の改正を行う際は、平成28年3月24日に提出した「土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」をはじめとして、実務に従事する地方公共団体の意見を十分に聴取し、現場の実情を踏まえて検討を進めること。

(2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。

(3) 事業者が汚染範囲を迅速かつ低コストで確認し、円滑に対策を実施できるよう、都は、条例に定める土壤汚染調査のうち、汚染範囲の絞り込みに使用できる簡易で迅速な分析技術を既に選定している。

国においても、このような技術を参考にして、土壤汚染対策法に基づく調査・対策においても簡易で迅速な分析法の導入を図っていくこと。

(4) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

さらに、操業中からの対応を促進させるには、土壤汚染の調査・対策を自主的に実施した場合、一定の条件の下で適切に行われたものであれば、法の調査・対策の義務を果たしたことになる制度を創設すること。

1 3 廃棄物・リサイクル対策の拡充

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) P C B廃棄物処理の促進を図ること。
- (2) 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を契機として、小型家電リサイクルの取組の定着に向け、あらゆる小型電子機器等の回収のための支援策を講じること。
- (3) 広域的なレジ袋の削減対策について検討すること。

<現状・課題>

- (1) 平成28年8月1日に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案により、高濃度P C B使用製品を所有する事業者はその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の規定は盛り込まれたが、一方で低濃度P C B含有機器（P C B含有の疑いのある機器を含む。）は使用期限やP C B濃度の分析義務が法で定められていない。その上、国からの適正処理に関する周知が不十分である。国が定める期限までのP C B廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

また、P C B廃棄物の処理について、平成28年7月に改訂された国の「P C B処理基本計画」では、都道府県市の役割として、届出をしていない事業者の掘り起こし調査が示されているが、財政負担等が考慮されていない。

低濃度P C Bについて、電気設備については下限基準値が設定されており、下限基準値未満のものについては、通常の産業廃棄物として適正に処理されているが、その他のP C B汚染物については、設定されていない。そのため、橋脚等の廃塗料では電気設備の下限基準値以下の環境への影響がほとんどない極めて微量の分析結果でもP C B廃棄物として処理が必要であり、現場での発生量が多く、処理費用も高額となっている。

平成28年4月に改正されたP C B特別措置法では、P C B特措法に基づく届出がなされていない高濃度P C B廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化されている。

また、P C B保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度P C B廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできることになったが、代執行に係る人件費について財政負担等が考慮されていない。

- (2) 平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法では、区市町村が分別収集する責務を負うが、その際、収集・処理コストが増大することのないようにする必要がある。

また、区市町村の回収実態を踏まえ、回収量や質を向上させる仕組みが必要である。

法において、製造事業者は、解体容易性の向上や原材料に配慮しリサイク

ル費用の低減に努めることとなっているが、それらの情報は、収集処理責務がある区市町村において必要である。

一般消費者の小型家電リサイクル制度に対する認知度は低く、平成 27 年度の経済産業省の調査結果では「知っている」と回答した消費者の割合は約 42 %にとどまっている。一方、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、国民参加、持続可能性への配慮及びレガシーの観点から、国民が保有する携帯電話をはじめとした小型家電等を回収・処理することで抽出されたリサイクル金属を活用してメダルを制作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を平成 29 年 4 月 1 日より開始している。

中小事業者の小型家電は処分方法の周知が十分でないこと、発生量が少ないため収集運搬費用が割高になってしまい事業所に眠ったままになっている。

また、無許可業者による回収が常態化している実態があるが、広域的な営業活動のため、区市町村のみの取組では対応が困難である。

- (3) 国内においては、販売事業者が、消費者に対するサービスとしてレジ袋を無償配布することが一般的であり、一度使用されただけで廃棄されることが多い。

都内の一般廃棄物に含まれるレジ袋は年間 5 万トンに上る。

都は、2020 年にはレジ袋の無償配布をゼロにするという目標に向けて取り組んでいるが、より実効性を高めるには広域的な対策が必要である。諸外国では、国レベルの法規制により削減対策を進めている事例もある。

<具体的要求内容>

- (1) 早期の P C B 廃棄物の適正処理の推進に向けて、

- ① 低濃度 P C B 含有機器（P C B 含有の疑いのある機器を含む。）について使用期限や P C B 濃度の分析義務を法で定めること。コンデンサー等の封じ切りの電気設備について、分析により生じる代替機器費用等について財政措置を講じること。

また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに周知を図ること。

- ② 低濃度 P C B 廃棄物について、処理体制は確保されつつあるが、処理できない品目がある。このため、現行の処理施設における無害化処理認定の品目を増やす等により処理できない品目をなくすこと。
- ③ 廃塗料等の低濃度 P C B 廃棄物について、電気設備機器同様に基準下限値を設定すること。処分期間内の適正処理を推進すること。
- ④ 電気工作物以外の安定器等に関する掘り起こし調査手法を確立し、財政措置を講じるとともに調査に必要な支援をすること。
- ⑤ P C B 廃棄物の処理を促進するため、掘り起こし調査について自治体に過度の負担が生じないように財政措置を講じるとともに調査に必要な支援を行うこと。
- ⑥ 高濃度 P C B 廃棄物の行政代執行に係る経費について、処分費用と事務

執行に係る費用に対し財政措置を講じるとともに円滑な行政代執行に必要な支援を行うこと。

- (2) 小型家電リサイクルに当たっては、区市町村における回収コストに過度の負担が生じないように必要な財政措置を講じること。

区市町村の回収実態を踏まえた回収品目の優先順位付けや回収目標等質や量を向上させる仕組みを検討すること。

小型家電の解体方法や原材料等リサイクル技術に関する情報を取りまとめ区市町村に提供し、区市町村による収集促進を図ること。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を契機として、一般消費者への小型家電リサイクル制度の浸透及び回収率の向上を図ること。

中小事業者の小型家電の小口回収を円滑に進めるため、認定業者が収集運搬する際、広域認定の運搬基準等に準じて収集運搬車への表示の大きさや管理票の取扱いに関して規制緩和を図ること。

違法な回収事業者への対策を区市町村が定める処理計画に位置付けるとともに対策への支援策を講じること。

- (3) 国は、レジ袋の削減に向けて、広域的な施策の構築を検討すること。

1 4 森林循環促進に向けた施策の拡充

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 森林循環に寄与する花粉発生源対策を推進するため、自治体が活用できるよう制度の見直しを図ること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備を拡充すること。
- (3) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (4) 森林循環を促進するように森林経営計画制度を見直すこと。

<現状・課題>

現在の森林は、木材価格の下落などによる林業の低迷により、管理が停滞し、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となっている。このため、二酸化炭素の吸収能力の低下や、花粉を多く飛散する 30 年生以上のスギ等の比率が高くなるなど、森林の機能が損なわれている。

このような偏った齢級構成の是正、森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減に加え、国の掲げる木材自給率 50%の目標を達成していくためには、伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進し、利用と公益の調和を図りつつ持続的な森林経営を確立していく必要がある。

そこで、都は平成 27 年度から 10 年間にわたり、森林所有者と協定を結んで、伐採及び植栽・保育を実施するとともに、林業コスト低減及び木材の安定供給に資する林道等基盤整備並びに多摩産材の利用拡大に取り組んでいる。

一方、国では、農山漁村整備交付金を活用した花粉発生源対策促進事業を行っているが、補助条件として苗木がコンテナ苗に限定されていることに加え、交付金事業が総枠予算で定められ、林道整備事業や予防治山事業とトレードオフの関係になっているため、予算額が増えない中で、都を含め近県では本事業が花粉発生源対策に^{ほとんど}殆ど活用されない状況となっている。

このため、国においても以下について積極的に取り組むこと。

<具体的要求内容>

- (1) 森林循環に寄与する花粉発生源対策を推進するための制度の見直し
自治体が花粉発生源対策に積極的に活用できるよう制度の見直しを図ること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備の拡充
森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減、木材自給率目標の達成に不可欠となる林道等の基盤整備対策について拡充すること。

(3) 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用する施策について、民間利用の一層の促進や都市の木質化に向けた技術研究開発の推進などの施策を拡充すること。とりわけ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における国産材の活用については、木材供給体制の整備等を含めた幅広い支援を行うこと。

(4) 森林循環を促進するような森林経営計画制度の見直し

林業事業体が、森林所有者に代わって、積極的に伐採・植栽・保育を行えるように、森林経営計画における伐採の制限を緩和するなど制度の見直しを図ること。

1 5 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 国土交通省・環境省・農林水産省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）がこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や青潮の発生、雨天時における糞便性大腸菌群の増加などの課題が依然として存在する。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第二期）（平成25年5月31日付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、お台場地区において、トライアスロン競技等の開催が予定されている。このことを踏まえ、東京湾の水質改善に向けた各種の対策を一層加速していく必要がある。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が取り組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口並びに港湾における干潟整備等の自然再生

1 6 食品ロス削減施策の推進

(提案要求先 環境省・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減施策を強化するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは平成25年度実績で632万トンと推計されているが、これは1300万人の東京都民が1年間に食べる食品の量に匹敵する膨大な量である。

- ① 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1にのぼる。農林水産省では、平成24年度から「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において検討を進め、賞味期限の見直し等の成果は上がっているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ② 平成26年4月及び平成27年8月から計31の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。

また、目標値は、未達成の事業者の底上げを図るという位置付けであるが、既に定期報告事業者の7割が達成している数値となっている。発生抑制は、食品リサイクル法において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。

- ③ 食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ④ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

<具体的要求内容>

食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進のため、

- ① ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、発生した食品ロスの寄贈や再販を発生抑制の次に位置付け、促進することや流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

- ② 平成27年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促

進のため、目標値の見直しを検討すること。

- ③ 学校給食用調理施設について、平成27年4月に公表された学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。
- ④ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

7

福祉・保健・医療

1 少子社会対策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

また、公定価格の基本分単価や、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

喫緊の課題である保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

(2) 多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童の早期解消を図るため、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

都内の就学前児童人口は、他県からの転入増等により、区部を中心に依然として増加している。潜在需要も含めた保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うもの

とされており、例えば、家庭的保育事業における調理員の配置など、事業形態等に即さない基準が設けられている。

さらに、用地確保や物件確保が困難化している中、保育所等の整備を促進するため、既存建築物を有効活用できるよう保育所用途に変更する際の有効採光率や有効採光面積算出方法を緩和するとともに、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税の非課税化など、税負担の軽減を図る必要がある。

<具体的要求内容>

今後ますます増大かつ多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

- (1) 待機児童解消に向け、区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

- (2) 待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- (3) 既存の建築物を保育所等に活用できるよう、有効採光率など、建築基準法等を緩和すること。
- (4) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

平成29年3月に育児・介護休業法等に関する改正法が成立し、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長されることとなった。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られている。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67%、その後は50%とされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。また、事業主の努力義務となっている職場内の制度周知も十分に図られていない。

働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためには、保育施策の充実だけでなく、育児休業制度の見直しも必要である。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

また、事業主が非正規労働者を含む全ての従業員に対し、育児休業制度の周知を行うことを義務化すること。

2 待機児童解消に向けた支援の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた支援を充実すること。

<現状・課題>

都の保育所等利用待機児童数は、全国の約4割を占めており、その解消は喫緊の課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成29年度予算では、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっていない。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

保育所等整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂埃対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた取組を行う区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

< 現状・課題 >

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

< 具体的要求内容 >

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう制度運用の改善を図ること。

< 現状・課題 >

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の大幅な増加に伴い、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。平成29年度までに全国で50万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うとしている。研修受講の要件は、平成29年度は経過措置期間とされており、30年度以降は研修の受講状況等を踏まえ決定することとなっているが、研修体制の整備や都内の膨大な受講希望者への研修実施には、十分な期間が必要である。また、キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定

されるが、詳細が示されていない。

保育士宿舍借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上げ費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

保育士の業務負担軽減を図るため、国は平成27年度から保育所等における業務効率化推進事業を実施したが、平成28年度末で事業終了となっている。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 保育士のキャリアアップ研修は、都市部の実情を踏まえて、柔軟な研修方法を認めるとともに、研修受講の要件については十分な経過措置期間を設けること。また、研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築すること。
- (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、採用後11年目以降の職員や保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 保育士の負担軽減を図るため、保育所等における業務効率化推進事業を引き続き実施すること。また、支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。

2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実

1 児童福祉法改正に伴う対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 改正児童福祉法の附則に示された項目の検討や運用基準の改正等に当たっては、地方自治体と十分協議を行うこと。
- (2) 児童福祉法改正に、都道府県や区市町村が円滑かつ適切に対応していけるよう、財政的支援策等を講じること。

<現状・課題>

児童福祉法等の一部を改正する法律が平成28年5月に成立して以降、国は、改正法の施行に向けて、政省令のほか、児童相談所運営指針、市町村相談援助指針等の運用基準の改正を行ってきた。

また、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方等改正法附則に示された検討規定について、検討を進めている。今後も、児童相談所の業務の在り方や要保護児童の通告の在り方等について検討することとしている。

これらの検討を踏まえた運用基準等の改正、関係通知は、実務を担う都道府県や区市町村の運営体制等に多大な影響を与えるものである。また、改正に伴う人材確保や体制整備のため、都道府県や区市町村の財政負担の増加が見込まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 改正児童福祉法の附則に示された項目の検討や運用基準等の改正、関係の通知の発出に当たっては、都道府県や区市町村と十分協議を行うこと。
- (2) 児童福祉法改正に、都道府県や区市町村が円滑かつ適切に対応していけるよう、法改正に伴い必要となる専門人材の確保や体制整備のための財政支援策を講じること。

2 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加している。相談のうち、特に、児童虐待は、対応件数が急増するとともに、その内容が複雑、困難化している。児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められていることから、専門性の高い職員の配置など、より一層の体制強化を進めていく必要がある。

区市町村は、これまでも児童相談の一義的窓口として、子供家庭支援センターを中心にあらゆる相談に対応し、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を実施してきた。さらに、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会における要保護児童対策調整機関の専門職員の配置や、必要な支援を行うための拠点の整備等が求められるほか、児童相談所から区市町村への事案送致が新設されるなど、複雑、困難化する相談に迅速かつ的確に対応するため、区市町村における体制強化が必要とされている。

国は、平成29年度に、区市町村子ども家庭総合支援拠点における運営費補助を創設しているが、補助額や職員配置基準は、現在の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
 - ① 全国共通ダイヤルや警察からの通告など、今後も、相談件数の更なる増加が予想されるため、児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。
 - ② 被虐待や非行など、支援が難しい児童に対応している一時保護所の実態を踏まえ、生活指導職員や心理職員、看護師等の配置について児童福祉法において明確に定めること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
 - ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。
 - ② 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。

(3) 区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① 児童福祉法の改正に伴う支援拠点の整備については、安定的な運営ができるよう、制度の充実を図ること。
- ② 児童福祉法の改正に伴い、区市町村が体制整備や強化を進める上で必要となる相談員の専門性向上の方策を講じること。

参 考

【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 社会的養護施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。
- (2) 家庭的養護を推進するため、支援の充実・強化を図ること。

<現状・課題>

児童養護施設等では、近年、児童虐待の急増などを背景に手厚いケアが必要な児童等の入所が増加している。国は、平成24年度に人員配置基準の引上げを行い、社会保障審議会児童部会が示した「社会的養護の課題と将来像」における水準の実現を目指し、平成27年度からは、職員の配置状況に応じ段階的な保護単価を設定し職員配置の改善を可能としたが、今後、職員配置基準の改正が想定されるため、社会的養護を担う職員の人材確保・育成が重要となる。平成29年度予算において、児童養護施設等職員の業務の困難さを評価するとともに、研修実

績と職務分野別のリーダー的業務内容等を評価した処遇改善を行うとされているが、研修のスキームや内容が明らかになっていない。

また、都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型施設の設置を促進しているが、国は、こうした地方自治体独自の取組を支援し、専門性の高いケアと施設運営の質の向上を図る必要がある。

社会的養護の下で育つ子供たちは、家庭的な雰囲気の中で生まれ自立できることが望ましく、家庭的養護を一層充実していく必要がある。国は、施設の小規模化及び家庭的養護の推進のため、都道府県推進計画を策定し計画的に取組を進めるよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等への支援の充実が不可欠である。

国は、平成28年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期からの里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

また、都は独自に、自立支援を専門に行う職員を児童養護施設に配置しており、施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。

<具体的要求内容>

(1) 被虐待や発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、社会的養護の体制整備を図ること。

① 児童養護施設等においては、児童の状態に応じた個別的なケアを行える体制を整備するため、社会保障審議会児童部会が示した「社会的養護の課題と将来像」における人員配置基準を満たす職員数を確実に確保する必要があるが、一定の準備期間も必要であり、国は、各施設の職員確保の状況を確認しながら、早期に配置基準改正の時期を示すこと。

② 社会的養護を担う施設職員の人材確保・育成等に対する支援の充実を図ること。

③ 心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院に精神科医や治療・指導職員を新たに配置すること。

④ 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実すること。

⑤ 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設である。また、乳児の一時保護機能も担っており、このための受入枠も必要であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮して暫定定員制度の見直しを図ること。

⑥ 施設の処遇職員の不足により支援の質の低下を招くことのないよう、乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設における乳幼児の入院時及び通院時の付添い制度を創設すること。

- ⑦ 児童養護施設等職員の処遇改善に係る研修のスキームや内容を早期に示すこと。
- (2) 家庭的養護の一層の推進を図ること。
- ① 社会全体での養育家庭への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。
- ② 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、必要な措置を講じること。
- ③ 養育家庭が社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、里親と施設入所児の交流に要する経費など、児童の委託前も含めて必要な経費補助を行うこと。
- ④ 改正児童福祉法で示された「里親支援事業」について、養育家庭の安心を確保するため、里親の数や地域の実情に応じ、人員配置や相談支援業務等の充実が図れるよう、十分な経費を補助すること。また、乳幼児の里親委託を一層進めるため、乳児院の里親支援専門相談員の配置を充実すること。
- ⑤ 乳児の養育が可能な養育家庭等の育成・委託促進を図るため、専門的な研修内容を検討するとともに、自治体の研修実施を支援すること。また、里親手当や一般生活費等の充実を図ること。
- ⑥ 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体の実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。
- ⑦ 児童養護施設及び乳児院における本体施設の定員や小規模グループケアの設置数について、地方自治体の実情に合わせて、弾力的に認めること。
- ⑧ 地域小規模児童養護施設（グループホーム）や児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームにおいて、開設促進や安定した事業運営に向けた支援を行うとともに、本体施設からからの確実なバックアップが可能となるよう、職員体制を充実すること。また、賃借物件を改修し創設する場合の建物所有者等への支援や、遠隔地にグループホーム等を設置する場合、本体施設とは別に、バックアップを行う拠点等を整備する施設に対して支援を行うこと。

参 考

処遇関係職員配置基準の状況

【児童養護施設及び児童自立支援施設】

区 分		児童養護施設			児童自立支援施設		
		国基準	国保護単価	都基準	国基準	国保護単価	都基準
一般基準	一般児童	5. 5 : 1	4 : 1	5 : 1	4. 5 : 1	3 : 1	1 2 : 5 (2. 4 : 1)
	3 歳 未満児	2 : 1 〔0 歳・1 歳 1. 6 : 1〕	2 : 1 〔0 歳・1 歳 1. 3 : 1〕	2 : 1 〔0 歳・1 歳 1. 6 : 1〕			
	3 歳児	4 : 1	3 : 1	2 : 1			
	年少児			4 : 1			
児童指導員加算		—	—	全施設 1 名	—	—	—
福祉係長		—	—	—	—	—	各施設 1 人

【乳児院】

区 分		乳児院		
		国基準	国保護単価	都基準
児童 保育士 看護士 指導員	2 歳児未満	1 . 6 : 1	1 . 3 : 1	1 . 6 : 1
	2 歳児	2 : 1	2 : 1	2 : 1
	3 歳以上児	4 : 1	3 : 1	
		(うち看護師)	定員 10 人の場合は 2 人以上、 10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上	

3 高齢社会対策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 介護報酬の地域区分について、より地域の実情を踏まえた設定が可能となるよう、更なる見直しを行うこと。

<現状・課題>

平成27年4月の介護報酬改定では、国は、各区市町村に対し3回にわたり意見照会を行い、国の官署がない地域について、地方公務員の地域手当に準拠して設定する考え方や、公務員の地域手当の設定がない地域では隣接する保険者のうち最も低い地域区分を上限として区市町村が選択する方法を新たに採用し、また、多くの市町村で経過措置が適用されるなど、都市部の実態が一定程度反映された。

昨年12月に取りまとめられた「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」では、地域区分について、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例（完全囲まれルール）を設けること、また、経過措置については、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、平成32年度末まで引き続き適用することが適当とされた。

しかし、引き続き原則として公務員の地域手当の設定に準拠しており、経過措置や特例によってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業者や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

<具体的要求内容>

地域区分について、各区市町村からの意見を聞いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整の仕組みを設けること。

参 考

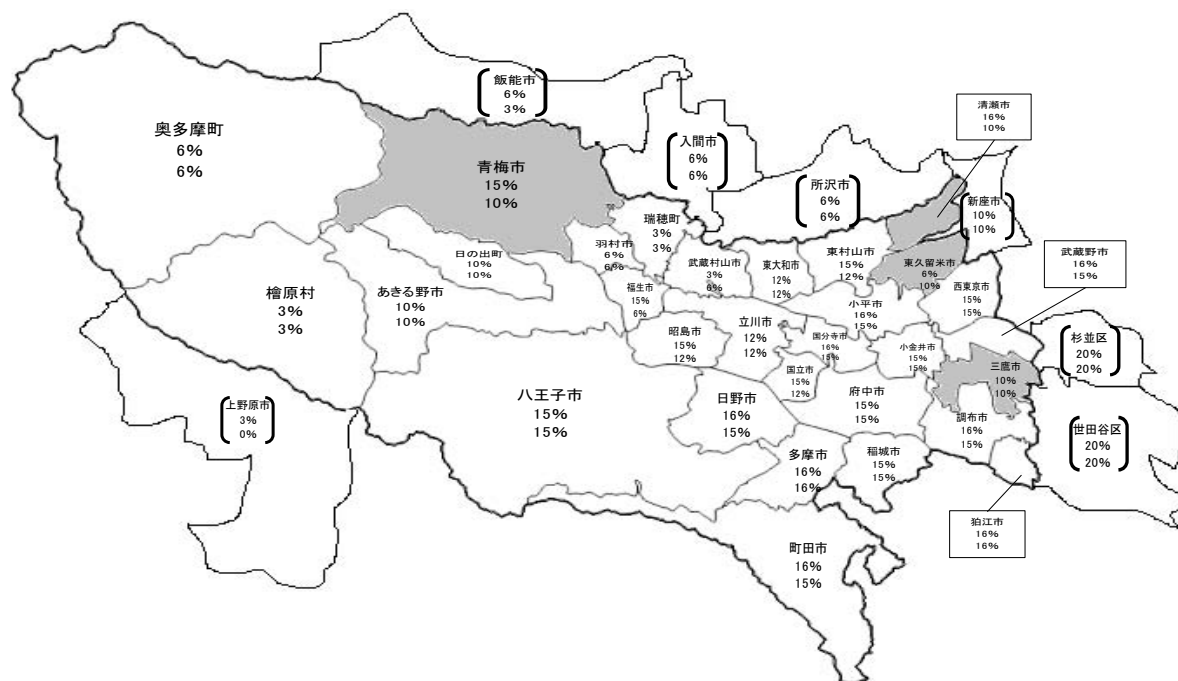
○介護報酬の地域区分と上乗せ割合 (平成27年度改定前)

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地 の 2	6 級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	5%	3%	0%

(平成27年度改定後)

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%

○平成27年度改定における介護報酬地域区分の適用状況 (東京都多摩地域)



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載

(上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合)

※網掛け部分が平成30年度改定で「完全囲まれルール」を適用される予定の地域

(2) 都市部の特性を適切に反映し、介護事業の運営実態に見合った介護報酬の仕組みとすること。

<現状・課題>

介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査は、これまで地域別の分析が行われておらず、事業者の経営状況や、介護人材確保の困難性などにおける地域差が適切に把握されていない。

また、国は、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを介護報酬の地域区分における人件費割合に勘案するという考え方を示しており、その結果、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合には乖離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員や調理員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定すべきである。

さらに、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと、及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、独立行政法人福祉医療機構が取りまとめた平成27年度の特別養護老人ホームの建築価格において、東京都は全国平均の1.21倍であるほか、平成25年の消費者物価地域差指数において、東京都区部は都道府県庁所在市及び政令指定都市平均の1.06倍であるなど、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 介護事業経営実態調査等について、地域別にも分析し、その結果を公表するとともに、介護人材の確保状況の把握・分析を行うなど、充実を図ること。
- (2) 介護報酬の地域区分における人件費割合を、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (3) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、適切に介護報酬に反映すること。

参 考

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の 人件費割合 (A)	収入に対する 給与費の割合※ (B)	差 (B-A)
訪問介護	70%	73.7 %	3.7
訪問入浴介護		64.5 %	-5.5
訪問看護		76.6 %	6.6
居宅介護支援		81.9 %	11.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		85.6 %	15.6
夜間対応型訪問介護		83.0 %	13
訪問リハビリテーション	55%	68.1 %	13.1
通所リハビリテーション		59.3 %	4.3
認知症対応型通所介護		62.2 %	7.2
小規模多機能型居宅介護		63.4 %	8.4
看護小規模多機能型居宅介護		71.8 %	16.8
短期入所生活介護		59.2 %	4.2
通所介護	45%	55.8 %	10.8
特定施設入居者生活介護		39.9 %	-5.1
認知症対応型共同生活介護		55.9 %	10.9
介護老人福祉施設		57.6 %	12.6
介護老人保健施設		56.5 %	11.5
介護療養型医療施設		56.3 %	11.3
地域密着型特定施設入居者生活介護		52.6 %	7.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		57.2 %	12.2

※厚生労働省「平成 26 年介護事業経営実態調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
所定内賃金（月給）	208,900 円	192,900 円	194,500 円	176,400 円	161,600 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「平成 27 年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	317 千円	250 千円	276 千円	237 千円	(データなし)	262 千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「平成 27 年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国 51 市平均
指数	105.9	99.1	100.6	97.5	99.5	100

資料：総務省統計局「平成 25 年平均消費者物価地域差指数（総合）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (／㎡)	332,800 円	99,000 円	147,800 円	45,800 円	16,400 円

資料：国土交通省「平成 28 年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3 級地	3 級地	3 級地
住宅地平均地価 (／㎡)	282,200 円	172,100 円	243,300 円
家賃 (民営借家) (／坪)	6,775 円	4,947 円	5,630 円

資料：国土交通省「平成 29 年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査年報 平成 27 年」

(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、健全な事業運営を行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

資格や技能を評価する仕組みとして、国は、介護福祉士等を確保・配置し、サービスの向上を図るための体制加算を介護報酬に設けているが、取得要件が厳しいことや単価が不十分であることから取得が伸びていない。

また、介護職員の処遇改善を目的に、平成 21 年度に介護職員処遇改善交付金が政策措置として創設され、平成 24 年度には同交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するため、介護職員処遇改善加算が創設された。さらに、平成 27 年度及び平成 29 年度には、職位・職責等に応じた任用要件や経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充が図られ、現在 1 人当たり月額平均 3 万 7 千円相当の改善が行われている。

しかしながら、当該加算はあくまでも経過的な取扱いとされており、恒久的なものとなっていないことや、加算額を当該年度の賃金改善に全て充当することが求められていることから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

<具体的要求内容>

介護職員処遇改善加算について、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。恒久化に当たっては、キャリアパスや昇給等の仕組みの構築を要件に、資格や技能等に応じた人員配置等を評価する加算の充実を図り、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れる介護報酬とすること。

(4) 良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営の安定化に係る事業開始時支援加算については、介護サービスとは直接関係のない加算であるにもかかわらず、利用者にも負担を求めている。

さらに、介護支援専門員の報酬については、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合、報酬の評価の対象とならないが、このような場合でも、退院・退所加算と同程度の単位を評価する仕組みがあれば、介護支援専門員の積極的な関わりが期待できる。

特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うものであるが、身体拘束を未然に防止するための仕組みがない。

訪問介護については、人材の不足感が強く、従事者の平均年齢も高い状況などから、夜間や休日、年末・年始等のサービス提供に制約が生じているとの声が事業者からは聞かれる。また、早朝・夜間、深夜のサービス提供は加算評価がなされているが、土日や祝日、年末・年始等のサービス提供については、報酬上十分な評価になっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護における事業開始時支援加算については、介護サービスと直接関係のない加算であり、利用者負担を求めることなく、全額保険給付で行うこと。
- (3) 介護支援専門員が医療機関から退院を予定している要介護（要支援）認定者・申請者に対して実施する退院後の療養環境を整備するためのマネジメントを介護報酬で評価する仕組みを構築すること。
- (4) 身体拘束を未然防止するため、特定施設入居者生活介護についても、介護保険施設等と同様に身体拘束廃止未実施減算を適用すること。
- (5) 訪問介護事業所における土日や祝日、年末・年始等のサービス提供について、安定的・継続的なサービスを確保するため、介護報酬上適切に評価すること。

(5) 介護保険施設の居住費等の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとする。

<現状・課題>

介護保険施設の人員基準を含め多くの事項は、国が「従うべき基準」として定めており、全国一律の居住費・食費の基準費用額の設定は、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、事業者が創意工夫しながら施設運営を行うことが難しい状況にある。

<具体的要求内容>

健全な施設運営が可能となるよう、介護保険施設の居住費等について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとする。

(6) 認知症高齢者グループホームにおけるサテライト型の創設による人員等基準の緩和を行うこと。

<現状・課題>

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護等において認められているサテライト型施設では、当該施設に対する支援機能を持つ本体施設との密接な連携が確保される等の場合に、人員等基準が緩和され、地域において効率的なサービス提供が可能となっている。

しかしながら、認知症高齢者グループホームには、こうした規定がなく、規模に関わらず管理者等の配置義務がある。

小規模のグループホームにおいては人件費負担が大きく、安定的な経営が困難であるため、まとまった用地の確保が困難である大都市東京において、グループホーム整備促進の支障となっている。

<具体的要求内容>

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に人員等基準を緩和したサテライト型の認知症高齢者グループホームに係る規定を追加すること。

2 介護人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

<現状・課題>

介護関連職種の有効求人倍率は、全職業平均を大きく上回っており、また介護施設等における介護職員の離職率は現在も高い水準で推移している。

国は、平成27年6月に、都道府県が推計した平成37年における介護人材の需給推計を集計し、約38万人の介護人材が不足するとしている。同年11月には、一億総活躍社会の実現に向けて、「介護離職ゼロ」の目標を掲げ、介護サービス基盤の前倒し・上乗せを行うこととしており、質の高い人材を安定的に確保・育成していくことは喫緊の課題である。

また、平成27年2月の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書では、従来の全ての介護人材が介護福祉士であるべきとの考えを転換し、介護人材の全体像の在り方などを数年かけて検討することとしており、平成29年度は、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進などに向けたモデル事業が実施される予定である。

モデル事業の早期の実施とその検証を行った上で、介護人材の構造転換などを踏まえた、体系的・統一的な人材対策を早急に検討し、より一層充実する必要がある。

さらに、介護の現場で役立つ実践的なスキルについて目指すべき水準を明確にした上で評価する「キャリア段位制度」を、平成26年度から本格的に全国展開しているが、「段位評価者を養成する講習会の時期が遅いため、年度内での段位取得ができない」、「段位の評価・認定に当たって職員の負担が大きい」、「段位取得の認定審査に時間を要する」など、制度上の課題があり、段位取得者は少なく、制度を充実する必要がある。

加えて、国の福祉人材確保指針に基づき、職能団体が主体となって、介護福祉士の資格取得後、一定の実務経験を経て幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を認定する、いわゆる「認定介護福祉士」は、養成する研修実施団体が都内にはなく、全国でも1か所しかないなど、養成が進んでいない。

<具体的要求内容>

- (1) 介護人材の全体像を早急に明確化した上で、深刻な人材不足を解消する、体系的・統一的な介護人材の確保対策を確立すること。
- (2) 介護職員のモチベーションを高め、個々の職員がキャリアに応じて資質向上が図れる仕組みとして、「認定介護福祉士」や「キャリア段位制度」の一

層の推進を図るとともに、段位制度の効果的な実施のため、制度の実施機関による講習会の開催時期の前倒しや段位取得の認定審査の効率化・簡素化に向けた支援など、介護職員のキャリアパスを早急に整備、普及すること。

3 認知症対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

新オレンジプランに掲げられた施策を推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

新オレンジプランでは、平成29年度末までに達成すべき数値目標が複数掲げられており、今後、数値目標が設定されている事項等の見直しが予定されているが、プラン策定以降の各都道府県・区市町村の施策の進捗状況を踏まえながら、数値目標の必要性も含めた検証を行う必要がある。

認知症疾患医療センターは、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているにもかかわらず、国庫補助額が不十分な現状にあり、事業執行に支障がないよう、十分な財源措置を講じる必要がある。

今後、ますます増大する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。また、平成29年度に新設された連携型認知症疾患医療センターについて、診療所は認知症専門診断管理料を算定できるにもかかわらず、病院は対象外となっており、算定対象医療機関の拡大を図る必要がある。

認知症の早期診断・早期対応を進めるために、国は平成30年4月までに全区市町村が「認知症初期集中支援チーム」を配置することを求めている。しかし、島しょ地域等においては、国が定めるチーム員の要件を満たす人材の確保が困難であり、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な仕組みにする必要がある。

現在、デイサービスは高齢者の利用が中心となっており、若年性認知症の人が利用する場合、サービス内容がニーズに合わず、デイサービスの利用を本人が拒否したり、家族が抵抗を感じたりすることが多い。若年性認知症の人が身近な地域で安心して生活できるよう、区市町村が主体となった活動のための拠点整備や、家族を支える家族会の立上げ等に対する支援が必要である。また、支援の充実に向けて、若年性認知症の人を取り巻く状況等を正確に把握する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 今後予定されている新オレンジプランに掲げられた数値目標を設定している事項等の見直しは、これまでの取組の成果等の検証・評価に基づき行うとともに、新たな数値目標は、各都道府県・区市町村の施策の進捗を踏まえたものとする。
- (2) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業実施に必要な財源を措置すること。
- (3) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関や、新たに病院に設置が認められた連携型認知症疾患医療センターも対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。また、施設基準の届出のあった医療機関について、認知症に係る医療提供体制の構築を図る役割にある都道府県へ情報提供すること。
- (4) 認知症初期集中支援チームの配置について、区市町村が地域の実情に応じて早期診断・早期対応の取組を進められるよう、より柔軟な仕組みとすること。
- (5) 若年性認知症の人と家族を地域で支えるため、若年性認知症の人の特性や認知症の進行段階に応じた支援を実施できるよう、区市町村に対し財源措置を講じること。また、実態調査によって、若年性認知症の人が求める支援を正確に把握すること。

4 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じて有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

<現状・課題>

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国2／3、都道府県1／3の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である東京都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成27年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積み増しを行った。

しかし、基金の活用に当たっては、原則として、各年度の所要額は当該年度の積立額により充当すべきとされていることや、平成27年度補正予算分の使途が限定されていることにより、東京都においては、多額の基金残高が累積してい

る。

介護施設等整備事業については、平成18年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広域型施設の整備等へ充当できない。さらに、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめ、大都市においてより深刻であるが、国が定める基金事業の配分基礎単価はこうした実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助については、保育所整備に係る「安心こども基金」と比較して公費負担割合が低くなっているほか、定期借地権の存続期間を50年以上としている補助条件は民間の契約実態と必ずしも適合していない。

また、介護従事者確保事業については、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、国のキャリア段位制度を活用してキャリアパスの導入に取り組む事業者や介護職員用の宿舍を借り上げる事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

<具体的要求内容>

- (1) 過年度に積み立てた繰越額や平成27年度補正予算分の柔軟な活用を可能とすること。
- (2) 介護施設等整備事業について、以下のような対象の拡充を図ること。
 - ① 地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。
 - ② 土地所有者等が運営事業者への貸付けを目的として整備するオーナー整備型への補助や、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助など、補助対象メニューの拡大を図ること。
 - ③ 大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、施設開設準備経費の補助など）の配分基礎単価を増額すること。
 - ④ 定期借地権の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（1／2）及び基準額（路線価の1／2）を引き上げるとともに、民間の契約実態を踏まえ、存続期間に関する条件を30年以上に緩和するほか、普通借地契約も補助対象に加えること。
- (3) 介護従事者確保事業について、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。

参 考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1 介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	6,918,363	3,213,958	3,704,405
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	14,921,750	0	14,921,750
平成28年度 当初分	7,736,157	3,969,725	3,766,432
計	29,576,270	7,183,683	22,392,587

2 介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	920,885	606,042	314,843
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	1,449,182	836,028	613,154
平成28年度 当初分	1,975,850	1,077,507	898,343
計	4,345,917	2,519,577	1,826,340

○安心こども基金と地域医療介護総合確保基金の定期借地権一時金補助の制度比較

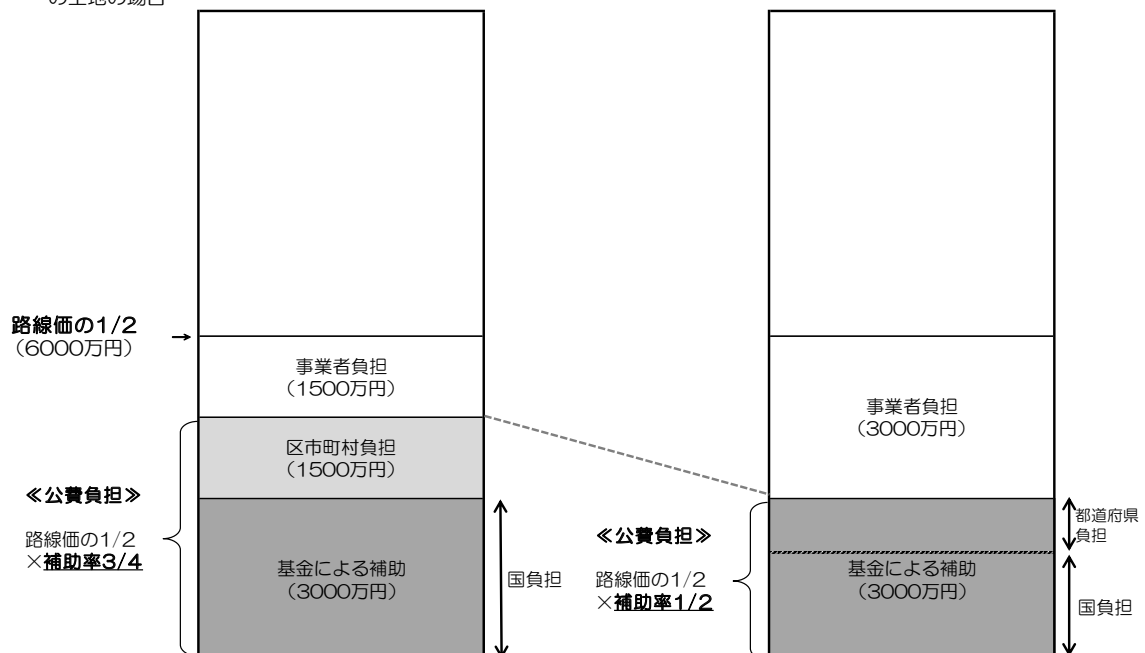
安心こども基金（雇用均等・児童家庭局）

（基金財源：国10/10）

地域医療介護総合確保基金（老健局）

（基金財源：国2/3、都道府県1/3）

（例）路線価1億2千万円
の土地の場合



5 介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

(提案要求先 厚生労働省・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

地価が高く人口が集中している大都市にあっては、少子高齢化に伴う社会福祉サービスの需要増に対応する施設用地の確保は喫緊の課題である。

都では、平成37年度末までに特別養護老人ホームを6万人分、介護老人保健施設を3万人分、認知症高齢者グループホームを2万人分整備すること等を政策目標として掲げている。

平成27年12月、国は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策の中で、都市部の国有地を活用して介護施設を整備する場合に、貸付料の50%減額を行うこととした。

しかしながら、都市部の中でも地価の高い地域においては、貸付料を50%減額しても、なお施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、この減額貸付制度では、減額期間が貸付始期から10年間に限られているほか、介護老人保健施設及び看護小規模多機能型居宅介護事業所が対象になっておらず、貸付相手方についても地方公共団体又は社会福祉法人に限定している。

さらに、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
- (2) 貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
- (3) 介護老人保健施設及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進が図られるよう、減額貸付の対象施設に加えること。
- (4) 多様な民間事業者の参入を促すため、対象施設を整備・運営することが可能な医療法人等を減額貸付の対象に加えること。
- (5) 貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

(2) 社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

<現状・課題>

国は平成28年7月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法第12条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

今般国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

<具体的要求内容>

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

4 医療保険制度の改革等

医療保険制度の見直し等

(1) 国民健康保険制度の見直し等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 国と地方との協議の場における合意に基づく、平成30年度以降の公費拡充について、確実に実行すること。
- (2) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (3) 国民健康保険制度については、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。また、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮したものとすること。
- (4) 新たな制度開始に向けて準備を円滑に進められるよう、関係政省令、ガイドライン等の提示、システム開発を遅滞なく適切に行うこと。また、必要な財政措置を行うこと。
- (5) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。

<現状・課題>

平成27年1月に社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、国民健康保険制度については、財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担うこととされ、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。

平成29年度以降、毎年約3,400億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、財政安定化基金については一部先送りされ、平成32年度までに不足分を確保するとされた。

また、高齢化に伴い、今後も医療費の増嵩が見込まれる中で、将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的

な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題であり、今般の制度改革後においても、引き続き制度の運営状況を検証し、財源の確保を含めた必要な措置を講じることにより、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図っていく必要がある。その際には、各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地域の特性に十分配慮する必要がある。

新たな制度の開始に向けて、平成29年度は、国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の算定方法や事務の標準化・効率化等について、区市町村との協議を進め、運営協議会の審議を経て運営方針を策定し、国民健康保険事業費納付金等の条例制定を行う必要がある。国が、詳細な行程表や、関係政省令、ガイドライン等を速やかに提示し、標準システムの開発を遅滞なく適切に行わなければ、施行準備に影響を及ぼすことになる。また、被保険者に対し、改革の内容等についての確に周知を図らなければ、混乱が生じるおそれがある。地方自治体においては、制度改革に伴い、システム改修や広報等の費用が新たに発生する。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国と地方との協議の場における合意に基づく、平成30年度以降の公費拡充について、財政安定化基金の不足分も含め、確実に実行すること。
- (2) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (3) 国民健康保険制度については、今般の制度改革後においても、引き続き制度の運営状況を検証した上で、必要な措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないように、国の責任において確保すること。また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとする。
- (4) 新たな制度開始に向けて、都道府県が区市町村との調整等の準備を円滑に進められるよう、速やかに詳細な行程表等を示し、関係政省令、ガイドライン等の提示、標準システムの開発を遅滞なく適切に行うこと。また制度開始時に被保険者に混乱が生じないように、国が必要な広報等周知を行うとともに、制度改革に伴い必要となる費用については、国において確実に財政措置を行うこと。
- (5) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。

(2) 後期高齢者医療制度の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、被保険者に配慮すること。また、必要な財源を確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。

<現状・課題>

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代との負担の明確化等を図り、国民全体で支える仕組みとして、保険料、支援金、公費の負担割合が定められた。

国は、これまで、毎年度の予算措置により保険料軽減特例措置を継続するとともに、保険料増加抑制のために、財政安定化基金を活用することとしてきた。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(以下「プログラム法」という。)では、「高齢者医療制度の在り方については、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされ、平成27年1月に決定された「医療保険制度改革骨子」においては、保険料軽減特例については段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者に対し激変緩和措置を講じるとし、その具体的な内容は、今後検討し結論を得るとされた。

低所得者に対する所得割及び元被扶養者の均等割については段階的に本則に戻すこととされたが、均等割の9割、8.5割軽減の見直し及び元被扶養者の所得割の賦課開始時期については、引き続き検討するとされた。

財政安定化基金についても、国はプログラム法等を踏まえ、制度の改善について検討する中で見直しを行うことがあり得るとしているが、いまだ明確な考えは示していない。

現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の理解が得られるよう十分協議するとともに、被保険者に配慮し、丁寧な説明と周知を図る必要がある。また、地方自治体に負担を転嫁することのないよう、国の責任において財源を確保することが必要である。

また、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減される仕組みとなっているが、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、被保険者に十分に配慮し、丁寧な説明と周知を図ること。また、必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

(3) 後期高齢者医療制度における老人福祉施設等所在地の財政負担について

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること。

< 現状・課題 >

広域連合が運営主体となっている後期高齢者医療制度においては、施設への入所等のため広域連合間で住所の移動があった場合に、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度がある。

また、平成30年度からは、後期高齢者医療制度加入時に、施設への入所等により国民健康保険制度の住所地特例を受けている場合、その入所等が継続する間、前住所地の広域連合が引き続き保険者となる。

しかし、広域連合内の区市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがないため、老人福祉施設等が所在する区市町村では、他区市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。

< 具体的要求内容 >

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、住所地特例制度の対象とならない下記の場合について、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること。

- (1) 75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合
- (2) 75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合

5 障害者施策の推進

1 障害者の日常生活・社会生活の支援に関する法制度

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援について、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとすること。

<現状・課題>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行により、平成25年4月から障害者の範囲に難病等が追加され、平成26年4月から障害支援区分への見直しなどが行われた。

さらに、障害者総合支援法の附則における施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、社会保障審議会障害者部会における検討や報告等を踏まえ、地域生活を支援する新たなサービスの創設等を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（一部を除き平成30年4月施行）が平成28年5月に成立した。

地域生活支援事業は、個別給付と相まって障害者を支える重要なサービスであるが、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減に取り組む都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）については、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象とされており、法の円滑な施行に当たっては、法における差別の考え方といった法の趣旨等について丁寧に周知する必要がある。しかし、国が作成した事業者向けの対応指針は、適用される事業分野が幅広いものもあり、実際に各分野の事業者が対応する際には、当該事業分野の実態に即した、より具体的な事例が示される必要がある。

国は、障害者基本計画において、障害及び障害者に対する理解を促進するため、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、国民に対する普及及び理解の促進を図ることとしている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進するため、平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が閣議決定され、国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動が計画に位置付けられた。

また、JIS Z 8210（案内用図記号）改正原案作成委員会において、都のヘルプマークが追加される見込みである。

都においても、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」や、緊急時等に必要な支援を周囲の人に伝える手段として活用する「ヘルプカード」の普及促進に取り組んでいる。現在、他の自治体での取組も広

がっていることから、ヘルプマークを身に着けた方やヘルプカードを携帯した方が、全国どこでも適切な援助等を受けられるよう、より広域的な普及を図る必要がある。

同様に、その他の障害者に関するマークについても、理解を促進するため、より一層の普及が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

また、平成27年12月の国の社会保障審議会障害者部会の報告書において見直しをするとされている事項のうち、障害者の意思決定支援や意思疎通支援など、法改正以外の事項についても、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

- (2) 利用者負担については、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されたが、今後とも必要に応じた軽減措置を検討すること。

また、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける予定であるが、地方自治体の意見を踏まえ、制度設計をすること。

- (3) 平成30年度から創設される予定の「障害福祉サービス等の情報公表制度」については、利用者が利用しやすい仕組みとした上で、各都道府県が運用している既存の情報提供システムと連動させるなど、過度な負担を生じさせないものとする。

- (4) 平成30年度から創設される予定の「自立生活援助」については、早急に具体的な事業者要件、利用対象者、支援内容を提示すること。また、要件を定めるに当たっては、地方自治体の意見を反映し、支援の専門性や質の確保を図るとともに、サービス提供内容に即した報酬水準とすること。

- (5) 平成21年度からの「特別支援事業」に加え、平成29年度から新たに創設された「地域生活支援促進事業」については、5割等の補助率が確保されているが、その他の地域生活支援事業についても、事業の充実に取り組む都道府県や区市町村に超過負担が大きく生じている実態を踏まえるとともに、事業の追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけではなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異なる利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。

なお、障害者総合支援法施行３年後の見直しに当たって、平成２７年１２月に出された国の報告書では、通学・通所などに関する移動支援は、自立支援給付の就労移行支援や障害児通所支援における訓練として実施することとされているが、通年かつ長期にわたる通学・通所など移動支援全般について自立支援給付の対象とすること。

- (６) 子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られる。支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。

- (７) 障害支援区分の判定について、全国的な平準化を図るため、平成２７年度に国が行った分析等を踏まえ、多様な障害の特性に応じた障害支援区分ごとの状態像の例や変更事例をマニュアル等において示すなどの対策を講じること。

また、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方については、国において障害者総合支援法の附則における施行後３年を目途として検討することとなっているが、障害福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、支給決定の公平性、透明性及び客観性を担保するとともに区市町村が円滑に運用できる制度とすること。

- (８) 相談支援専門員の資格要件については、５年度ごとに現任研修を修了することとされているが、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の現任研修を受講できるようにするなど、実情に応じた見直しを行うこと。

また、平成３０年度を目途に改正が予定されている相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムについては、サービス提供事業者に対する周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

- (９) 障害者差別解消法については、地方公共団体が、事業者への適切な指導監督を行うことができるよう、障害者差別等に関して収集した事例等を広く提供すること。特に、事業者に対しては、事業者自らの適切な対応に資するよう、当該分野の実情等を踏まえた事例等について、継続した情報提供・普及啓発を行うこと。

- (１０) 援助や配慮の必要な方が、全国どこでも適切な援助等を受けられるよう、各自治体や交通事業者等に働きかけるなど、ヘルプマーク・ヘルプカードについて広域的な普及を図ること。同様に、障害及び障害者に対する理解を促進するための啓発・周知のためのマーク等について、一層の普及を図ること。

2 障害福祉サービス基盤整備

(提案要求先 厚生労働省・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とするとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

また、国有地の柔軟な活用を図る制度とすること。

<現状・課題>

都では、第4期障害福祉計画において、障害者（児）の地域生活への移行を一層推進するため、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、グループホームや通所施設等の地域生活基盤の整備を進めている。また、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

こうした基盤の整備に際し、国庫補助制度を活用しているが、平成28年度の国庫補助協議に当たっても都道府県単位で国庫補助配分枠が設定され、また、平成24年度から平成28年度まで、補正予算等により追加・前倒し協議が行われているものの、工期が短いもの等に協議対象を限らざるを得ず、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。

また、相模原市の障害者支援施設における殺傷事件を受けて、国は、既存施設を改修して防犯カメラを設置する等の工事を整備費補助の対象としたが、施設の創設・改築において防犯対策に対する加算等が設けられていない。

さらに、耐震性の低い施設の改築等については、これまで社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により対応してきたが、平成26年度末で終了した。

制度面では、補助対象が限定的であり、協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設に当たっては、活用しづらい。

また、グループホームを整備する場合に、建築基準法上の取扱いにより、建物の創設、改修等が進まない事例がある。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされる

ようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の地域生活への移行を推進していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。また、施設の生活環境改善のための修繕も不可欠である。そのため、あらかじめ地方自治体ごとの国庫補助配分枠を設けることなく、また、当初予算により必要な財源を確保すること。
- (2) 障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。
- (3) 障害者支援施設や通所施設等を創設・改築する場合に、防犯対策費用を整備費補助の基準単価に反映させること。
- (4) 障害者（児）施設の更なる耐震化整備の促進を図るため、社会福祉施設等整備費とは別に、創設、改築など工期の長い案件にも対応できる新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。
- (5) 平成20年度から、グループホーム及びケアホームが、平成22年度から通所施設における短期入所及び単独型短期入所が「社会福祉施設等施設整備費国庫補助」等の対象とされたが、整備規模、補助対象、協議日程等は大都市における整備状況に合わせたものとし、活用しやすい制度とすること。
- (6) 障害者グループホームの建築基準法上の「用途」の取扱いについては、比較的小規模な形態が多い障害者グループホームの特徴に配慮して判断するよう、国土交通省との調整を図ること。
- (7) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

(2) 障害者グループホーム利用者の安全確保の観点から、防火安全体制の整備の一層の推進を図るために必要な措置等を講じること。

<現状・課題>

障害者グループホームの防火安全体制整備については、平成25年7月から国の障害者施設等火災対策検討部会において検討が行われ、より一層の安全体制の確保を図る観点から原則としてスプリンクラー設備の設置を義務付けるなど消防法施行令等が改正されたが、障害の特性等を踏まえた防火安全体制の整備が必要である。

<具体的要求内容>

グループホームにおける防火安全体制整備について、都では、法令の規定以上の設備を整備する際、国の補助制度に加え、都独自の補助制度を活用し、整備促進を図っているが、事業者の自発的な取組によるところが大きいことから、防火安全体制整備の一層の推進を図るため、以下の事項について早急に対応すること。

- (1) 障害者の地域での生活の場となる障害者グループホームの設置促進を妨げることがないように配慮しつつ、利用者の安全が確保されるよう、障害の特性や施設の実情を踏まえ、関係法令等の見直しや運用を行うなど、消防用設備の整備のための必要な措置を講じること。
- (2) 消防用設備整備のための個別補助等、地方独自の制度による整備についても、補助対象とすること。

○整備費制度比較

【グループホーム分】

区分		社会福祉施設等 施設整備事業 (国庫事業)	障害者通所施設等 整備費補助 (都単独事業)		
補助対象法人格		社会福祉法人等	全ての法人格		
建築等	補助内容	創設・改修	創設・改修		
	補助基準額	23,800千円(創設) 10,000千円(改修)	24,000千円	消防加算	防犯加算
				4,500千円 (6項ロ) 1,200千円 (6項ハ)	500千円
	補助率	国:1/2 都:1/4 事業者:1/4	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8		
	補助対象物件	自己所有・賃貸物件	自己所有・賃貸物件		
備品等	補助対象内容	—	1件100千円以上		
	補助基準額	—	1,000千円		
	補助率	—	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8		
協議時期		着工の前年度	当該年度		
		(平成29年度分) 国:ヒアリング日程(見込) 平成29年4月 内示 平成29年7月頃	(平成29年度分) 都:書類提出日 平成29年6月、10月 年2回実施		

3 障害者の地域生活の実現のための施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善等を行うこと。

<現状・課題>

平成27年4月の報酬改定では、福祉・介護職員の処遇改善のための加算の拡充等の充実が図られたが、サービスの適正実施の観点から所要の見直しが行われ、全体の改定率は±0パーセントとなった。

障害者の高齢化、重度化等に対応するため、各種加算の見直しなど一定の改善は図られたが、十分なものにはなっていない。

また、地域区分については、国家公務員の地域手当の見直し等を踏まえ、障害児サービスや介護保険サービスにおいては一定の見直しが行われたのに対して、障害福祉サービス等では見直しが見送られた。

平成27年度から、障害福祉サービスの申請があった場合に、サービス等利用計画案の提出を求めるなどの計画相談支援の対象が全ての利用者に拡大された。平成27年4月の報酬改定では、事業所の評価等に対する加算が新設されたが、報酬が十分ではなく、相談支援事業への参入が進んでいない。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められており、平成27年4月に重度障害者の割合に応じた嵩上げ率等の見直しが行われたが、平成28年度において、都内の区市町村では、約40億円の超過額が生じている。

国は、超過負担を抱える自治体に対する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」において、補助要件で、特別区及び人口30万人以上の市を全て対象外とし、その他の市町村についても人口規模及び財政力に応じて、補助額を削減している。

この結果、平成28年度に都内区市町村がいわば国の肩代りを行った額は、約17億円となっており、サービスの利用制限も生じかねない。

障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る国の社会保障審議会障害者部会の報告（平成27年12月）では、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付けるとともに、利用対象者を見直すべきであるとされた。

現在、軽度の知的障害者や精神障害者が単身生活を希望する際、アパート等の確保が困難な状況があるため、グループホームは、地域における居住の場として重要な役割を担っている。

そのため、これらの軽度障害者をグループホームの利用対象者から外した場合、多くの障害者の地域での自立生活が困難になるおそれがある。

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域で医療的ケア児を受け

入れる児童発達支援事業所等が不足している状況にある。

精神障害者の地域移行・地域定着支援については、国は平成25年度に地域体制整備コーディネーターを廃止したが、都においては精神病床が地域的に偏在しており、入院前の住所地と入院機関の所在地が必ずしも一致していない。円滑な地域移行を促進するためには広域の調整が必要となることから、都内全域で活動する地域体制整備コーディネーターの果たす役割は大きく、地域の実情に即した対応が必要である。

旧都立知的障害者通勤寮では、夜間における生活等の支援に加え、日中においても、職場定着支援等を行い、就労を継続し、地域で自立した生活を目指す知的障害者に大きな役割を果たしているが、宿泊型自立訓練では、就労支援などの日中の支援を報酬上評価していない。

また、平均利用期間は2年6か月となっているが、宿泊型自立訓練では、標準利用期間は2年を原則としており、3年目以降は報酬単価が減算される。

<具体的要求内容>

- (1) 報酬単価の設定に当たっては、人件費、物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額である大都市の実情を適切に反映させること。特に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る地域区分については、各区市町村からの意見を聞いた上で地域の実情を踏まえ、早急に見直すこと。

また、福祉・介護職員処遇改善加算についても、平成27年度に国が行った検証等を踏まえ、確実に職員の処遇改善につながるよう、更なる措置を講じること。

- (2) 計画相談支援・障害児相談支援については、地方自治体、とりわけ受給者数が多い大都市の実情や意見を踏まえ、基本相談に係る対応、困難事例への対応、関係者が多岐に渡る調整などを基本報酬において適切に評価し、事業実施に必要なかつ十分な報酬単価とすること。初回加算は、障害児相談支援だけでなく、計画相談支援も対象とすること。また、相談支援の質の向上の確保を図るため、社会福祉士の配置など専門性の高い職員を配置した場合、報酬で評価する仕組みとすること。

さらに、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。

- (3) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額の嵩上げ率について、重度障害者の割合に応じたきめ細かな率を設定するとともに、更なる嵩上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

- (4) 重度訪問介護の報酬単価については、事業の実態に即して改善すること。
- (5) グループホームについて、十分な夜間の安全支援体制が図れるよう、特に

重度者に係る報酬加算を拡充すること。また、受託居宅介護サービス費の支給標準時間が、介護サービス包括型の支援員の配置基準と比較すると十分とは言えないことから見直すこと。さらに、身体障害者が障害特性に応じた必要な支援が受けられるよう、その体制の確保に当たっては、これまでの地方自治体における独自の取組も踏まえつつ、柔軟な対応を図ること。

- (6) 障害者が、身近な地域で多様な住まい方を選択できるよう、基盤整備等を支援するとともに、グループホームについては、障害の程度によって、利用制限を行わないこと。
 - (7) 主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び生活介護については、医療的ケアや送迎を必要とする利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。
 - (8) 多くの重症心身障害児(者)や医療的ケアが必要な障害児(者)が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等必要な事業への支援の充実を図ること。
 - (9) 放課後等デイサービスについて、障害児の放課後や長期休業期間の日中活動を支える事業として、比較的重度の障害のある児童の利用に配慮するとともに、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善するなど、事業の充実を図ること。
 - (10) 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主たる利用者を重症心身障害児以外とする事業所においても、医療的ケアが必要な障害児の受入れが進むよう、看護職員の配置を評価するなど、報酬の充実を図ること。
 - (11) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、必要・十分な報酬単価に改善すること。
 - (12) 個別給付化された精神障害者の地域移行支援・地域定着支援については、各地域の実施状況を把握し、必要・十分な報酬単価に見直すこと。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。
- また、国は、平成29年度から、精神障害者地域移行・地域定着支援事業として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業及び構築推進事業」を実施予定であるが、精神障害者の地域移行・地域定着支援の取組が円滑に進むよう、都の地域移行コーディネーターが果たしている役割等を十分に踏まえた活用ができるものとするとともに、必要な財源措置を講じること。
- (13) 都道府県等が実施する発達障害者支援センターに精神科医を配置し、相談体制を充実するなど、発達障害者への支援を拡充すること。
 - (14) 知的障害者通所施設から移行した宿泊型自立訓練において、職場訪問やジョブコーチ等との連携による職場定着支援、地域生活移行に向けた情報収集や各関係機関との調整などの業務が日中に行われている実態を踏まえ、こうした支援を評価する報酬を充実すること。

また、全ての利用者の標準利用期間を3年とし、その間は報酬単価を減算しないこと。

4 就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

就労支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

障害者の雇用・就業等については、平成25年4月1日から法定雇用率の引上げが行われ、また障害者の自立の促進に資する「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されるなど、環境の整備が図られている。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となったが、民間企業の実雇用率が法定雇用率を下回る等、依然として厳しい状況が続いており、就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々増している。

障害者雇用の一層の拡大と就労支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、新たに「就労定着支援」が創設されることとなっているが、いまだ詳細が明らかになっていない。

福祉的就労については、地域の実情に応じた支援が必要であるが、区市町村や福祉施設に対する工賃向上のための支援が十分ではない。また、共同受注体制の構築について、都では対象事業所数が非常に多いことから、区市町村及び複数の区市町村でのネットワーク化を進めているが、これまで国は、都道府県単位で1か所の共同受注窓口を整備する場合のみを補助対象としており、さらに共同受注窓口の立ち上げ支援については、おおむね全都道府県において共同受注窓口の整備が終わったとして、平成28年度で終了した。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の就労支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関及び医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。
- (2) 平成30年度から創設される予定の「就労定着支援」については、早急に具体的な事業者要件、利用対象者、支援内容を提示すること。また、要件を定めるに当たっては、自治体の意見を反映し、支援の専門性や質の向上を図るとともに、サービス提供内容に即した報酬水準とすること。

- (3) 福祉施設の工賃水準向上への支援策を充実し、区市町村が実施する就労支援事業及び複数の区市町村における共同受注体制の構築等の取組に対し財政支援を行うこと。

参 考

(1) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の支援を一体的に行うことを目的としており、全国で330か所（平成28年12月1日現在）設置・運営されている。

(2) 「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5年後の平成23年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成24年度から平成26年度までの3年間については、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援事業」の創設により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

平成27年度以降の3か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされている。

「工賃向上計画支援事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

5 精神科医療等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

法改正に伴う諸制度の実施に当たっては、地域の実情に応じたものとする。

<現状・課題>

国は、精神疾患を医療計画に記載すべき疾病としたが、精神疾患はうつ病、認知症など疾病が多様である。また、患者の状態に応じた総合的な支援を行うためには、精神科だけでなく一般診療科も含めたより多くの医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

アウトリーチについては、「精神科重症患者早期集中支援管理料」が設けられ、平成28年度診療報酬改定において、24時間往診体制の緩和等、一部基準が見直されたが、対象患者を退院後早期の者などに限定しているとともに、診療報酬上、十分な評価がなされていない。

精神身体合併症医療については、平成26年度の診療報酬改定において一定の改善が図られたところであるが、救命救急入院料を算定する病棟と精神科救急入院料を算定する病棟間の連携などに関して、診療報酬上の評価が、いまだ十分になされていない。

依存症については、重度アルコール依存症入院医療管理加算のほか、平成28年度診療報酬改定において、薬物依存症について、通院医療としての依存症集団療養法が新設されたが、特定の依存症のみが対象となっており、他の依存症は対象となっていない。

認知行動療法については、平成28年度診療報酬改定により、従来のうつ病等の気分障害に加え、新たに不安障害が対象に追加されたが、統合失調症など他の疾患は対象とされていない。また、個別の患者に実施すること等の要件がある。

現在、審議されている精神保健福祉法の一部を改正する法律案では、全ての措置入院者に対して、措置を行った都道府県・政令市が、原則、患者の入院中に「退院後支援計画」を作成するほか、精神医療審査会において措置入院の必要性を審査することとしている。また、措置入院先病院は、「退院後生活環境相談員」を選任するほか、退院後は患者の帰住先の保健所設置自治体が、退院後支援計画に沿って相談指導を実施することとしている。

措置入院件数が年間約1,700件と全国の4分の1を占める都においては、退院後支援計画を作成し、計画に沿った相談指導を実施するためには、都、区市町村、医療機関及び相談支援事業者等の緊密な連携体制の整備が必要だが、国は、計画に定めるべき事項、作成方法等の詳細を明らかにしていない。また、平成29年度から地方交付税により各自治体の体制確保に必要な経費の一部のみ措

置されているが、十分ではない。

医療保護入院については、区市町村長同意の手続を見直すとしているが、家族の範囲や確認方法など、実態に即した運用が必要である。

精神保健指定医制度についても、不正取得の再発防止と資質の担保のため、指定や更新の要件が見直されているが、地域における指定医の確保に支障が生じない制度とする必要がある。

精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

<具体的要求内容>

- (1) 地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、計画の実効性が担保されるよう必要な財政措置を講じること。
- (2) 精神科重症患者早期集中支援管理料について、精神疾患に対しては継続的な医療等の支援が必要なことから、対象者を限定することなく、対象者の状況に応じた制度とするとともに、診療報酬の充実を図ること。
- (3) 精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、一般診療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。
- (4) アルコールや薬物等の依存症対策については、入院・通院医療とも特定の依存症のみを対象とするのではなく、依存症全体を診療報酬の対象とすること。また、社会復帰のための依存症対策に係る補助制度の充実を図ること。
- (5) 認知行動療法に対する診療報酬について、対象疾患を拡大し、集団を対象とする場合にも認めるなど評価の充実を図ること。
- (6) 精神保健福祉法の改正に伴う、諸制度の実施に当たっては、各自治体の意見を十分に踏まえること。

また、措置入院者に対する退院後の支援内容等の詳細を早期に明らかにするとともに、各自治体や医療機関等における実効性のある支援体制の整備に必要な財源措置を講じること。

医療保護入院における区市町村長同意については、患者の人権等に配慮しつつ、実態に即した運用を可能とすること。

精神保健指定医制度の見直しにおいて、指定医の確保等、地域精神科救急医療体制に影響が出ないような制度とすること。

- (7) 待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、精神科救急医療の充実及び実態に合った十分な財源措置を講じること。

6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員等の養成研修については、十分な規模を確保すること。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活困窮者自立支援法の見直しに当たっては、支援状況を把握し、地方自治体の意見を十分に取り入れて支援策を講じること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、就労準備支援、子供の学習支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額との乖離が大きくなる構造となっている。また、保護率の割合などにより加算される経過措置については、段階的に縮減し廃止していくとしている。今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、実施自治体が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。

人材確保に関しては、自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業及び家計相談支援事業について、国の従事者養成研修が実施され、全国の自治体で最低限の事業を実施できる規模まで近づいているが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な規模とは言えない。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習支援事業は、平成28年度より、高校中退防止や家庭訪問の取組に対して加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、直ちに一般就労が困難な者を対象に、就労準備支援を経て、一般就労に至る中間段階で必要な支援である。平成28年度から事業所の開拓や育成のための就労訓練アドバイザーを都道府県に配置できることとなっているが、事業所側のメリットが十分でないなどの課題があり、実施事業所において、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者自立支援制度との連携を図るものとしているが、区市町村社会福祉協議会における受付・相談及び貸付後のアフターフォローのための人件費については、経過措置により貸付原資の取崩しによることとされており、安定的な財源確保が課題となっている。

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立支援法の任意事業に位置付けられたが、今後の認知症高齢者の増加等に伴いニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

生活困窮者自立支援法附則では、法施行後３年を目途として、法の施行状況を勘案し、自立支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加えることとしており、今年度、生活困窮者自立支援及び生活保護部会が設置されて、生活困窮者自立支援制度の在り方等について検討がなされているが、実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

<具体的要求内容>

- (１) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の引上げを含め、十分な財源確保を図ること。
- (２) 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な養成研修の実施規模を確保すること。
- (３) 子供の学習支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。
- (４) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、民間事業者の積極的な参入を促進するための対策を講じること。
- (５) 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度との連携を図り、効果的な支援を実施できるよう、区市町村社会福祉協議会の体制整備のための安定的な財源を確保すること。
- (６) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (７) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (８) 生活困窮者自立支援法の見直しに当たり、生活困窮者の支援状況を把握するとともに、実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れるなど、より効果的な支援策を講じること。

参 考

○平成 28 年度の都内区市の任意事業の実施状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計相談 支援事業	子供の学習 支援事業	その他 事業
27 年度	20	5	13	27	2
28 年度	26	8	23	39	3
29 年度	30	9	30	46	3
実施率	61.2%	18.4%	61.2%	93.9%	6.1%

○平成 28 年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習支援事業
所要額が基準額を超える区市	4 区 1 市	6 区 2 市
平均超過率	8.7%	112.6%

○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の実施規模と事業実施自治体数の状況

区分	自立相談支援事業				就労準備 支援事業	家計相談 支援事業
	主任相談 支援員	相談 支援員	就労 支援員	計		
平成 26 年度(実績)	217 人	218 人	190 人	625 人	—	—
平成 27 年度(実績)	236 人	234 人	217 人	687 人	119 人	227 人
平成 28 年度(実績)	234 人	384 人	228 人	846 人	120 人	127 人
平成 29 年度(計画)	240 人	480 人	240 人	960 人	120 人	120 人
計	927 人	1,316 人	875 人	3,118 人	359 人	474 人
事業実施自治体数※	902 自治体×3 職種＝2,706 人				400 自治体	363 自治体

※事業実施自治体数は、平成 29 年 1 月末時点。

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

（平成 28 年 2 月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%

就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成 26 年 12 月東京都福祉保健局）。アンケート回答数 1,079 社/4,000 社

○総合支援資金にかかる都内区市町村社会福祉協議会の人員体制
（28年度と29年度の比較）

区分	平成28年度	平成29年度
人員体制	62名	62名
国の予算措置状況	平成27年度補正予算等による貸付原資の取崩しで対応。	平成28年度補正予算等による貸付原資の取崩しで対応。 ただし、30年度以降は未定

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成23年度	2,866（827）	165,715
平成24年度	3,055（909）	179,119
平成25年度	3,153（984）	174,371
平成26年度	3,373（1,164）	183,432
平成27年度	3,527（1,323）	185,169
平成28年度	3,515（1,365）	197,272

※契約件数の（ ）内は生活保護受給者で内数

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	18カ所	4カ所	22カ所
巡回相談	16カ所	18カ所	34カ所
就職支援ナビゲーター	103人	41人	144人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数
（平成 28 年 12 月末時点）

7 保健医療施策の推進

1 医師確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保や医師の勤務環境改善に向け、診療報酬の一層の充実に努めるとともに、より実効性のある総合的な対策を国の責任において講じること。

<現状・課題>

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、平成21年度から医学部入学定員増を臨時的に認めているが、医師の養成には時間を要するため、併せて今ある危機に対し即効性のある対策も重層的に講じる必要がある。現在、「医療従事者の需給に関する検討会」の「医師需給分科会」において検討しているが、総数としての需要推計を示すだけでなく診療科別・地域別の従事状況の実態も加味した実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

平成28年度診療報酬改定においては、病院勤務医等の負担軽減が重点課題として評価されたが、今後、診療報酬改定の評価検証を行い、診療報酬の一層の充実に努めるとともに、診療科偏在の解消に向けた施策による支援を行う必要がある。

新たな専門医の仕組みについては、地域医療へ与える影響への懸念から、本格実施が1年間延期となり、都市部への定数上限が設定されるなど、一定程度の改善が図られたが、医師の偏在対策は全国的な課題であることから、国が（一社）日本専門医機構に直接働きかけを行うなど、主体的に関与する必要がある。

国は、平成27年度からの医師臨床研修制度の見直しにおいて、研修希望者に対する募集定員の割合を縮小するとしたが、都内の臨床研修病院では高度先進医療に加え、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れなどを行っており、募集定員の算定に当たって、このような実態が評価される必要がある。

国は、地域の医師確保など、地域医療の課題解決のため、平成26年度からは、医師をはじめ医療従事者の確保・養成も地域医療介護総合確保基金の支援対象とした。また、医療法を改正し、地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターの法的な位置づけ、各職種の業務範囲や業務の実施体制の見直しなどを行った。しかし、都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実に努める必要がある。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や新型インフルエンザ等への健康危機管理の対応に当たっては、保健所が重要な役割を果

たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が必要である。

＜具体的要求内容＞

- (1) 産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。
- (2) 新たな専門医制度には、国が主体的に関与するとともに、都道府県に役割を求める際には、国、(一社)日本専門医機構、都道府県及び関係機関の役割や権限を法令等で明確に規定し、必要な財源を措置すること。また、医師の地域偏在及び診療科偏在を助長することのない仕組みを構築するために、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、責任を持って、研修施設や定員の設定等を行うこと。
- (3) へき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、新たな専門医の仕組みとも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、へき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。
- (4) 都道府県別の初期臨床研修の募集定員を算定するに当たっては、都内外の医師派遣や急性期患者の流入状況を反映させること。
- (5) 各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつも連携・協働することで、病院勤務医等の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。
- (6) 医師が生涯にわたって、安心して医療に携わることができるよう、病院内保育運営事業の更なる充実を図るとともに、再就業等総合的な支援策の一層の充実を図ること。
- (7) 公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

2 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

看護職員の養成・定着・再就業対策に向けて十分な財源を確保するとともに、都道府県が独自に行う取組について支援すること。また、看護師等免許保持者のナースセンターへの届出制度が定着するよう取り組むこと。

＜現状・課題＞

高齢化の進展などにより、増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員

の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。

都では、修学資金貸付等の養成対策、勤務環境改善に取り組む医療機関への就業協力員派遣や訪問看護ステーションへの研修及び産休等代替職員補助等の定着対策、ナースプラザでの就業相談や職業紹介等の再就業対策など、様々な施策を講じており、地域医療介護総合確保基金による財源確保が不可欠である。

また、国が今後策定する「看護職員需給推計」を踏まえ、都道府県が独自の取組を実施する場合には、更なる財源措置が必要となる。

さらに、看護師等免許保持者の届出制度について、届出件数が伸び悩んでおり、今後、一層の周知が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、看護職員の養成・定着・再就業を図るため、従前からの看護師等養成所の運営及び施設整備に対する補助、病院内保育運営事業に加え、訪問看護人材育成支援などの訪問看護ステーションの機能強化や、需給推計の達成に向け都道府県が独自に行う取組に必要な財源も、確実に措置すること。
- (2) 潜在化している看護職員へ効果的な働きかけを行うため、国は免許保持者の年齢別データ等、潜在看護師の実態把握に努めて都道府県に情報を提供するなど、必要な支援を行うこと。
- (3) 届出制度を活用した看護師等への復職支援の強化を図れるよう、届出制度が定着するように事業案内や登録方法の周知を強化すること。
- (4) 看護専任教員の確保及び看護教育の充実強化を図るため、看護教員研修について地域の実情に応じた研修体制を整備できるよう、国が責任を持って支援を図ること。また、カリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修体制について、国が責任を持って整備すること。

3 外国人患者への医療提供体制等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

外国人が安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供及び医療提供体制を充実すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人旅行者、在留外国人はますます増加することが予想される。

都は、外国人向けの医療機関案内サービスや医療機関向け救急通訳サービスの提供、外国人患者対応を支援する研修、病院・診療所における外国人患者の受入体制整備への補助等、独自の取組を行っている。

外国人が、言葉や文化の隔てなく安心して医療機関を受診できるよう、外国人

患者への適切な医療情報の提供及び医療提供体制の充実が必要である。

< 具体的要求内容 >

外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知等、医療情報提供の充実に向けた取組を進めるとともに、外国人患者受入れ医療機関認証制度 J M I P の周知・浸透や医療通訳体制の整備を行うなど、外国人患者への医療提供体制を充実すること。

また、病院・診療所における多言語対応など外国人患者の受入体制の整備に向けた取組に対する一層の支援を行うこと。

4 病床確保の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 基準病床数制度について、都道府県が地域の医療ニーズを反映できるような仕組みとすること。
- (2) 慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から新たなサービス提供類型への円滑な転換を進めるなど、総合的な施策展開を図るとともに、更なる財政措置を含む具体的支援策を講じること。

< 現状・課題 >

平成30年の医療計画改定に向け、国から発出された医療計画作成指針では、基準病床数の算定方法が一部見直されたが、特定機能病院等の高度医療を行う病院へ全国から患者が流入するなどの都の状況を基準病床数に反映できる仕組みになっていない。

また、地域医療構想における将来の病床数の必要量は、療養病棟入院基本料の医療区分Ⅰの7割を在宅医療等に移行することを前提とした推計値であるが、基準病床数の算定においても、在宅療養等で対応可能な数については、地域医療構想との整合を図るため同様の考え方とすることが検討されている。しかし、医療区分Ⅰの患者の7割が必ずしも在宅医療等に移行できるとは限らないため、療養病床からの移行については、医療資源や区市町村等における体制整備の状況など地域の実情を踏まえて検討すべきである。

2030年には、都民のおよそ4人に1人が高齢者になると推計されており、急速な高齢化の進展に対応していくためには、急性期から、回復期、慢性期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療提供体制の整備が不可欠である。

平成28年12月に国の社会保障審議会の「療養病床の在り方等に関する特別部会」において、療養病床の在り方等に関する議論の整理が行われ、現行の療養

病床が提供している機能を担う新たな選択肢として、「医療機能を内包した施設系サービス」と「居住スペースと医療機関の併設型」が示され、医療機関等が今後の方向性を検討する上で必要な、制度設計を含めた詳細な内容については、今後検討が行われることとなっているが、療養病床からの円滑な移行を促進するためには、早期にその詳細な内容を示すとともに、財政措置等の支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

- (1) 基準病床数制度について、都道府県が地域医療の実情を踏まえて設定できるよう全国一律の算定方式を見直すこと。
- (2) 急速な高齢化の進展を踏まえ、受け皿となる慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から新たなサービス提供類型への円滑な転換の促進を含め、総合的な施策展開を図るとともに、更なる財政措置を含む具体的支援策を講じること。

5 地域の実情に応じた病床の機能分化・連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 2025年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。
- (2) 地域医療構想策定後も、医療機関の整備等による医療需要や供給の変化を適切に反映し、将来の病床数の必要量等の見直しを行えるようにすること。
- (3) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、必要なデータを活用しやすい形で区市町村別に提供すること。
- (4) 病床機能の定量的な基準を設け、病床機能報告制度の改善を図ること。

＜現状・課題＞

平成26年度の医療法改正により、都道府県は、2025年の医療需要と目指すべき医療提供体制、その実現のための施策を盛り込んだ地域医療構想を策定す

ることとなった。

地域医療構想策定後は、２０２５年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているところであるが、一層の財政措置が必要である。特に、医療分野においては、「１ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「２ 居宅等における医療の提供に関する事業」、「３ 医療従事者の確保に関する事業」の３区分に基金が交付されているものの、「１」に重点配分されている。また、区分間の経費の流用は認められておらず、状況に応じた柔軟な運用ができない。

また、地域医療構想に記載する将来の病床数の必要量等は、策定時点での推計値であり、今後の医療機関の整備や入院受療率の動向等により医療需要や供給は変化するものであることから、今回の推計値を２０２５年まで据え置きとするのではなく、適切な時期に見直しを行うことが必要である。

さらに、将来の病床数や在宅医療等の必要量を推計するためのデータは二次医療圏ごとに提供されているが、きめ細かく将来の医療提供体制を検討していくため、区市町村単位でも需要や供給の状況を把握することが必要である。加えて、国が提供するデータはナショナルデータベースを元に作成されているため、活用に際しての制限が多い。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床の機能分化・連携を進めるための検討を行っている。より実効性のある議論を進めるためには、現状の病床実態を把握し、将来の病床必要量と比較することが重要であり、病床機能報告制度に病床機能の定量的な基準を設ける必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (１) ２０２５年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この２区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。
- (２) 地域医療構想の２０２５年時点の病床数の必要量等については、医療需要や供給の状況が変化した場合には、その変化を反映した適切な見直しを行えるようにすること。また、見直しに当たっては、必要なデータを提供するとともに、都道府県間における流出入を踏まえた調整が行えるようにすること。
- (３) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、病床の必要量等を推計するためのデータ等を区市町村別に提供するとともに、都道府県が活用しやすい形で提供すること。
- (４) 医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する検討に活用できるよう、病床機能の定量的な基準を設け、病床機能報告制度の改善を図ること。

6 地域医療連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 医療機関が退院・転院支援を円滑に行えるよう、診療報酬の充実を図ること。
- (2) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。
- (3) 地域における医療連携の推進に資するよう、診療報酬について改定の評価検証を行うとともに、実態に応じた改善を図ること。

<現状・課題>

急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目のない連携を推進するためには、入院医療機関において退院・転院を円滑に行うことが重要である。しかし、医療ソーシャルワーカー（MSW）が診療報酬上の明確な位置付けがなされていないなど、退院・転院支援を担うMSW等の人材確保に対する仕組みが十分ではないため、こうした人材を配置していない医療機関もある。

また、高齢化の進展に伴い、都内病院の多数を占める中小病院の役割は、ますます重要となっている。急性期から慢性期まで地域医療ニーズに柔軟に対応し、医療連携を支えている中小病院の機能の充実が必要である。

平成28年度診療報酬改定において、退院支援に係る評価について改善が図られたが十分ではない。

さらに、緊急度の低い医療機関間の転院搬送や在宅療養患者の一時的な病院搬送に当たっては、病院救急車を有効に活用することも求められる。しかし、「救急搬送診療料」は、医療機関が自己所有する救急用の自動車等で患者を保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から医師が同乗して診察を行った場合に算定することとなっており、複数の医療機関で共同で利用する場合や看護師等が同乗して処置を行った場合は算定できないなど、地域において患者搬送用車両の活用を促進する上で、十分なものとは言えない。

<具体的要求内容>

- (1) MSWをはじめとする退院・転院支援を担う人材の確保を推進するため、診療報酬の充実を図ること。
- (2) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。
- (3) 退院支援の積極的な取組や医療機関間の連携を推進するため、「退院支援加算」及び「地域連携診療計画加算」について、診療報酬改定による影響に

ついて評価検証を行うとともに、引き続き必要な改善を行うこと。

- (4) 地域の医療機関が実情に応じ、複数の医療機関による共同運行や看護師等が同乗して処置を行うなど、病院救急車による患者搬送を柔軟に実施できるよう、診療報酬算定の要件緩和などの改善を図ること。

7 在宅療養の基盤強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 地域の実態を把握するために必要なデータを、区市町村別に提供すること。
- (3) 在宅医療に係る診療報酬について、改定の評価検証を行うとともに、引き続き実態に応じた改善を図ること。

<現状・課題>

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

また、区市町村が地域の実態を把握して取組を進めていくためには、二次保健医療圏別ではなく区市町村単位でのデータが必要である。

平成28年4月の診療報酬改定では、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進に向け、在宅医療専門の医療機関に関する評価や、患者の状態や居住場所に応じた評価等が行われたが、より一層医療機関の実態を反映したものとすることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 区市町村が実態把握に必要な需要や供給に関するデータについて、区市町村別に提供すること。
- (3) 質の高い在宅医療の推進に向け、診療報酬について、改定の評価検証を行うとともに、在宅療養支援診療所以外の診療所における看取りの実績を評価するなど、引き続き実態に応じた改善を図ること。

8 がん対策の充実

(1) がん予防対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。
- (2) 職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。
- (3) 乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業を再開し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業を継続して実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成29年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、乳がん検診・子宮頸がん検診においては、隔年での受診を定めている。検診は定期的な受診が大切であることから、その後の受診を促進するため、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。

乳がん検診については、平成28年度からマンモグラフィ検診に携わる読影医師等従事者研修の補助事業が廃止された。乳がん検診の精度管理を維持するためには、新規従事者を養成するとともに、経験の少ない従事者の更なる技術の向上を図る必要がある。

また、平成28年度から胃内視鏡検診従事者研修の補助事業が開始されたが、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るためには、今後も継続的な研修の実施が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。
- (2) 職域におけるがん検診について、実施方法や精度管理の推進に関するガイドラインを示すなど、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。
- (3) 乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィ検診に携わる読影医師等に対する研修事業を再開し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も継続して検診従事者に対する研修事業を実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) がん医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) がん診療連携拠点病院の指定について、都の取組や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たす病院を指定すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、拠点病院等の取組実績を適切に評価する制度に見直すこと。
- (4) がん診療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。
- (5) 専門医や医療従事者の養成・確保策の拡充を図ること。
- (6) 拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。
- (7) 小児がん診療提供体制を国において十分検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた支援体制と、介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。
- (9) 国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

<現状・課題>

都内では、現在、13医療圏に28か所のがん診療連携拠点病院等が指定されている。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備してきた。平成29年4月1日付けで、新たに2病院が地域がん診療連携拠点病院に指定されたものの、都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数ある。しかし、国は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由がなければ指定は難しいとしている。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について、平成27年度以降は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、病院の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係る費用を、国と都が2分の1ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成24年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん治療連携計画策定料の算定要件が、入院中又は退院した日から起算して30日以内にがん患者の治療計画を作成し、患者に説明し文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に連携医療機関に患者の診療情報を文書により提供した場合に限られており、退院後に入院していた病院に31日以上経過して外来を受診した患者や、外来のみでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できない。

また、集学的治療や早期からの緩和ケアを推進していくことが重要であるが、放射線療法、化学療法、手術療法及び緩和ケアに関する人材は不足している。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、今後は、それらが連携して施設全体で緩和ケアの診療機能を発揮することが求められる。現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。

また、在宅で療養しているがん患者を急変時に受け入れる医療機関が十分整備されているとは言えない状況において、切れ目のないがん医療を提供するためには、拠点病院以外の医療機関や在宅医療を提供している施設についても、がん医療の質の向上を図る必要があり、医療従事者の緩和ケアに関する育成が重要である。

国は、全国で15か所の小児がん拠点病院を整備し、診療の集約化を進めてきたが、集約化が必要ながん種と、ある程度の均てん化が可能ながん種を整理し、必ずしも高い専門性を必要としない病態では、拠点病院以外の病院でも診療可能な体制を整備することや、状況に応じ在宅医療を実施できる診療連携体制を検討する必要がある。

A Y A世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。

また、A Y A世代のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となる。また、ケアマネージャーのような支援する人材もいない。

国は、がん教育を推進するとともに、国民に対しては、国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が、安心して療養し、活躍できるようにするためには、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) がん診療連携拠点病院の指定について、都独自の拠点病院の指定や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たす病院を指定すること。
- (2) がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院事業機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、単なる相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。
- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して30日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。
- (5) 放射線療法、化学療法、手術療法及び緩和ケアに関わる専門の医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。
- (6) 地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。
また、医師に加え、緩和ケアに携わる医療従事者を対象とした研修プログラムを作成すること。
- (7) 小児がん診療連携体制について、拠点病院と拠点病院以外の病院の役割分担や在宅医療との連携などについて、国が主体となって十分検討し、必要な支援を行うこと。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備すること。また、AYA世代の患者が介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。
- (9) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

(3) がん登録の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

全国がん登録を実施するに当たって、十分な財政措置を講じること。また、がん登録に携わる人材の確保・育成、オンラインシステムの環境整備を行うとともに、国民等へがん登録の普及啓発を行うこと。

<現状・課題>

がん登録は、がんの発生状況・がん医療の実態を把握し、がん対策の評価や企画を行う際の基礎資料となるものであり、がん対策の推進に当たって重要な役割を担うため、高い精度が必要である。

平成28年1月に「がん登録等の推進に関する法律」が施行され、全国がん登録の実施に当たっては、都道府県が負担する事務処理費用について補助されることになっている。しかし、その対象は審議会や医療機関向けの説明会に係る経費など、一部のみである。今後、全国がん登録を着実に推進していくためには、十分な財政措置が必要である。

法が施行されたことに伴い、がん登録は全ての病院に義務づけられたが、中小病院においては、がん登録に携わる医師等専門職が十分に配置されていないなど、体制が整備されていない。がん登録には高い専門性と秘密保持が求められるため、人材の確保と育成に十分な配慮が必要である。

また、国は平成29年4月から全国がん登録届出サービスを開始し、各医療機関は都道府県へオンラインシステムによりがん登録データの届出をすることとしているが、システムの導入に当たっては、接続のためにシステム改修をしなければならない医療機関に対する財政措置が必要である。

さらに、全国がん登録について国民及び医療機関への周知が十分に図られておらず、その重要性と必要性について理解が進んでいない。

<具体的要求内容>

- (1) 全国がん登録に必要な実施体制の整備に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 病院における届出に必要な人員体制の整備に係る財政措置を講じること。
また、がん登録従事者に対し、資質の向上を図るための研修を実施するなど、必要な措置を講じること。オンラインシステムの導入に当たっては、システム整備に係る財政措置を講じること。
- (3) がん登録の必要性について、国民及び医療機関の理解と協力を得るための積極的な普及啓発を行うこと。

9 救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。

<現状・課題>

都の救急医療体制は、「突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられる」という理念の下に、初期、二次、三次の救急医療機関の体系的な整備を進めている。

一方、少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、救急医療需要は年々増加し、その内容が高度化・多様化する中、医療人材の確保難や救急医療の不採算性等を背景に救急医療機関数は減少しており、受入医療機関の選定に時間を要する事例も生じている。特に救急搬送に占める割合が増加している高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れを躊躇することもある。

このため都では、平成21年から「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を開始し、二次医療圏内において搬送先選定困難者の受入調整に中核的役割を担う東京都地域救急医療センターを88施設指定するとともに、圏域内で受入れが困難な場合に広域的に受入調整を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、救急患者の迅速な受入体制を確保している。

こうした東京ルールによる運営形態は、平成25年度までは国庫補助対象であったが、平成26年度から国の補助事業の再編に伴い、補助要件や基準額等の変更が行われたため、補助対象外となっている。

平成28年3月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された国通知では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。しかし、救急搬送診療料の算定は、消防機関や医療機関が所有する救急用の自動車に医師が同乗した場合で、かつ、入院基本料を算定していない日に限定されているため、医療機関の実情に応じた運用になっていない。

また、救命救急センターは24時間重症・重篤な救急患者を受け入れる体制の確保が求められているにもかかわらず、十分な診療報酬となっていない上に、平成27年度からは救命救急センター運営事業について、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額を2分の1とする見直しが行われた。

このほか、診療報酬の面でも、平成28年度改定においては、「夜間休日救急搬送医学管理料」の評価が充実されるとともに平日夜間帯も新たに算定可能となったが、救急医療管理加算については、一部項目が減額されるなど、救急医療の厳しい現状に対して十分なものとは言えない。

さらに、都では、東京消防庁が保有する消防ヘリコプターに救急医療用の医療機器等を準備するとともに、医師が搭乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に対し医療処置を行うヘリコプターの運用を行っているが、こうした運用形態は、国が実施するドクターヘリ導入促進事業補助金の補助対象となっていない。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 救急医療機関が減少するなど、救急医療の厳しい現状を踏まえ、救急医療を担う人材の確保や救急医療に係る診療報酬の改善など、更なる充実策を講じること。特に救急医療機関の高齢者受入れが円滑に行えるよう検討を進めること。
- (2) 救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。
- (3) 「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が「メディカルコントロール体制強化事業」及び「搬送先困難事例受入医療機関支援事業」の補助対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。
- (4) 真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- (5) 転院搬送について、消防機関の救急車や医療機関が所有する救急用の自動車に医師又は看護師が同乗する場合は入院基本料を算定した日においても救急搬送診療料の対象とすることなど、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。
- (6) 救命救急センターを安定的に運営できるよう、診療報酬の充実を図るとともに、病院全体の収支にかかわらず、センターの運営に必要な経費について確実に補助を行うこと。
- (7) 「救急医療管理加算2」については評価を引き上げるなど、救急搬送患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関を支援すること。
- (8) 地方自治体がそれぞれの医療体制の現状や資源を生かしながら、ヘリコプターを用いた救急医療体制の確保が進められるよう、ドクターヘリ導入促進事業補助金の補助対象、補助内容の拡大を図ること。
- (9) 医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

10 周産期医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 周産期母子医療センターに対するNICU運営費に係る補助基準単価について、地域の実情に応じた設定ができるよう、補助制度の仕組みの改善を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。

<現状・課題>

現在の地域周産期母子医療センター運営費補助のNICU病床に係る補助単価は、超低出生体重児や先天異常児等、より高度な新生児医療を提供している総合周産期母子医療センターの補助単価よりも大幅に高い単価設定となっており、実態に見合っていない。

周産期医療に対する診療報酬は改善されてきたが、周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、実際に現場で働く医師等への処遇改善には、いまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師は1施設当たり常勤医が平均5名しかおらず、勤務環境や医師の確保が厳しい状況にある。

また、都はNICUの整備を進めているものの、医療ニーズや療育支援の必要性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も円滑に退院できない状況が、NICUの満床状態を解消できない要因の一つとなっている。

平成28年度診療報酬改定において、小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、NICU入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるようなレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護ステーションの拡充など、引き続き環境整備を図ることにより、円滑な退院に向けた更なる支援を行う必要がある。

さらに、平成28年6月には児童福祉法が改正され、医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉等の連携の推進を図ることが明記された。医療依存度の高いNICU等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の関わりが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域周産期母子医療センターのNICU運営費の補助単価を、国の定める補助単価の範囲内で都道府県の裁量に応じて設定できるよう、制度改正をす

ること。

- (2) 周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (3) N I C U入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在宅生活に必要な支援を充実させること。
- (4) N I C U等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。

1 1 小児救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
- (2) 小児救急外来における「トリアージシステム」の普及を進めること。
- (3) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。

<現状・課題>

平成28年度診療報酬改定において、小児救急医療に係る改定が一部なされたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善を図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、平成28年度の診療報酬改定で小児在宅医療に

係る評価はなされたが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

また、夜間・休日に二次救急医療機関において取り扱う患者のうち、入院に至らない比較的軽症な患者が約 92 パーセントを占めていることから、緊急度の高い患者に対する迅速かつ適切な医療提供のためのシステムの普及が図られる必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金について、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き小児救急医療を担う人材の確保や小児救急医療に係る診療報酬の改善などの更なる充実策を講じること。
また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (2) 初期、二次、三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、急性期の治療を終え状態の安定した患者の転・退院支援や在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、補助事業や診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 小児救急外来において、軽症者を含めた多数の患者の中から緊急度の高い患者を判別し、迅速な医療提供につなげる「トリアージシステム」の普及を進めるため、院内研修など、実施に必要な体制整備を支援すること。
- (4) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。

1 2 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。
- (2) リハビリテーション医療を行う医療機関の整備事業については、地域医療介護総合確保基金において必要額を措置すること。

<現状・課題>

医療提供体制施設整備交付金は、都における医療機能の整備・充実を推進する上で、必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されたものとなっていない。

加えて、国は平成23年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、例年、計画に対して満額交付されていない状況が続いている。平成26年度からは、交付金事業の一部が地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、医療提供体制施設整備交付金の予算額の減額は、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

また、国は、医学的リハビリテーション施設の整備事業について、平成27年度以降は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、施設設備の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実を図ること。
- (2) リハビリテーション医療を行う医療機関の施設設備の整備等が安定かつ継続的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については、必要額を確実に措置すること。

1.3 院内感染防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 医療機関における院内感染防止対策を推進するため、診療報酬における施設基準等の緩和及び評価の充実を図ること。
- (2) 院内感染対策に係る医療機関の支援のため、地域における病院間の相互支援体制の構築に向けた施策の充実を図ること。

<現状・課題>

平成24年4月の診療報酬改定において新設された「感染防止対策加算2」は、小規模の医療機関にとっては、依然として施設基準が厳しく、感染防止対策チームの構成に必要な臨床検査技師を配置できない医療機関があるなど、実効性に欠けるものである。また、算定できるのが入院初日のみとされていることから、結果として、入院が長期となる慢性期患者への対応の評価が低くなっている。

院内感染対策事業における「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、

医療機関の感染防止対策の支援のために、日常的に相談できる専門家の相談窓口設置のほか、ネットワーク構築や相互支援体制の構築のための取組（研修・情報交換等の実施）が補助対象とされた。しかし、実施主体が都道府県単位となっているため、多くの病院を有し、地域の実情に応じて複数のネットワークを構築する必要がある、大都市の実情を反映したものとなっていない。

<具体的要求内容>

- （１）入院初日のみとされている算定要件を改め、入院期間が比較的長期となる慢性期患者に対応する医療機関に対して配慮するなど、実情を考慮した評価とすること。また、「感染防止対策加算２」について、医療機関の規模や機能に応じた段階的な区分を設けて、実情に即した診療報酬体系とすること。
- （２）「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、二次保健医療圏も補助対象とするなど制度の拡充を図ること。また、多くの病院を有する大都市の実情に応じた基準額とすること。

1.4 難病対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。
- (2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上で、当初国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を早急に講じること。また、当面の間の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。
- (3) 難病相談・支援センター事業をはじめとした各難病事業について、事業の充実に取り組む都道府県等に超過負担が生じないよう、患者数等を適切に反映した財政措置を講じること。
- (4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、難治性疾患克服研究事業の対象疾病だけでなく、幅広く希少性難治性疾患を検討範囲に含め、難病の要件を満たすものについては指定難病とすること。

<現状・課題>

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が施行され、同法に基づき、新たな医療費助成制度が開始されるとともに、難病患者の療養生活の質の維持向上を目的として、療養生活環境整備事業の推進等が図られることとなった。あわせて、同年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が告示されたところである。

新たな医療費助成制度では、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を助成対象としているが、具体的な医療の範囲が明確になっていない。

また、国は指定難病患者データベースの運用を平成29年度から開始するとし

ている。当初、国は当該データベースについて、都道府県の指定を受けた医師が、患者が医療費助成を申請する際に必要な診断書の情報をオンラインで入力する方法を提示していたが、当面の間は、都道府県が複数枚で構成される診断書を複写して国に提出し、国がその情報を入力する方法に変更された。本データベースは、難病法において国の責務に位置づけられている難病に関する調査及び研究の一環として構築されるものであるにもかかわらず、本業務は補助率2分の1の補助事業とされている。都内の指定難病患者数は、平成29年3月末現在、95,909人もおり、診断書を複写し国に提出する事務には大きな負担が生じる。また、診断書には要配慮個人情報も記載されており、個人情報保護の観点からも適切であるとは言い難い。

難病患者の療養生活の環境整備に係る事業のうち、難病相談・支援センター事業など一部の事業は、療養生活環境整備事業として法定化されたが、難病患者の支援事業を確実に展開していくためには、財政的担保が不可欠である。現在、要綱に基づき実施している在宅難病患者一時入院事業などについても、利用者ニーズに応えるためには、患者数等を適切に反映させた国による一層の財政支援が必要である。

平成29年4月に指定難病が拡大され、330疾病が難病医療費助成の対象となっている。国の指定難病検討委員会では、今回、拡大の検討の俎上に上がらなかった疾病や、検討の結果、指定難病の要件を満たさないとされた疾病について、必要な情報が得られた段階で、改めて指定難病の検討を行うこととしている。これまでの指定難病の検討範囲は、難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病に限定されていたが、より幅広い検討が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。
- (2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上で、当初、国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を早急に講じること。また、当面の間の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。
- (3) 難病相談・支援センターの機能強化をはじめ、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業において、難病患者の支援の一層の充実が図られるよう、患者数等を適切に反映させた十分な財政措置を講じること。
- (4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの難治性疾患克服研究事業の対象疾病に限定することなく、希少難治性疾患のうち、他の研究事業の対象となっている疾病等についても幅広く検討の範囲に含め、難病の要件を満たすものについては、指定難病とすること。

参 考

(1) 難病医療費助成国庫補助金及び負担金の交付状況
 特定疾患治療研究費国庫補助金の交付状況(東京都)

(単位:千円)

	交付申請額	補助額	交付率
平成20年度	4,094,543	2,507,581	61.2%
平成21年度	4,612,906	2,299,141	49.8%
平成22年度	4,864,572	2,462,355	50.6%
平成23年度	5,363,305	2,583,554	48.2%
平成24年度	5,698,708	3,203,186	56.2%
平成25年度	6,164,721	4,051,396	65.7%
平成26年度	6,008,340	4,447,882	74.0%
平成27年度	52,260	50,779	97.2%

※スモン患者への施術費用(補助率10/10)を含む。

難病医療費等国庫負担金の交付状況(東京都)

(単位:円)

	対象経費	負担金額
平成26年度	670,450,939	335,255,469
平成27年度	11,721,136,802	5,860,568,401

(2) 在宅難病患者一時入院事業 (平成29年4月1日現在)

委託病院名
東京都医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院
都立駒込病院
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院
都立大塚病院
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院
都立墨東病院
青梅市立総合病院
稲城市立病院
国家公務員共済組合連合会立川病院
都立神経病院
社会医療法人河北医療財団河北総合病院
医療法人社団松和会池上総合病院
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

14病院中、5病院(網掛け)が拠点病院

(3) 難病相談・支援センター事業に係る国庫補助基準額の推移

(単位:円)

	難病相談・支援員設置費	活動費	計
当初提示額	6,000,000	5,000,000	11,000,000
平成16年度	5,688,000	4,524,000	10,212,000
対前年度比	-3.85%	-9.50%	-6.44%
対当初提示額	-5.20%	-9.52%	-7.16%
平成17年度	5,664,000	4,576,000	10,240,000
対前年度比	-0.42%	1.15%	0.27%
対当初提示額	-5.60%	-8.48%	-6.91%
平成18年度	5,664,000	4,601,000	10,265,000
対前年度比	0.00%	0.55%	0.24%
対当初提示額	-5.60%	-7.98%	-6.68%
平成19年度	5,556,000	4,637,000	10,193,000
対前年度比	-1.91%	0.78%	-0.70%
対当初提示額	-7.40%	-7.26%	-7.34%
平成20年度	5,580,000	4,663,000	10,243,000
対前年度比	0.43%	0.56%	0.49%
対当初提示額	-7.00%	-6.74%	-6.88%
平成21年度	5,592,000	4,688,050	10,280,050
対前年度比	0.22%	0.54%	0.36%
対当初提示額	-6.80%	-6.24%	-6.55%
平成22年度	5,496,000	4,366,000	9,862,000
対前年度比	-1.72%	-6.87%	-4.07%
対当初提示額	-8.40%	-12.68%	-10.35%
平成23年度	5,496,000	4,366,000	9,862,000
対前年度比	0.00%	0.00%	0.00%
対当初提示額	-8.40%	-12.68%	-10.35%
平成24年度	5,496,000	4,366,000	9,862,000
対前年度比	0.00%	0.00%	0.00%
対当初提示額	-8.40%	-12.68%	-10.35%
平成25年度	5,496,000	4,490,000	9,986,000
対前年度比	0.00%	2.84%	1.26%
対当初提示額	-8.40%	-10.20%	-9.22%
平成26年度	5,496,000	4,490,000	9,986,000
対前年度比	0.00%	0.00%	0.00%
対当初提示額	-8.40%	-10.20%	-9.22%
平成27年度	5,496,000	4,490,000	9,986,000
対前年度比	0.00%	0.00%	0.00%
対当初提示額	-8.40%	-10.20%	-9.22%

1 5 受動喫煙防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 受動喫煙防止対策を強化するため、実効性ある法律を早期に整備すること。
- (2) 法律において、地方自治体の役割を定める場合には、全国統一の基準を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月)に基づき、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、平成28年1月に検討チームを設置し、平成29年3月に厚生労働省から「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」が示された。基本的な考え方の案では、受動喫煙防止強化に伴って新たに発生する業務については、都道府県、保健所設置市区が担うとされているが、標準的な運用基準等が示されていない。

現在、国では、健康増進法の改正に向けた議論が行われている。

<具体的要求内容>

- (1) 受動喫煙防止対策を強化するため、実効性ある法律を早期に整備すること。
- (2) 法律において、地方自治体の役割を定める場合には、全国統一の基準を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。

8 ウイルス肝炎対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。
- (3) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。

<現状・課題>

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した効果的な広報活動の実施や職域における取組を推進するとしているが、実効性ある施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、早期発見、早期治療が極めて重要であり、地域特性を踏まえた検査の受検促進や、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、健康増進事業及び特定感染症検査等事業により区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の検査に係る経費に見合っていない。加えて、肝炎ウイルス検査のうちB型肝炎の検査については、国が採用する凝集法では偽陰性となる可能性があるため、より精度の高い検査方法を導入する必要がある。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

B型肝炎については、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、C型肝炎については、新薬が開発されているものの、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働きざかり世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。

- (3) B型肝炎については、国が採用する凝集法では偽陰性となる可能性があるため、精度の高い検査方法を導入すること。
- (4) 医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、地方自治体に超過負担が生じることのないよう、確実な財政措置を講じること。
- (5) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。

参 考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療及びB型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額(①+②)		
①	世帯の区市町村民税非課税	<u>なし(※)</u>
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

9 新興・再興感染症対策の充実

1 新興・再興感染症対策の推進

(提案要求先 法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

新興・再興感染症をはじめとする感染症対策の更なる充実強化を図ること。

<現状・課題>

平成26年夏、約70年ぶりにデング熱の国内感染患者が発生し、都内においても100名を超える患者が発生した。その後、蚊の発生抑制などの対策をとったことにより、平成27年以降は国内感染患者は発生していないが、海外においては、デング熱や、同じく蚊が媒介する感染症であるジカウイルス感染症が流行し、平成28年2月にはWHOが「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言、同年11月に緊急事態宣言は解除となったが、海外での流行は継続しており、引き続き国内においても、十分な対策が必要である。

蚊媒介感染症のまん延を防止するためには、感染の早期探知が重要であるが、そのために必要となる検査は医療機関で実施できるものがほとんどないため、行政の検査機関がほぼ担っており、現在の検査体制は十分とはいえない。今後、海外との往来が活発になる中で、増大する検査需要に現在の体制で対応可能であるかが大いに懸念される。また、ジカウイルス感染症は、ギランバレー症候群や新生児の小頭症との関連について十分な科学的知見が得られていない。さらに、西アフリカではエボラ出血熱が平成26年3月から約2年間にわたり猛威をふるうとともに、アジアでも鳥インフルエンザH7N9や中東呼吸器症候群(MERS)の患者が発生するなど、これまで経験のない新たな感染症の発生が世界各地で継続し、流行地域からの帰国者等による患者発生が危惧されている。

国際空港や港を抱える東京は、海外から新興・再興感染症が侵入するリスクが高く、一たび侵入した場合には都民の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)開催を控え、今後海外との往来がますます盛んになる中、海外で流行する新興・再興感染症等の国内侵入の可能性が高まっており、東京2020大会の安全な開催のためにも、これら感染症の国内侵入防止対策とともに、国内発生に備えた対策の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の国内侵入防止及び感染症発生の早期探知のため、検疫体制の充実とともに、感染症サーベイランスや病原体等の検査体制の充実強化を図ること。特に国内外から短期間に非常に多くの人が集まる東京2020大会を安全かつ円滑に開催するため、必要な感染症対策を国としても一層の強化を図ること。

- (2) 国際化の進行や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市を中心に、感染症対策を強化するため、技術的・財政的支援を拡充すること。
- (3) 新興感染症等の発生に備え、安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発を推進するとともに、これらを含む医療資器材の確保や医療提供体制の確保に向けて、必要な対策を講じること。
- (4) 施設に収容されている犯罪被疑者や不法入国者等について、感染症のり患が疑われた場合に、防疫措置が確実にできるよう、収容施設の整備などの必要な対策を講じること。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき保健所が行う患者の移送については、衛生主管部局と消防機関等との連携により、安全かつ効率・効果的な運用が行えるようルール化を行うこと。
- (6) エボラ出血熱をはじめとする一類感染症について、自治体における遺体の搬送、火葬のための体制整備を支援すること。
- (7) 蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。

2 新型インフルエンザに係る保健医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

国は、医療提供体制の確保、予防接種体制の確立、抗インフルエンザウイルス薬やワクチン等医療物資の備蓄及び供給体制など、保健医療体制全般にわたり整備を進めること。また、国の責任において必要な財源措置を講じること。

<現状・課題>

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、国、地方公共団体等の責務、体制整備や、緊急事態発生の際の医療提供体制、社会的規制等について定めているものである。

平成25年には、特措法に基づく政府行動計画及びガイドラインが策定された。しかし、重症患者等の発生に備えた医療提供体制の確保に係る具体的な内容や予防接種に係る実施要領等、各自治体が対策を講じるために必要な基準等は示されていない。

また、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬については、廃棄処分に関する考え方の整理が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 診療を継続するために必要な医療機関の運営に対する支援や診療継続に伴い発生する各種リスクへの対応、医療需要の増大に伴うスタッフの確保などについて基本的方針を示し、必要な費用に対する財源措置を講じること。
- (2) 登録事業者に対する特定接種について、接種順位や具体的な実施方法に関する実施要領等を速やかに策定し、自治体に協力を求める事項を明確にすること。実施体制の構築に当たっては、実現可能な制度となるよう都道府県等と十分な意見交換を行うこと。

また、住民に対する予防接種について、都道府県や区市町村が実施体制を構築できるよう実施要領等を速やかに策定し、広域的な調整を要する事項等に関して国が責任をもって方針を示すこと。

さらに、短期間に必要な量を確保できるよう、ワクチンの生産体制を早急に整備し、国の責任において必要な財源措置を講じること。接種時には、接種対象者や具体的な接種計画を国民に十分に説明するとともに、接種による健康被害が生じた場合には、対応に万全を期すこと。

- (3) 抗インフルエンザウイルス薬について、引き続き安定的供給に努めること。

備蓄薬を使用期限到来前に放出できるよう条件緩和するなどの具体的対応策を国において検討し、廃棄処分に関する考え方を改めて示すこと。

廃棄処分に係る必要な財源については、国の責任において措置を講じること。

1 0 健康危機管理体制の充実

1 食品の安全・安心確保のための施策の推進

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 輸入食品の監視体制の充実を図ること。
- (2) 食品の表示について、分かりやすい内容とすること。
- (3) 食品衛生法及び食品表示法に必要な規定を整備すること。
- (4) H A C C P による衛生管理の制度化に当たり、普及啓発や支援を適切に進めること。

<現状・課題>

我が国が輸入する食品は増加し、カロリーベースで約6割に達している。そのため、輸入食品の安全性に対する消費者の関心も高く、輸入食品の監視体制を充実・強化することが必要である。

平成27年4月、包括的かつ一元的な制度として食品表示法が施行されたが、加工食品の原料原産地表示の拡大や検討課題とされている遺伝子組換え表示等について、消費者や事業者にとって分かりやすい内容としていく必要がある。

近年、各自治体において、食品の自主回収報告制度が運用されているが、事業者からの報告の受理や報告に基づく公表は自治体毎に行われているため、国において、全国統一的な食品の自主回収報告制度を構築する必要がある。

また、現在、食品の輸出に係る施設の認定、選定又は登録、衛生証明書の発行については、国の通知に基づき多くの事務を地方自治体が行っているが、証明事務は、相手国により証明内容が異なるなど煩雑化している。今後、食品の輸出増加が見込まれる中で、これらの事務については、法令を定め、地方自治体の役割を明確にする必要がある。

厚生労働省は、原材料の入荷から製品の出荷までの重要な工程を管理する食品の衛生管理手法であり国際基準となっているH A C C Pによる衛生管理の制度化に向け、平成30年の通常国会に食品衛生法改正法案を提出するとしている。国が設置した食品衛生管理の国際標準化に関する検討会が平成28年12月に示した最終とりまとめでは、H A C C Pによる衛生管理の制度の導入に当たり、小規模事業者や一定の業種等については、一般衛生管理を基本とし、H A C C Pの弾力的な運用を可能とする基準Bを設けることとされた。また、基準Bの導入支援として、事業者の実情を踏まえた使いやすい手引書を事業者団体が厚生労働省と調整して策定し、事業者に提供するとしている。この手引書を食品ごとに適切に作成して広く普及させる必要があるとともに、H A C C Pの導入により新たに追加となる衛生管理計画の内容やその実施状況などについて適切に監視指導を行う体制を整備する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 輸出国における衛生管理の徹底及び輸入事業者への指導の強化により違反食品の輸入を未然に防止するとともに、輸入時の監視体制の充実・強化を図ること。
- (2) 今後追加が予定されている加工食品の原料原産地表示の拡大や検討課題とされている遺伝子組換え表示等について、消費者にとって分かりやすく、事業者が取り組みやすい内容とすること。
- (3) 食品衛生法及び食品表示法に以下の必要な規定を整備すること。
 - ① 自主回収報告制度を法に位置付けること。
 - ② 食品の輸出に係る施設の認定、選定又は登録、衛生証明書の発行について、法令で地方自治体の役割を明確にするとともに、地方自治体で行う場合にあっては、必要な財源措置を講じること。
- (4) HACCPによる衛生管理の制度化に当たり、以下の取組を適切に進めること。
 - ① HACCPの基準Bの導入に当たっては、対象となる全ての業種に対応し、実態に即した使いやすい手引書を事業者団体が作成するための技術的助言など、事業者に対してきめ細かな支援を行うとともに、事業者及び消費者に対して制度の十分な普及啓発を行うこと。
 - ② HACCPに基づく衛生管理について、各地方自治体が適切な監視指導を行えるよう、監視員向け教育の実施や監視指導のガイドラインを作成するなど、必要な支援を講じること。

2 結核対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財源措置を講じること。
- (2) 結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

<現状・課題>

平成28年11月、「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、平成32年までに日本の結核り患率（人口10万対）を10以下にすることなどが示された。これまでの関係者等の取組により結核り患率は徐々に減少してきたものの、平成27年の日本の結核り患率は14.4と高く、依然として「中まん延状態（10を超える）」にある。

近年、外国出生患者数の増加という新たな問題が発生しており、中でも東京都は新登録患者数における外国出生患者数の割合が、全国と比較しても高い。更なる患率の減少に向けて、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進する必要があるが、結核対策特別促進事業における財源が

十分確保されていない。

また、合併症を有する患者や多剤耐性結核に感染した患者など、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対し、良質かつ適切な結核医療の提供体制を確保していかなければならない状況にある。

しかし、合併症を有する患者の受入れや、外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されていない。

さらに、抗結核薬として平成28年1月にはレボフロキサシンが公費負担の対象となったが、公費の対象となる薬剤は12種類に限られており、多剤耐性結核など、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者の治療に支障が生じている。

<具体的要求内容>

(1) 結核対策特別促進事業の対象事業の多様化など、地域の実情に応じたきめ細かい予防対策をより一層推進し、結核根絶に向けた取組を強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 行政的医療である結核医療を維持するため、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者への対応や外来診療の評価を充実するなど診療報酬の更なる改善やその他必要な対策を講じること。

また、専門的医療に対応可能な国立病院等の結核病床を維持し、中心的な役割を担っていくこと。

(3) リネゾリドの適応症に結核を含めるなど、薬剤耐性に対する適切な結核医療の提供体制を確保すること。

3 予防接種施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

感染症の拡大を防止するため、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築すること。

<現状・課題>

高齢者、乳幼児等の健康と生命を守るためには、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとする7ワクチンのうち、平成28年10月までに6ワクチンを定期接種に追加した。

しかし、残りの流行性耳下腺炎ワクチンは、引き続き課題等の整理・検討を行うこととされており、具体的な導入の見通し等は示されていない。

また、国は、ロタウイルスワクチンについても、7ワクチンと同様に、検討した上で必要な措置を講じるとしているが、同様に、導入の見通し等は示されていない。

定期接種を円滑に実施するためには、実施主体である地方自治体の準備期間等

を考慮し、ワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めていく必要がある。

一方、定期接種ワクチンの増加等により、接種の複雑化や地方自治体における財政支出の増大等が懸念されている。

また、予防接種による健康被害への不安や、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を求める声もあることから、これらに適切に対処し、国民の理解を求めていく必要がある。

さらに、定期接種の円滑な実施には、ワクチンの安定供給が不可欠であるが、平成27年度に製造販売事業者が国の承認書と異なる方法で製造していた等により、ワクチンの出荷自粛等が行われたため、流通が滞る事態が発生した。

平成28年度には、麻しんが広域的に発生し、接種需要が増大したことにより、一部の医療機関でワクチンの入手が困難となったことから、ワクチンの安定供給対策を講じることが必要である。

風しんについては、平成24年から平成25年にかけて全国的な流行が発生したことを受け、国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、早期に先天性風しんの発生をなくすとともに、平成32年度までに風疹の排除を達成することを目標に掲げており、その達成に向けて、具体的な対策を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに予防接種の意義やリスク等について、国民等への十分な情報提供を行っていくこと。

また、予防接種・ワクチン分科会において、感染症の発生状況、ワクチンの開発状況、予防接種の有効性・安全性に関する知見の集積等の状況を踏まえ、既存の対象疾患・ワクチンも含めた予防接種制度全般に関する検証を継続的に行っていくこと。

- (2) 定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

- ① 継続的・安定的に定期接種が行えるよう、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。
- ② ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、価格抑制のための取組を行うこと。
- ③ 被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、混合ワクチンの開発を促進すること。
- ④ ワクチンの有効性や安全性を十分に検証した上で、国民に分かりやすく情報提供を行うとともに、安心して予防接種が受けられる環境整備を行うため、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、被接種者等からの相談に適切に応じる体制を整備すること。

また、複数ワクチンの同時接種や事故防止等に関する国の考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。

- ⑤ 予防接種の重要性や予防接種制度が担う役割等について、広く国民の理

解を得るための普及啓発を強化すること。

- ⑥ 制度変更等には、住民や地域の関係者への周知や、実施主体である地方自治体の準備期間等に十分に配慮し、早期の情報提供を行うこと。

(3) 「風しんに関する特定感染症予防指針」において目標とされた、先天性風しん症候群の発生防止や国内から風しん排除の達成に向けた工程を定め、以下の対策を講じること。

- ① 最優先の課題である先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。

- ② 風しん排除に向けた具体的な対策を、必要な財源を確保した上で推進すること。

また、定期接種の機会がなかった年齢層への予防接種や職場における予防対策の推進等を行う地方自治体に対する財源支援など、抗体保有率向上のための必要な措置を講じること。

- ③ 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。

4 危険ドラッグ対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
- (2) インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
- (4) 各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

危険ドラッグを乱用した者による重大な交通事故等が発生するなど、危険ドラッグは大きな社会問題となっている。

都では、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき知事指定による薬物規制を行い、成分分析結果等の基本情報を国や他の自治体に提供し、危険ドラッグの

規制を推進しているが、化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現する状況に対応するためには、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

また、平成26年度からの関係機関と連携した取締りの強化などにより、平成27年7月に都内の店舗数はゼロになったが、インターネットによる危険ドラッグの取引は、海外のサーバを利用するなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、国内外を含めた監視体制の整備が必要である。

都は、独自にビッグデータ解析を行い流通実態の把握を行うなど、インターネットによる取引に対する監視を強化しているが、国として対策を強化するとともに、各自治体の取組と連携して効果的な監視を行っていく必要がある。

また、海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成27年4月に改正関税法が施行されたものの、個人輸入対策を含め徹底した水際対策が急務である。

国が取りまとめた「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月）では、国・地方自治体等が、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用の防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であるとしている。こうした取組を継続的に実施していくためには、国からの財政支援等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。
- (2) インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め水際対策の徹底を図ること。
- (4) 都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

1 1 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備

1 食品中の放射性物質対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

食品の安全を確保するため、放射性物質に係るモニタリングについて、国の責任において広域的かつ長期的な視点から、実施を主導すること。

<現状・課題>

国は、食品中の放射性セシウムについて、食品衛生法に基づく基準値を設定し、平成24年4月1日から施行した。

基準値の施行に際し、放射性セシウムのスクリーニング検査については、対象食品並びにスクリーニングレベル及び検査機器の性能要件を改正し、地方自治体に通知した。

さらに国は、平成29年3月24日、直近一年間の検査結果を踏まえて、地方自治体における検査計画の対象品目等を改正しており、これらの通知に基づき、各自治体においてモニタリング検査を確実に進めるためには、引き続き国による技術的支援及び財政措置が必要である。

また、国においては、国立医薬品食品衛生研究所等でモニタリング効果の検証研究を実施しているのみである。

<具体的要求内容>

- (1) 食品衛生法に基づく基準値を踏まえ、食品中の放射性物質の検査が各自治体等で確実に実施できるよう、技術的支援及び財政措置を講ずること。
- (2) 広域的に流通する食品については、国においても計画的に検査を実施し、その安全性を確保すること。

2 緊急被ばく医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

実効性のある「緊急被ばく医療体制」を構築すること。

<現状・課題>

国は、原子力災害や放射線事故等に対応するため、原子力施設の所在又は隣接

する24道府県において「緊急被ばく医療体制」を構築するとともに、当該道府県に対し必要な診療資器材の整備等に要する費用として原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

しかし、福島第一原子力発電所の事故では、国が想定した範囲を超えて放射性物質が飛散し、住民も広域的に避難する事態となった。このため、被ばく医療に関する診療体制が構築されていない地域の医療機関においては、必要な診療資器材等が不十分であり、避難者等への円滑な対応が難しい場合があった。

<具体的要求内容>

国の責任において「緊急被ばく医療体制」の見直しを行うとともに、全都道府県に必要な診療資器材を整備すること。

1 2 乳児用液体ミルクに関する規定整備

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 福祉保健局)

乳児用液体ミルクについて、国内で製造や販売ができるよう法令上の規定整備を行うこと。

<現状・課題>

海外で普及している乳児用液体ミルクは、現在、国内では、法令上の定義及び規格基準がないため、乳児用と明記して製造や販売をすることができない。

海外で販売されている乳児用液体ミルクは、常温保存が可能で、調乳する必要がなく、容器から直接飲むこともできる。

特に粉ミルクを溶くための湯の確保や哺乳瓶の消毒等が難しい災害時においては非常に有用であり、平成28年4月に発生した熊本地震でも、フィンランドから被災地に対し乳児用液体ミルクが無償提供され、断水した保育所などで使用された。

平成29年3月31日に開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会乳肉水産食品部会では、成分規格や製造基準など、規格基準の具体的内容とその妥当性を確認するために必要となる検討データなどが明示された。厚生労働省は、事業者団体からこれらのデータ等の提出があり次第、規格基準案を作成し、同部会で審議を行うなどの検討作業・手続を進めることとしている。

また、消費者庁は、厚生労働省の規格基準の整備後、速やかに手続を行うこととしている。

<具体的要求内容>

乳児用液体ミルクについて、国内で製造や販売ができるよう法令上の定義及び規格基準の整備を速やかに行うこと。

8

生活・産業

1 国際金融都市・東京の実現

(提案要求先 内閣府・経済産業省・金融庁・法務省・財務省・総務省)
(都所管局 政策企画局)

東京がアジア・ナンバーワンの国際金融都市として輝くための都
の抜本的な取組を支援すること。

<現状・課題>

東京都では、平成 28 年 11 月に「国際金融都市・東京のあり方懇談会」を設置し、金融の活性化や海外の金融系企業が日本に進出するにあたって障害となる課題や、課題解決に向けた方策について幅広く議論を行ってきた。

本年秋には、懇談会の最終提言を参考に、国際金融都市・東京の実現に向けた新たな構想を策定する予定であり、本年 6 月にその骨子を公表したところである。国際金融都市の実現には、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となって取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減（国家戦略特区制度における優遇税制の活用等）や相続税の見直しなどを行うこと。
- (2) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現すること。
- (3) 金融系外国人材が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度金融人材等のニーズに適った家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ② 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
- (4) 資産運用業・フィンテック系の外国企業を誘致するため、特区により、
 - ① 誘致企業で働く高度金融人材に対する高度人材ポイントの特別加算を実現すること。
 - ② 都が実施するフィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」参加者への創業活動を行うための在留資格特例を実現すること。

2 経済連携協定（E P A）に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実

（提案要求先 法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省）
（都所管局 政策企画局・福祉保健局）

経済連携協定（E P A）に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の国家試験の合格率の向上を図るため、渡日前後の日本語教育や国家試験対策を充実させるとともに、滞在期間の更なる延長による受験機会の拡大など、受入体制の充実や要件の緩和を行うこと。

<現状・課題>

我が国は、経済活動の連携強化の観点から、フィリピン共和国、インドネシア共和国及びベトナム社会主義共和国との間で、経済連携協定（E P A）に基づき、平成20年度（ベトナムは平成26年度）から各国の外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れを実施している。

さらに、人材育成を通じた開発途上地域への技術等の移転による国際協力の推進の観点から、平成28年の技能実習法の公布により技能実習制度に介護職種が追加された。また専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れ及び留学生の活躍支援の観点から、同年公布の改正入管法により在留資格に「介護」が創設され、いずれも、平成29年度中の施行が予定されている。

E P A候補者の平成29年看護師国家試験の合格率は、14.5%と全体合格率88.5%に比べて依然低迷しており、介護福祉士国家試験においても、49.8%と全体合格率72.1%に比べて低い状況にある。

現在の制度では、候補者は慣れない環境で就労しながら、国家試験の勉強を進めなければならない、在留期限までに国家試験に合格できない場合、帰国を余儀なくされている。帰国後も短期滞在により日本で国家試験を再受験することが可能だが、現地では日本ほどのフォロー体制がないため、帰国者からの合格は少人数に留まっている。多くの前途あるアジアの友好国の若者たちにとって、母国語と異なる言語を用いて、努力して身につけた知識や経験、技術を生かして、我が国で能力を発揮し活躍することが困難となっている状況は、E P Aの趣旨はもとより、国際協力の観点からも問題である。

国は、外国人看護・介護人材の受入れに当たり、先行制度であるE P Aに基づく候補者について、より効果的な受入体制を構築するとともに、責任を持って支援に取り組むべきである。

<具体的要求内容>

E P Aの趣旨を踏まえ、協定に基づき来日した意欲あるアジアの若者が、我が国で就労し、能力を発揮できるよう、渡日前後の日本語教育や国家試験対策の充

実はもとより、資格取得に専念できる就学コースが活用されるための制度の改善など、効果的な受入体制を構築すること。

また、看護師候補者及び介護福祉士候補者の滞在期間をこれまで以上に延長し、受験機会を十分に確保すること。その間、国は責任を持って支援すること。

3 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

国による財政支援の枠組みは、平成27年2月に示された「地方消費者行政推進交付金交付要綱」及び「地方消費者行政推進事業実施要領」で、平成27年度から平成39年度までは、単年度の交付金により実施するという事になっている。

しかし、平成40年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実にしてきた区市町村の消費生活相談窓口等の事業の継続が不安定になり、財源不足により困難になることも予想される。

また、都市部においては高齢化が急速に進行しているが、単身や夫婦のみの高齢世帯が多いため、地域で孤立しがちであり、消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組を強化していく必要がある。

この取組については、地域住民に身近な自治体である区市町村の消費生活行政の果たす役割がますます大きくなっており、財源の重点的な配分が必要となる。

<具体的要求内容>

国による財政支援がない場合には、相談体制の維持が困難になるだけでなく、高齢者の見守り等の取組を強化していくことができない地方自治体が存在するため、地方消費生活行政推進のために必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

4 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。

都は、平成27年3月に芸術文化振興の基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けて、多彩な文化拠点の魅力向上により芸術文化都市としての発信力を強化するとともに、アーティスト・イン・レジデンスや障害者アートなど、多岐にわたる芸術文化活動を積極的に展開することにより、世界のどこにもない文化都市を目指している。

国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

一方で、東京2020大会に向けて、都内のホール及び劇場の改修が相次ぐことで、日本の芸術文化の魅力を発信する拠点が失われるという問題も抱えている。この問題を、首都圏を始め全国が一体となって解決すべく、国に対して平成28年3月に緊急要望を出すとともに、都は、平成29年3月にホール・劇場等問題への対応として「ホール・劇場等施設のあり方」を取りまとめたところである。

今後は、これらの政策を早急に実現するとともに、東京の特色である文化資源や人材の集中・集積を最大限に活用した実効性のある取組を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020大会に向けて、都や大会組織委員会などが取り組む様々なプロジェクトに対し、積極的な支援を行うこと。
- (2) 上野「文化の杜」新構想など、地域の核となる文化拠点等において、優れた文化芸術が創造され、東京の魅力となって国内外に広く発信されるよう、それぞれの拠点の魅力強化策の推進に必要な支援を引き続き行うこと。
また、国公立、民間の文化施設間の連携推進についても積極的な支援を行うこと。
- (3) 舞台芸術を中心にあらゆる分野の芸術を集結させた都市型総合芸術祭など、東京全体としての演出を行う芸術分野の壁を越えたフェスティバルを構築す

る取組に対し、積極的な支援を行うこと。

- (4) アーティスト・イン・レジデンスなど、多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (5) アール・ブリュットの拠点形成や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援など、文化の面でバリアフリーな都市を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (7) 都内ホール・劇場等に関する問題については、都と連携しながら引き続き必要な支援を行うこと。

参 考

○ 平成28年3月30日、都内ホール・劇場等の問題に関する対策について、東京都から国へ緊急要望した事項

- (1) 国、東京都及び首都圏の自治体により、ホール・劇場等に関する問題について、情報を共有し、課題解決を図る場を設置すること。
- (2) 東京2020大会までの間、大学が所有するホール、講堂、体育施設等を、実演芸術の公演やコンサートの利用に供することを促進するため、文部科学省から各大学に対して協力を要請すること。
- (3) 特に深刻な課題に直面しているバレエ及びオペラの公演充実のため、新国立劇場を民間の芸術文化団体が今まで以上に利用できるよう配慮すること。

5 M I C E 推進施策の抜本的な強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局・港湾局・政策企画局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (2) M I C E 誘致におけるマーケティング戦略を強化すること。
- (3) M I C E 分野に携わる専門人材の育成を強化すること。
- (4) 臨海副都心におけるM I C E・国際観光拠点の形成において、民間事業者によるM I C E施設の整備促進に係る補助制度を創設すること。

<現状・課題>

M I C Eの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模的なM I C E施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都M I C E誘致戦略」を策定し、更なるM I C E誘致に向けた取組を進めるとともに、臨海副都心において、世界中から人・物・情報・技術が集まり交流するM I C E・国際観光拠点の形成を推進している。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、東京でのM I C E開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して主催者にとって強いインセンティブとなる誘致・開催に係る経費助成などの支援制度をより一層強化することが必要である。

さらに、国や自治体はもとより、J N T O、コンベンションビューロー、企業、国内主催団体などM I C E分野に携わる関係主体が連携するとともに、マーケティング戦略や専門人材の育成など、M I C E推進施策を抜本的に拡充強化することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (2) M I C E市場動向を調査・分析し、競合国の動向や我が国において必要なM I C E施設ニーズ等を的確に把握するなど、M I C E誘致に係るマーケティングを強化すること。
- (3) M I C E分野において国際的に通用する専門人材の育成を更に強化するため、必要な措置を講じること。

- (4) 臨海副都心における国際会議場や展示場などのM I C E施設を整備する民間事業に係る経費を補助する制度を創設すること。

6 統合型リゾート（ＩＲ）に必要な法整備等の確実な実施

（提案要求先 内閣官房・内閣府）
（都所管局 港湾局・産業労働局）

カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の導入に必要な法整備等の対応を確実に行うこと。

<現状・課題>

都では、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出などを図るため、ＭＩＣＥ誘致を積極的に推進しており、平成２８年１２月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン～」において、世界に冠たる観光都市・東京の実現に向けて、「ＭＩＣＥ誘致の更なる推進」を掲げて取り組んでいる。

一方、シンガポールにおいては、近年、ＭＩＣＥ施設だけではなく、ホテルやエンターテインメント施設、ショッピングモール、カジノ施設等を含む統合型リゾート（ＩＲ）を国を挙げて整備するなど、官民一体となった施策を展開し、ＭＩＣＥ受入数を大きく増加させている。

ＩＲは国際観光拠点として有力な観光資源であり、経済波及効果や雇用創出効果等が期待できる反面、ギャンブル依存症者の増加の懸念やマネーロンダリングの問題などへの影響を指摘する声もある。

今後、ＩＲ実施法の作成等ＩＲの整備を推進するために必要な措置を講ずるに当たっては、こうした点について、十分な検討が必要である。

<具体的要求内容>

ＩＲを導入するに当たっては、国による諸課題への対応が不可欠である。法整備等に当たっては、以下の点を十分に踏まえること。

- （１）法整備に当たっては十分な議論を行い、賭博行為を禁止する現行法体系との整合性を図ること。
- （２）マネーロンダリング対策、組織暴力対策、青少年への悪影響の防止、ギャンブル依存症者対策などを制度化し、カジノ導入に伴い国民が抱く懸念を払拭するよう努めること。
- （３）その上で、ＩＲを導入する場合には、地域の実情に即したＩＲの整備・運営を可能にする仕組みとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえること。

参 考

【国政の動向】

自由民主党	・ 「公営カジノを考える会」 (H13. 12. 06 発足) ・ 「カジノと国際観光産業を考える会」としてH14. 6. 5再発足 ・ 「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」としてH14. 12. 12再々発足 ・ ゲーミング(カジノ)法・基本構想(案) (H16. 6. 15公表) ・ 政務調査会観光特別委員会「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」H18. 2. 15発足 ・ 「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」(H18. 6. 16公表)
超党派	・ 「国際観光産業振興議員連盟(IR議連)」(H22. 4. 14発足) 民主党、自民党、公明党、社民党、国民新党、みんなの党から参加 ・ 「IR議連」(H25. 4. 24 再発足) 自民党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、生活の党、みどりの風から参加
国会	・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」 衆議院に提出(H25. 12. 5) ・ 衆議院内閣委員会において審議入り(H26. 6. 18) ・ 衆議院解散に伴い廃案(H26. 11. 21) ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」 衆議院に再提出(H27. 4. 28) ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」成立 (H28. 12. 15) ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」公布、施行 (H28. 12. 26) ・ 「特定複合観光施設区域整備推進本部」設置 (H29. 3. 24) ・ 第1回特定複合観光施設区域整備推進会議の開催 (H29. 4. 4)

7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 金融庁・総務省・法務省・外務省・経済産業省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 国際線通過旅客による寄港地上陸許可制度の一層の積極的な活用に向け適切な措置を行うこと。
- (3) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。
- (4) 外国人旅行者がキャッシュレス旅行を行うための環境の整備を推進すること。
- (5) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (6) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (7) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。
- (8) 外国人旅行者の多様なニーズに対応した通訳ガイドサービスが提供できる体制を整備すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めたところであるが、外国人旅行者の

利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 「寄港地上陸許可制度」（査証必要国からの入国者が対象）により、国際線通過旅客（トランジット旅客のうち、日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった者）が日本に入国できる制度はあるものの、その厳格な運用等により、十分活用されていない。国際線通過旅客が、乗り継ぎ時間を利用して都内での観光ができるよう、寄港地上陸許可制度の一層の積極的な活用に向け、制度の悪用防止にも留意しつつ適切な枠組みを構築すること。
- (3) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、各地域に対しての支援を行うこと。
- (4) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、クレジットカード等の利用の拡大とその利便性を向上させる環境整備を推進すること。
 - ① 支払手段としてのクレジットカード利用が一層進むよう、外国人旅行者の利用が見込まれる中小規模の飲食店、ホテル・旅館、鉄道、タクシーなどを中心に、利用可能施設の拡大を強く業界団体等へ働きかけること。
 - ② 外国人旅行者の消費行動における利便性を向上させるため、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードでキャッシングや現金引き出しが可能な自動現金引出機の設置促進を強く業界団体等へ働きかけるとともに、自動現金引出機の場所や利用方法などの情報について外国人旅行者への周知を図ること。
- (5) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (6) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (7) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。
- (8) 現行の通訳案内士に係る制度を改正する法律により、案内士の質の向上と量の確保を適切に実現して、外国人旅行者の利便性や満足度の向上に資する通訳ガイドサービスの提供に万全を期すこと。

8 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制・
財政上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、日本再興戦略 2016（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）において「ベンチャー企業が自然と生まれ続けるエコシステムの構築」を掲げているが、今後は、具体的な措置を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ベンチャー企業の多くは、開業初期の投資が大きな負担となるため、積極的な事業展開が困難な状況があることから、ベンチャー企業の実態を踏まえた経営基盤の強化につながる税制措置を講じること。
- (2) ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制の対象となる特定中小会社の要件緩和や投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

9 中小企業者の円滑な資金調達の推進

(提案要求先 内閣府・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 信用補完制度の見直しに関する金融機関と信用保証協会のリスク分担においては、中小企業者の資金繰りに支障を来さないことはもとより、金融機関などの経営支援力の強化につながる実効性ある方策を講じること。
- (2) 創業、経営改善などへの支援の更なる充実を図るとともに、小規模事業者に対するより一層手厚い支援を講じるなど、金融円滑化のための万全な措置を講じること。
- (3) セーフティネット保証制度（５号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

<現状・課題>

国内経済は、全体として緩やかな回復基調が続いているが、世界経済の不透明感などの外的要因により、いまだ厳しい経営環境にある中小企業者も多い。

現在、国においては、信用補完制度の見直しを行っているが、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、経営改善・生産性向上に一層つなげていく必要がある。

また、中小企業者は、創業時の資金調達や経営改善、事業再生、事業承継など、様々な課題に直面しており、とりわけ厳しい経営環境にある小規模事業者に対しては、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」に基づく支援等の更なる充実が求められる。

加えて、セーフティネット保証制度（５号）については、平成２６年３月に平時の運用への移行が図られたが、信用補完制度の見直しにおいて別枠の保証が維持されたことから、本制度は業況が悪化している中小企業者が経営の安定を図る上で有効な支援であり、引き続き適切な活用が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 信用補完制度の見直しに関する金融機関と信用保証協会のリスク分担においては、金融機関の貸出姿勢の消極化など、中小企業者の資金繰りに支障を来さないことはもとより、金融機関、信用保証協会などの経営支援力を強化し、十分な経営支援が提供されるよう、実効性ある方策を講じること。

- (2) 中小企業者の資金調達に支障が生じないように、創業、経営改善、事業再生及び事業承継に対する支援の更なる充実を図るなど、金融円滑化のための万全な措置を講じること。特に、厳しい経営環境にある小規模事業者に対しては、より一層手厚い支援を講じること。
- (3) 中小企業者を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。この基本計画では、都市農地の貸借や適切な税制措置などについて、今後、検討していくこととしているが、その早期実現に向けて以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 「農業経営基盤強化促進法」の特定貸付のような、農地の貸し借りを行っても相続税納税猶予が適用される制度を生産緑地においても利用できるようにすること。
- ② 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」や「市民農園整備促進法」に基づき自治体等へ生産緑地を貸し付けた場合も相続税納税猶予制度を適用すること。
- ③ 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限のもと、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎などの農業用施設用地や屋敷林等にも対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ④ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ⑤ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

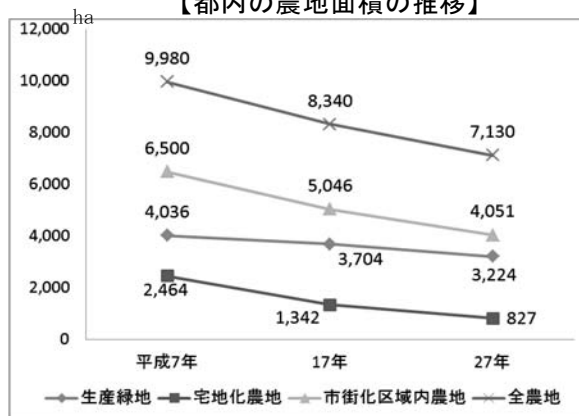
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち3／4以上が生産緑地
- 10年間で約1,000haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付け面積統計、東京の土地 2015

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象
 - ・ 生産緑地は貸し借りができない

■ 課題

- ・ 市街化区域では、農業が継続され農地が将来にわたり保全できる制度となっていない
- ・ 貸し借りすると納税猶予が適用されない
- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

○都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと

- ・ 農地の貸借に伴う相続税納税猶予制度の対象を生産緑地に拡大
- ・ 市民農園のため自治体等へ貸し付けた場合も納税猶予制度を適用
- ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、納税猶予制度の適用拡大
- ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
- ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 1 ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の緊急防除

（提案要求先 農林水産省）
（都所管局 産業労働局）

- （１） 緊急防除を早期に完了するため、確実な調査と廃棄の実行に必要な予算、人員・体制を確保すること。
- （２） ＰＰＶ防除の強化対策を確実に実施すること。

<現状・課題>

平成２１年４月、特定重要病害虫として国内への侵入が警戒されていたウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス。以下「ＰＰＶ」という。）が、東京都青梅市内のウメにおいて初確認された。

その後、これまでの調査により、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、足立区、昭島市、小平市及び東久留米市においてもＰＰＶ感染樹が確認されている。

これまでの取組にもかかわらず、緊急防除の完了が見込めないことから、農林水産省は、平成２６年度、緊急防除に関する省令等を改正し、防除期間を平成３３年３月まで延長した。

また、平成２７年４月からは、ＰＰＶ根絶の早期化を図るため、青梅市において強化対策を実施するとともに、平成２８年３月の農林水産省消費・安全局長通知の改正により、根絶確認調査が見直され、調査対象園地が拡大した。

このため、東京都では、未調査地域の発生や感染植物の未伐採等の新たな課題が想定される。加えて、いまだに新たな感染樹が確認され、地域も拡大しているため、調査・廃棄の長期化が懸念される。

については以下のことを要求する。

<具体的要求内容>

- （１） ＰＰＶの早期根絶に向け、消費・安全局長通知の改正に伴い拡大した対象園地の確実な調査と廃棄の実行に必要な予算、人員・体制を確保すること。
- （２） ＰＰＶの早期終息に向けた強化対策を確実に実施すること。

1 2 ライフ・ワーク・バランスの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 「仕事と生活の調和憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を普及啓発するとともに、行動指針に掲げられた目標を達成できるよう、企業への各種の支援策を講じること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、企業自らが実施する「働き方改革」の取組に対してインセンティブを付与するなど、抜本的な対策を検討すること。「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

<現状・課題>

平成19年12月に公表された「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、平成22年6月に見直された。新しい憲章及び行動指針では、週60時間以上働く雇用の割合や年次有給休暇の取得率などの2020年に達成すべき数値目標を設定している。

数値目標の多くは、企業に働き方の見直しを求めるものとなっているが、その進め方については、個々の企業の自主的な取組を基本とするとして、具体的な方法、手順などが示されていない。さらに、両立支援や働き方の見直しを進めるための企業内外の専門人材が不足している。

また、女性はいまだ「出産・子育て」と「仕事」の二者択一を迫られているのが現実であり、国際比較では、日本は子育て期に離職する女性の割合が高い。

一方、男女を問わず週60時間以上の長時間労働に従事する労働者の割合は高水準で推移している。長時間労働は女性が離職せざるを得ない要因の一つであり、誰もがいきいきと活躍できる社会を実現するために、長時間労働を削減することが喫緊の課題である。

都としては、誰もが人生、生活をもっと大切にすべきであることから、ワーク・ライフ・バランスの「ワーク」と「ライフ」をあえて逆にして、「ライフ・ワーク・バランス」を進めている。具体的には、働き方の見直しに関する取組への助成や普及啓発イベントの実施、中小企業従業員貸付制度の充実など、独自の施策を積極的に展開している。

ライフ・ワーク・バランスの推進に向け、より一層の施策の充実を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 見直し後の憲章や行動指針の普及啓発を行うとともに、男性の育児休業取得率の向上や、企業における短時間正社員制度の導入・定着といった、行動指針の数値目標が達成できるよう、企業の取組の標準的な方法や手順を示すなど、企業の自主的な取組を促進する各種の支援策を講じること。

また、企業内で両立支援や働き方の見直しを進める専門人材を増やしていくため、国として、人材育成プログラムの開発や専門家の養成等を充実させること。

- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、企業の創意工夫と意識改革による、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援に向けた取組を促す新たな仕組みを、国自ら構築すること。また、ライフステージに合った仕事の仕方を選択し、育児・介護等と仕事を両立できるよう、柔軟な働き方を可能とするテレワークなどの普及を図ること。

加えて、企業がそれぞれの状況に応じた働き方の見直しに踏み出すことができるよう、取組に対するインセンティブを付与すること。また、働き方の見直しに取り組む企業に対し、業務の効率化など生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

参 考

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（２０１０年）数値目標（抜粋）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	２０２０年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	５２．８％	全ての企業で実施
週労働時間６０時間以上の雇 用者の割合	８．２％	５％
年次有給休暇取得率	４７．６％	７０％
メンタルヘルスケアに関する 措置を受けられる職場の割合	６０．７％	１００％
短時間勤務を選択できる事業 所の割合（短時間正社員制度 等）	１４．８％	２９％
第１子出産前後の女性の継続 就業率	３８．０％	５５％
自己啓発を行っている労働者 の割合	４３．３％（正社員） １６．４％（非正社員）	７０％（正社員） ５０％（非正社員）
男性の育児休業取得率	２．３０％	１３％

1 3 非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する非正規労働者が円滑に正規雇用に転換できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 雇用保険の適用基準が遵守されるよう、指導を徹底すること。
- (3) 非正規労働者の待遇改善に向け必要な措置を講ずるとともに、改正労働者派遣法等の関係法令が遵守されるよう、周知徹底を図ること。

<現状・課題>

雇用形態の多様化が進み、厚生労働省が発表した平成26年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」では、被雇用者に占める非正規労働者の割合が初めて4割に達した。非正規労働者をめぐっては、① 正規雇用を希望していても正規雇用として働く機会がないため、非正規雇用を余儀なくされる者がいる（いわゆる「不本意非正規」）② 正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった問題が指摘されている。

こうした中、都は、企業内での正社員転換を促す取組として、キャリアアップ助成金（「正社員化コース」のうち所定の3区分）に対し上乗せして助成金を支給する事業を平成27年度から新たに開始するなど、非正規雇用労働者対策を強力に推進している。

国では、平成28年1月に「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を強力に推進していくこととし、助成金の拡充等を図っている。

一方、セーフティネットの強化に向け、非正規労働者に対する雇用保険の適用基準を「6か月以上の雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に緩和してきたほか、派遣労働者について、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合の「労働契約申込みみなし制度」の創設や、労働契約法における雇止め法理の法制化など、非正規労働者の保護の強化を図ってきた。

平成27年4月1日からは、労働契約法の特例である「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が施行されている。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
- (2) 雇用保険法における非正規労働者の適用基準が遵守されるよう、事業主への指導を徹底すること。

- (3) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた必要な措置を講ずること。具体的には、改正労働者派遣法や改正育児・介護休業法等ほか、平成30年4月1日には施行から5年目を迎える、いわゆる無期転換ルール（労働契約法第18条）について、法や制度の普及啓発及び法令遵守に向けた一層の取組を行うこと。

参 考

国の動向

- (1) 雇用保険法の改正（第174回通常国会で法案成立：平成22年3月31日）
主な改正内容

- | |
|---|
| <p>1 非正規労働者に対する適用範囲の拡大（施行：平成22年4月1日）
○雇用保険の適用基準を、「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）から「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）に緩和</p> <p>2 雇用保険の未加入者に対する遡及適用期間の改善（施行：平成22年10月1日）
○未加入者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが、給与明細等の書類により確認された者は、2年（現行）を超えて遡及適用</p> |
|---|

- (2) 労働者派遣法の改正①（第180回通常国会で法案成立：平成24年3月28日
施行：平成24年10月1日〔一部は平成27年10月1日〕）
主な改正内容

- | |
|--|
| <p>1 事業規制の強化
○日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止</p> <p>2 派遣労働者の待遇の改善
○派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
○いわゆるマージン率などの情報公開を義務化
○雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示</p> <p>3 違法派遣に対する迅速・的確な対処
○違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に労働契約を申し込んだものとみなす
○処分逃れを防止するため、労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備</p> |
|--|

施行日 平成24年10月1日 〔一部は平成27年10月1日〕

労働者派遣法の改正②(第189回通常国会で法案成立:平成27年9月11日
施行:平成27年9月30日)

主な改正内容

1 派遣事業の健全化

- 全ての労働者派遣事業を許可制とする

2 より分かりやすい派遣期間規制への見直し

- 派遣先事業所単位の期間制限:派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは原則3年を上限とする
- 派遣労働者個人単位の期間制限:派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限とする

3 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ等

- 雇用安定措置の実施
- キャリアアップ措置の実施
- 均衡待遇の推進

施行日 平成27年9月30日

(3) 労働契約法の改正(第180回通常国会で法案成立:平成24年8月3日
施行:平成25年4月1日[一部は平成24年8月10日])

主な改正内容

1 無期労働契約への転換

- 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換

2 「雇止め法理」の法定化

- 最高裁判所で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定。一定の場合は、使用者による雇止めが認められない

3 不合理な労働条件の禁止

- 有期労働契約と無期労働契約との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止

施行日 2:平成24年8月10日

1と3:平成25年4月1日

(4) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

(公布:平成26年11月28日 施行:平成27年4月1日)

主な制定内容

有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けるもの。

1 特例の対象者

(Ⅰ) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者

(Ⅱ) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

2 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長

→次の期間は、無期転換申込権が発生しないとする。

① Ⅰの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）

② Ⅱの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

① Ⅰの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等

② Ⅱの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

施行日 平成27年4月1日

都の現状

平成28年度の労働相談53,019件のうち、雇用保険未加入に関する相談は609件あり、そのうち非正規労働者(契約・パート・派遣)からの相談が374件(61.4%)で5割を超えた。

○雇用保険に関する労働相談件数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	52,155件 (△0.4)	52,684件 (1.0)	53,104件 (0.8)	51,960件 (△2.2)	53,019件 (2.0)
うち、雇用保険関連相談	4,734件 (9.9)	3,950件 (△16.6)	3,727件 (△5.6)	3,714件 (△0.3)	3,196件 (△14.0)
うち、未加入の相談	982件 (19.9)	1,058件 (7.7)	869件 (△17.9)	839件 (△3.5)	609件 (△27.4)

注：()内は、対前年度比

1 4 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援に努めること。あわせて、改正障害者雇用促進法の「指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実を図ること。
- (3) 平成30年の精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加に向け、企業に対する周知徹底や事業主に対する支援策を講ずること。

<現状・課題>

東京都における平成28年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.84%と過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.0%を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法における差別禁止と合理的配慮義務にかかる「指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、平成30年4月1からは、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられることから、これを見据え、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組を実施すること。あわせて、差別禁止や合理的配慮の規定の施行に伴う指針の周知徹底などを行うこと。さらに、難病患者の雇用の継続を図る為の措置を講じた事業主に対

する助成の充実を図ること。その際、長期（３か月以上）の休職だけでなく通院のための特別有給休暇付与に対する助成金など、きめ細かく対応すること。

- （２）障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業は、特に知的障害者や精神障害者の一般就労を促進するに当たり効果的であることから、充実を図りつつ継続して実施すること。
- （３）平成３０年４月からは、改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加されることから、精神障害者の雇用に関する中小企業を含めた企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

平成 28 年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 25 年度 （対前年比）	116,167.0（2.9％）	24,148.5（10.2％）	8,929.5（33.6％）
平成 26 年度 （対前年比）	119,984.0（3.3％）	26,803.0（11.0％）	11,097.5（24.3％）
平成 27 年度 （対前年比）	123,058.5（2.6％）	29,361.0（9.5％）	13,558.5（22.2％）
平成 28 年度 （対前年比）	125,448.0（1.9％）	31,712.0（8.0％）	16,410.0（21.0％）

※雇用者数（人）はカウント数

1 5 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化

(提案要求先 内閣官房・総務省・外務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 水道局・政策企画局)

水道事業の国際展開が着実に実施できるよう、体制及び制度の整備等の必要な措置を図ること。

<現状・課題>

東京都水道局は、どのような水質にも対応できる浄水処理技術を持ち、漏水率3%、料金徴収率99.9%など、世界一の水道システムを築き上げてきている。

世界的な水問題への対応など、我が国の技術に対する期待が高まる中、これまで培ってきた技術を生かし、日本企業の海外展開を後押しするとともに、途上国の水道事情の改善に貢献するため、国際展開に取り組んできた。

国際展開を着実に推進するためには、各国のニーズや事業に係るリスクを十二分に把握しつつ、海外での事業展開に当たっての戦略と戦術を練り上げて推進することが重要である。

また、水道事業には、浄水場や水道管路など大規模な施設が必要であり、その整備や改善に長い時間と多くの資金が必要となる。特に途上国では水道事業体の財政基盤が脆弱なため、事業化に当たり資金の補助が必要である。

これまで、内閣官房に経協インフラ戦略会議を設置し、在外公館においてインフラプロジェクト専門官を設置するなど、国においても取組が進められてきた。しかし、今後も国際展開を着実に実施していくには、国において更なる連携の強化、海外情報の提供、現地でのトラブル、災害・テロ発生時の調整・対処、公的保証制度の拡充、海外活動に対する諸条件の整備、政策金融支援の改善、特にODAの戦略的展開など、効果的な体制及び制度の整備等に速やかに取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 政策金融支援の改善、公的保証制度の拡充を図ること。

特に、地方自治体の国際展開支援に資するよう、円借款の運用条件緩和など、タイド条件が適用できるODAを戦略的に展開し、日本企業への受注につながるような事業推進を図ること。

- (2) 国際展開に関する各省・関係機関の更なる連携の強化を図るとともに、より効果的な海外情報の収集・提供を速やかに行うなど、地方自治体の海外での事業展開を積極的に支援すること。

- (3) 事業展開へ向けた現地活動への支援強化が図られてきたが、一層の効果的な支援を実施するとともに、トラブル、災害・テロ発生時における調整・対処を行うこと。

参 考

【DAC諸国の政府開発援助実績（2015年）】

（単位：百万ドル）

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年伸び率 (%)	順位	国名	実績	対前年伸び率 (%)
1	米国	31,736	22.2	-6.3	1	米国	30,986	-6.4
2	英国	19,752	13.8	2.1	2	英国	18,545	-3.9
3	ドイツ	18,676	13.1	-6.2	3	ドイツ	17,940	8.3
4	日本	15,029	10.5	-5.6	4	日本	9,203	-3.0
5	フランス	10,944	7.7	-12.7	5	フランス	9,039	-14.9
6	スウェーデン	7,170	5.0	13.7	6	スウェーデン	7,089	13.7
7	オランダ	5,819	4.1	1.6	7	オランダ	5,726	2.7
8	カナダ	4,320	3.0	0.8	8	ノルウェー	4,278	-15.9
9	ノルウェー	4,304	3.0	-15.8	9	カナダ	4,277	0.9
10	イタリア	4,057	2.8	-1.0	10	イタリア	4,004	-0.1
11	スイス	3,599	2.5	-0.1	11	スイス	3,562	1.1
12	オーストラリア	3,497	2.4	-20.6	12	オーストラリア	3,494	-20.3
13	デンマーク	2,665	1.9	-15.4	13	デンマーク	2,566	-14.6
14	韓国	1,995	1.4	3.0	14	韓国	1,915	3.2
15	ベルギー	1,977	1.4	-20.8	15	ベルギー	1,905	-22.2
16	スペイン	1,799	1.3	-15.1	16	スペイン	1,397	-25.6
17	オーストリア	1,330	0.9	7.3	17	オーストリア	1,324	7.2
18	フィンランド	1,308	0.9	-20.0	18	フィンランド	1,288	-21.2
19	アイルランド	718	0.5	-11.9	19	アイルランド	718	-11.9
20	ポーランド	466	0.3	-1.6	20	ニュージーランド	442	-12.7
21	ニュージーランド	442	0.3	-12.7	21	ポーランド	441	-2.4
22	ルクセンブルク	363	0.3	-15.1	22	ルクセンブルク	363	-14.3
23	ポルトガル	354	0.2	-25.5	23	ポルトガル	308	-28.4
24	ギリシャ	239	0.2	-3.5	24	ギリシャ	239	-3.5
25	チェコ	199	0.1	-6.2	25	チェコ	199	-6.2
26	スロバキア	85	0.1	2.1	26	スロバキア	85	2.0
27	スロベニア	63	0.0	2.8	27	スロベニア	63	2.8
28	アイスランド	40	0.0	6.8	28	アイスランド	40	6.8
DAC諸国計		142,944	100.0	-5.4	DAC諸国計		131,433	-4.4

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD STAT）

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 卒業国向け援助を除く

【DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステイタス】

（約束額ベース、単位：%）

国名	アンタイド		部分アンタイド		タイド	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
オーストラリア	100.0	89.1	-	-	-	10.9
デンマーク	100.0	95.1	-	-	-	4.9
アイスランド	100.0	100.0	-	-	-	-
アイルランド	100.0	99.2	-	0.8	-	-
ノルウェー	100.0	100.0	-	-	-	-
英国	100.0	100.0	-	-	-	-
ルクセンブルク	98.8	97.5	-	-	1.2	2.5
カナダ	98.5	93.0	-	-	1.5	7.0
ベルギー	96.7	96.7	-	-	3.3	3.3
フランス	96.2	92.3	-	-	3.8	7.7
イタリア	95.1	93.7	0.2	-	4.7	6.3
スイス	94.6	94.7	-	-	5.4	5.3
オランダ	92.7	98.4	0.3	0.3	7.0	1.3
フィンランド	92.6	91.8	-	-	7.4	8.2
スウェーデン	86.8	85.8	1.5	5.5	11.8	8.7
ニュージーランド	84.7	81.8	0.4	2.6	14.9	15.5
ドイツ	84.0	83.6	-	-	16.0	16.4
日本	82.3	89.6	-	5.4	17.7	5.0
スペイン	80.8	83.6	-	0.0	19.2	16.4
米国	55.5	62.5	-	-	44.5	37.5
韓国	50.2	53.2	0.3	0.6	49.5	46.3
ポルトガル	49.0	34.5	-	-	51.0	65.5
スロバキア	47.5	-	1.6	9.0	50.9	91.0
チェコ	44.3	32.4	0.5	3.1	55.2	64.5
オーストリア	36.4	48.2	-	-	63.6	51.8
ポーランド	33.6	10.6	-	-	66.4	89.4
ギリシャ	14.5	22.0	0.0	-	85.5	78.0
スロベニア	12.4	n.a.	-	n.a.	87.6	n.a.
DAC諸国平均	79.5	82.3	0.0	0.9	20.4	16.8

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD STAT）

*1 アンタイド：実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定しない資金協力

*2 タイド：実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定する資金協力

*3 国名はアンタイドの比率の高い順

*4 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

*5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟

1 6 情報通信網の整備促進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備に対する支援を継続すること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.98%に達する基本インフラであるが、都内島しょ部（5村6島）においては、ADSLを利用しており、通信速度が不十分であることから、動画閲覧や遠隔医療・通信教育等のサービスが十分に実現されていない。

また、行政におけるクラウドサービスの利用に支障を来すなどの課題もあるが、当該地域の人口規模が小さく、採算面等から民間事業者による通信基盤整備は進んでいなかった。

都及び5村は、平成25年4月に公表した「東京都離島振興計画」に基づき、検討組織を設置し、5村におけるインターネット等の利用環境改善に向けた整備計画の具体化に取り組み、整備費が高額な海底光ファイバーケーブルは都が、島内FTH網は村がそれぞれ主体となって整備する方針を固めた。

また、平成28年12月に公表した「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」においては、都内島しょ部（5村6島）における海底光ファイバーケーブルの整備を政策目標として掲げている。

国においても、成長戦略の柱としてICT利活用を掲げ、離島の超高速ブロードバンド化を推進しており、都の要望を受け、海底光ファイバーケーブル敷設のための財源を措置し、都は平成28年度に御蔵島及び神津島への整備を完了させるとともに、平成29年度は利島、新島及び式根島を対象とする整備に着手したところである。

都内島しょ部（5村6島）の超高速ブロードバンド化の着実な実施に当たっては、国も一定の責任を果たすべく、継続的な財政措置を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、島しょ部における情報通信技術の利用機会の格差を是正し、地域においてICTの恩恵を十分に享受でき、また、マイナンバー制度導入後の行政サービス等における情報通信量の増大に対応できるように、超高速ブロードバンド環境整備に必要な財源を継続して確保し、都の海底光ファイバーケーブルの整備に対する財政措置を実施すること。
- (2) 超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担が大きく、運営自治体の財政を圧迫する要因となることから、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス制度の適用対象とすることなど、後年度負担の軽減に向けた支援策について早期に実現を図ること。

1 7 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な領海侵犯である。

また、平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響が確認され、残存漁網は漁業の障害となっている。

こうした違法行為は、明確な領海侵犯であるほか、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は、海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていないものの、二度とこのような事態を起こさないよう、以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために必要な、あらゆる対策を実施すること。
特に、中国漁船の違法操業に対しては、海上保安庁や水産庁による監視、取締りの強化、小笠原海上保安署の機能強化など、引き続き、万全な措置を講じること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

1 8 職場における女性の活躍を推進する雇用 就業施策の充実

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、「女性の活躍推進のための積極的取組の推進」や「女性のライフステージに対応した活躍支援」を着実に実施すること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は年々上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

こうした中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月から常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。
- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、職場における活躍を見据え、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。また、ライフステージに合った仕事の仕方を選択し、育児・介護等と仕事を両立できるよう、働き方改革の更なる促進を図るとともに、柔軟な働き方を可能とするテレワークなどの普及を図ること。

19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 内閣官房・経済産業省・農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京、そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営しており、このサイトを全国の事業者が活用することにより、受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につなげていくことができる。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、平成28年7月に組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2016」のアクションに、平成28年10月に国の「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」に掲載され、都や経済界と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

また、現在、本サイトについては、都の関係団体等が、調達における専用サイトとして活用できるようシステム改修を行っており、平成29年4月から組織委員会が活用を開始している。

日本全体の経済の活性化を図るために、このサイトへの登録・案件掲載を促すことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓、新製品・新サービスの開発促進等、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ 2020

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者の P R 情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② ビジネスフロンティア・フェア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、国内外の大規模な展示会へ出展する。

③ マーケットサポート

中小企業が開発した「製品・技術・サービス」の商談を大手メーカー・商社 O B 等のビジネスナビゲータがサポートする。

④ 世界発信コンペティション

製品・技術、サービスの開発を促進するため、「製品・技術（ベンチャー技術）部門」、「サービス部門」の 2 つの分野に分けてコンペティションを実施し、革新的で将来性のある製品・技術、サービスに対し、開発・販売等奨励金を交付する。

<組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2016 2016 下半期アクション一覧（抜粋）

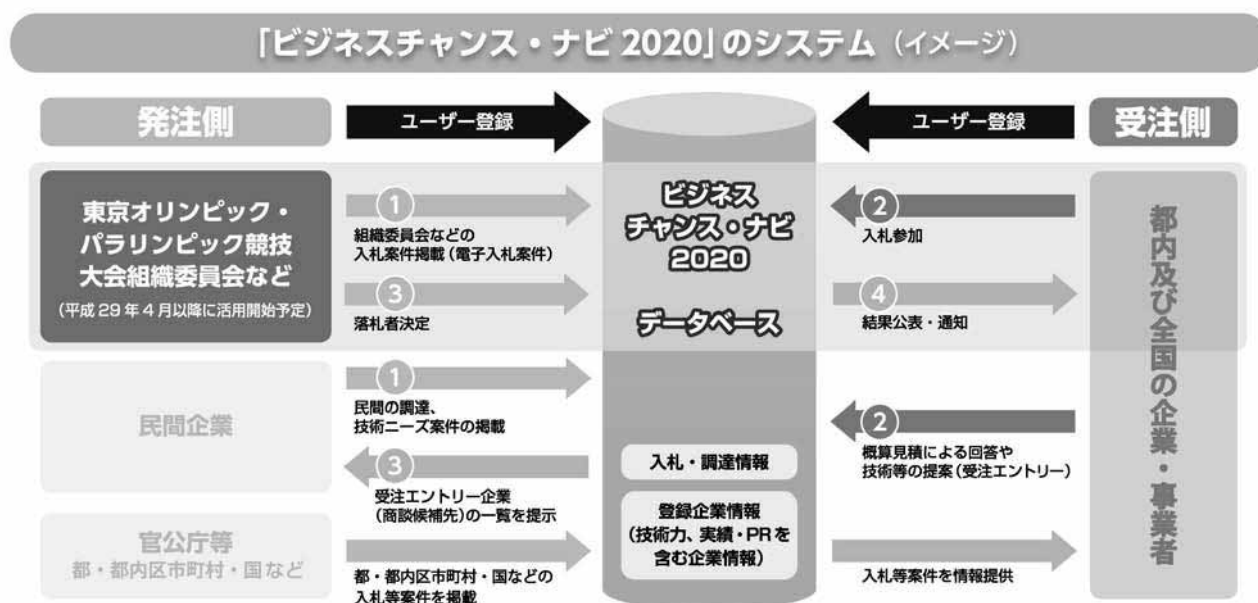
行政と産業界が連携し、中小企業に対して、東京 2020 大会等に関連した幅広いビジネスチャンスを提供するとともに、優れた製品・サービスの創出や世界に向けた P R 等を推進

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（抜粋）

東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画し、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組を開始。同協議会は、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトを構築（平成 28 年 4 月から本格稼働）。

今後は、都をはじめとする協議会や経済団体等と連携し、中小企業のビジネス機会の拡大に向けた検討、取組を進めていく。

<ビジネスチャンス・ナビ2020の概要>



20 安全・安心な旅行業務の推進

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 旅行における安全性の確保について、法令等により旅行業者自身の責務として明確に規定すること。
- (2) ランドオペレーターの業務について、適切な規制が及ぶようにすること。
- (3) 旅行業務取扱管理者について、IT化の進展に確実に対応できるような資質のレベルアップを図る仕組みを確立するとともに、その業務の実施に当たっての責任の在り方を明確にすること。

<現状・課題>

旅行における利用者の安全と安心を確保することは旅行業者の最も重要な責務である。現在、安全面の確保は、旅行業務取扱管理者の職務として規定されているだけで事業者には義務付けはない。また、利用者が事業者を通じて確実に安心して旅行ができるよう、旅行会社の経営を監督する仕組みの一層の充実も必要となっている。こうした中、特に、旅行業者としての安全確保に向けた意識をより一層徹底させるため、安全性の確保について旅行業者の責務として法令等で明確に規定することが必要である。

バス会社と旅行業者の間に入って実質的な交渉を担当し、契約や仲介を行うなどのいわゆるランドオペレーター業務については、旅行業法が対象とする旅行業務としては位置付けられていない。バスを手配するノウハウを持たない旅行業者は、業法の規制を受けないランドオペレーターにバスの手配を依頼し、その具体的な内容を把握しない場合もあり、安全を確保する上での課題となっている。

今回の旅行業法の改正により、ランドオペレーターの登録義務化などの管理制度が整備されることとなった。この法律により、旅行者の安全確保を確実に実現するための具体的な仕組みづくりが今後重要となる。

旅行業務取扱管理者については、IT化が進展しネット取引が一般化するなど複雑・多様化する業務内容にも確実に対応できるように、資質の向上を図ることが必要となっている。

また、旅行業務取扱管理者の職務上の違反について、現状では行政処分を行う仕組みがないため、責任ある業務の実施を担保するルールを作ることが不可欠となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）旅行における安全性の確保について、旅行業法等の改正により旅行業者に関してより厳格な対応を行うよう規定すること。
- （２）ランドオペレーターの業務について、適切な規制が及ぶようにすること。
- （３）旅行業務取扱管理者の資質を向上させる仕組みを確立するとともに、責任を明確化することで、旅行業務の水準の向上を図ること。

2 1 国内の水道事業体への支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 水道局)

課題を抱える国内中小水道事業体等への支援を行うに当たって、
新たな財政措置の創設を図ること。

<現状・課題>

全国に約1,400ある上水道事業者のうち、給水人口10万人未満の小規模自治体が8割以上を占めており、こうした自治体では職員が平均10人程度であることに加え、技術職員の占める割合も大規模な自治体に比べると低く、施設管理等に係る負担も大きくなっている。

水道事業が抱えるこのような課題に対し、厚生労働省では、水道の基盤の強化に向け、適切な資産管理の推進や、広域連携、官民連携の推進等を掲げ、平成29年3月に水道法改正案を国会に上程した。

都では、こうした動きを踏まえ、横浜市及び川崎市と連携し、広域化をはじめとする水道事業の経営基盤強化に資する支援を、首都圏の水道事業体に対して実施していくこととした。しかしながら、この取組を今後本格的に展開していく上で必要となる、事業体相互の支援を後押しする国による枠組み等が現在ない状況である。

<具体的要求内容>

大規模な水道事業者が中小水道事業体等に対して、原水水質の悪化や施設の老朽化対策、経営基盤強化等の支援を実施するに当たり、国は、事業者相互の支援を促進する新たな財政措置の創設に取り組むこと。

２２ 企業による保育施設設置への支援

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 産業労働局)

「企業主導型保育事業」を活用した保育施設の設置を促進するため、大都市の実情を踏まえた助成内容の支援を行うこと。

<現状・課題>

保育所の待機児童解消を図り、仕事と子育てとの両立を後押しするためには、多様な保育サービスの提供が不可欠であり、その有効策の一つとして「企業主導型保育事業」による保育施設設置への関心が高まっている。

一方、東京は地価や賃借料が地方と比べ高額であり、施設を設置する上で大きな課題となっている。

現行の「企業主導型保育事業」の助成制度では、整備費は地域区分に応じた助成額が設定されているものの、賃借料については定員区分に応じて全国一律の加算額が設定されており、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

厚生労働省による「保育対策総合支援事業費補助金」では、保育所等の安定的な運営に資するため、平成 29 年度より「都心部における保育所等への賃借料支援事業」を実施し、賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等についてその乖離分の補助を行うこととしている。

企業主導型保育事業助成金についても、同様に、賃借料加算額を見直し、大都市の実情に応じた助成内容に充実すること。

9

スポーツ・青少年・教育

9
ス
ポ
ー
ツ
・
青
少
年
・
教
育

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・警察庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・内閣府・厚生労働省・農林水産省・林野庁・経済産業省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・青少年・治安対策本部・総務局・生活文化局・都市整備局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京 2020 大会の開催まであと 3 年と迫り、競技会場の整備や運営面の具体化など、大会準備が本格化するなか、アスリートはもとより、世界中の人々の高い期待に応え、東京 2020 大会を確実に成功に導くためには、国を挙げた開催支援体制を更に拡充するなど、着実に準備を進めていくことが必要である。

国が平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされた。

平成 29 年 5 月 31 日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

従って、大会の成功に向け、国として一層役割と責任を果たしていくことが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京 2020 大会に関する事項全般について、財政面を含め全面的に支援を行うこと。
- (2) 競技会場として都、他自治体及び民間事業者が整備を行う恒久施設については、国庫補助負担率等国の通常の財政措置の枠組みを超えた積極的な財政支援を行うこと。また、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への対応や木材の活用促進など、施設の充実に資する整備についても、積極的な財政支援を行うこと。

- (3) 東京 2020 大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分について着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (4) 東京 2020 大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の1つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。
- (5) 東京 2020 大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (6) 組織委員会に課税される地方税や組織委員会に対する企業等からの寄附等について、速やかに税制上の優遇措置を講じるなど、組織委員会に対して必要な支援を行うこと。
- (7) 東京 2020 大会に関連して発生した非居住者スタッフの所得税、IOC・オリンピック放送機構などへの法人税及び消費税や関税等の間接税の非課税措置を講じること。
- (8) 東京 2020 大会開催に必要な無線局の開設において、電波法に定める免許申請手数料、落成検査手数料及び電波利用料の納付が免除されるよう必要な措置を講じること。
- (9) スポーツ基本法第27条に基づき、東京 2020 大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (10) 立候補ファイルにおいて、東京 2020 パラリンピック競技大会の開催費用について、政府と東京都で支援することになっていることから、国は十分な財政支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (11) 東京 2020 大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (12) 東京 2020 大会に向けて、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、オリンピック・パラリンピック文化プログラムの全国的な展開を推進するとともに、都や組織委員会などが取り組む様々なプロジェクトに対し、必要な財政支援を行うこと。また、民間の芸術文化活動を支援する専門機関であるアーツカウンシルの整備や国内外の国公立、民間の文化施設間の連携推進などを進めること。
- (13) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするオリンピック・パラリンピック教育プログラムの全国的な展開を支援すること。また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オ

- リンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。
- (14) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。
- (15) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策を都及び組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

参 考

○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

（スポーツ振興投票に係る収益の用途）

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号 及び第四号 に該当する事業を除く。次号において同じ。）

2 スポーツ振興事業の推進

1 国立霞ヶ丘競技場建替えの推進

(提案要求先 内閣官房・スポーツ庁・財務省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都市整備局・建設局)

スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国立霞ヶ丘競技場を、大規模国際大会が開催可能なスタジアムへと建て替えるための取組を、新国立競技場の整備計画に基づき、国が責任を持って推進すること。

<現状・課題>

国立霞ヶ丘競技場は、建替え後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のメインスタジアム及び国際大会の開催会場として計画されている。

平成 27 年 7 月 17 日に内閣総理大臣が旧整備計画の見直しを表明した。その後、8 月 10 日の第 2 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、知事が都としての意見を述べ、同月 28 日の第 4 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備計画」が決定された。

この整備計画を基に、日本スポーツ振興センターが新国立競技場整備事業者の公募を開始し、同年 12 月 22 日に優先交渉権者を決定した。その後、平成 28 年 2 月から設計を開始し、同年 12 月に本体工事に着工した。

また、新国立競技場の整備に係る財源案について、平成 27 年 12 月 1 日に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、文部科学大臣、知事の三者が会談して合意し、同月 22 日の第 5 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備に係る財政負担について」が決定された。これに基づいて、平成 28 年 5 月に独立行政法人日本スポーツ振興センター法等が改正された。

今後は、公園を含む周辺整備に向けた協議・調整、施設要件をはじめとした東京 2020 大会との整合、大会準備期間を踏まえた早期の竣工等が求められる。また、都が整備費用の一部を負担することから、大会後のレガシーとして、都民の便益が確保される必要がある。これらの課題に対応するには、国主導によるスピード感のある着実な取組が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備計画」に基づき、東京 2020 大会のメインスタジアムとして期限内に着実な整備が行われるよう国が責任を持って進めること。整備に当たっては、木材調達などにおいて持続可能性に配慮したものとすること。
- (2) 新国立競技場の整備に当たっては、東京 2020 大会の施設要件、神宮外苑地区地区計画、公園整備等についての協議及び調整を行うこと。
- (3) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備に係る財政負担について」に基づき、大会後のレガシーとして、都民利用等によるスポーツ

の振興、観光の振興、周辺環境の向上、防災機能の強化等の都民便益を確保した運営管理を行うこと。

参 考

○ 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議

東京 2020 大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の前整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定する目的で開催

<会議の構成員>

議 長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

副議長 内閣官房長官、文部科学大臣

構成員 外務大臣、財務大臣、国土交通大臣

○ 東京都市計画神宮外苑地区地区計画

平成 25 年 6 月、神宮外苑地区における国立競技場の建替計画の具体化を契機に、同地区一帯の再整備を進める目的で「東京都市計画神宮外苑地区地区計画」を決定

○ 新国立競技場の整備計画

平成 27 年 8 月 28 日に開催された第 4 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において、安倍総理大臣出席のもとで決定。整備に当たっての基本理念、スタジアムの性能、工期、コストの上限等を明示

○ 新国立競技場の整備に係る財政負担について

平成 27 年 12 月 1 日遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、馳文部科学大臣、舛添知事の三者で合意。同 22 日に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（第 5 回）において、安倍総理大臣出席のもとで決定

<主な内容>

（１）新国立競技場の整備は、「新国立競技場の整備計画」に基づき、国が責任を持って進めること。

（２）東京都も、東京 2020 大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう全面的に協力する。その際、都民への便益を踏まえ、整備費用の一部を分担すること。

（３）財源、分担対象経費、分担割合等の財源スキームの明示

<財源>

「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」

<分担対象経費>

スタジアム本体及び周辺整備費（1,550 億円程度）、設計・監理等費用（40 億円程度）、旧国立競技場の解体工事費（55 億円程度）の合計額 1,645 億円程度から、「上下水道工事」（27 億円程度）、「道路上空連結デッキ」（37 億円程度）を除いた 1,581 億円程度

<分担割合>

「国の負担」：「スポーツ振興くじの特定金額」：「東京都の負担」＝２：１：１
(貸金又は物価等の変動や消費税率１０％が適用される場合には、この割合で負担する。)

(４) 上記(３)の財源スキームを実施するために必要となる独立行政法人日本スポーツ振興センター法等の改正案の概要

2 スポーツ施設の整備促進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 国の策定した「スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、補助対象にかけられている制限を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成23年8月に施行した「スポーツ基本法」において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」においても、地域のスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設の充実を図ることを政策目標に掲げるとともに、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の充実のための取組を支援することとされた。

そこで、都は、平成25年3月、「東京都スポーツ推進計画」を策定し、都や区市町村のスポーツ施設が各々の役割を踏まえ、相互にその機能を補完することによりスポーツの力を総合的に発揮し、都民の多様なスポーツニーズに応えるとしている。

「スポーツ基本計画」は平成29年4月に第2期計画が策定されたが、そこにおいてもスポーツ実施率の向上やスポーツを通じた健康増進、地域の活性化などが掲げられており、それらの目標を達成するためには、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国のスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の策定した「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適

切に確保すること。

- (2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成29年4月1日付28文科施第523号)における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、地域武道センターの新改築事業にかけられている制限(財政力指数1.00を超える都道府県及び特別区は除外)を撤廃するとともに、これに社会体育施設の耐震化事業を加えた五事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成22年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

- (3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成29年4月3日付28文科施第523号)では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱(抄)

項	交付対象事業	対象となる経費	算定割合
24	地域スポーツセンター新改築、改造	○地域スポーツセンター新改築 地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築又は改築(新築又は改築により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えるものに限る。)。ただし、床面積4,000㎡(研究又は宿泊機能を併設する施設にあっては6,000㎡)を上限とし、2,000㎡未満のものを除く。 ○改造 社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設整備費補助金の交付を受けて建築し、建築後20年以上経過したものの改造(改造により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、	1/3

		体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備え、かつ、床面積が 2,000 m ² 以上となるものに限る。)。ただし、補助対象工事費 6,000 万円未満のもの又は改造前の床面積が 1,500 m ² 未満のものを除く。	
25	地域水泳プールの新改築	○地域スイミングセンターの新改築 一般の利用に供するための地域スイミングセンターの新築又は改築（新築又は改築により、談話室、トレーニング室等を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できるよう設計された温水プール、屋外プールにあってはプール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備えるものに限る。)。ただし、プール本体については水面積 600 m² を上限とし、200 m² 未満のものを除く。談話室等については床面積 100 m² を上限とする。 ○浄水型水泳プールの新改築 一般の利用に供するための浄水型水泳プールであって、地震防災対策特別措置法（以下「地震特措法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に計上されているものの新築又は改築（新築又は改築により、プール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できる温水プールを備えるものに限る。)。ただし、プール本体については、屋内に設置するものにあつては水面積 600 m² を上限とし、屋外に設置するものにあつては水面積 400 m² を上限とする。	地域スイミングセンター 1/3 浄水型水泳プール 1/2 （算定割合の特例） 地震特措法第 4 条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては 1/2
26	地域屋外スポーツセンターの新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、運動場（野球場及びコートを除く。）、クラブハウス及び照明施設を備えるものに限る。)。ただし、運動場にあっては実際に運動を行う区画の面積 10,000 m ² を上限とし、5,000 m ² 未満のものを除く。クラブハウスにあっては談話室、トレーニング室等を備えるもので、床面積 330 m ² を上限とする。照明施設にあっては照明しようとする面積に対し、2 辺以上の方向から照明されるもので地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、照明しようとする面積 10,000 m ² を上限とし、5,000 m ² 未満のものを除く。	1/3
27	地域武道センターの新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築（新築または改築により、談話室、トレーニング室等を備える柔・剣道場及び弓道場に限る。)。ただし、財政力指数が 1.00 を超える都道府県及び特別区の設置するものは除き、柔・剣道場にあつては床面積 2,100 m ² を上限とし、550 m ² 未満のものを除く。	1/3
28	社会体育施設の耐震化	補強を要する施設の面積に 1 平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領(抄)

(最近改正 平成28年11月9日平成28年度要領第4号)

＜助成金名称＞

スポーツ振興くじ助成金

＜助成対象団体＞

都道府県又は市町村(特別区含む)等

＜交付対象事業・主な要件＞

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額
大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム等整備事業	新設事業	3/4	3,000,000 千円
	国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造	3/4	450,000 千円
地域スポーツ施設整備助成	クラブハウス整備事業(※)	新設事業	4/5	60,000 千円
		改造事業	3/4	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業	4/5	48,000 千円
		芝生化改設事業	3/4	30,000 千円
		天然芝維持活動事業	2/3	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設の整備等	2/3	20,000 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の新設		
		スポーツ競技施設の大規模改修等		100,000 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を設置する工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに設置する工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事(施設機能の拡充のための設備等の増設を含む。)

「平成29年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引き」より

3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営にあたっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手と同等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用など、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように、一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催都市として、東京からより多くのオリンピック選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、日本代表レベルに達するためにはより高度なトレーニングや最先端のスポーツ医・科学情報などが重要である。しかしながら、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用に制約があるため、国の支援が必要である。
- (2) 都は、平成 22 年度にスポーツ所管の専管組織を発足させ、障害者スポーツ振興については、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、障害者スポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。一方、国においては、平成 26 年度に障害者スポーツの競技スポーツの分野について、厚生労働省から文部科学省へ移管し、その後、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで選手強化に取り組む体制が整備されたが、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」及び「国立スポーツ科学センター」の利用がオリンピック強化選手と同等となっていない

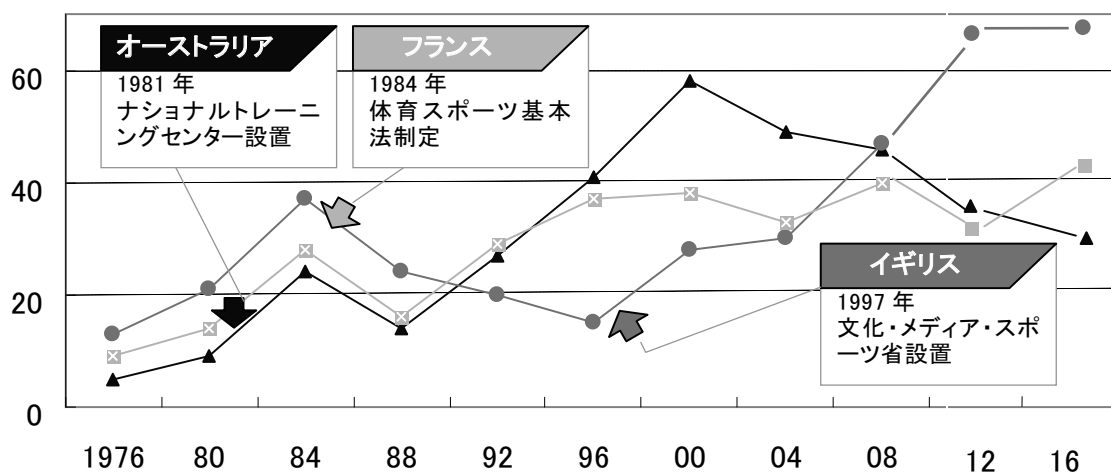
ことなど、障害者のトップアスリートを取り巻く環境には、いまだ課題がある。東京 2020 パラリンピック競技大会まで残り 3 年となった今、これまでに以上に障害者アスリートが専門的なトレーニングを行えるよう、早急に取り組を進めていくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営にあたっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手と同等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用を早期に図るなど、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOC 及び JOC 加盟中央競技団体に所属する選手及びスタッフ

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC 及び JOC 加盟中央競技団体に所属する選手及び指導者を含むスタッフ

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

4 東京 2020 パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会など国際大会に向けて、日本代表選手の強化や競技団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 障害者スポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。

<現状・課題>

- (1) パラリンピック競技団体の多くは財政的に厳しい状況にあるため、専従スタッフが少なく、限られた人員が仕事の休みを利用してボランティアで運営していることが多い。このため、パラリンピック競技大会に向けたアスリート発掘のための体験会や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、選手の育成・強化についても十分に行うことができない。

国は、日本の障害者スポーツ競技団体が、海外の強豪国と戦うために財政面や専門家による支援を必要としている現状や昨年行われたリオデジャネイロパラリンピックで、史上初めて金メダル獲得に至らなかった課題などを認識し、「第2期スポーツ基本計画」の目標及び日本パラリンピック委員会の掲げる東京 2020 大会の金メダル獲得目標の達成に強い危機感を持ち、日本代表選手の強化に向けて、競技用具や補装具等の経費に対する補助など、選手個人に対する支援を拡充するとともに、これを支える競技団体の財政面を含めた基盤強化に、より一層取り組んでいく必要がある。

- (2) 日本国内におけるパラリンピック競技の認知度や選手の知名度は、オリンピック競技に比べて格段に低い。このため、国においては、東京 2020 パラリンピック競技大会に向け、障害者スポーツの理解促進に向けた積極的な情報発信及び普及啓発に取り組む必要がある。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、2008年北京パラリンピックから始まり、2014年ソチ大会から金額が1.5倍程度まで引き上げられたものの、オリンピックメダリストへの報奨金と比較すると少ない状況にある。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会に向け、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会をはじめとした国際大会に向けた日本代表選手の競技力向上のため、パラリンピック強化選手が必要とする効果的な支援策、障害者スポーツ団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 東京 2020 パラリンピック競技大会を成功に導くため、障害者スポーツの魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの報奨金を2020年までにオリンピックメダリストへの報奨金と同額となるよう取り組むこと。

5 ラグビーワールドカップ2019への全面的支援

(提案要求先 警察庁・総務省・スポーツ庁・国土交通省・観光庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・産業労働局)

ラグビーワールドカップ2019の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

平成27年3月2日、東京都は、ラグビーワールドカップ2019の開催都市の一つに決定した。その後、試合会場の新国立競技場が整備計画見直しにより使用できなくなり、同年9月28日、改めて東京スタジアムを試合会場として、開会式・開幕戦が開催されることとなった。

日本全国12会場で開催されるラグビーワールドカップには、試合会場やファンゾーン、チームキャンプ地での取組を通じて、スポーツ振興や国際交流、経済の活性化、東日本大震災及び熊本地震からの復興等、幅広い効果が期待できる。このラグビーワールドカップを何としても成功させ、翌年開催の東京2020大会につなげていく必要がある。

国においては、平成28年2月、「ラグビーワールドカップ2019の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を策定し、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、オールジャパンでの取組を推進するため必要な措置を講ずることとした。平成29年度は、試合日程やチケット販売などの発表が予定されており、各開催都市ではより具体的な準備を行う段階に入る。

都においては、他の開催都市と一丸となって、会場アクセス、交通・警備、セキュリティ、外国人旅行者等の受入れ、気運の盛り上げ、ボランティア活動への参加促進など、ハード・ソフトの両面にわたる対策を講じる必要があり、それには国による全面的な支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 大会開催に向けた準備や、大会の運営計画等に関し、国の施策に関する事項について全面的に協力すること。
- (2) 大会開催にあたり、東京都や他の開催自治体が負担する開催都市経費について、積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 大会が大規模かつ国際的なイベントであることから、国レベルでの対応が必要であるため、東京都や他の開催自治体が行うこととされている交通、警備などについて、全面的に協力すること。
- (4) 大会開催に向け日本全体の気運醸成を早急に図るとともに、大会時に試合観戦やボランティア参加を促進する環境づくりを行うこと。また、ラグビーの競技力向上及び普及啓発に向けた取組を積極的に実施すること。
- (5) 大会開催に向けて、海外へ大会情報等を積極的に発信するとともに、多言語対応など外国人旅行者の受入環境の整備を促進すること。

3 総合的な青少年健全育成施策の拡充

1 青少年の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・福祉保健局・産業労働局・教育庁)

ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

<現状・課題>

平成28年2月に定められた「子供・若者育成支援推進大綱」で提言されたとおり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりの状態にある者の一時的な相談窓口として、ひきこもり状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行っているところであるが、今後は、区市町村において、地域の特性に応じたきめ細かな支援を提供していける体制を充実していく必要がある。

さらに、若者が社会とのつながりを失い、ひきこもりの状態になることを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

<具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）第5条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、地域の特性に応じた「ひきこもり対策」を推進できるよう、都道府県や区市町村が主体となって実施する「ひきこもり対策推進事業」について、地方の超過負担が生じることのないよう、必要十分な財源措置を行うこと。

さらに、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、ひきこもりの未然防止策にもつながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

2 非行少年の立ち直りのための措置の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 青少年・治安対策本部)

都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

平成28年中に都内で検挙された刑法犯の犯罪少年は3,653人で、前年と比較して624人(14.6%)減少したが、再犯者率が32.7%と高水準で推移している。また、都民の体感治安を悪化させている街頭犯罪全体の総検挙・補導人員に占める少年の割合は、31.9%で、約3人に1人が少年と高い割合となっているなど、少年非行をめぐる情勢は依然として予断を許さない(※数値は平成28年中の速報値)。

こうした中、都では、非行歴のある少年の立ち直りを含め、社会的自立に困難を有する若者に対する総合相談事業を進めている。

一方、国において設置を進めている、地域における保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターは、非行少年の立ち直り支援や再犯防止に寄与するものである。都内では、平成29年3月現在で21か所設置されているものの、都内33保護区に対し、十分な設置数であるとはいえない。

<具体的要求内容>

国所管施設の提供や民間施設確保のための財政措置など、都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、積極的かつ実効性ある措置を取ること。

3 あらゆる有害な情報・環境から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・教育庁)

- (1) 青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会を可能な限り少なくするという観点から、青少年インターネット環境整備法の見直しを行うこと。
- (2) 青少年がコミュニティサイト等で被害に遭わないようにするため、民間団体や事業者が実効性ある取組を行うよう必要な措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) インターネット・携帯電話に関する青少年の健全育成については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（平成20年6月18日法律第79号）に基づき、条例による携帯電話端末等におけるフィルタリングを利用しない場合の手続の厳格化など、各種の取組を行っている。

しかし、条例の効力は当該自治体の区域外での契約や事業者には規制が及ばない。

また、急速に普及しているスマートフォン（高機能携帯電話端末）においては、無線LANを利用してインターネットに接続する場合など、携帯電話事業者のフィルタリングサービスが有効とならない場合がある。

- (2) コミュニティサイト等の非出会い系サイトを通じて青少年が犯罪被害に遭う例が後を絶たない。そのため、平成23年2月には、それらのサイト等を通じて起きた被害の実態について、警察庁からウェブサイトの健全性を認定する第三者機関「EMA（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）」に情報提供を行い、認定業務に活用していく旨の覚書が、両者の間で交わされた。今後も民間団体や事業者の実効性ある取組が一層重要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 青少年インターネット環境整備法の見直しを行い、青少年が使用する携帯電話のフィルタリングを利用しない場合の手続の厳格化や、いわゆるスマートフォンの無線LAN回線におけるフィルタリングサービス提供義務化、特定サーバー管理者に対する青少年有害情報発信状況の監視義務規定の創設等、青少年の被害の実態を踏まえた取組を国においても進めること。
- (2) 青少年のコミュニティサイト等での被害を防ぐため、被害実態を踏まえたフィルタリングがなされるよう引き続き民間団体や事業者に要請するとともに、被害が多発しているサイト事業者に対し改善を求めるなど、被害防止に向けた必要な措置を講じること。

4 青少年に対する総合的なネット依存対策の実施

(提案要求先 内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・教育庁)

青少年のネット依存に関する予防対策、医学的研究など総合的な対策に取り組むこと。

<現状・課題>

総務省の調査によると、高校生全体の約4.6%、中学生の約5.7%がネット依存傾向「高」であり（平成26年7月発表「高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査」、平成28年6月発表「中学生のインターネットの利用状況と依存傾向に関する調査」）、青少年へのネット依存の広がりや心身等への悪影響が懸念されている。

しかし、ネット依存については、いまだ医学的に疾患としての概念が確立されておらず、世界的に認められた診断基準や科学的根拠に基づいた治療方法がない状況にあり、現状は一部の医療機関が、他の依存症治療で培った専門性を基に研究と併せて治療を行っているにすぎない。

一方、平成26年2月に都青少年問題協議会は、スマートフォンの急速な普及により青少年のネット依存が今後深刻化するおそれがあるため、早急にネット依存予防の普及啓発の取組を行うこと、国に対して総合的なネット依存対策の実施を要望することなどを都に提言した。提言を受け、都では家庭におけるインターネット利用のルール作りについて普及啓発を行う「ファミリーeルール講座」や講演会を実施中である。

<具体的要求内容>

青少年のネット依存に関する予防対策、依存状態の改善・克服に向けた対策、医学的研究の促進など、国レベルでの総合的な対策に取り組むこと。

4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。

<現状・課題>

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度が施行されたところであるが、新制度に必要な財源のうち消費税増税分以外の財源確保は依然として明らかになっていない。

施設型給付については、子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や、本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

新制度は、消費税を主な財源として、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

さらに、国は幼稚園就園奨励事業により、保育料等を減免する地方公共団体に対して、市町村には3分の1以内、特別区には4分の1以内の補助を行っているが、国の予算の範囲内での補助であるため、平成28年度は本来の国庫補助額の9割程度の補助額となっており、依然として区市町村の負担は解消されていない。

一方、新制度の運用については、制度が施行されたにも関わらず、国からの運用に係る詳細な情報が不足しており、区市町村・事業者が事業を行う上で支障が生じている。また、請求・給付事務をはじめ新制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
 - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
 - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
 - ③ 幼稚園就園奨励費の補助率に見合う国庫補助額を十分に確保すること。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
 - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
 - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。

5 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

<現状・課題>

公教育に果たす私立学校の役割は大きく、その振興に当たっては、学校及び保護者に対して補助を多面的に行い、学校経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

このため、都は、保護者負担の軽減だけではなく、私立学校の経営の安定化を図ることも重要であると認識し、経常費補助の充実を都政の重要な施策の一つと位置付け、その充実を図ってきたところである。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法及び東京都私立学校教育助成条例に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒1人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15パーセント程度と低い水準にある。

<具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】

(29.4.1 現在)

学 種	平成 28 年度交付額	平成 29 年度予算額
高等学校	65,448,886 千円	65,730,788 千円
中 学 校	25,064,598 千円	25,578,456 千円
小 学 校	6,343,324 千円	6,891,433 千円
幼 稚 園	18,468,657 千円	18,137,548 千円
計	115,325,464 千円	116,338,225 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒 1 人当たり予算単価 (平成 29 年度)】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	54,515 円	273,200 円	20.0%
中 学 校	47,716 円	272,700 円	17.7%
小 学 校	46,212 円	272,700 円	17.0%
幼 稚 園	23,453 円	159,000 円	14.8%

【国の予算額、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	国庫補助予算額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
25年度	102,214 百万円	1.7%	16,216,364 千円	0.0%	14.3%
26年度	104,040 百万円	1.8%	16,262,415 千円	0.3%	14.1%
27年度	102,049 百万円	△1.9%	16,713,972 千円	0.3%	14.6%
28年度	102,349 百万円	0.3%	16,829,759 千円	0.7%	14.6%
29年度	103,646 百万円	1.3%	—	—	—

※26 年度以前の予算額は幼稚園経常費の組替前の額

6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局・総務局)

- (1) 高等学校等就学支援金制度に係る費用については、国の責任において全額を措置すること。
- (2) 就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 就学支援金制度を拡充するとともに、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

<現状・課題>

国は、平成22年度から、公立高校に係る授業料の不徴収及び私立高校生等への就学支援金の支給制度を導入し、平成26年度から公立私立ともに所得制限を設け、私立高校生等に対しては、低所得世帯の生徒等への加算支給額を拡充した制度に改正した。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

就学支援金制度は、そもそも単位制高校における履修単位・履修期間等に応じた特例による支給額決定ルールなど、仕組みが極めて複雑である上、所得制限導入に伴う審査件数の増により、事務が増大し、手続が非常に煩雑となっている。

また、就学支援金は公立高校の授業料を基準額として交付されており、私立高校では引き続き保護者が多額の授業料差額を負担している。さらに、都道府県において経済的理由による修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に充てられていた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が、平成26年度をもって終了したことも踏まえ、厳しい社会経済状況が続く中、公私格差を是正する観点から、より一層の保護者負担軽減を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置すること。
- (2) 保護者、学校及び都道府県の事務負担及び費用負担軽減の観点から、就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 教育費負担に係る公私格差是正の観点から、就学支援金制度を拡充するとともに、平成26年度をもって、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が終了したことも踏まえ、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

参 考

○ 都の現状

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	180,573	172,545	128,867	81,364
都の高等学校等就学支援金事務に係る経費	458,640	296,293	292,701	141,187

※公立高等学校分を除く

< 審査件数の推移（私立高等学校等に係るもの） >

年度	件数	増加数
平成25年度	25,715件	—
平成26年度	77,618件	51,903件
平成27年度	101,354件	23,736件
平成28年度	120,575件	19,221件

7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 都の児童・生徒数が増加する中で、各種の教育課題を解決していくため、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの教職員定数を一層充実すること。
 - (2) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
 - (3) 小学校第2学年の35人以下学級を今後とも確実に実施するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
 - (4) 小学校において、英語専科教員を1校につき1人配置できるように加配定数の充実を図ること。
- また、英語以外でも専科指導を充実させるために必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

平成29年4月施行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、障害のある児童・生徒への通級による指導や日本語能力に課題のある児童・生徒への指導のための基礎定数の新設等により、学校の指導・運営体制の一定の改善が図られた。

しかし、学校における児童・生徒の学力低下への不安、いじめ、不登校等の状況は依然として深刻な問題であり、また、障害のある児童・生徒の増加や障害の重度・重複化が進んでいるなど、学校現場における特定の教育課題が生じていることから、学習指導や生活指導の両面から児童・生徒一人一人の特性を十分理解し、個に応じた指導を行う必要がある。

さらに都には、要保護・準要保護世帯の児童・生徒数も多く、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒に対して、学習支援を行う必要がある。

これらの課題を解決していくためには、柔軟な教員加配による対応が効果的であり、教職員定数の充実が必要である。

例えば、英語の会話力の向上には、全ての生徒が発話する場面を意図的に設けることが重要であり、生徒が確かな学力を身に付けられるよう、習熟の程度に応じた少人数の学習集団による指導を行うことが必要である。

また、小学校においては、高学年における英語教育の教科化等に伴い、英語の指導力を備えた専科教員の確保が必要である。

加えて、高学年を中心に、英語以外でも専科指導の一層の充実が必要である。

さらに、国の平成29年度予算では、「少子化等に伴う定数減」により、指導方法工夫改善加配などの加配定数を減少させているが、都においては、習熟度別指導を推進しており、また、児童・生徒数が増加する見込みであることから、今後も一層の充実が求められる。

一方、平成29年度から平成38年度の10年間で加配定数の基礎定数化することが示されたものの、教職員定数の改善計画については、平成29年度政府予算においても盛り込まれず、これは今後の各都道府県の教職員採用計画や各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響するため、早期に具体的かつ実効性のある定数改善計画が示されることが必要である。

また、平成24年度から教員の加配措置により小学校第2学年の35人以下学級が実施されてきたが、平成29年度においても、学級編制標準は改定されず、教員が基礎定数化されなかった。この加配措置が、毎年度の予算折衝の中で、仮に認められないようなことがあれば、学校現場において大きな混乱が予想されることから、平成30年度以降も小学校第2学年の35人以下学級の確実な実施のため、学級編制標準を改定すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 各種の教育課題を解決していくためには、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの加配定数が引き続き不可欠であることから、教職員定数を一層充実すること。
- (2) 今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成及び各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響することとなるため、後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
- (3) 小学校第2学年の35人以下学級を確実に実施するため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
- (4) 小学校において、英語専科教員を1校につき1人配置できるように加配定数の充実を図ること。

また、英語以外でも専科指導を充実させるために必要な支援を行うこと。

8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等については、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化に伴い、子供の生活習慣の乱れ、不登校やいじめに起因するメンタル面での支援の必要などが増加しており、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実状に応じた養護教諭の配置が極めて重要である。

現在の特別支援学校の養護教諭の国の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、原則各校1人の配置としつつ、児童・生徒数が61人以上の場合には1人を加えて2人とするものとなっている。

平成19年度の学校教育法の改正により、複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校が大規模化し、児童・生徒数が400人を超すような学校も存在する。

しかし、現在の配置基準は児童・生徒数がどんなに多くとも1人加わるのみという基準となっており、現実の学校の実態にそぐわないものと言わざるを得ない。

児童・生徒数等に応じた段階的な算定根拠を持つ定数改善を速やかに行うべきである。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭の定数については、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員、学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うこと。

9 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を成立させるとともに、本条例に基づき、同年7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と合わせて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえて、平成28年7月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために児童・生徒がいじめを訴えやすい環境の整備や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、全教員で情報を共有して解決を図るための校内体制整備をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の必要性が示されたところである。

- (1) 平成28年6月に全公立学校を対象とした都独自の調査では、同年4月から6月までに把握したいじめの事例は4千件を超すことが判明し、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

東京都においては、平成25年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校(平成28年度は、小学校1,286校、中学校626校、高等学校248課程)にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成28年度は、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほかに、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週2回配置している。

しかしながら、平成20年度からは国の補助率が従前の2分の1から3分の1へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校の総数の10パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経

費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成27年度は20区、23市、3町に配置し、平成28年度は、22区、25市、3町へ配置を拡充したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

しかしながら、事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにも関わらず、平成21年度から突然に国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引き上げを行うべきである。

<具体的要求内容>

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。
- なお、スクールカウンセラーの人材確保にあたり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働きかけること。
- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう、補助率を引き上げること。

10 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、 不登校特例校の拡充等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を行うこと。
- (2) 不登校特例校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) その他、不登校対策を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国では 125,991 人、都内公立小・中学校では 10,618 人であり、近年増加傾向にある。不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、不登校となった児童・生徒に対する学校への復帰等の支援策の一つとして教育支援センターを設置し、相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、文部科学省が開催した「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告(平成 28 年 7 月)に基づき、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成 28 年 9 月 14 日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実や不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、平成 27 年度に文部科学省が実施した教育支援センターの実態調査(平成 26 年度時点)によると、全国に 1,086 施設ある教育支援センターに、18,117 人の小・中学生が在籍しているが、不登校児童・生徒全体の約 15%に過ぎない。このうち都では、区市町により 76 施設が設置され、1,947 人の小・中学生が在籍しているが、不登校児童・生徒全体の約 19%という状況である。また、不登校特例校については、全国で 10 校しかなく、そのうち公立学校は 4 校という状

況である。

不登校対策の重要性に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な努力を続けているものの、このような状況を改善し、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどという基本理念（第 3 条）の下、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものと示されている（第 4 条）。さらに、この法律では、国及び地方公共団体は、教育支援センターや不登校特例校の整備や充実のために必要な措置を講ずるよう努めることも示されている（第 10 条・第 11 条）。

また、都においても、昨年度設置した有識者による「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会」の報告において、教育支援センターの機能強化や、不登校特例校の広がりに向けた具体的な検討が必要であることから、区市町村に対する国及び都の支援に期待する旨の提言を受けている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

（１）教育支援センターの機能強化を図るための人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間家庭にひきこもっている児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を行うこと。

（２）不登校特例校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、不登校特例校の設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

（３）不登校対策推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対策全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

1 1 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、国として長時間勤務の是正に向けた姿勢を打ち出し、社会に向けたメッセージを発信すること。そして、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校では、教員が子供たちの学力向上に向けた熱心な授業改善などの取組のほか、子供たちをめぐる不登校・中途退学対策、いじめへの対応、子供の貧困への対応といった社会状況の変化に伴った多様・複雑で困難な課題に真摯に向き合っている。こうしたことにより教員の多忙感が増している。

平成29年4月、文部科学省が教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）を公表したが、前回調査時点（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに勤務時間が増加していることが判明した。

昨今の社会情勢においては、国民全体の働き方の見直しに向けた議論が活発に行われ、国においても国民全体の働き方改革に向け、「働き方改革実現会議」が発足するとともに、教育再生実行会議においても、社会総掛かりで子供を育ていくことが求められる一方で、家庭や地域の教育力の低下、教員の長時間労働の問題が顕在化していることが言及されている。

<具体的要求内容>

- (1) 国として教員の勤務実態を踏まえ、学校における働き方改革の実現に向けた姿勢を打ち出し、教員の多忙感の解消こそが教育の質を高めることにつながるというメッセージを社会に向けて発信すること。
- (2) 教員の事務作業等の負担軽減をするため、業務を補助する「業務アシスタント」や部活動指導員、児童・生徒・保護者からの金銭徴収システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。
- (3) 教員の勤務時間の把握に向け、出退勤システムの導入に対する財政的支援等を行うこと。

1 2 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年 の健全育成

児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 内閣府・警察庁・総務省・法務省)

(都所管局 青少年・治安対策本部)

- (1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正など、被害に繋がる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が計画している自画撮り被害児童に関する調査について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

<現状・課題>

急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都に寄せられる相談をみると、特に児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談の割合が増えている。

そのうち、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害や、このような被害に繋がりがねない働きかけを受けたことに関する相談が多く寄せられていることが近年の特徴である。

児童ポルノ事件として立件されたものだけでも、自画撮り被害児童数は増加しており、児童ポルノ被害全体の約4割前後を占め、懸案となっている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

このため、都においては、第31期青少年問題協議会において、対策を審議し、本提案事項を含めた答申がなされたところである。

< 具体的要求内容 >

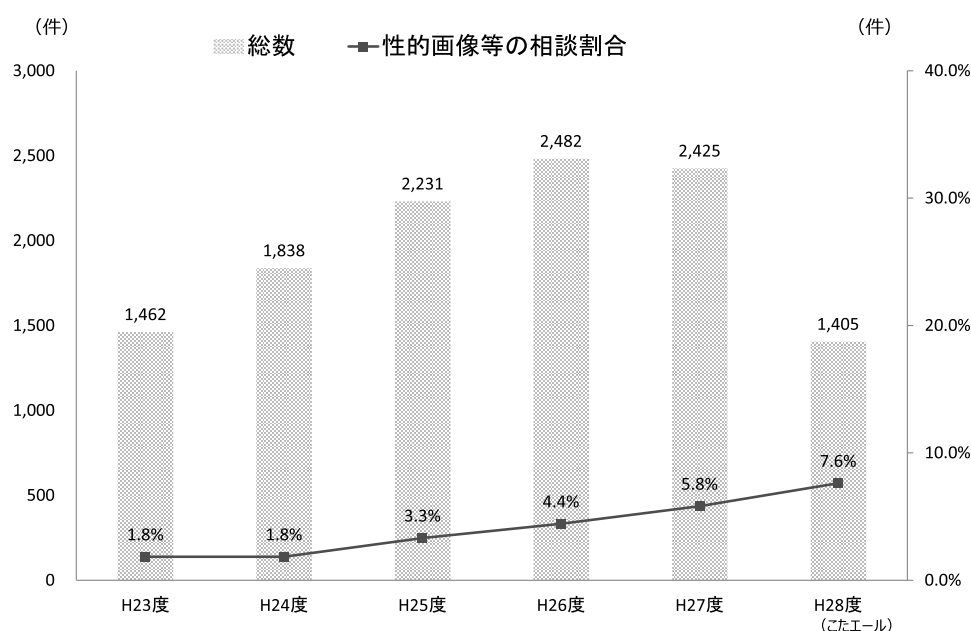
- (1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害に繋がる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害に繋がる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。

- (2) 警察庁が計画している「自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究」（「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画～児童の未来を守る社会のために～」平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議）について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

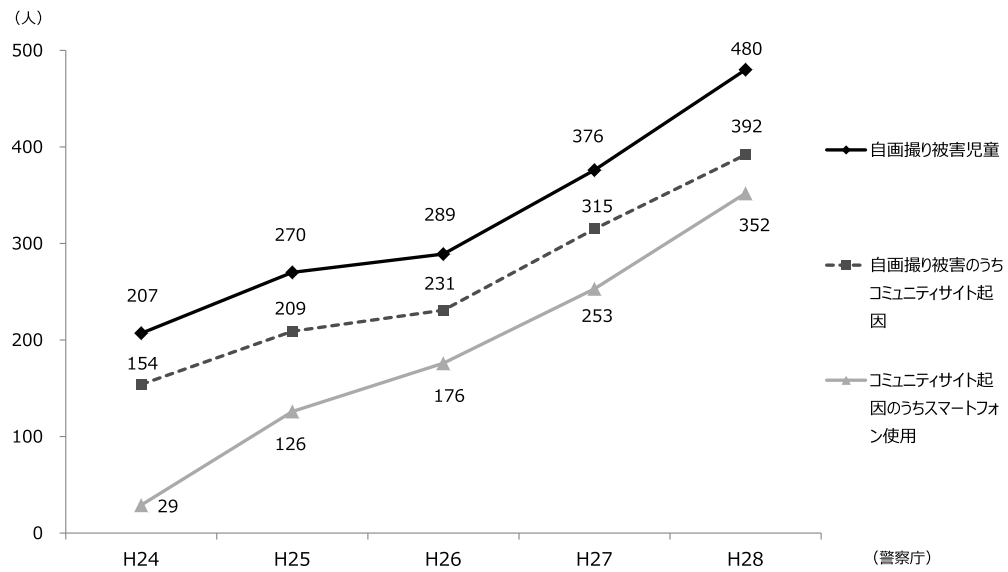
参 考

児童ネットトラブル相談件数（東京都）



28年度は前年度と比較して、1,020件減少したものの、性的画像等の相談に関する割合は、1.8ポイント増加し、年々増加傾向にある。

児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移（全国）



※コミュニティサイト…SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

全国の児童ポルノ事犯における自画撮り被害に遭った児童は、前年より１０４人と年々増加しており、過去最高となっている。

10

治安对策

1 首都東京を守るテロ対応力の強化

1 テロへの効果的対処

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るための施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

<現状・課題>

昨年のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件をはじめ、世界各地で国際テロ組織等によるテロが多発していることに加え、I S I Lが、邦人に対するテロを繰り返し呼び掛けているなど、我が国に対する国際テロの脅威は、正に現実のものとなっている。

このような情勢の中、2020年には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）」の開催を控え、開催国としての治安責任を果たさなければならないことや、首都警察として各種対策を強化してテロ等の不法事案の防圧検挙に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京 2020 大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」が発足した。同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 海外研究機関による研究成果等について情報収集、テロ防止啓発リーフレット、ポスター等の作成による情報発信により、官民連携したテロ対策を強化すること。
- (4) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資機材、捜査用装備資機材、ウェアブルモニタリングシステム、次世代映像規格（4 K）を取り入れたビデオ採証システム関連資機材、高度映像解析システムの導入、捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・原子力規制庁・厚生労働省)
(都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) N B C R テロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。

<現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、テロへの対処を重視して、平成 27 年 3 月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質(N：核物質、B：生物剤、C：化学剤、R：放射性物質)などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、N B C R テロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国民保護法に基づく体制に加えて、N B C R テロ等の事案発生から緊急対処事態(大規模テロ)の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、「毒物及び劇物取締法」の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療にあたる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修及び訓練等の指導を行うこと。

参 考

(1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備

- ・NBCR攻撃による災害が発生した場合、緊急処理事態認定後であれば、国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、NBCRに特有な各種の措置を講じる。
- ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不明確である。

※『国民の保護に関する基本指針』

第4章 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。

(2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(3) NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

①NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・NBCRテロ災害すべてに対応
- ・災害現場での指導助言
- ・患者を収容し専門治療

②NBCRに関する既存の専門機関は個別対応のみ

N・R：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・緊急被ばく用医療施設4床保有

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・医療施設は有していない。

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・医療施設は有していない。

2 サイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上やサイバー攻撃に関する広報啓発活動を行うこと。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が予定されており、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であること、2012年のロンドンオリンピック、2016年のリオデジャネイロオリンピックでは現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めるほか、サイバー攻撃に関する啓発ポスターやリーフレット等の作成、配布等により、広く都民、国民、事業者に注意喚起を行うこと。

- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) 情報セキュリティに関する専門的研修の実施（外部委託）や、海外等で開催される専門的研修等への捜査員の派遣を通じて、サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 次世代車載通信系システムの整備を推進すること。
- (4) ビッグデータ・AIの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (5) 国際海空港における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

平成28年中の都内における刑法犯の認知件数は、13万4,619件と平成15年から14年連続で減少し、戦後最悪を記録した平成14年に比べ約55%減少しており、各種取組の成果が着実に現れているとも言える。

しかしながら、昨年11月に発表された「都民生活に関する世論調査」の都政への要望の中では、高齢者対策、防災対策に次いで「治安対策」が挙げられており、その割合は約半数を占めている。これは、いまだ撲滅に至らない振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DVに起因する凶悪犯罪、依然として厳しい状況にある薬物事犯等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

さらに、これら個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化する一方で、刻々と変化するサイバー犯罪への対策、国際テロ対策等、新たな脅威への対応が求められ、治安に関する要求は、むしろ増大している。

他にも警視庁は、国会、官邸等をはじめ、官公庁が集中している首都の治安維持を担っている警察としての特殊性から、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日から警察官を被災地に派遣し、これまでに延べ23万人を超える職員を派遣するなど、日本警察の中核として日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(第3条第4項)の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度以降現在までは15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大している。

- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催が決定し、大会成功に向け、治安責任を果たす必要があるというだけでなく、大会前後の治安環境の変化を見据えた諸対策も進めていかなければならない。

警視庁には、平成 27 年度に 71 人、平成 28 年度に 83 人、平成 29 年度に 60 人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、一段と厳しい治安情勢の中、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化が必要である。

- (3) 現在、警視庁で運用中の警察無線（車載通信系システム）については、平成 14 年度に整備され、各無線機器の老朽化が著しく、機器製造会社でも保守用部品の在庫がないため故障しても修理できない状況にある。

このため警察庁では、東京 2020 大会前の平成 30 年～31 年にかけて、警視庁の車載通信系システムを新システム（次世代車載通信系システム）に更新するとの方針を決めた。

警視庁では、警察庁から配分された無線機の台数では足りず、警察活動に支障が生じるため、不足分を都費で整備しており、現在、保有無線機全体の約 26% が都費整備である。

今回のシステム更新に際して、現有の国費整備分のみが更新対象となると、治安維持に当たる警察活動に支障があることから、都費整備分も合わせて更新対象とする必要がある。また、更新期間中には、東京 2020 大会直前の各種対策を実施中であることから、固定局、中継局及び無線機搭載車両（約 4,300 台）に対する工事が円滑に行われる必要があるほか、新システムの不具合等により警察活動に支障が出ないように確実な整備を図る必要がある。

- (4) 各種犯罪の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪を抑止していくためには、ビッグデータ・AI を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や災害警備等の各種警察活動においても、ビッグデータ・AI を活用して状況を予測することで、対応策の決定等を効率的に支援する必要がある。

そこで、ビッグデータ・AI の活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (5) 東京都では、東京 2020 大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致を目指しており、平成 31 年までに、東京湾に大型クルーズ客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の国際競争力を強化している。

これら国際海空港における施設整備等の推進により、今後も外国人入国者

数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への銃器薬物の流入による治安悪化を防ぐため、銃器薬物密輸入事犯の取締りに資する装備資機材の充実強化を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の 15 億円から 25 億円に増額すること。
- (2) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 現在運用中の車載通信系システムにかかる固定局、中継局及び無線機全てを国費による更新整備対象とし、次世代車載通信系システムへの移行に際しては、システム及び無線機器の動作検証を確実にを行い、更新作業前に不具合やシステムエラー等を解消してスムーズかつ確実に更新し、東京 2020 大会に向けて各種対策を実施中の第一線警察活動に影響を及ぼさないこと。
- (4) 各種警察活動を効果的、効率的に行うため、ビッグデータ・AI の活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (5) 銃器薬物密輸入事犯の取締りを推進するため、
 - 壁面探査機（コンパクトレーダーシステム）
 - 暗視双眼鏡（デジタルナイトビジョン）等の装備資器材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等への警戒、捜査活動に資する装備資器材を充実強化すること。

<現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあるとされてから、1年が経過したところであるが、両団体の傘下組織構成員による傷害等の事件が都内を含む全国で発生しており、他県下では、神戸山口組傘下組織幹部が六代目山口組傘下組織組員に射殺される事件も発生している。

これらの情勢を踏まえ、当庁では、両団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化しているところであるが、今後も、都民、国民の安全確保と対立抗争事件の発生防止に万全を期するため、警戒・視察対策車（防弾車）の配備が必要である。

また、当庁では、「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を設置し、対立抗争の早期防圧と両団体の弱体化及び壊滅に向けた取締りを強化していることから、捜査活動に資する装備資器材の配備が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等への警戒及び取締り強化のため、

- 警戒・視察対策車（防弾車）
- 超小型カメラ等の捜査用資器材

等の装備資器材の充実強化を図ること。

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

交通管制・交通規制対策

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 定周期式信号機の集中制御化を図ること。
- (2) 信号制御の高度化を図ること。
- (3) 光ビーコンの整備を図ること。
- (4) 視覚障害者用音響式信号機の整備を図ること。
- (5) 歩行者感应等制御の整備を図ること。
- (6) エスコートゾーン等の整備を図ること。

<現状・課題>

定周期式信号機の集中制御化とは、定周期式信号機を交通管制システムによる信号制御に変更するものである。これにより、感知器で計測した交通状況に応じた信号制御や路線の系統化が図られ、無駄な待ち時間や停止回数が減少することとなり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

警視庁では現在、車両感知器で計測・処理算出した主道路と従道路の交通需要に応じて、各方向に必要な信号青時間を表示するリアルタイム制御という信号制御方式を導入している。

信号制御の高度化とは、車両感知器で収集したデータから算出する渋滞長の推定方法を改善（車両感知パルスデータから渋滞末尾を直接推定）及び信号制御アルゴリズムを高度化（交通需要算出方法の改善、信号機を通過する際に赤信号で生じる遅れ時間を交差点単位で最小化、隣接信号機の青開始時間差を需要に応じて最適化）するもので、交通状況に応じて更に無駄のない信号青時間を表示させることが可能となり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

光ビーコンは、車両感知情報の収集に加え、3メディア対応カーナビゲーション搭載車両との間で双方向通信を行う機能があり、旅行時間を直接算出することが可能であるとともに、車両に対して周辺の詳細な交通情報を提供するなど交通管理上極めて有効な装置である。

光ビーコンの整備拡大により、これまで情報収集できなかった区間の交通情報の収集が可能になるとともに、詳細な交通情報の提供などにより、交通流の分散による円滑化対策を図ることが可能となる。

視覚障害者用音響式信号機とは、視覚障害者用の押ボタン又は視覚障害者が携帯する小型発信機からの要求を受け、横断歩道の両端に設置されたスピーカから擬音等を鳴らして安全な横断タイミングを知らせるとともに横断する方向を誘導するものである。

歩行者感应等制御とは、歩行者の横断する青信号の秒数を延長することで、安

全な横断を確保する目的で整備をする信号制御である。また、車両の円滑を考慮し、バランスをより高める信号制御である。

機能としては、歩行者信号が「青点減」する前に歩行者が横断歩道を渡り切れていない場合の歩行者青信号延長や、歩行者が横断歩道上に存在しない場合に歩行者青信号を打ち切り、車両青信号への振り分けが可能となる。

エスコートゾーンとは、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことである。警視庁では、エスコートゾーンとともに、溶融式塗装による横断歩道（高輝度）の整備も行っている。

いずれも、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、安全・円滑な交通確保に必要な交通管制・交通規制対策であり、また、障害の有無にかかわらず全ての人々が参加しやすい大会となるように、アクセシビリティガイドラインに基づき、設定されるアクセシブルルートにおいて整備を行うことで、ハード面のバリアフリーや心のバリアフリーを推し進め、2020年の先に、全ての人に優しい街・東京を実現するユニバーサルデザインのまちづくりを促していくものである。

< 具体的要求内容 >

定周期式信号機の集中制御化・リアルタイム信号制御等の整備・光ビーコンの整備・視覚障害者用音響式信号機の整備・歩行者感应等制御の整備・エスコートゾーン等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則第1条第1項第1号から第4号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備を実施しているところであるが、オリンピック会場候補地である、お台場等の臨海地区は、道路法に基づかない港湾道路となっており、補助対象道路となっていないことから、同地区を補助対象道路とすること。

4 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

災害警備用資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災、平成26年の広島県土砂災害や長野県御嶽山噴火災害、平成27年の関東・東北豪雨による洪水災害、今年の熊本地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は事前にどれだけ準備できるかにかかっており、実災害から得られた経験も踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や切迫する首都直下地震等の大規模災害に対する備えを万全にするため、各種資器材の拡充など、大規模災害対策を強力に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、災害救助用資器材の高度化、災害対策用車両の拡充により、災害対応能力の向上を図ること。

5 特例施設占有者の権限拡大

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限を拡大すること。

<現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成28年中は都内において約383万2千件という過去最高の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施していくことが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占めている現状であり、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占めている。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、ほとんどの特例施設占有者は、これによらず警察署に提出している状況であり、自ら保管等するよう働きかけているが実現されておらず、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に、遺失物法において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

6 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 法務省・厚生労働省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者及び不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っているとされており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 法務省・外務省・文部科学省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

今後、国の「留学生30万人計画」の推進に伴い、留学生が増加することも踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

7 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成28年中は、2,225人にまで増加するとともに、全薬物押収量も大幅に増加するなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

当庁では、薬物乱用根絶に向けた街頭キャンペーンをはじめ、広報用DVDの制作、電車や街頭設置の大型モニターを活用した広報啓発活動を実施しているところであるが、国においても薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を引き続き強化していく必要がある。

また、全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約6割以上が再犯者であるという現状を踏まえ、当庁では、『ノードラッグ警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、平成28年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」において、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策策定及び実施が地方公共団体の責務と規定されたことに伴い、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していかなければならない。

そこで、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ラジオ・テレビ放送等のメディアを活用するなど、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう、全国規模の広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 薬物再乱用防止対策に資するセミナー等の充実に向けた財源を確保すること。

8 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラの整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

平成28年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも過去最多となるなど、人身安全関連事案に対処するための対策の推進は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害児童数も、依然として高水準で推移しているほか、近年、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題や、児童の性に注目したいいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる新たな形態の営業により、児童が性的な被害に遭う問題等、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にある。

さらに、本年3月には、千葉県において通学途中の女儿が殺害された事案や大分県のこども園において、児童等3名が刃物等により怪我を負う事案が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民・国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

- (1) 各種犯罪の未然防止及び犯人の早期検挙を図る上で、街頭防犯カメラの設置は極めて有効であることから、警視庁では、自治体等の関係機関と連携し、通学路防犯カメラの設置や町会等の民間団体に対する街頭防犯カメラの設置を働き掛けているところであるが、現状として、特に民間団体による街頭防犯カメラの大規模な設置は見込めない状況にあり、仮に街頭防犯カメラの設置が決定されたとしても、街頭防犯カメラが実際に稼動を開始するまでには、計画段階から起算し相当の期間を要するのが通常であることから、街頭防犯カメラ設置のノウハウを有する警察が主体となり、機動的・弾力的に運用可能な街頭防犯カメラの整備を図ることが必要である。
- (2) 警視庁では、DV・ストーカー等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、いわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例を制定するなどの取組を推進しているところ、これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

- （１）犯罪発生の蓋然性が高く、街頭防犯カメラを喫緊に必要とする地区において、移設が容易な仕様の街頭防犯カメラを設置するとともに、機動的・弾力的な運用が可能かつ事案発生時の速やかな初動対応が可能な防犯カメラを搭載し、録画映像からの該当物件検索、置き去り物件検知等の機能を装備した車両を配備すること。
- （２）児童の性に着目した新たな営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのＤＶ・ストーカー等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守るため、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

9 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。

(2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪である。その被害は都内だけでなく全国的にも歯止めが掛からず高止まりしており、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、最新の手口や犯人の電話に出ないことが被害防止につながることを広く周知させるための広報啓発活動が非常に重要であり、都道府県ごとの広報だけでなく、テレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した全国規模の広報を実施することが望まれる。

また、警視庁では、被害防止に効果の高い「自動通話録音機」を東京都と連携して高齢者世帯に配布しているところであるが、より多くの世帯に設置するため、国においても、これらの機器の充実強化を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の、広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口を周知するための広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の機器の充実強化を図ること。

参 考

平成 28 年中の特殊詐欺被害状況

都内	認知件数	2,032 件 (前年比+153 件、+8.1%)
	被害額	約 61.7 億円 (前年比-約 5.6 億円、-8.4%)
全国	認知件数	14,151 件 (前年比+327 件、+2.4%)
	被害額	約 406.3 億円 (前年比-約 75.7 億円、-15.7%)

4 再犯防止のための対策の充実

再犯防止に向けた取組の充実

(提案要求先 警察庁・法務省)
(都所管局 青少年・治安対策本部)

万引き等の再犯の可能性の高い犯罪に関して、再犯防止のための取組が促進されるよう、対策の充実を図ること。

<現状・課題>

『犯罪白書』（平成28年版）によると、刑法犯検挙人員のうち再犯者率は、平成9年（27.9%）から一貫して上昇し続け、平成27年は48.0%（前年比0.9ポイント上昇）である。

都では、身近な犯罪対策として、万引き防止の取組を進めているが、万引きは再犯者率が高く、特に高齢者は万引きで検挙された人の約6割が再犯者である。

国においては、これまで、対象者の特性に応じた指導・支援の強化など、再犯防止に向けた総合対策が進められてきたところであり、昨年には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定・施行された。

本法律では、国の責務に加え、地方公共団体についても、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務が定められている。

また、地方公共団体には、国の策定する再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が課せられるなど、再犯防止に向けた取組の推進が求められている。

<具体的要求内容>

身近な犯罪である万引きなど再犯の可能性の高い犯罪に関し、再犯防止推進計画を早期に策定し、関係機関における情報共有の仕組みや体制の整備を図り、犯罪傾向の進んでいない早い時期からの再犯防止に向けた取組が進むよう対策の充実を図ること。

5 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射等に関しての情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。

<現状・課題>

北朝鮮が相次いで弾道ミサイルの発射を強行するなど、国際情勢が緊迫化する中、その脅威は我が国も例外ではない。

また、今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の近年における主な実績

【核実験実施】

平成28年9月9日、平成28年1月6日 など

【弾道ミサイル発射（日本の排他的経済水域に落下）】

平成29年3月6日、平成28年9月5日、平成28年8月3日

参考 1

省庁別提案要求事項一覧

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
内閣官房	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進
	災害対策	8 国土強靱化の推進
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	生活・産業	6 統合型リゾート(IR)に必要な法整備等の確実な実施
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】
内閣府	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	行財政改革	8 社会保障・税番号制度について
	災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方
	都市整備	6 大規模水害対策の推進
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	25 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進
	都市整備	39 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実
	福祉・保健・医療	12 乳児用液体ミルクに関する規定整備
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	3 地方消費生活行政の財源確保
	生活・産業	4 文化政策の推進
	生活・産業	6 統合型リゾート(IR)に必要な法整備等の確実な実施
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	22 企業による保育施設設置への支援【新規】
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】
警察庁	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	2 サイバー攻撃対策の強化
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	治安対策	4 再犯防止のための対策の充実【新規】
総務省	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進
	行財政改革	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し
	行財政改革	4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等
	行財政改革	5 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	6 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	7 地方法人課税の分割基準の適正化
	行財政改革	9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置
	行財政改革	10 自動車関係税の充実確保
	行財政改革	11 固定資産税制の改革
	行財政改革	12 自治体情報セキュリティクラウドの推進について
	行財政改革	13 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【新規】
	行財政改革	14 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化【新規】
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	23 公共事業推進のための行政代執行法の改正
	都市整備	31 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実
	都市整備	32 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
総務省	都市整備	36 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	40 都市高速鉄道整備の充実・強化
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	45 無電柱化事業の推進
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	16 情報通信網の整備促進
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
消防庁	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ボルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】
	災害対策	7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進
法務省	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】
	都市整備	19 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ボルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	治安対策	4 再犯防止のための対策の充実【新規】
外務省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】
財務省	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進
	行財政改革	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等
	行財政改革	5 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置
	行財政改革	10 自動車関係税の充実確保
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	都市整備	13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
	都市整備	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	8 ベンチャー企業の支援の拡充
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
文部科学省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	行財政改革	8 社会保障・税番号制度について
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進
	都市整備	30 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	生活・産業	4 文化政策の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保
	スポーツ・青少年・教育	5 私立学校助成の拡充
	スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等
	スポーツ・青少年・教育	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定
	スポーツ・青少年・教育	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善
	スポーツ・青少年・教育	9 いじめ問題等に対する取組の充実
	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、不登校特例校の拡充等
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現【新規】
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
厚生労働省	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	29 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	都市整備	31 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	4 医療保険制度改革等
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進
	福祉・保健・医療	8 ウイルス肝炎対策の強化
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実
	福祉・保健・医療	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備
	福祉・保健・医療	12 乳児用液体ミルクに関する規定整備
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	13 非正規労働者に対する支援の強化
	生活・産業	14 障害者の就業支援策の一層の充実
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実
	生活・産業	21 国内の水道事業者への支援【新規】
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
農林水産省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	都市整備	55 島しょ港湾等の整備促進
	都市整備	57 島しょ港湾等の防災対策の推進
	環境・エネルギー	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	14 森林循環促進に向けた施策の拡充
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	16 食品ロス削減施策の推進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	生活・産業	11 ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)の緊急防除
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
経済産業省	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	45 無電柱化事業の推進
	環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	11 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	12 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	13 廃棄物・リサイクル対策の拡充
	環境・エネルギー	16 食品ロス削減施策の推進
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	生活・産業	4 文化政策の推進
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	8 ペンチャー企業の支援の拡充
	生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	地方分権改革	1 分権型社会の実現
国土交通省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	災害対策	3 緊急地震速報の改善
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	4 高規格堤防(スーパー堤防)事業の推進
	都市整備	5 東京港の地震・津波・高潮対策の推進
	都市整備	6 大規模水害対策の推進
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	8 羽田空港の液状化対策の推進

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
国土交通省	都市整備	9 長周期地震動対策の推進
	都市整備	10 ハッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等
	都市整備	11 下水道事業に対する交付制度の拡充
	都市整備	12 水の有効利用の促進
	都市整備	13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
	都市整備	14 不法係留船対策の推進
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進
	都市整備	17 大都市圏における地籍調査の推進
	都市整備	18 既存住宅ストックの活用促進
	都市整備	19 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	20 都営住宅ストックの有効活用【新規】
	都市整備	21 大都市補正の適用地区拡大
	都市整備	22 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正
	都市整備	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	25 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり
	都市整備	26 首都移転の白紙撤回
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進
	都市整備	28 鉄道施設の耐震化の推進
	都市整備	29 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	都市整備	33 外かく環状道路の早期完成
	都市整備	34 高速道路網の整備推進及び有効活用等
	都市整備	35 国道等の整備推進
	都市整備	36 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	37 鉄道駅のバリアフリー化の推進
	都市整備	38 都市鉄道ネットワーク等の強化
	都市整備	39 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	40 都市高速鉄道整備の充実・強化
	都市整備	41 連続立体交差事業の推進
	都市整備	42 踏切対策推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	43 交通結節点における施設整備助成の拡充
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	45 無電柱化事業の推進
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	47 首都圏新空港の調査検討の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	都市整備	49 小笠原諸島への航空路開設の推進
	都市整備	50 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進
	都市整備	51 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進
	都市整備	52 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大
	都市整備	53 震災にも強い東京港の機能強化
	都市整備	54 民有港湾施設の適切な維持管理の推進
	都市整備	55 島しょ港湾等の整備促進
	都市整備	56 東京港の新海面処分場の財源確保
	都市整備	57 島しょ港湾等の防災対策の推進
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	10 道路環境対策の推進
	環境・エネルギー	11 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	生活・産業	4 文化政策の推進
	生活・産業	5 MICE推進施策の抜本的な強化
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実
	生活・産業	20 安全・安心な旅行業務の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
環境省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	40 都市高速鉄道整備の充実・強化
	都市整備	49 小笠原諸島への航空路開設の推進
	環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	11 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	12 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	13 廃棄物・リサイクル対策の拡充
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	16 食品ロス削減施策の推進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
防衛省	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】

参考 2

所管局別提案要求事項一覽

参考 2
所管局別提案
要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
政策企画局	災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進
	都市整備	26 首都移転の白紙撤回
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	生活・産業	5 MICE推進施策の抜本的な強化
青少年・治安対策本部	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
総務局	治安対策	4 再犯防止のための対策の充実【新規】
	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進
	行財政改革	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し
	行財政改革	6 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	8 社会保障・税番号制度について
	行財政改革	9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置
	行財政改革	12 自治体情報セキュリティクラウドの推進について
	行財政改革	13 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【新規】
	災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	災害対策	3 緊急地震速報の改善
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	災害対策	8 国土強靱化の推進
	都市整備	6 大規模水害対策の推進
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	8 羽田空港の液状化対策の推進
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進
	都市整備	32 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正
	都市整備	49 小笠原諸島への航空路開設の推進
	生活・産業	16 情報通信網の整備促進
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】
財務局	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進
	行財政改革	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し
	行財政改革	4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等
	行財政改革	5 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	6 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置
	行財政改革	10 自動車関係税の充実確保
	都市整備	23 公共事業推進のための行政代執行法の改正
主税局	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進
	行財政改革	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	5 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	6 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	7 地方法人課税の分割基準の適正化
	行財政改革	10 自動車関係税の充実確保
	行財政改革	11 固定資産税制の改革
	行財政改革	14 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化【新規】
生活文化局	行財政改革	8 社会保障・税番号制度について
	都市整備	30 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充
	生活・産業	3 地方消費生活行政の財源確保
	生活・産業	4 文化政策の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保
	スポーツ・青少年・教育	5 私立学校助成の拡充
オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
都市整備局	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	4 高規格堤防(スーパー堤防)事業の推進
	都市整備	8 羽田空港の液状化対策の推進
	都市整備	9 長周期地震動対策の推進
都市整備局	都市整備	10 ハッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
都市整備局	都市整備	12 水の有効利用の促進
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進
	都市整備	17 大都市圏における地籍調査の推進
	都市整備	18 既存住宅ストックの活用促進
	都市整備	19 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	20 都営住宅ストックの有効活用【新規】
	都市整備	22 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正
	都市整備	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改革
	都市整備	25 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり
	都市整備	28 鉄道施設の耐震化の推進
	都市整備	33 外かく環状道路の早期完成
	都市整備	34 高速道路網の整備推進及び有効活用等
	都市整備	35 国道等の整備推進
	都市整備	36 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	37 鉄道駅のバリアフリー化の推進
	都市整備	38 都市鉄道ネットワーク等の強化
	都市整備	39 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	41 連続立体交差事業の推進
	都市整備	42 踏切対策推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	43 交通結節点における施設整備助成の拡充
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	47 首都圏新空港の調査検討の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改革
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
環境局	都市整備	49 小笠原諸島への航空路開設の推進
	環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	11 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	12 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	13 廃棄物・リサイクル対策の拡充
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	16 食品ロス削減施策の推進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改革
福祉保健局	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方
	都市整備	29 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	環境・エネルギー	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	4 医療保険制度の改革等
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進
	福祉・保健・医療	8 ウイルス肝炎対策の強化
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実
	福祉・保健・医療	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備
	福祉・保健・医療	12 乳児用液体ミルクに関する規定整備
	生活・産業	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
病院経営本部	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
産業労働局	都市整備	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	環境・エネルギー	14 森林循環促進に向けた施策の拡充
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	生活・産業	5 MICE推進施策の抜本的な強化
	生活・産業	6 統合型リゾート(IR)に必要な法整備等の確実な実施
	生活・産業	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充
	生活・産業	8 ベンチャー企業の支援の拡充
	生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	生活・産業	11 ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)の緊急防除
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	13 非正規労働者に対する支援の強化
	生活・産業	14 障害者の就業支援策の一層の充実
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
	生活・産業	20 安全・安心な旅行業務の推進
	生活・産業	22 企業による保育施設設置への支援【新規】
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
建設局	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	4 高規格堤防(スーパー堤防)事業の推進
	都市整備	6 大規模水害対策の推進
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	10 ハツ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等
	都市整備	13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
	都市整備	14 不法係留船対策の推進
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進
	都市整備	21 大都市補正の適用地区拡大
	都市整備	22 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正
	都市整備	23 公共事業推進のための行政代執行法の改正
	都市整備	33 外かく環状道路の早期完成
	都市整備	34 高速道路網の整備推進及び有効活用等
	都市整備	35 国道等の整備推進
	都市整備	36 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	41 連続立体交差事業の推進
	都市整備	42 踏切対策推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	45 無電柱化事業の推進
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進
	環境・エネルギー	7 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	10 道路環境対策の推進
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
港湾局	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	地方分権改革	1 分権型社会の実現
	都市整備	5 東京港の地震・津波・高潮対策の推進
	都市整備	13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
	都市整備	35 国道等の整備推進
	都市整備	36 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	45 無電柱化事業の推進
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	49 小笠原諸島への航空路開設の推進
	都市整備	50 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進
	都市整備	51 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進
	都市整備	52 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大
	都市整備	53 震災にも強い東京港の機能強化
	都市整備	54 民有港湾施設の適切な維持管理の推進
	都市整備	55 島しょ港湾等の整備促進
	都市整備	56 東京港の新海面処分場の財源確保
	都市整備	57 島しょ港湾等の防災対策の推進
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
	生活・産業	5 MICE推進施策の抜本的な強化
	生活・産業	6 統合型リゾート(IR)に必要な法整備等の確実な実施
交通局	都市整備	37 鉄道駅のバリアフリー化の推進
	都市整備	40 都市高速鉄道整備の充実・強化
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
水道局	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	10 ハツ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等
	都市整備	31 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実
	環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	2 水素社会の実現に向けた着実な取組
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	21 国内の水道事業者への支援【新規】

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	11 下水道事業に対する交付制度の拡充
	環境・エネルギー	15 東京湾の水質改善対策の促進
教育庁	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定
	スポーツ・青少年・教育	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善
	スポーツ・青少年・教育	9 いじめ問題等に対する取組の充実
	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、不登校特例校の拡充等
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現【新規】
警視庁	都市整備	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	2 サイバー攻撃対策の強化
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
東京消防庁	災害対策	7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化
	都市整備	27 ヘリサインの整備推進

参考 3

提案要求先省厅所管課一覽

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
地方分権改革	1 分権型社会の実現	【1】内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(総括担当)、地方分権改革推進室 総務省自治財政局財政課、調整課、自治税務局企画課 財務省主計局主計官、主税局総務課 【2】内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(総括担当)、地方分権改革推進室 総務省自治財政局財政課、調整課、自治税務局企画課 財務省主計局主計官、主税局総務課 【3】内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(総括担当)、地方分権改革推進室 総務省自治財政局財政課 財務省主計局主計官 【4】総務省自治財政局財政課、調整課、交付税課、自治税務局企画課 財務省主計局主計官 国土交通省港湾局計画課、都市局公園緑地・景觀課、水管理・国土保全局総務課、道路局 国道・防災課
維持・離島の保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	内閣官房内閣官房副長官補室、領土・主権対策企画調整室 内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室 外務省アジア大洋州局 文部科学省研究開発局海洋地球課 農林水産省水産庁漁港漁場整備部、資源管理部 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課 国土交通省河川局海岸室、港湾局海洋・環境課 環境省自然環境局自然環境計画課、自然環境局野生生物課、水・大気環境局水環境課
行財政改革	1 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革の推進	総務省自治税務局都道府県税課 財務省主税局総務課
	2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	総務省自治税務局都道府県税課 財務省主税局総務課
	3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	総務省自治財政局財政課、自治行政局行政課
	4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	総務省自治財政局財政課、調整課、交付税課 財務省主計局主計官
	5 財政上の不合理な措置の是正	【(1)①】総務省自治財政局交付税課、自治税務局企画課 財務省主税局総務課 【(1)②】総務省自治財政局財政課、調整課 【(1)②、(2)】財務省主計局主計官 【(2)】総務省自治税務局固定資産税課
	6 地方税収納金整理資金制度の創設	総務省自治財政局財政課、自治税務局企画課
	7 地方法人課税の分割基準の適正化	総務省自治税務局都道府県税課
	8 社会保障・税番号制度について	内閣府大臣官房番号制度担当室 文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
	9 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体への財源措置	総務省自治財政局財政課、調整課、交付税課 財務省主計局主計官
	10 自動車関係税の充実確保	総務省自治税務局企画課、自治税務局都道府県税課 財務省主税局税制第二課
	11 固定資産税制の改革	総務省自治税務局固定資産税課
	12 自治体情報セキュリティクラウドの推進について	総務省自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室
	13 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【新規】	総務省自治行政局公務員部公務員課
	14 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化【新規】	総務省自治税務局都道府県税課
災害対策	1 首都直下地震対策の具体的な推進	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官、国土強靱化推進室 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 国土交通省国土政策局総合計画課
	2 帰宅困難者対策の推進	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 財務省大臣官房地方課 国土交通省住宅局市街地建築課 国土交通省鉄道局鉄道事業課鉄道サービス政策室
	3 緊急地震速報の改善	国土交通省気象庁地震火山部管理課
	4 災害医療体制の充実	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当) 厚生労働省医政局地域医療計画課
	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	【1】内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課 【2】厚生労働省医政局地域医療計画課 【3】経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課
	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)
	7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化	【1】消防庁消防・救急課、救急企画室、国民保護・防災部防災課広域応援室 国民保護・防災部防災課防災情報室、国民保護・防災部参事官 【2】消防庁消防・救急課、救急企画室、予防課特殊災害室、国民保護・防災部参事官 【3】消防庁救急企画室
	8 国土強靱化の推進	内閣官房国土強靱化推進室
都市整備	1 建築物の耐震化の推進	【1～2】国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室、市街地建築課市街地住宅整備室
	2 木造住宅密集地域の整備促進	【1】国土交通省都市局都市安全課 【2】国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室、市街地建築課市街地住宅整備室
	3 総合的な治水対策の推進	【1】国土交通省水管理・国土保全局総務課、河川計画課、河川環境課、治水課 砂防部砂防計画課、砂防部保全課、砂防部保全課海岸室 【2】国土交通省水管理・国土保全局総務課、治水課、下水道部下水道事業課 【3】国土交通省水管理・国土保全局総務課、治水課 【4】国土交通省水管理・国土保全局総務課、砂防部砂防計画課、砂防部保全課 【5～6】国土交通省水管理・国土保全局総務課、河川環境課 【7】国土交通省水管理・国土保全局総務課、治水課 【8】国土交通省水管理・国土保全局総務課、治水課、砂防部保全課海岸室 【9】国土交通省水管理・国土保全局総務課、河川環境課、治水課 【10】国土交通省水管理・国土保全局総務課、河川環境課、治水課
	4 高規格堤防(スーパー堤防)事業の推進	国土交通省水管理・国土保全局総務課、河川計画課、治水課、都市局市街地整備課
	5 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	国土交通省港湾局計画課、海岸・防災課
	6 大規模水害対策の推進	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課、治水課、河川環境課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当) 総務省大臣官房政策評価広報課 経済産業省大臣官房総務課 国土交通省道路局国道・防災課、環境安全課
	8 羽田空港の液状化対策の推進	国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課、空港計画課
	9 長周期地震動対策の推進	国土交通省住宅局建築指導課
	10 ハツ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等	国土交通省水管理・国土保全局水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、水資源部水資源政策課、水資源計画課
	11 下水道事業に対する交付制度の拡充	【1～5】国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
	12 水の有効利用の促進	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課、水資源計画課
	13 オリンピック・パラリンピック競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備	財務省理財局国有財産業務課 国土交通省都市局公園緑地・景観課 国土交通省港湾局計画課、海洋・環境課
	14 不法係留船対策の推進	国土交通省水管理・国土保全局水政課
	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	内閣官房地域活性化統合事務局 国土交通省都市局まちづくり推進課、都市計画課、市街地整備課、住宅局市街地建築課
	16 市街地の開発に係る諸事業の推進	【1】国土交通省都市局市街地整備課 【2】国土交通省都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課 【3】国土交通省住宅局市街地住宅整備室 【4】国土交通省都市局街路交通施設課、まちづくり推進課
	17 大都市圏における地籍調査の推進	国土交通省土地・建設産業局地籍整備課
	18 既存住宅ストックの活用促進	【1】国土交通省住宅局住宅生産課 【2】国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室
	19 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	法務省民事局参事官室 国土交通省住宅局市街地建築課
	20 都営住宅ストックの有効活用【新規】	国土交通省住宅局住宅総合整備課
	21 大都市補正の適用地区拡大	国土交通省大臣官房技術調査課
	22 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正	国土交通省総合政策局総務課、土地・建設産業局総務課
	23 公共事業推進のための行政代執行法の改正	総務省自治財政局財政課、自治税務局企画課
	24 公共事業と農地保全を両立するための制度改革	財務省主税局税制第一課 農林水産省経営局農地政策課 国土交通省都市局都市計画課、公園緑地・景観課
	25 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり	内閣府地方分権改革推進室 国土交通省都市局都市計画課、公園緑地・景観課
	26 首都移転の白紙撤回	国土交通省国土政策局総合計画課
	27 ヘリサインの整備推進	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当) 消防庁国民保護・防災部防災課、防災課広域応援室 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 国土交通省水管理・国土保全局防災課
	28 鉄道施設の耐震化の推進	国土交通省鉄道局施設課
	29 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	厚生労働省医政局地域医療計画課、社会・援護局福祉基盤課 国土交通省住宅局市街地建築課
	30 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 文部科学省高等教育局私学部私学助成課 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
	31 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実	総務省自治財政局公営企業課、公営企業経営室 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
	32 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正	総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室
	33 外かく環状道路の早期完成	国土交通省道路局総務課、企画課、道路経済調査室、環境安全課、国道・防災課、高速道路課 都市局都市政策課、都市計画課、街路交通施設課
	34 高速道路網の整備推進及び有効活用等	【1(1)・(5)】国土交通省都市局街路交通施設課、都市計画課、都市政策課 道路局総務課高速道路経営管理室、高速道路課、企画課、道路経済調査室 環境安全課、国道・防災課 【1(2)】国土交通省都市局街路交通施設課、都市政策課、道路局高速道路課、企画課 【1(3)～(4)】国土交通省都市局都市政策課、道路局高速道路課、企画課 【2】国土交通省都市局都市政策課、道路局高速道路課、企画課、環境安全課 道路交通管理課ITS推進室 【3】国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室、総務課道路政策企画室、高速道路課 企画課
	35 国道等の整備推進	【1】国土交通省道路局企画課、国道・防災課、都市局市街地整備課
	36 道路・橋梁事業の推進	【1】総務省自治税務局企画課 国土交通省総合政策局総務課、土地・建設産業局総務課、都市局市街地整備課 街路交通施設課、道路局企画課、国道・防災課、環境安全課 【2～3】国土交通省道路局環境安全課 【4】国土交通省道路局国道・防災課、環境安全課 【5～7】国土交通省道路局環境安全課 【8】国土交通省港湾局計画課 【9】国土交通省道路局国道・防災課、環境安全課
	37 鉄道駅のバリアフリー化の推進	【1～3】国土交通省総合政策局安心生活政策課、交通支援課、鉄道局都市鉄道政策課 国土交通省観光庁外客受入参事官室
	38 都市鉄道ネットワーク等の強化	国土交通省鉄道局都市鉄道政策課
	39 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	国土交通省都市局街路交通施設課 国土交通省自動車局総務課企画室 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
	40 都市高速鉄道整備の充実・強化	【1】国土交通省鉄道局都市鉄道政策課 【2】総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室 【3】国土交通省鉄道局都市鉄道政策課 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
	41 連続立体交差事業の推進	【1】国土交通省都市局街路交通施設課、道路局企画課 【2】国土交通省都市局市街地整備課、街路交通施設課、道路局企画課 【3】国土交通省都市局街路交通施設課、道路局企画課 【4】国土交通省都市局街路交通施設課
	42 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	国土交通省道路局路政課、都市局街路交通施設課、鉄道局都市鉄道政策課、施設課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
都市整備	43 交通結節点における施設整備助成の拡充	国土交通省鉄道局都市鉄道政策課、都市局街路交通施設課
	44 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進	内閣官房内閣参事官情報通信技術(IT)担当付 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付、参事官(国家基盤技術グループ)付 警察庁長官官房参事官(高度道路交通政策担当)付 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 経済産業省製造産業局自動車課 国土交通省道路局ITS推進室、自動車局技術政策課
	45 無電柱化事業の推進	【1】総務省総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課 経済産業省資源エネルギー庁電力基盤整備課 国土交通省道路局国道・防災課、環境安全課 【2】国土交通省港湾局計画課
	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	【1】法務省入国管理局総務課 財務省関税局監視課 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課 農林水産省消費・安全局植物防疫課、動物衛生課 国土交通省航空局総務課、航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 航空事業課、首都圏空港課、空港計画課、空港業務課 交通規制部交通管制企画課、管制課、港湾局計画課 【2～3】国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課、空港計画課
	47 首都圏新空港の調査検討の推進	国土交通省航空局総務課、航空ネットワーク部空港計画課
	48 米軍基地対策の推進	【1】外務省北米局日米安全保障条約課 防衛省地方協力局地方協力企画課 【2】内閣官房国家安全保障局 法務省入国管理局総務課 外務省北米局日米安全保障条約課 財務省関税局監視課 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課 農林水産省消費・安全局植物防疫課、動物衛生課 国土交通省航空局総務課、航空ネットワーク部ネットワーク企画課 航空事業課、首都圏空港課、交通規制部交通管制企画課 管制課、道路局 防衛省防衛政策局日米防衛協力課、地方協力局地方協力企画課 【3】外務省北米局日米安全保障条約課 国土交通省航空局交通管制部交通管制企画課、管制課 防衛省地方協力局地方協力企画課
	49 小笠原諸島への航空路開設の推進	国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課、国土政策局特別地域振興官 環境省自然環境局国立公園課
	50 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進	国土交通省港湾局計画課
	51 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進	国土交通省港湾局計画課
	52 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	国土交通省港湾局計画課、海洋・環境課
	53 震災にも強い東京港の機能強化	国土交通省港湾局計画課、海岸・防災課
	54 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	国土交通省港湾局海岸・防災課、技術企画課
	55 島しょ港湾等の整備促進	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課、防災漁村課 国土交通省国土政策局離島振興課、港湾局計画課、海岸・防災課
	56 東京港の新海面処分場の財源確保	国土交通省港湾局計画課、海洋・環境課
	57 島しょ港湾等の防災対策の推進	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課、防災漁村課 国土交通省国土政策局離島振興課、港湾局計画課、海岸・防災課
環境・エネルギー	1 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	【(1)(2)】経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備室 【(1)(2)(3)(4)(5)(6)】経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 【(2)】環境省総合環境政策局環境影響評価課 【(3)】環境省総合環境政策局環境経済課 【(4)(5)】内閣官房総合海洋政策本部事務局 【(6)】環境省地球環境局地球温暖化対策課
	2 水素社会の実現に向けた着実な取組	【(1)～(8)】経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課水素・燃料電池戦略室 【(2)】環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 【(3)(4)】環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課 【(4)】国土交通省自動車局環境政策課 【(5)(6)】経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室 【(7)】環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
環境・エネルギー	3 気候変動対策の推進	【1(1)ア、イ】環境省地球環境局地球温暖化対策課 【1(1)ウ】環境省地球環境局地球温暖化対策課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 【1(1)エ】経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 環境省地球環境局地球温暖化対策課 【1(1)オ】厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 【1(1)カ】環境省地球環境局地球温暖化対策課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 【1(1)キ】環境省地球環境局地球温暖化対策課 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 【1(2)】総務省自治税務局企画課 環境省地球環境局地球温暖化対策課 【2(1)、(2)】環境省地球環境局地球温暖化対策課 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 【2(3)】経済産業省商務情報政策局製品安全課 【3(1)～(4)】国土省住宅局住宅生産課 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 環境省地球環境局地球温暖化対策課 【3(5)】経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 国土交通省住宅局住宅生産課 【3(6)】国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課 環境省地球環境局地球温暖化対策課 【3(7)】環境省地球環境局地球温暖化対策課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課 厚生労働省医政局医療経営支援課 【4(7)】経済産業省製造産業局自動車課 国土交通省自動車局環境政策課 環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課 【4(7)以外】経済産業省製造産業局自動車課 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課 省エネルギー対策課 国土交通省自動車局環境政策課 環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課 地球環境局地球温暖化対策課 【5(1)(2)】国土交通省都市局街路交通施設課 環境省環境政策局総務課 【6(1)】経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 【6(2)】経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 【6(3)】経済産業省商務情報政策局情報経済課 【6(4)】環境省地球環境局地球温暖化対策課 【6(4)(5)】経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備室
	4 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進	【1(1)(2)】内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 環境省水・大気環境局大気生活環境室 国土交通省総合政策局環境政策課
	5 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	【(1),(5)】総務省自治税務局固定資産税課 【(1),(2),(3),(4)】財務省主税局税制第一課 【(1),(2),(3),(5)】国土交通省都市局公園緑地・景観課 【(5)】環境省自然環境局野生生物課(鳥獣保護業務室) 【(6)】国土交通省都市局 文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課
	6 公園整備事業等の推進	【1～2】国土交通省都市局公園緑地・景観課
	7 都市再生推進のための国有財産の活用	【1】財務局理財局国有財産業務課 国土交通省都市局公園緑地・景観課 【2】財務省理財局国有財産業務課 国土交通省都市局公園緑地・景観課
	8 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	【(1)】農林水産省林野庁国有林野部経営企画課、森林整備部森林利用課 環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課 【(2),(5)】環境省自然環境局自然環境計画課 【(3)】文部科学省文化庁文化財部記念物課 環境省自然環境局野生生物課 【(4)】国土交通省国土政策局特別地域振興官
	9 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	【1】経済産業省製造産業局自動車課 国土交通省自動車局環境政策課 環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課 【2】国土交通省自動車局環境政策課 環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課、総合環境政策局環境経済課 【3】環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課、水・大気環境局総務課 【4】環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課
	10 道路環境対策の推進	国土交通省道路局企画課、国道・防災課、環境安全課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
環境・エネルギー	11 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	【1】環境省水・大気環境局大気環境課 【2①,②,⑩】環境省水・大気環境局大気環境課 【2③,④,⑨】経済産業省産業技術環境局環境指導室 環境省水・大気環境局大気環境課 【2⑤⑥】経済産業省産業技術環境局環境指導室 環境省総合環境政策局環境経済課、水・大気環境局大気環境課 【2⑦】国土交通省大臣官房技術調査課 【2⑧】国土交通省大臣官房技術調査課 経済産業省産業技術環境局環境指導室 【3,④①】環境省水・大気環境局大気環境課 【4②】国土交通省港湾局海洋・環境課 環境省水・大気環境局環境管理技術室、自動車環境対策課
	12 市街地土壤汚染対策の推進	【1,②,③】環境省水・大気環境局土壌環境課 【4】経済産業省産業技術環境局環境指導室 環境省水・大気環境局土壌環境課
	13 廃棄物・リサイクル対策の拡充	(1)経済産業省産業技術環境局環境政策課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 (2)経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 (3)経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
	14 森林循環促進に向けた施策の拡充	(1)農林水産省林野庁森林整備部森林利用課 農林水産省林野庁森林整備部整備課(造林間伐対策室) (2)農林水産省林野庁森林整備部整備課 (3)農林水産省林野庁林政部木材利用課 農林水産省林野庁林政部木材産業課 (4)農林水産省林野庁森林整備部計画課
	15 東京湾の水質改善対策の促進	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官、河川環境課、治水課、港湾局計画課 農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
	16 食品ロス削減施策の推進	農林水産省食糧産業局バイオマス循環資源課 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	【1】内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、保育課、職業家庭両立課 【2】内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 財務省理財局国有財産企画課
	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	【1】厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、虐待防止対策推進室、家庭福祉課、母子保健課 【2】厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、虐待防止対策推進室 【3】厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
	3 高齢社会対策の推進	【1】厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、介護保険計画課 【2】厚生労働省老健局振興課 【3】厚生労働省老健局認知症施策推進室 【4】厚生労働省老健局振興課、高齢者支援課 【5】厚生労働省老健局高齢者支援課、社会・援護局福祉基盤課、財務省理財局国有財産企画課
	4 医療保険制度改革等	厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課
	5 障害者施策の推進	【1(1)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 【1(2),(3)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 【1(4)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 【1(5)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 【1(6),(7)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 【1(8)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 精神・障害保健課 【1(9),(10)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当 【2(1)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 財務省理財局国有財産企画課 【2(2)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 【3(1)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 【3(2)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 【3(3)～(11)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 【3(12)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 【3(13)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害児・発達障害者支援室 【3(14)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 【4]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 【5(1)～(3)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 【5(4)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部心の健康支援室 【5(5)～(7)]厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	厚生労働省社会・援護局地域福祉課、地域福祉課生活困窮者自立支援室 職業安定局就労支援室
	7 保健医療施策の推進	【1】厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課、医事課医師臨床研修推進室 保険局医療課、健康局健康課公衆衛生医師確保推進室 【2】厚生労働省医政局看護課 【3】厚生労働省医政局地域医療計画課、研究開発振興課 【4～6]厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課、保険局医療課 【7]厚生労働省医政局地域医療計画課、歯科保健課 【8]厚生労働省健康局がん・疾病対策課、保険局医療課 【9～13]厚生労働省医政局地域医療計画課、保険局医療課 【14]厚生労働省健康局難病対策課 【15]厚生労働省健康局健康課
	8 ウイルス肝炎対策の強化	厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
	9 新興・再興感染症対策の充実	【1]法務省入国管理局警備課 厚生労働省健康局結核感染症課 【2]厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局血液対策課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実	【1】厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課、監視安全課 内閣府消費者庁食品表示企画課 【2】厚生労働省健康局結核感染症課 【3】厚生労働省健康局結核感染症課、健康課 【4】厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備	【1】厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 【2】厚生労働省健康局総務課
	12 乳児用液体ミルクに関する規定整備	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課 内閣府消費者庁食品表示企画課
生活・産業	1 国際金融都市・東京の実現【新規】	内閣府 経済産業省 内閣府金融庁 法務省 財務省 総務省
	2 経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入体制の充実	法務省入国管理局総務課 外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課 経済産業省通商政策局アジア大洋州課
	3 地方消費生活行政の財源確保	内閣府消費者庁消費者教育・地方協力課
	4 文化政策の推進	内閣府知的財産戦略推進事務局 文部科学省文化庁長官官房政策課 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課(クリエイティブ産業課) 国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課
	5 MICE推進施策の抜本的な強化	国土交通省観光庁国際観光課 国土交通省観光庁参事官室(国際会議等担当)
	6 統合型リゾート(IR)に必要な法整備等の確実な実施	内閣官房特定複合観光施設区域整備推進室
	7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充	(1)法務省入国管理局総務課 外務省領事局外国人課 国土交通省観光庁国際観光課外客誘致室 (3)総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 (4)内閣府金融庁監督局銀行第一課 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 (5)国土交通省観光庁観光戦略課 (6)国土交通省自動車局旅客課、鉄道局鉄道事業課鉄道サービス政策室 (2)、(3)、(4)、(6)、(7)国土交通省観光庁参事官(外客受入担当) (8)国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課
	8 ベンチャー企業の支援の拡充	財務省大臣官房地方課 経済産業省経済産業政策局新規産業室 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	内閣府金融庁監督局総務課 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 経済産業省経済産業政策局産業資金課
	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	①財務省主税局税制第一課 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(都市農業室) 国土交通省都市局都市計画課 ②財務省主税局税制第一課 ③財務省主税局税制第一課 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(都市農業室) 国土交通省都市局公園緑地・景観課 環境省自然環境局自然環境計画課 ④国土交通省都市局公園緑地・景観課 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(都市農業室) ⑤財務省理財局国有財産企画課 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(都市農業室)
	11 ウズ輪紋ウイルス(ブラムボックスウイルス)の緊急防除	農林水産省消費・安全局植物防疫課
	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	(1),(2)内閣府男女共同参画局推進課 (1),(2)総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 (1),(2)厚生労働省労働基準局労働条件政策課 (1),(2)厚生労働省労働基準局勤労者生活課 (1),(2)経済産業省商務情報政策局サービス政策課 (1),(2)国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室
	13 非正規労働者に対する支援の強化	(1)厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課 (2)厚生労働省職業安定局雇用保険課 (3)厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 労働基準局労働条件政策課
	14 障害者の就業支援策の一層の充実	(1),(3)厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 (2)厚生労働省職業能力開発局能力開発課
	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	内閣官房副長官補付 総務省自治財政政局公営企業課公営企業経営室、自治行政局地域政策課 外務省国際協力局開発協力総括課 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室
	16 情報通信網の整備促進	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、料金サービス課
	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	(1)農林水産省水産庁資源管理部管理課 国土交通省海上保安庁警備救難部刑事課 防衛省 (2)農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	(1)厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課 (2)総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室 厚生労働省労働基準局労働条件政策課 厚生労働省労働基準局勤労者生活課 経済産業省商務情報政策局サービス政策課 国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室
	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 経済産業省商務情報政策局サービス政策課 経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 農林水産省食料産業局食品流通課
	20 安全・安心な旅行業務の推進	国土交通省観光庁観光産業課
	21 国内の水道事業体への支援【新規】	厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
	22 企業による保育施設設置への支援【新規】	内閣府子ども・子育て本部(子ども・子育て支援担当)
スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 警察庁生活安全局地域課、交通局交通規制課、警備局警備企画課、警備課 総務省大臣官房企画課、自治税務局企画課、情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室 総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室、移動通信課 外務省大臣官房外務報道官・広報文化組織人物交流室 財務省大臣官房総合政策課政策推進室、主計局主計官、大臣官房地方課広報推進室 文部科学省スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課、政策課、健康スポーツ課、国際課 文部科学省文化庁長官官房政策課、文化財部伝統文化課 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 内閣府政策統括官(防災担当)付 厚生労働省医政局総務課、健康局結核感染症課 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 農林水産省林野庁林政部木材産業課 経済産業省商務情報政策局サービス政策課 国土交通省総合政策局政策課、総合政策局公共事業企画調整課、住宅局住宅生産課木造住宅振興室 国土交通省観光庁外客受入担当参事官付
	2 スポーツ振興事業の推進	【1】内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 文部科学省スポーツ庁政策課 財務省理財局国有財産業務課 【2】文部科学省スポーツ庁参事官(地域振興担当) 【3】文部科学省スポーツ庁競技スポーツ課 【4】文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課 【5】警察庁交通局交通規制課 総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省スポーツ庁政策課、国際課 国土交通省総合政策局政策課 国土交通省観光庁外客受入担当参事官付
	3 総合的な青少年健全育成施策の拡充	【1】内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、スポーツ・青少年局青少年課 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室 職業能力開発局キャリア形成支援室、社会・援護局地域福祉課 【2】法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係 【3】内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、少年課 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 法務省刑事局公安課 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、スポーツ・青少年局青少年課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 経済産業省商務情報政策局情報経済課 【4】内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、スポーツ・青少年局青少年課 厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課
	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
	5 私立学校助成の拡充	文部科学省高等教育局私学部私学助成課
	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、財務課
	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、財務課
	9 いじめ問題等に対する取組の充実	文部科学省初等中等教育局児童生徒課、財務課
	10 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、不登校特例校の拡充等	文部科学省初等中等教育局児童生徒課、財務課
	11 学校における働き方改革の実現【新規】	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、財務課、参事官(学校運営支援担当)
	12 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成【新規】	内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、少年課 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 法務省刑事局公安課
治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化	【1(1)】警察庁警備局警備課、刑事局犯罪鑑識官 【1(2)】警察庁長官官房会計課 【1(3)】警察庁警備局警備企画課、外事情報部国際テロリズム対策課 【1(4)】警察庁警備局警備課、公安課、外事情報部国際テロリズム対策課 【2(1)】内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 【2(2)】内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 環境省原子力規制庁長官官房総務課広報係 厚生労働省医業・生活衛生局審査管理課 【2(3)】内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 厚生労働省大臣官房厚生科学課
	2 サイバー攻撃対策の強化	警察庁警備局警備企画課

提案要求先省庁所管課一覧

区分	事項名	所管課
治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	【1(1)】 警察庁長官官房会計課 【1(2)】 警察庁長官官房人事課 【1(3)】 警察庁情報通信局通信施設課 【1(4)】 警察庁情報通信局情報通信企画課 【1(5)】 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課 【2】 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課 【3】 警察庁交通局交通規制課 【4】 警察庁警備局警備課 【5】 警察庁生活安全局地域課 【6(1)】 法務省入国管理局総務課 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 【6(2)】 法務省入国管理局総務課 外務省領事局外国人課 文部科学省高等教育局学生・留学生課 【7】 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課 【8～9】 警察庁生活安全局生活安全企画課
	4 再犯防止のための対策の充実【新規】	法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課
	5 国民保護事案に関する対策の推進【新規】	(1)内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 外務省 (2)内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室 防衛省防衛政策局防衛政策課 防衛省防衛政策局調査課 防衛省統合幕僚監部参事官付 (3)内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付内閣参事官 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室

平成30年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

印刷番号（29）4

平成29年6月

発行 東京都政策企画局調整部渉外課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5388-2153（直通） 都庁内線 21-211

印刷所 株式会社中央謄写堂
東京都中央区日本橋馬喰町二丁目5番8号
03-3669-8160（代表）



東京都